

福祉文化研究

目 次

特集 地域社会の再生と福祉文化

巻頭言 地域社会の再生と福祉文化……………	河東田 博	2
地域福祉を紡ぐ福祉文化の理念……………	永 山 誠	4
地域社会の再生と福祉文化 「老いても、認知症になっても、安心して暮らせるまちづくり」…	雨 宮 洋 子	15

論文

障害者の権利条約と権利擁護に向けた取り組み ～中国には障害者の権利条約を受け入れる土壌があったのか～ …	真 殿 仁 美	25
音楽療法におけるケア概念とその課題……………	堀 清 和	42
中途障害を負った児童・生徒の生活支援 ……………	長谷川 ちゆ子・堀 清 和	52
精神障害者クラブハウスモデルの仕事を媒介にした相互支援の考察 ～その仕組みと発想～……………	三 野 宏 治	62

研究ノート

視覚障害者に対する差別用語と表現、意識 ～当事者の意識と学生の意識～……………	平 井 利 明	76
日本における知的障害のある人のアート活動の潮流 ～「混沌」から「多様」への整理を試みる～……………	柳 澤 章 博	88
「新たな支え合い」をめぐる伝統的価値観に関する一考察 ～〈空間性〉の活用の可能性～……………	板 井 正 斉	100
限界集落に生きる～過疎地域のクリエイティビティ～……………	松 本 竹 生	114
幼児との交流による対人関係能力向上の可能性に関する一考察 ～専門学校生（介護福祉士養成校）と幼稚園児の交流を通して～ ……………	天 摩 雅 和	127

現場実践論

視覚障害者へのギターを用いた音楽による支援 ～対個人から複数、施設利用者全体・相互への支援へ～ ……	佐 伯 典 彦	137
子どもの問題行動における支援のあり方 ～ソーシャルワークの視点から～……………	奥 村 翠	150

その他

つながりと共生を求めて～マイノリティの立場から～……………	須 田 研 一	165
-------------------------------	---------	-----

資料編

Human Welfare and Culture Studies

Organ of the Japan Human Welfare and Culture Research Association

2010 Vol.19

Preface	Hiroshi KATODA	2
Features		
Ideals of “Human Welfare and Culture” can Foster the Development of Community	Makoto NAGAYAMA	4
The Development of the Community where Aged/Demented Persons can Live without Anxiety	Yoko AMEMIYA	15
Article		
Approach for the Right Protection and Convention on the Rights of Persons with Disabilities ; Was There Ground Work to Accept the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in China?	Hitomi MADONO	25
Concept of Care and Problems in Music Therapy	Kiyokazu HORI	42
Life Support for Students with Acquired Disability	Chiyuko HASEGAWA/Kiyokazu HORI	52
Consideration of Mutual Support through Work of the Mentally Disabled Clubhouse Model	Koji MINO	62
Short Article		
The Discriminatory Terms and Expression for the Persons with Visual Impairment — the Gap between the Consciousness of the Persons with Visual Impairment and the Consciousness of Students —	Toshiaki HIRAI	76
Trends in Art of Intellectually Disabled Persons in Japan	Akihiro YANAGISAWA	88
A Study of the Japanese Traditional Value in the Evolution of New Mutual Aid	Masanari ITAI	100
The Unsustainable Settlements — the Creativity of Sparsely Populated Areas —	Takeo MATUMOTO	114
A Study on the Possibility of Improving Interpersonal Skills by Fellowship with Infant	Masakazu TENMA	127
Activity Report		
Development of Support for Music Therapy at a Serious Handicapped Person’s Institution	Norihiko SAEKI	137
Social Support on Children’s Behavioral Problems	Midori OKUMURA	150
Others		
At the Request Connection and Symbiosis	Kenichi SUDA	165

Edited by
The Japan Human Welfare
and Culture Research Association

學術刊行物 2010 Vol.19

福祉文化研究

日本福祉文化学会

地域社会の再生と福祉文化

河東田 博

日本福祉文化学会の会員は、「福祉文化活動」そのものの「楽しさ」、「現場の力」を発見できる「面白さ」、「経験」を共有できる「喜び」、「創造性」を掻き立てる「高揚感」に惹かれて学会に参加してきた。会員相互に「福祉文化活動」を「共有」しながら、地域社会の「活性化」や「再生」を模索しようとしてきた。その際大切にしようとしてきたものは、

「すべての人が隔てなく、差別されることなく、多様性こそを認めあい、独自の価値観や生活様式に互いに誇りをもち、尊厳と自由のなかで生きる権利を有し、意思決定への参加と、社会発展の成果を享受することができるようにすること。そのために、福祉の積極的な実りとしての文化を育み、さらに深い味わいのある文化を創り出していく」という「多元的共生福祉文化社会」を目指す「創造的福祉文化」観だったように思う。

日本で暮らす外国人は大勢いる。東京・池袋では、1960年代中頃から、「外国人が目につくようになった」¹⁾。そして、「1988年を画期として、中国大陸、台湾、韓国をはじめとする東アジア圏から団塊としてのアジア系外国人が来日」²⁾し、1990年代に入ると、「アジア系外国人の生活も安定し、地元日本人との間に相互になじむ関係」³⁾が見られるようになっていった。そして、「日本人と外国人との境い目があいまいとなり」⁴⁾、「外国人とパートナーを組み、なにくれとなく気くばりしている『日本人』」⁵⁾が生まれ、「いわば黒子役の『日本人』は、友人としての外国人と微妙な間合いとテリトリー (Distancing and Territoriality) を維持しながら、共生・共同の新しい経験を積んでいる」⁶⁾。そして、「さまざまな意味での異質・多様性を認め合って、相互に折り合いながらともに自覚的、意志的に築く、洗練された新しい共生・共同」⁷⁾を創り上げようとしている。

1990年代に入ると日系ブラジル人やイラン系の人たち、その他多くの国々から仕事や暮らしの場を求めて日本にやってくるようになった。2008年度からは、日本とインドネシア、さらには、日本とフィリピンの経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement) に基づき、看護師・介護福祉士候補者の受け入れも始まっている。

このように、日本各地で、国籍の違う子どもや大人が共生しながら生活し合う光景が数多く見られるようになってきた。そうした人たちに手を差し伸べる機関も生まれるようになってきた。価値観の異なる外国人との共生を目指すことによって初めて多くのことに気づき、日本社会に同化し一人の人として輝いて生きようとする人たちから多くのことを学び、共に生きようとする「多元的共生福祉文化社会」を目指すことの意義を知ることができるようになるのではないだろうか。

ところで、日本福祉文化学会が発行している『福祉文化実践報告集』などを通して、しょうがい当事者の「社会参加」に通じる取り組みが数多く行われていることを知ることができる。また、

毎年行われている日本福祉文化学会の全国大会には、各地の「福祉文化活動」に参加し、「自分らしく」「生き生きと生きている」人たちが大勢登場する。例えば、2006年度第17回日本福祉文化学会さいたま大会（浦和大学）「シンポジウム」に3人のシンポジストが参加していた。3人共車椅子やストレッチャー、手話通訳を利用しているしょうがい当事者であった。それぞれ、社会福祉法人理事長、写真家、エッセイストとして社会の第一線で活躍している人たちである。この3人のシンポジストの「福祉文化活動」や「社会参加」を通して教えられたことは、「人間観・価値観の問い直し、夢をもつことをあきらめない、双方の対話・歩み寄り、情報保障、支える人の心、自分のこととして考える姿勢、多面的・客観的なものの見方」ができるようになれば、「夢をもつことをあきらめなくてもよい社会、安心して楽しく暮らせる社会、あたり前のことがあたり前にできる社会、人間としての尊厳をもった社会」ができるようになり、「共生社会」にもつながるということであった⁸⁾。

ここでも、自分と向き合いながら、力強く、しかし、無理なく、自然に羽ばたこうとしている当事者たちから多くのことを学ぶことができる。当事者の主張や、語り、動きには「福祉文化活動」が大切にしなければならないものがたくさん詰まっているからである。今後は「多元的共生福祉文化社会」実現のために、当事者に寄り添い、当事者から多くのことを学び、福祉という枠を超え、高められた福祉の質をいかに文化として根づかせていくことができるのかが問われてくるであろう。

外国人、しょうがい者、女性、子ども、若者、高齢者とを問わず、価値観の異なるすべての人たちがお互いに理解し、共感し、共生することによって初めて「創造的福祉文化社会」を築き上げることができる。つまり、お互いの存在と一人ひとりがもっている多様性を認め合い、他人とは異なるその人の持つ特徴を一つの個性と受け止め、一人ひとりが輝いて生きられるようにしていくことが大切だということである。それは、誰をも受け入れ、すべての人を包み込む「多元的共生福祉文化社会」を目指すことであり、このような社会の実現を目指して歩んでいくことが「地域社会の再生」に繋がっていくと確信している。

（かとうだ ひろし 日本福祉文化学会 会長）

注

- 1) 奥田道大「共生と隔離をめぐる社会学的実態」栗原彬編『日本社会の差別構造』弘文堂 1996年（119頁）
- 2) 同上
- 3) 同上（121頁）
- 4) 同上（132頁）
- 5) 同上（136頁）
- 6) 同上
- 7) 同上
- 8) 九里総合福祉文化研究所編『2006年度第9回福祉文化フェスティバル報告書』九里総合福祉文化研究所 2007年（25頁）

地域福祉を紡ぐ福祉文化の理念

永山 誠

はじめに

福祉文化という用語を重視し、あるいはこれを積極的に用いるグループは、筆者の見方をいえば、おおまかに二つある。一つは日本福祉文化学会の系譜であり、もう一つは、政府・行政側の系譜で、国民からみると窓口としては厚生労働省である。福祉文化についての文献や資料を探してみると、日本福祉文化学会の会員を中心に刊行された文献の検索は容易であったが、それに比べ行政側の文献や資料等の検索では成果がえられなかった。行政側の福祉文化についての研究材料はいわば極端に言えば皆無に近いので、このような場合は通常、研究対象として取り扱うことは避けるものである。

しかし文献・資料が皆無であるわけではない。筆者が入手できた記述は合計わずかに数十行に満たないが、福祉文化に関する重要な記述が含まれているのでこれを手掛かりに、冒険ではあるが行政側の福祉文化論の骨格をある程度復元しようと思う。

ところで「文化」という用語についてそ

の意味を簡単に調べると、哲学辞典では、「一定の人間集団の生活様式の全体」（中田光雄稿『岩波哲学・思想事典』1998）とされる。社会学辞典によれば、ドイツ古典哲学等では「〈生〉の営みのなかの欲求・要望を概念化・理念化し、その理念を目標とした精神のはたらきが生み出したものを文化と規定」し、イギリス、アメリカ人類学、フランス民族誌・社会学においては「社会の構成員が後天的に獲得するものすべて、つまり信仰、技能、道徳、法律、習慣、習俗とそれにとまなう能力等々がつくる複合的全体をふくむ」（『現代社会学辞典』有信堂高文社1984）ものとして理解されている。

また福祉という用語は国語辞典でみると「さいわい」「幸福」「生命の繁栄」（岩波書店『広辞苑』1998）であるから個々人の物質的・肉体的・精神的・生活の状態をさすのであるが、加えて「社会秩序の維持」（日本経済調査協議会）という解釈や福祉という漢字の成り立ちでいうと神様からの授かりものとしての「さいわい」（白川静『字統』）であるから、どちらも「社会関係」の観点から解釈された「さいわい」である。

したがって「文化」という用語と「福祉」という用語はともに、社会関係から理解されたことばであることが共通項である。

このように多様な意味に解釈される二つのことばを組み合わせた「福祉文化」の意味を明らかにすることは、きわめて厄介な作業となるので、正面から福祉文化とは何かを考察することは筆者の能力からみて事実上不可能である。筆者は福祉文化についての研究はないのでいわば素人であるから、多少乱暴ではあれ許されると思い、筆者なりの視点から「福祉文化」の意味を検討してみたいと思う。

またのちにみる東京都文書によれば、福祉文化ということばは「人間関係」と「社会関係」の二つの領域から位置づけられかつ定義されている。したがってここでは「社会関係」から行政側の「福祉文化」論を明らかにしたいと思う。

[I] 二つの福祉文化論について

冒頭に述べたように福祉文化についての考え方は、主要には二つのグループの系譜があるといえる。この二つを簡単に紹介し、まず双方の福祉文化論について簡単に説明をしておく。

1 日本福祉文化学会の系譜

福祉文化という言葉は、くり返し引用されるのであるが、灘神戸生協の歴史にあらわれる福祉文化事業委員会（1962年）の取り組みをはじめとして、他の福祉現場や70年代に東京の公務員労働組合員の一部が用いてきたことが伝わっている。しかし広く普及するきっかけとなったのは、1989年、

一番ヶ瀬康子前会長らが日本福祉文化学会を立ち上げたことであろう。そしてこの系譜は、福祉文化についての考え方で確定した内容があるわけではなく、それぞれの立場や考え方を尊重し特定の考えを指導理念とすることなく、自由で開放的に理論あるいは実践を交流する学会として実績を積み上げてきたと思われる。

こうした学会運営をかたちづくるうえで尽力した一番ヶ瀬は『福祉文化論』（1997）の中で、「福祉文化は『共生』の福祉思想の胎動のなかから生み出された¹⁾と述べている。もちろんこれがこの学会の考え方の共通項であるかどうか確認しているわけではないが、筆者からみるとこの「共生」という広くいえば社会思想²⁾を土壌として福祉文化が成立したとする理解は、福祉文化論を検討するうえできわめて重要な指摘であると考えられる。

念のためにいえば、スローガンのように気軽に用いられることが多く、しかもここちよい響きをもつ「共生」ということばは、生物学の領域で豊かになった用語である。ことばの意味は、ともに生きることで相互に利益をもたらすこと、一方だけが利益をえているとしても相手には無害な関係であることである。しかもこの共生の形態についていえば現在も新たな形態の発見が続いている。これらとは反対に一方だけが利益を得、他方が損をする場合は「寄生」関係という。

したがって「『共生』の福祉思想」とは「寄生」関係を縮小させ、あるいは「共存共栄」をめざそうとするアクティブな福祉思想であると理解できるのである。

この「共生」という用語はまた生態系シ

ステムの一つの原理であるが、人間社会にあてはめていえば、社会編成の一つの原理として理解することができる。その意味で、日本社会の将来像を検討する場合、有効な一つの社会構成原理となる。この点は、拙稿「『共生』に関する福祉文化からの検討」(2008)でふれたので、ここではくりかえさない。

2 行政側における「福祉文化」という用語

次いで二番目の行政側が理解している「福祉文化」論を検討するため、関連する主な文献・資料をまず示しておく。

- ①行政側が「福祉文化」というキーワードを用いるようになるそもそもの起源は1974年、日本経済調査協議会報告書『福祉とは何か—社会的アノミー・インデックスを中心に—』にある。あとでみるが、福祉文化の定義にかかわる「新たな価値体系」に言及したいわば最初の文献である。
- ②地域福祉と福祉文化がむすびつく福祉社会という舞台の構造を提示したのは自由民主党「福祉社会憲章」(幹事長私案、74年)で、これは『福祉とは何か』の福祉理念を土台にして構想された憲章である。
- ③「日本型福祉社会」の実現を政府の公式な「超長期計画」として閣議決定したのが「新経済社会7ヵ年計画」(1979年)である。
- ④行政文書で「福祉文化」という用語が最初に現れるのは、東京都地域福祉推進計画等検討委員会『東京都における地域福祉推進計画の基本的あり方について(最終報告)』(89年)である³⁾。

「生存権にもとづく社会福祉」を終息させて、主として地域福祉をどのように推進していくか政策面の対策を具体的に検討した報告書である。実はこの報告書は日本福祉文化学会創設と同じ年であることを、今回調べて筆者ははじめて発見した。福祉文化を検討するうえで最も重要なフレーズが記された資料である。

- ⑤国民生活とのかかわりで行政側の「福祉文化」の特徴を「社会関係」から明らかにするうえで決定的な手がかりを与えるのは社会保障制度審議会「社会保障制度の再構築(勧告)」(1995年勧告)である。
- ⑥「福祉文化の創造」がどのような舞台でどのように展開するのか戦術を明らかにする直接の手がかりを示したのは、社会福祉基礎構造改革(98-99年)でまとめられた社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会「社会福祉基礎構造改革について(中間のまとめ)」(98年)の記述である。ここで「福祉文化の創造」が21世紀の福祉社会づくりをめざす地域福祉活動の中心的目標として位置づけられた⁴⁾のである。

上記の資料で、福祉文化の直接かかわるフレーズがあるのはわずか④⑥の2点であり、分量としては両者あわせても数十行程度である。

この「大海の一滴」のような記述を福祉政策の変容と関連づけて理解した場合、行政側の用いる「福祉文化」という言葉は、日本型の福祉社会構想を実現するため、経済界、政党、行政へと表舞台を移しながら、その「手段」として確立された政策用語で

あることがわかる。そしてこの「福祉文化」の内容を検討すると、骨格部分において「『共生』の福祉思想」とは関わりはなく、「共生」の裏返しの考え方が土台になっていることが浮かび上がってくる。この点を、以下で明らかにしたいと思う。

〔Ⅱ〕行政側が用いる 「福祉文化」論の内容

1 行政側独自の「福祉文化」論を 必要とする背景

行政側は独自の「福祉文化」論をなぜ必要としたのであろうか。その理由をまず、明らかにしておきたい。この問題を解き明かす上でのヒントを与える資料は、1974年にまとめられた日本経済調査協議会『福祉とは何か—社会的アノミー・インデックスを中心として—』という報告書である。この報告書は日本経営者連盟（企業経営者側の労務管理対策のナショナルセンター）会長・桜田武（当時）を代表者とする委員会がとりまとめたものである。

この報告書がとりまとめられた1970年代前半とは、ドル・金兌換停止でブレトン・ウッズ体制の終焉、第一次石油危機、アメリカのベトナム戦争での敗北、IMF・GATT体制の崩壊など「激動の時代」であった。激動は社会経済だけではなく、三島由紀夫という著名な作家がいるが、筆者が記憶にあるのは『潮騒』『金閣寺』『文化防衛論』などの作品がある。三島は1970年11月、東京都新宿区市ヶ谷にある陸上自衛隊東部方面総監部で、日本を体制危機から守るため、「自衛隊はクーデターに決起せよ」と呼びかけたが失敗し、割腹自殺をしたの

である。実はこの事件の数年前に三島は、民間武装組織をつくるため経済界の協力を求めて、はじめて桜田を訪問する。ところが桜田は三島の要請をきっぱり断り、武力によるクーデターは考えるべきではないと論じ、200万円だったと思うがお金を渡し、引き取らせた。このあと、三島は計画を縮小し、民兵組織『楯の会』をつくり、その後、自衛隊のクーデターを呼びかけたのであるが、その意図は、『文化防衛論』である程度示されている。

他方、桜田は報告書『福祉とは何か』の「はしがき」で、「最近、国際社会でも、また各国の国内社会でも各種の紛争や不安定要因が続発している。それはあたかも大地震の前兆でもある地殻変動による地下エネルギーの集積のような不気味さである。もし現在の情勢が半世紀前に起こっておれば、とくに世界戦争が勃発しているものと思われる…」とのべ、保守体制についての危機感を直裁に記している。こうした危機意識から日本経済調査協議会は1972年以降「先進国問題」研究に着手し、危機対策の方策の検討に取り組み、その結論として『福祉とは何か』を作成したのである⁵⁾。

この日経調報告書『福祉とは何か』は、GNP福祉にかわる体制危機下における国家目標は「新たな価値観の確立」が課題とした。報告書の結論を筆者なりの表現でいえば、GNP福祉にかわる新たな国家目標は、福祉国家との妥協を一切排した、つまり反福祉国家型の「新たな価値体系」であり、この「新たな価値体系にもとづく国家社会」をつくることを経済界はきめたので、この目標達成のために行政側は独自の「福祉文化」を必要としたのである。した

がって「福祉文化」という場合、それが「価値体系をふくむ行動様式」と定義される根拠になった。そこで以下、肝心の『福祉とは何か』の論旨を紹介しておこう。

- ①戦後日本は、福祉国家の実現のため事実上の国是として高度経済成長を追求し⁶⁾、物質的な豊かさを達成した(「GNP福祉」の実現)。
- ②物質的な豊かさの実現にともない、同時にそれは保守体制の危機(「社会的アノミー」)をもたらしした。簡単にいえば体制危機の主たる原因は国民が豊かになったからであると認識したのである。
- ③危機対策としてはその原因をつくりだした福祉国家を廃止し、反福祉国家型の〈新たな価値体系づくり〉が21世紀にむけた国家の課題だとした。

ではこの〈反福祉国家型の新たな価値体系〉とはどのようなことであろうか。この報告書の「提言」を参考に説明すると以下のようになる。労働者は、賃上げや職場での権利要求を自粛し、生存権にもとづく国民生活の最低限度の国家保障制度としての公的年金や社会福祉を縮小し、環境や公害等の対企業や対地方自治体の住民要求も自粛するという「価値観」である。自粛しなければ「仲裁機関あるいは裁判により処理する」とする。このような「価値観」にもとづいた新たな国家社会が必要だということである。

そして国民は、こうした社会的経済的制約条件のもとで、自分の生活の満足・こころの充足を得る方法を自ら習得するよう求められたのである。このような要望は、先にのべた保守体制の危機感によって裏づけ

られたものなのである。

こうした「価値観」をもとに、国民は国や自治体の財政依存の生活をやめ(自己責任原理)、「社会連帯」にもとづく相互扶助の地域社会をつくることになる。

この原理にもとづく社会構想は、1974年の自由民主党『福祉社会憲章』(私案)における「活力ある福祉社会」ではじまり、79年自由民主党「日本型福祉社会」となる。この「日本型福祉社会」は政府の「超長期的な国家目標」として79年、閣議決定「新経済社会7カ年計画」によって公式に位置づけられた⁷⁾。その実現の方法として〈地域福祉〉が選択された。そして10年間の準備をへて90年に福祉関連八法改定で地域福祉推進の行政基盤の整備に着手したのである。

福祉関係者が了解しているように、厚生労働省は「生存権にもとづく社会福祉」を終息させ、「地域福祉」を国家運動として推進するため、98-99年に社会福祉基礎構造改革に取り組む。この改革には「基本目標」が「7つ」あり、本題に即していえば「⑦住民の積極的参加による福祉の文化の創造」の項目がおかれ、ここで福祉文化の「創造」を行うための作業方法が提示された。「福祉文化」に直接関わる貴重な記述であるから、一部分ではあるが引用をしておこう。

「地域福祉とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健、医療、福祉サービスの整備および総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉

活動の総体を指す」

注目すべき点は、(i)引用⑦のタイトルを含めて理解すると、行政側の「福祉文化」は地域福祉推進活動によって創造される、(ii)「福祉文化」は福祉社会づくりの手段であること、である。つまり、地域福祉活動で創造される「福祉文化」は最終的に福祉社会づくりの手段に位置づけられている⁸⁾。ここに行政側の「福祉文化」論⁹⁾の社会的位置づけがあるといえる。

2 行政側における「福祉文化」の定義

次いで「福祉文化」の定義であるが、社会福祉基礎構造改革において、「福祉文化」という用語が用いられているが、その意味や定義は議事録をみても討議されておらず、資料提出や説明もされていないことがわかる。

そこで筆者の調べた限りでいえば、福祉文化についての定義を読み取ることができるのは、東京都地域福祉推進計画等検討委員会「東京都における地域福祉推進計画の基本的あり方について(最終報告)」(89年)に示された記述が唯一だと考える。そこでこの報告書の作成経過をふくめたこの文書の内容について説明を加えておこう。

戦後の社会福祉の理念・原理を転換し、地域福祉への移行を包括的に提唱した公的文書は東京都が作成したものが最も早くかつ包括的な文書である。とりわけ重要なことは二つあり、東京都社会福祉審議会「東京都におけるこれからの社会福祉の総合的展開について(答申)」(「61年答申」、1984-86年)は戦後の社会福祉の終息を宣言し、代替に地域福祉への転換を地方自治体ではあるが公的な文書で提案したことである。

この「61年答申」にもとづき東京都は東京都地域福祉推進計画等検討委員会を設置し「中間のまとめ」(88年)を経て、「東京都における地域福祉推進計画の基本的なあり方について(最終報告)」(89年)を作成した。検討委員会のこの二つの文書は、厚生労働省は反論せず黙認するかたちをとったことである。そしてこの三つの文書を土台にして1990年の福祉関連八法をはじめ、今日に至る厚生労働省の福祉政策が展開する。他方、多くの研究者は20年以上を経た今もこれに検討を加えず放置したままである。

実は東京都のこの一連の文書は21世紀における「地域における社会福祉」＝「地域福祉」を実現するための長期的方針を示したいわば戦略文書なのである¹⁰⁾。それゆえ、当然「福祉文化」についての記述もあり、福祉文化の定義もなされているのである。これが入手できた福祉文化についての定義に関する唯一の記述であるから、原文を紹介しておこう。

「福祉のまちづくりが新しい福祉システムの構築(地域福祉システムのこと；永山)と連動することが重要である…その際、施設、設備などのハード面は勿論、諸種のサービスに加えて、人間関係、社会関係における『あたたかさ』『やわらかさ』『共存』『共生』といった価値体系を含む行動様式としての福祉文化の形成(強調；永山による)など、ソフト面からの開発についても工夫する必要がある」(「最終報告」33-34頁)。

筆者の強調であるゴチック部分は、凝集された表現になっているが、三つの注目す

べき要点があると思う。

第1に、「福祉文化」は地域福祉の添え物ではなく、地域福祉というものの核心部分だということである。だから「最終報告」から10年もたった後の社会福祉のメインストリームに地域福祉を押し上げた20世紀末の社会福祉基礎構造改革に引き継がれたのである。

第2に、「福祉文化」とは「新たな価値体系を含む行動様式」と定義されたことである。

第3に、福祉文化は「人間関係」と「社会関係」の双方から「開発」するものとしたこと、この3点である。

通常、福祉文化といえば個を単位とした人間関係における問題として扱われるのが一般的であろう。日本福祉文化学会においても多くはこの領域で福祉文化論が論じられ考察されるように思われる。しかし行政側の「福祉文化」は「人間関係」に加え「社会関係」において福祉文化を「開発」するものとしたことが非常に重要であろう。したがって「福祉文化」を「社会関係」から考えることが必要であることを示しているといえる。

本論文における研究は、第3の指摘をヒントにして、行政側の「福祉文化」論の分析を試みることにした。

さてこの東京都文書における「福祉文化」の定義そのものについて二つのことをコメントしておきたい。

まず第1に、「福祉文化」というものを、知性、感性、思い、趣向など行動規範となる「価値体系」と、価値体系の〈表れ〉としての「行動様式」の二つの要素によって理解されていることである。これは、「福

祉文化」についての政策は、「価値体系」と「行動様式」の双方を含む政策として策定されることを意味する。

第2に、「福祉文化」対策が地域福祉を通じて執行されるのであれば、常識的に考えて、行政、教育、メディア等を通じ、〈意識〉に対し一つの「価値観」にもとづく長期的で系統的な働きかけが実施される。これを前提に他方では、地域社会における系統だった日常的で組織的な〈行動〉の組織化が必要になる。

したがって地域福祉の指導的リーダーは「福祉文化」を「創造」するために、〈意識〉に対する働きかけを与件として地域福祉計画づくり、広報宣伝等を結びつけ、地域福祉推進活動に統合していく実践指導が求められる。「福祉文化の創造」とはこのような地域ぐるみの「自己啓発」運動でなければならないから、推進主体はこの点をよく理解して取り組むことが求められる。「住民の主体性の確立」とはこうした意味を含むのである。

東京都文書の「福祉文化」の定義から、少なくとも以上のことが読み取れる。

3 行政側の「福祉文化」に関する「社会関係」からみた特徴

行政側の「福祉文化」というものを「社会関係」から分析するとすれば、どのような材料を用いれば検討できるのであろうか。「社会関係」を示す客観的指標の一つは、お金の流れである。「1995年勧告」が示すように、社会は、政府、企業、個人(国民)の三者によって構成される。この三者間のお金の流れ方に着目し、主として『福祉とは何か』、自由民主党「福祉社会憲章」、

社会保障制度審議会「社会保障制度の再構築（勧告）」（「1995年勧告」）を参照して点検すると、以下のような事項が読み取れる。

（1）個人（国民）からみたお金の動き

（i）企業の活力を維持するため労働コストをできるだけ少なくする。賃金要求や雇用安定等の生活改善の要望を自粛する（「福祉とは何か」「福祉社会憲章」「新経済社会7カ年計画」「1995年勧告」）。

（ii）国・地方自治体の財政負担になるような要求は自粛し、国家や地方自治体に世話をかけない自立した生活をめざす。税・社会保険料負担等は国家に対する「社会連帯のあかし」として完納する（「福祉とは何か」「福祉社会憲章」「新経済社会7カ年計画」「1995年勧告」）。

（iii）850兆円をこえる財政赤字のツケ払いを国民は受忍する（元政府税制調査会会長の加藤寛は『大増税の世紀』（2001）で、国民が「税金を払うために生きる人生」になると警告¹¹⁾）（「福祉とは何か」「新経済社会7カ年計画」「1995年勧告」）。

（iv）国民の経済生活は国民同士の拠出による社会保険方式を基本に助け合い、福祉サービス等は地域における相互扶助としての地域福祉によって助け合い、国民同士が自助自立・相互扶助の社会にする。つまり、政府や一

部の企業がお金を使う人、国民はお金を払う人という構図であるから、これがお金の流れからみた「社会連帯」にもとづく福祉社会のかたちである（「福祉とは何か」「福祉社会憲章」「新経済社会7カ年計画」「1995年勧告」「社会福祉基礎構造改革」）。

（2）政府からみたお金の動き

（i）政府も地方自治体も国民向けの財政支出は削減する（「福祉とは何か」「福祉社会憲章」「新経済社会7カ年計画」「1995年勧告」）

（ii）国家の安全保障や危機管理について国民は義務としてリスク（財政負担、危険負担）を負う（「新経済社会7カ年計画」「1995年勧告」）。

（iii）国家にとって経済的安全保障が第一であるから、企業のセーフティネットを強化すべきである（「新経済社会7カ年計画」「1995年勧告」）。

（iv）財政赤字は国民負担、消費税増税（「新経済7カ年計画」）

（3）企業からみたお金の動き

（i）経済安全保障のために企業の自由競争、国際競争力の維持の保障とセーフティネットの確立が必要（「福祉とは何か」「新経済社会7カ年計画」「1995年勧告」）

（ii）企業における労働コストの軽減（「福祉とは何か」「新経済

社会7カ年計画」[1995年勧告])

(iii) 社会保障制度を企業のセーフティネットに(「1995年勧告」)

(iv) 財政赤字の国民負担、消費税等大幅増税(「新経済社会7カ年計画」、日本経団連(「活力と魅力溢れる日本をめざして」2003))

三者のお金をめぐる関係は以上のような形になっている。このような経済的關係の中で、国民は元政府税調会長のというような国民だけが社会の経済負担やツケ回しをされる社会となることはほぼ疑う余地がない。

このような経済的社会的な制約条件のなかにおける理想的人間像について、日本型の福祉社会の設計段階の1980年にすでに検討されていたことは注目されてよい。

つまり経済成長の制約、福祉国家の行きづまり等の社会的経済的制約条件のもとで、「啓発された利己心にしがって一場合によっては若干の連帯感をもって一非貨幣的福祉をも含む自己の福祉と生活の質の改善を追及する人間のモデル」(=「福祉人」)が21世紀の国民像として提案された。

この「福祉人」モデルは丸尾直美『質の経済学』(1980)において、日本型福祉社会における理想的人間像として提示された¹²⁾ものであるが、福祉文化とのかかわりでいえば、この「福祉人」モデルを地域福祉活動への参加を通じて育てるということであろう。

たとえばマスメディアで、要介護の高齢者が在宅介護されているが、家族や地域の支援関係のなかでこちらの触れ合い・支えあいを題材にした視聴者参加による「こ

ろの癒し」の企画がヒットしているようである。この種の企画はおおむね多くの人びとが感動をもって広く受け入れている状況にある。非常に良識ある内容だと筆者は思う。しかし、日常の医療や福祉や生活の改善を図る上で、地方自治体や政府への要望、介護職員の賃金改善や増員の要望もでてくるが、それらは必ず話題にならずカットされ、「だからボランティアが大事だ」とか「だから近所のちょっとした声かけが大事」だという相互扶助の効能・課題として話はまとめられ感動的な癒しで終わる。生活上の経済負担や要望などはあたかもなかったような意識に筆者はなり、癒しがこころに焼きつく。つまり意識されないことは存在しないことなのである。

客観的事実として経済負担は軽減されないが、要望を実現しようとする社会的意識を薄める効果はある。国民は生活不安のなかで、時としてこころが癒され満ちたりた時間をもつことは非常に大切であるから、「啓発された人間」を〈地域〉の「『規制力』をもつ団体的性格」(小林良二1984)¹³⁾を活用して、教育し訓練し組織化するのが「福祉文化」だということになる。

以上から結論として、「社会関係」から理解される「福祉文化」は、政府や企業は負担を軽減して「勝ち組」となり、国民はそれらの負担を受け入れ一人「負け組」となることを受忍することである。そしてこのような経済的社会的な制約条件のもとで国民は、「啓発された利己心にしがって一場合によっては若干の連帯感をもって一非貨幣的福祉をも含む自己の福祉と生活の質の改善を追及する」ような「生活文化」を育てることが「福祉文化」の課題であり、

「福祉文化の創造」だということになる。

最後に、「地域福祉の推進」によって構築される日本型の福祉社会では「国家一個人」関係が再編される¹⁴⁾。日本国憲法にもとづく個人を基礎とする社会編成から、国家の権限の増大と個人の自由や基本的人権の制約・抑制が傾向として強まる。それにともない集団主義の傾向が進行する¹⁵⁾。これは1970年代後半以降の日本型福祉社会の諸提案の研究で共通にみられる傾向である¹⁶⁾。この点は、個人の尊重を重視してきた「福祉文化」にとってそのあり方を左右する重要な問題を孕んでいるといえる。

わずか数十行ほどもない福祉文化についての記述をたよりに、社会福祉の変化と関連づけて読み取れたことがらは、ほぼ以上である。

〔Ⅲ〕福祉文化論の課題

以上の検討から行政側の「福祉文化」論を貫いている特徴をまとめると、日本社会が抱える課題や困難を解決するうえで、社会の構成員である政府、企業、国民の三者が互いに協力し協働して乗り越えようとする「共生」の視点は読み取れず、また21世紀の「希望」を三者が共有しようとする視点も読み取れない。つまり「『共生』の福祉思想」とは無縁の福祉文化論である。

注意したいのは、行政側の「福祉文化」論は、「地域における社会福祉」を政策手段として「社会連帯」「共生」という人間関係づくりを目指すのであるが、正確に読むと政府や企業を除いた国民同士あるいは国民内部に限定した「社会連帯」「共生」であることがわかる。政府や企業は計算に

入っていない。肯定的にいえば国民同士の内部に踏みとどめた「『共生』の福祉文化」論といえる。

筆者の考えでは、国民同士の「社会連帯」や「『共生』の福祉文化」を出発点とすることは賛成なのであるが、そこだけに踏みとどまるのではなく、ここを一步だけ押し広げ、わずかではあっても国民とともに政府と企業という社会を構成する三者が接点をもつ福祉文化を創ることが必要だし、この三者を包みこんで成長できる福祉文化、要するに「『共生』の福祉思想」にもとづく「福祉文化」をつくるのが21世紀の日本に求められていると思うのである。

注

- 1) 一番ヶ瀬康子編著『福祉文化論』（有斐閣1997）4頁。
- 2) 永山誠「『共生』に関する福祉文化からの検討」（『賃金と社会保障』2008.4No.1464）26頁－31頁。
- 3) この二つの報告書の政策論からの検討は、永山誠『戦後社会福祉の転換』（1993）69頁－105頁等参照。
- 4) 社会福祉法令研究会編集『社会福祉法の解説』（中央法規2001）49頁参照。
- 5) 日本経済調査協議会『激動の日本経済』（非売品1982）21－33頁。
- 6) 樋口陽一「日本憲法学と福祉の問題」（東京大学社会科学研究所編『福祉国家 4 日本の法と福祉』（1984）60頁。永山誠『社会福祉理念の研究』248頁－254頁。
- 7) 「活力ある福祉社会」を政策概念として整理したものが「日本型福祉社会」である。日本型福祉社会には、自由民主党研修叢書『日本型福祉社会』と「新経済

- 社会7カ年計画」の二つのタイプがある。共通項は多いが地域福祉の観点が前者にはなく、後者はこれを重視するという違いがある。社会政策や社会福祉の研究者の多くが前者で理解している。そして日本型福祉社会は1990年代にはいると政策としては崩壊したと解釈されることあるが、事実は逆で、21世紀に本格化する。前掲永山誠『社会福祉理念の研究』87頁－99頁、219頁－254頁参照。
- 8) 日本型の福祉社会論を、家族の福祉資源論だけで理解し、それが1990年代に終焉したと理解するならば、福祉文化に関する「社会関係」の視点からの研究は不可能となる。
- 9) 永山誠『社会福祉理念の研究』197頁－218頁。
- 10) 三浦文夫はフォローしている。「戦後社会福祉の政策研究の総括」『講座 戦後社会福祉の総括と21世紀への展望 I 総括と展望』ドメス出版2002) 40－48頁。永山誠『戦後社会福祉の転換』（労働旬報社1993）参照。
- 11) 加藤寛『大增税の世紀』（小学館2001）5頁。
- 12) 丸尾直美・熊谷彰矩編著『質の経済学－アメニティ社会の実現』（同文館1980年）4頁。
- 13) 小林良二「社会福祉の供給体制 I」（社会保障研究所編『社会福祉改革論 I 社会福祉政策の転換』東京大学出版会1984年）224頁
- 14) 長尾立子「住民本位に福祉を再構築」『週刊社会保障』1990.9.10、1603号12－13頁。
- 15) 永山誠『戦後社会福祉の転換』（労働旬報社1993）191－193頁。
- 16) 総合社会政策基本問題研究会『総合社会政策を求めて』（経済企画庁、1977）、丸尾直美『日本型福祉社会』（日本放送出版会1980）、小林良二「社会福祉における公私関係」（社会保障研究所編『社会福祉改革論 I』東京大学出版会1984）224頁など参照。
- （ながやま まこと 昭和女子大学）

地域社会の再生と福祉文化

「老いても、認知症になっても、安心して暮らせるまちづくり」

雨宮 洋子

1 はじめに

筆者らは、1987年に認知症の人を専門にケアする特別養護老人ホーム（以下、特養ホーム）を大分県宇佐市に開設し、高齢者対策の一環として、ケアとりわけ認知症ケアを科学的に裏付けられたデータに基づきいかに展開するか、地域・在宅で暮らす認知症の人をいかにサポートするのか、を中心に実践的研究を行ってきた。また、高齢者ケアの分野に精神障害者の社会参加・復帰するための契機をいかに築けるか、ということも同時に実践してきた。

開設当初より、認知症ケアの実践的研究、地域ケアの実践的研究および教育活動、精神障害者の社会参加への取り組みなど、特養ホームを中核として「老いても、認知症になっても、安心して暮らせるまちづくり」という方針を掲げ、地域社会へのアプローチを続けている。

本稿では、筆者らのこれまでの取り組みを紹介しながら、認知症ケアを通じて地域社会へアプローチする中でみえてきたこと、課題などについて考察を行う。

2 地域の実情を踏まえた地域ケアサービスの創造

2-1 ミニデイサービス

特養ホーム開設直後より、筆者らのもとには認知症ケアのみならずケア全般で悩む家族からの相談などが多数寄せられた。筆者らにとっては、認知症ケアを媒介として地域社会のケアの実情がみえ始めた時期、ということができる。

その中で、地域に暮らす高齢者一般を対象として昼食会などを定期的に開催するなど、地域から施設へ人（要介護者）と情報（ケアニーズ）を集積し、より地域社会の実情の把握に努めた。

そのような過程を通じて、地域で暮らす認知症の人およびその家族の実情が次第に浮き彫りになってきた。当時の当該地域は農業を中心とした一次産業が中心であり、家族（主介護者も含む）が田畑で働いている間、家では認知症の人が一人取り残されていた。一方、デイサービスを利用している認知症の人も、利用時間に限りがあるため、家族が仕事から戻るまでの間（農作業

は原則、日没、暗くなるまで行われる)は上記同様に認知症の人が一人取り残されていた。今から省みれば非常に危険な状況が地域社会のあらゆるところに点在していた、ということがいえる。

このような地域社会の現実から、1989(平成元)年法人単独事業として、ミニデイサービス(小規模毎日利用型デイサービス)を開始した。この事業は、地域社会で暮らす認知症の人を対象に、“日中のみ入所”という概念に基づき、量と質の両面から施設入所と同程度のケアサービスを提供することをその目的として開始した。同時に、地域社会の実情に基づき、働く介護家族の支援も視野に入れた。具体的には、受入時間を柔軟にすることで、家族が出勤時に一緒に当園へ来所し、仕事が終わるその帰りに当園から一緒に帰宅することを実現した。

このミニデイサービスは一つの先駆的モデルとして取り上げられ、1992(平成4)年、デイサービスE型として法制化され、認知症の人を対象とした毎日利用可能なデイサービスが措置事業として各地に展開されるようになっていった。それに伴い当園においても、法人単独事業から措置事業へと変更し、デイサービスE型「安心館」と名称を改め事業の継続を図った。現在は、介護保険の認知症対応型通所介護事業(地域密着型サービス)としてサービスの提供を行っている。しかし、要介護度ごとに定められている支給限度額により、毎日利用したいというニーズはあるものの、それに応えることができないという現実も起きている。

2-2 サテライト型デイサービス

1991年(平成3)年3月より、B型デイサービス事業(現在は、介護保険の通所介護事業)を開始した。当時は、ミニデイサービスも含め5市町村の広域圏から委託を受けていた。そのため、遠距離からの利用者も多く、送迎は施設側にも、利用者にも大きな負担になっていた。特に、ミニデイサービスは、毎日通所する利用者がほとんどであり、双方の負担となっていた。また、B型デイサービス、ミニデイサービスともに定員を越えており、これ以上の新規受け入れは困難になっていた。送迎負担の軽減、同時に利用定員枠の拡大を図り地域社会のケアニーズの充足を図るため、デイサービスを施設内のみで行うのではなく、地域に出かけ、地域の中で実施するという、いわば出前出張型デイサービスを考え、1991(平成3)年7月より宇佐市麻生地区において開始した。

この地区は宇佐市内で最も過疎化が進み、当時すでに高齢化率が30%を超えていた。施設からは最も遠距離のうえ、山間地で谷間が複雑に入り組み、そのあちこちに数世帯ずつ集落が点在している。同じ市内でありながら、送迎に片道1時間前後を要する。地区の中央部に比較的道幅も広く1日3、4往復のバスが通る道路が整備されている。しかしながら、多くの集落はこの道路から幅の狭い坂道を入れて行かなければならず、この道は10人乗りの送迎用車両が無理をしてやっと入れるといったもので、雨が降ると道の一部が崩れたり、夏は雑草や木の枝が茂るなど車両の通行を難しくすることもあった。そのため、当時は車を木の枝に擦る、小さな溝に脱輪するなど小事故が年間に数

回あった。

このような地域社会の実情を踏まえ、地区の公民館を借りて、そこへ施設スタッフが出かけ、地区の民生委員やボランティアの協力を得てサテライト型デイサービスを開始した。サテライト型デイサービスを実施し、送迎の負担軽減や新規利用者の拡大が図られ、地域の老人は地域の中で地域の人々の互助によりケアを受けることが可能になるというだけでなく、新たな建物を作ることなく既存の社会資源、例えば公民館や老人憩いの家、福祉センター、子供の減少により空き教室のでた保育園、幼稚園、小学校、或いはお寺や教会、空き家になっている民家などを一部改造した上で利用することで、地域社会の新たな拠点づくりという可能性もみることができた。それは、サテライト型デイサービスに、デイサービスだけでなく、介護相談や介護教室等を開くことで、地域ケアの拠点としての機能が強化される。さらに、医療・保健・福祉の専門職も随時参加することで、地域ケアの

総合化やネットワーク化の促進も期待された。

なお、地域ケアの拠点としての特養ホームとサテライト型デイサービスの役割、および関係はそれぞれ図1、図2のように整理することができる。

3 地域の文化をケアに取り入れる試み

3-1 地域社会の文化的拠点としての 特養ホーム

筆者らは、平成10年より特養ホームを会場にして文化祭を毎年開催している。入居者、デイサービス利用者はもちろんのこと、地域住民の協力も得ながら開催している。特養ホームの役割として、地域ケアの拠点であると同時に、文化的拠点であるとも考えている。

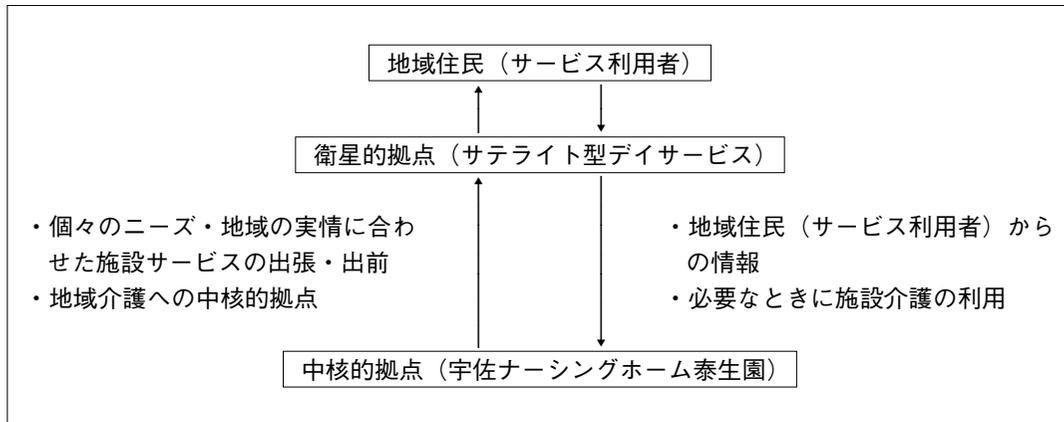
特に高齢化、過疎化が進行している地域においては、地域の風習や風俗など地域の文化を後世へ伝える機会や場所がないといった実情がある。そのため、特養ホームが

図1 特養ホーム（親施設）とサテライト型デイサービスの役割

親施設の役割	サテライトの機能・役割
<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術指導・援助 2. 教育・研修 3. 専門職員の派遣 4. 給食センター機能 5. 備品・材料・資材等の調達 6. 関係機関との調整 7. 社会資源の開発・育成 8. データバンク機能 9. 複雑・困難事例への対処 10. その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の出張所機能 2. ボランティアセンター 3. 給食・配食サービスの基地 4. ヘルパー派遣事業の基地 5. ケアの総合化機能 6. ネットワーク形成機能 7. 地域ケアセンター機能 8. 共同住宅機能 9. その他

出典：雨宮克彦「大分県宇佐市における地域ネットワークの試み」、『現代のエスプリ』1996

図2 サテライト型デイサービスと特養ホーム（高齢者施設）の関係性



出典：結城拓也他「地域における中核的拠点と衛星的拠点づくり」(『月刊総合ケア、12(7)』2002)

その機会と場所を提供することができるのではないかと考えたことが文化祭を開催するに至った一つの理由である。また、文化祭期間中に講師を招いて講演会を開催し、地域住民に認知症という疾患を知る機会を確保し、地域ケアの拡充も図ってきた。

図3は、ある年の文化祭期間中に行われた催しもの一覧である。企画展示では、今では「かつてのもの」として忘れ去られた道具、日常の光景など、利用者が慣れ親しんだであろう道具（農工具、生活用品、

遊び道具）、衣装（和服や振袖）、日常生活風景（大正～昭和30年代頃までの写真）、むら祭りの光景（神輿、駄菓子）などを再現した。使用した展示品は地域住民の協力を得ながら、納屋や蔵の奥に眠っている、実際に使用した、色あせた、手垢のついたものを中心に集めた。単に展示し、鑑賞するだけでは意味がなく、入居者や地域住民が実際にそのものに触れ、地域の風土や風習などをあらためて見直し、後世へ何を伝えるべきか共に考える、ということ

図3 文化祭期間中の催しもの

企画展示	<ul style="list-style-type: none"> ・宇佐市の四季の風景・地域の年中行事（写真・説明パネル） ・御神輿・昔の道具たち・入所者、デイ利用者の作品・生け花
演奏会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のサークルによる大正琴の演奏・保育園児の訪問 ・中学校プラスバンド部による演奏会
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫祭・お茶会
ケア関連	<ul style="list-style-type: none"> ・介護機器の展示、紹介・講演会

図 4 企画展示の様子



農耕具

お祭り（神輿、駄菓子など）

日常の生活風景

を意図していたため、そのような「もの」をあえて収集・展示した（図 4 参照）。

筆者らの特養ホームの入所者は認知症の人であるが、展示会場にて、スタッフがある男性入所者に、「これは何ですか」と尋ね農具を手渡すと「唐蓑（トウミノ）」と答えた後、「雨の日にこうやって（肩にかける）田に行くんだよ…」と身振りを踏まえながら笑顔で話した。その場にいたスタッフは、「普段の〇〇さんではなく、働く父親の姿がそこにはありました」と感慨深くその時の様子を語っていた。確かにそれを使って働いたかつての彼の姿を見つめることができた瞬間でもあった。このような光景は、多くの入所者に見られ、多くの職員が同じようなことを感じていた。毎週行うミーティング（個々に合わせたサービス内容や行事の反省などについて話し合う全体的なカンファレンス）では、入所者やその他サービス利用者の違う側面を垣間見ることができ、個々それぞれに対する見方が変わった、という意見が多きだされ、その後のスタッフのケアにもよい変化をもたらす機会でもあった。

特養ホームが地域の風土・風習・風俗など、いわゆる地域文化なるものに根ざした

実践を行うことで、地域ケアの中心的役割のみならず、地域の歴史や文化を伝える場としての役割をも担うことができるのである。

3-2 地域社会へ外向き地域に触れる

筆者らの特養ホームでは、昔の生活道具や地域の風習などを認知症ケアに取り入れ、記憶を引き出す総合おもいで活動を行っている。季節や日時の感覚も失いつつある認知症の人のために、年中行事はもちろんのこと、四季折々の地域特有の行事を行なうことによって季節を感じ、おもいでを語り合う機会としている。

宇佐市は、特産品の一つとしてぶどうの栽培が盛んに行なわれている。入所者の中にも、かつてぶどう農園を経営していた人も数名いる。そこで、ぶどうの収穫期である9月中旬にぶどう狩りをケアの一環として取り入れ実施している。地元のぶどう農園に認知症や筆者らの取り組みを理解、協力を得ながら実施している。ぶどう狩りは、実際にぶどう園に出かけ、日常生活とは異なる場面を設定して行なっている。ぶどう狩りが始まると、「あれ、もうこんな時期なの…」「これはまだ熟してないから…」

「昔は、近所に手伝いに行ったりして…」など過去の話が次々と語られる。各々が自らもぎ取ったぶどうを手にとり、口に運びながら、過去の記憶を辿り、心から「おいしい」と笑顔で会話する姿など、入所者の日常とは異なる表情を私たちにみせてくれる。

筆者らは、総合おもいで活動を可能な限り本物に接することで、より効果的に行うことができると考えている。したがって、特養ホーム開設当初より、新年は近くの神社へ初詣に出かけるなど、ぶどう狩り以外にも現実の地域社会に向き本物に触れることを大切にしている。

一方、この取り組みは総合おもいで活動としての側面だけではなく、認知症を発症したがゆえに奪われがちな地域社会など外部と接触する機会でもある。最期まで、住み慣れた地域で生活していると実感できるよう支援する試みとしても位置付けて実践している。

4 地域社会で老いを支える

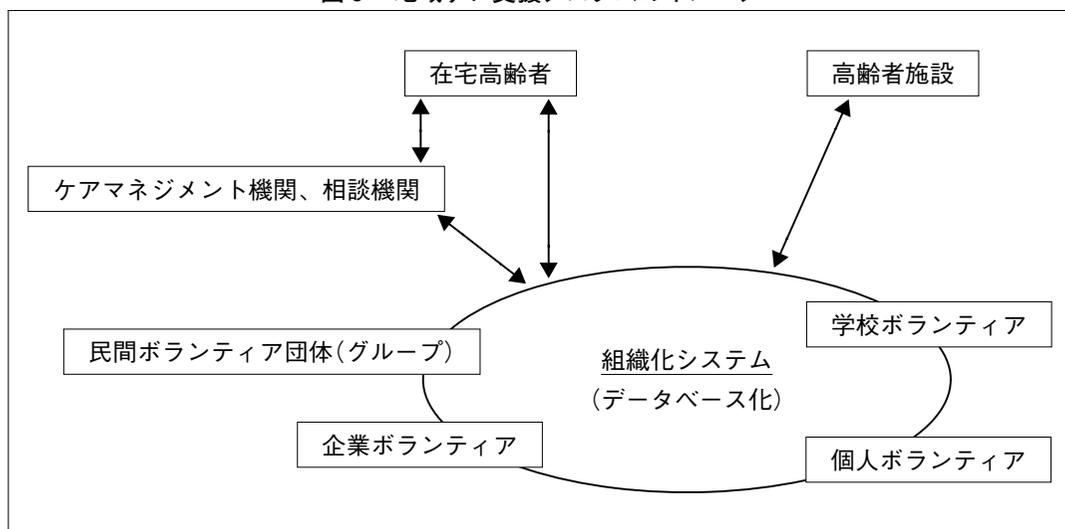
筆者らは、先に述べたとおり「老いても、認知症になっても、安心して暮らせるまちづくり」という方針を掲げ、いかに住み慣れた地域で最期まで生活することができるか、ということについて考え、事業の展開を図ってきた。その過程の中で、介護保険で給付されるサービスのみでは要介護高齢者、とりわけ認知症の人の生活全般を支えるケアを望むのは難しいという現実に着目し、そのすき間を埋めるためにどのようなことが必要なのか、介護保険施行直後より検討した。その結果、様々なことが挙げら

れたが、ちょっとした外出やゴミ捨てなどといった事柄、つまり我々が日常生活で何気なく行なっていることが案外見落とされているという点が浮かび上がった。そこで、個人単位で空いている時間に無理なく、自身の特技を活かせるボランティアを育成する必要性があった。2003（平成15）年より、一人一芸をキーワードにしながらボランティアの育成を図っている。具体的には、セミナー等を地域で定期的で開催し、認知症に関する理解はもちろんのこと、個人単位でできるボランティアという考え方、その必要性について理解と普及を図っている。参加者の中には、ボランティア団体に所属し実際に活動しているという方もいるが、自身の都合と団体の活動時間を合わせる事が難しく、したくてもできない時があり、個人で無理なくできる方法はないか考えていた、という声もある。今後、主に身体的ケアは介護保険サービスが担い、それ以外の日常生活上必要なことは地域の個人のボランティアが担うことによって生活全般を支えるケアを達成し、最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指している。

また、個人単位でボランティアなサービスを必要とする人、提供できる人を結びつけるために、情報技術の活用は不可欠である。個人情報に配慮した上で、双方の登録や検索をインターネット上で行うことが可能となり、効率的かつ迅速な対応ができる。インターネットを利用することにより、幅広い人材、年齢層の参加も期待することができる（具体的なイメージは図5を参照）。

地域全体でケアを担う時代、一人一人が何をすべきか、何ができるのかということを開きかけながら、“できるところから始

図5 地域ケア支援システムのイメージ



める”ことをサポートするシステムを提供することが筆者らの役割であると考えている。

5 おわりに

介護保険施行後、ケアが身体的ケアへと限定的に捉えられるようになり、施設経営上の理由からも地域社会への活動や文化的活動が減少している、あるいは減少せざるを得ない状況にあるのではないかと考えている。地方自治体もそれらを補うだけのサービスを提供する方法、財政的余裕も持ち合わせていない状態にある。そのため、ボランティアなインフォーマルサービスを組織化し、要介護者や介護家族のニーズに対応することが求められている。

障害者の高齢者介護分野への参加については、筆者らが運営する精神障害者授産施設の通所者が、介護用品の製造・販売や高齢者向け配食サービスの一部を行っている

が、地域全体で見れば、それらは限られた活動である。

今後、個人単位のボランティアを含めたインフォーマルサービスを組織化し、在宅ケアや施設ケアへ身体的ケア以外の生活ニーズ全般に対応できるシステムを構築することが急務であると考えている。その際、参加しやすい環境を整えることで、普段、高齢者ケアを含めた社会福祉サービスに関与することのない地域住民の参加を促進することができ、社会福祉全般への関心を高め地域社会全体の福祉向上へと向かう機動力となる。フォーマルサービスとボランティアなサービスを結合し、組織的かつ包括的に提供することにより、老いても、認知症になっても、安心して暮らせるまちづくりを実現できる。

また、広く地域住民が参加することにより、地域の風土、風習、風俗などの文化や歴史を踏まえ、地域住民の福祉なるものを

実現できる地域社会をいかに構築するのか、という視点で議論する機会の確保にもつながり、地域社会再生へと歩みだせると考えている。

資料：総合ケアセンター泰生の里の地域ケア活動の経過

- S 62. 4 : 宇佐ナーシングホーム泰生園(認知症専門特養ホーム) 事業開始
- S 62. 4 : 高齢者介護・心の健康相談所開設
- S 62. 4 : 施設機能強化事業開始
 - 認知症高齢者通所リハビリテーション事業
 - 認知症高齢者処遇困難事例研究会(年4回)及び事例集の発刊
 - 介護教室の定例(毎月)開催
 - ボランティア養成講座
 - 公開定例(週1回)福祉講座(後に介護福祉士受験講座を兼る)
 - 介護用品展示コーナー設置
- S 62. 8 : ショートステイ・ナイトケア事業開始
- S 62. 9 : 精神障害者小規模授産施設開始(家族会と共同運営)
- H 1. 9 : 認知症高齢者地域ケア推進事業(厚生大臣の承認による特別事業)受託
 - 認知症高齢者地域ケア推進協議会設置
 - 心身虚弱高齢者ならびに単身生活高齢者生活実態調査
 - ショートステイ利用者に関する調査

宇佐ナーシングホーム泰生園
利用者に関する調査

- H 1. 9 : ミニ・デイサービス(毎日通所型デイサービス) 事業開始
- H 2. 3 : 認知症高齢者地域ケア推進事業報告書発刊
- H 2. 4 : 精神保健通所授産施設オープン、精神保健研究所併設
- H 2. 5 : ほけ老人を抱える家族の会(大分県支部) 結成、事務局担当
- H 2.10 : 老いても心身に障害を持っても安心して暮らせるふるさと町作り事業(日本生命財団助成) 開始
- H 3. 3 : B型デイサービスセンターふれあい館事業開始
在宅介護支援センター事業開始
- H 3. 5 : 介護型・登録型ホームヘルパー派遣事業開始
- H 3. 7 : サテライト・デイサービス事業開始
- H 4.10 : ミニ・デイサービス事業をE型デイサービス事業に移行
- H 6. 3 : 緊急通報電話受信センター併設
- H 6. 3 : 「高齢化社会 あったかい街づくり」毎日新聞社より発刊
- H 7. 3 : 365日・毎日2食配食型給食サービス開始
- H 8. 6 : 別府総合ケアセンター泰生の里完成、オープン
- H 8. 6 : グループホーム「リベラホーム」オープン
- H 8. 6 : 全国高齢者遊びデザイナー養成講座開催(別府市)
- H 8.10 : ホリデイサービス事業開始
- H 8.11 : 全国呆け老人を抱える家族の会

- 全国研究大会開催（別府市）
- H 9. 3：日本老年行動科学学会主催（別府市）
- H 9. 3：ミシガン大学ターナー老年クリニックとの国際交流セミナー（別府市）
- H 9. 4：介護機器リニューアル研究事業開始
- H 9.10：サテライトデイサービス制度化（宇佐市内6カ所に拡大）
- H 9.11：セミナー「ボケを検証する」開催（大分市）
- H10.11：日本福祉文化学会を開催（別府市）
- H10. 5：パソコンによる認知症ケアプラン策定支援ソフトの開発
- H10.11：第1回泰生の里文化祭開催
- H10.12：総合ケアセンター泰生の里ホームページ公開
- H11. 9：テレスタデイ（遠隔研究会）開始
- H11.10：テレビ電話を用いたテレケア事業試行開始
- H12. 2：「老年期痴呆の医学的理解 ～専門性あるケアのために～」出版
- H12. 3：「通所施設での痴呆高齢者に対するアクティビティケアの調査報告書」出版
- H12. 4：介護保険制度スタート
- H13. 2：グループホームサイト「もう一つのお家」公開
- H13. 3：グループホームを核にITを応用したネットワークシステム開発研究
- H13. 4：大分認知症ケア研究会スタート
- H15. 4：「老いても、痴ほうになっても、安心して暮らせるまちづくり」（高山財団研究助成事業）
- H16.10：国際アルツハイマー病協会第20回国際会議実行委員として参加
- H17.11：第3回日本通所ケア研究大会発表
宇佐ナーシングホーム泰生園
天皇陛下より御下賜金を授与
- H18.11：第9回泰生の里文化祭（法人設立20周年記念）
- H18.12：別府市グループホーム連絡協議会 第1回認知症フォーラム開催
- H19. 2：おはよう21 中央法規出版
「現場から考える、自立を妨げない生活支援」執筆
ふれあいケア 全国社会福祉協議会出版
「ほっと笑顔の仲間たち」執筆
- H20. 3：高齢者生活を支援するIT介護
介護（施設）と医療情報管理のIT化
大分県グループホーム活動事例集
グループホーム「リベラ・ホーム別府」執筆
- H21. 1：大分県高齢者福祉施設等実践者研修大会 発表
- H21. 5：全国認知症グループホーム大会2009年フォーラム発表
- H21. 9：アクティビティインストラクター資格認定セミナー開催
- H22. 1：大分県高齢者福祉施設等実践者

研修大会 発表

その他定期的・地域活動

認知症ケア事例研究会

昭和62年4月より年4回定期開催

家族介護者教室

昭和62年4月より毎月1回開催

泰生の里盆踊り大会

昭和62年8月より毎年8月開催

泰生の里大運動会

昭和62年10月より毎年10月開催

泰生の里夏祭り

平成8年8月より毎年8月開催

泰生の里文化祭

平成10年11月より毎年11月開催

別府市グループホーム認知症フォーラム

平成18年12月より毎年開催

(あめみや ようこ 社会福祉法人泰生会
理事長)

障害者の権利条約と 権利擁護に向けた取り組み

～中国には障害者の権利条約を受け入れる
土壌があったのか～

真殿 仁美

要 旨

目 的

2006年12月に国連の第61回総会で採択された「障害者の権利条約」は、2008年4月に20カ国以上の批准を得られたことから、翌月5月に発効に至った。アジア最多、世界でも最多の8,000万人以上の障害者が暮らす中国は、この権利条約を2008年8月に批准している。国際条約を批准するということは、条約の内容に沿って国内法を整備していくことを意味している。果たして、中国はこの条約を受け入れ、国内の調整を進めていく環境を整えていたのだろうか。

本稿の目的は、中国がこれまで障害者の権利擁護について、どのような取り組みをしてきたのかを明らかにすることにある。特に、公的責任、法的側面、市民参画による権利擁護の3つの視点から権利擁護に関する取り組みを考察する。

研究の方法

権利擁護を支える理念や動向を再度確認するために、主に高山や曾和の先行研究を援用した。

一方、中国における障害者の権利擁護に向けた取り組みについて、権利擁護システムを構築していく上で重要となる観点のうち、3つを重点的に取りあ

げ分析を行なった。

結 語

中国は法的な権利擁護を進めていくに際して、国連の障害者の権利条約を意識して国内法の改正に着手していたことを、関係者の証言等から明らかにした。また、公的責任や市民参画による権利擁護活動においても、1980年代から少しずつではあるが基盤整備に乗り出していたことが明らかになった。これらのことから、十分ではないものの、中国では「障害者の権利条約」を受け入れ、国内法や環境を整える下地づくりを進めていたことが明確になった。しかし、権利擁護はそれぞれの立場から権利擁護に向けた取り組みが、有機的に重なり合うことで効果を発揮する。そのため、整備された権利擁護システムの構築が不可欠であるとの結論に至った。

キーワード

障害者の権利条約、中国の障害者権利擁護、権利擁護システム

1 はじめに

1-1 研究の背景および目的

2008年5月3日、国連の条約である「障

害のある人の権利に関する条約」(以下、「障害者の権利条約」¹⁾と記す)が正式に発効した。条約の発効を祝い、国連の潘基文事務総長は「すべての人の普遍的な人権を追求する上で、歴史的瞬間だ」と声明を出した²⁾。

この権利条約は、障害者の人権を守るための包括的な条約である。内容を見てみるとわかるように、特別に新たな権利を定めただけのものではない。人間が人間としての尊厳を保ち社会で生活するために必要な権利を、障害者の立場から定めたものである。この条約の策定に際して、当事者である障害者やNGOが深く関わっていたことは既に知られている通りである。意外なことに、この条約が策定される以前、障害をもつ当事者が自らの権利を保障するための枠組み作りには、主体的に加わったことはなかったという³⁾。今回のように当事者と法律家がともに意見を出し合い、条約を策定していく作業は、双方にとって学びの機会につながったとも言われている。また、障害者自らが、自身の経験や観点から主張し、それを法律の専門家が法律の文言に置き換えていく、という作業を繰り返す中で、障害者と法律家が理解を深め合うことができ、それが条約に反映されていった⁴⁾ことも非常に意義深いことであるといえるだろう。

さて、この国連の「障害者の権利条約」について、アジア、東アジア地域ではどのような反応を示したのだろうか。批准した国々を調べてみると、インドやタイがそれぞれ2007、2008年に、東アジア地域では中国と韓国がいずれも2008年に批准している⁵⁾。日本は、2007年に署名は済ませているものの、批准にはまだ至っていない⁶⁾。

障害をもつ当事者や関係者らの英知を結集して制定に至った条約が発効を発するようになった今、改めて障害者の権利およびその権利擁護について考えてみたい。特に本稿では、アジアで最も多い8,000万人以上の障害者⁷⁾が暮らしている、中国における障害者の権利擁護への取り組みに注目する。

本研究の目的は、中国での障害者権利擁護へのこれまでの取り組みについて考察することにある。国連の条約を批准することは、条約の内容に則って国内整備を進めていくことを受け入れることにつながる。日本が今日に至ってもこの権利条約を批准できないでいるのは、国内環境、特に法整備の調整がはかどっていないことが指摘されている⁸⁾。中国は既に批准していることから、この権利条約を受け入れ、国内法やそれに伴う環境整備に乗り出すだけの土壌が生成していた、というのだろうか。本稿ではこの点を明らかにするために、中国がこれまでに、どのように障害者の権利擁護に向けた取り組みを行ってきたのかについて検証したい。

1-2 先行研究の整理と研究の方法

権利擁護に関する研究として、アメリカの権利擁護についての翻訳を手掛けた中園(1999)や権利擁護システムの形成を説く高山(1997、2005)、曾和(2008)等の先行研究がある⁹⁾。特に、高山の研究は権利擁護概念を理解する上で、貴重な先行研究であるといえるだろう。一方、日本国内において中国の障害者福祉に関する研究として、人権と法の観点から小林(2002、2006)、また障害者保障法改正について富窪(2008)、

さらに金（2008）の障害者福祉の動向などがすでにある^{10）}。しかし、これらはいずれも権利擁護や「障害者の権利条約」批准といった視点から述べられたものではない。

そこで本研究は、後に述べる高山（2003）の四つのアドボカシー（権利擁護）分類に基づき、その中でも特に公的責任における権利擁護、市民参画による権利擁護、法的な権利擁護の3つの視点から、中国の障害者の権利擁護への取り組みを検証していく。

2 研究の結果

—条約の批准と権利擁護

2-1 「障害者の権利条約」の批准

先にも述べたように、中国は既に「障害者の権利条約」を批准している。中国がこの「障害者の権利条約」を批准したのは2008年8月1日のことである。批准に先立ち、中国は先ず2007年3月30日に条約の署名を、2008年6月には、中国国内の意思決定機関の一つである人民代表大会常務委員会で、この条約の受け入れについて意思表示を行なった^{11）}。国際条約を批准する、ということはどのようなことを意味するのか。国際条約は、憲法に次ぐ位置に置かれるという。そのため、国際条約を批准した国々は、条約内容にふさわしい国内法の整備が必要になる。つまり、この条約の内容を順守し実行することが求められるのである。それは、国内においてその条約の内容を法規として成立させることを意味しているという^{12）}。このことから、今後、中国は国内において、権利条約に沿った法整備を進めていく必要がある。また、条約の趣旨や内容が反映された法整備を行なう以外にも、その内容を

具体的にどのように実行に移していくかが併せて問われてくるだろう。どのような優れた条約や法規であっても、実行に移さない限り、理念としてのとどまりでしかない。障害者が人間として当然に有する権利を再確認し、その権利を擁護する、という観点から具体的な取り組みが必要と考えられる。権利擁護の重要性については、条約の前文においても明確に示されている。では、この権利擁護とは、どのような事柄を指すのだろうか、次から見ていこう。

2-2 権利擁護とは

権利擁護（アドボカシー）概念の提唱者であるヴォルフフェンスベルガーは、権利擁護の概念を、障害をもつ人や社会的不利な立場にある人たちのために、他の人たちによる権利擁護活動である、と説明している^{13）}。アドボカシー（advocacy）は、もともと法廷で他者の代弁をするに関わる言葉であった^{14）}。その法律用語が、障害者を含む社会的不利な立場に置かれている人たちの権利を擁護する、というように用いられるようになったのは、1960年代の公民権運動に影響している。公民権運動では、人種差別を受けている人たちが、自らの人間としての尊厳を失わない生活保障を求めて、また政治的な権利の回復を求めて立ち上がったことから始まる。弁護士やアドバイザーを引き入れて、この権利回復に向けた運動を繰り返して行く中で、差別を受けていた人々を「困難に陥っている人」、から、「権利の主体者」として捉えられるまでに変化した。この影響から、同時期にアメリカで医療看護の領域においても、このアドボカシー概念の重要性が指摘されは

じめた。医療を受ける立場としての権利と擁護の主張、また看護師による患者の権利擁護を専門職倫理として位置づける動きが出はじめたのは、この頃からである¹⁵⁾。一方、障害者福祉の分野においても、1970年代にノーマライゼーション思想に基づく具体的な展開の一つとして、QOLを追及する過程で「自分の生き方は、自分で決める」といった自己決定権の確立が重視されるようになった。これはまさに、社会的な運動の影響を受け、福祉の分野においても、救済的な性質である welfare から、人権思想を基底にして、個の尊重や自己実現を意味する権利としての well-being へと発展してきた¹⁶⁾ことが、大きく影響していると考えられる。

これらのことから、権利擁護とは、権利性に基づいて、当事者自らが、またそれらを支援する人たちが、当事者の立場に立って選択や決定、自己実現を図ることを尊重し、より良い環境を求めて擁護する活動を展開することを指す、といえるだろう。

上述の内容からも分かるように、権利擁護は、他者によって権利が擁護されることのみを指していない。当事者も自ら、自身の権利を守るために活動する必要がある。そのためにはまず、当事者が権利性を認識する必要があるといえるだろう。また、権利擁護を推し進める上で、法律や法規の整備などの法的な側面や、権利擁護の質の充実を図るために、行政や専門機関などの公的な側面も重要である。さらには地域が連携して取り組むことができるよう枠組みやルール作りを行なうことや、権利救済や擁護のためのオンブズマン機能を活用することなども必要な要素であると考えられる。

これらが効率よく機能することで、権利擁護システムとしての稼働が期待でき、状況の変化が生まれる効果をもたらすことができるといわれている¹⁷⁾。これをそれぞれの立場から、セルフ・アドボカシー（自分自身のアドボカシー）、シチズン・アドボカシー（市民参画のアドボカシー）、パブリック・アドボカシー（公的責任におけるアドボカシー）、リーガル・アドボカシー（法的なアドボカシー）のように分類することができる¹⁸⁾。

では、中国では障害者の権利擁護のために、どのような取り組みが行なわれているのだろうか。次からみていこう。

2-3 公的責任における障害者権利擁護 ～障害者組織の組成を中心に～

本項ではまず、公的責任における障害者の権利擁護について見ていこう。

1) 二つの組織の組成

1980年代は、70年代後半に文化大革命を終え、改革開放政策を取り入れ、中国社会が新たな方向に進んでいこうとしていた変化の時期である。障害者福祉分野においてもその波及はあり、政府はこれまでには見られなかった動きに出始めた。それはすべての障害者を対象にした組織の組成や、全国的な障害者実態調査の実施、また障害者福祉の充実に向けて障害者事業計画の策定などにも乗り出したことである。中でも、1980年代に組成された全国規模の障害者組織は二つあり、いずれもその後の中国障害者福祉に影響を与えることになった。その組織とは、一つは障害者福祉基金会（以下、基金会と記す）、もう一方は障害者連合会

である。

前者は政府が承認した社会福祉団体として1984年に設立された。“平等・参加・享受”を基本に、障害者福祉の増進に向けて、障害者事業の展開を支える全国規模の組織として、活躍が期待されての成立であった。この基金会は、障害の種類に限定せず、すべての障害を対象にした中国で初めての全国的な障害者福祉団体であった。基金会が成立する以前、既に中国には障害者組織があった。それは、中国盲人聾啞人協会（以下、盲人聾啞人協会と記す）である。この盲人聾啞人協会は1953年に成立した中国盲人福利会と1956年成立の中国聾啞人福利会が1960年に合併し作られた組織である。合併前の組織がいずれも、50年代から存在していたことから、中国の障害者組織の中でもこの盲人聾啞人協会の歴史は長いといえる。しかし、名称を見ても分かるように、この組織は視覚障害と聴覚言語障害者のみを対象にしていた。そのため、すべての障害者を対象にした基金会の成立は、中国にとって初めての試みであった。基金会の副理事長に就任した鄧僕方は、会の役割について「会の業務を簡単に言うと、障害者のためのサービス事業を実施することである。障害者がリハビリテーションや学習、就業、生活、社交、結婚などの方面において、一般の人と同じように機会を得て、社会において自己の能力を発揮し、社会発展の動力となるようにする。これは障害者の要求でもあり、我々の道義からいっても辞すことができない責務である」¹⁹⁾と述べていた。また、この基金会は、障害者へのサービスのみならず、社会の障害者への関心を促し、障害者に関する法律や規定を定めるよう働

きかけることも担っていた。実際に、基金会は成立後直ちに障害者の社会への参加を促すために、バリアフリー環境の整備に乗りだしている。

次に、1980年代につくられた二つ目の組織である障害者連合会について。障害者連合会は、基金会が成立した4年後の1988年に設立された。基金会が成立して間もない1985年から、既にこの連合会の設立に向けた話しが当時の民政部部長の崔乃夫によって出されていた。1987年には準備検討グループが民政部内に設置され、連合会の立ち上げに向けた具体的な話し合いが始まった。ではなぜ、この時期に連合会設立の構想が生じたのか。関係者らの発言から、次の二つの要因が考えられる。

第一に、障害者福祉が目指す方向性と現状との差異である。先にも指摘したように、中国は70年代後半から改革開放政策を推し進めてきた。この政策の展開を受けて、80年代は社会システムがそれ以前に比べ大きく変容し始めた頃だといえる。その結果、人々の生活も衣食が満ち足りる、という状態から、まずまずの生活水準を目指す、という方向にシフトするようになる。そのような中、障害者分野でも事業を発展に導き、多様化するニーズへ応えようという動きが出始める。しかし、現状の盲人聾啞人協会や基金会では、障害者福祉に関する業務がまかないきれないという状況が次第に見え始めたことから、連合会設立構想へと結びついたという²⁰⁾。

第二に、社会を活用した障害者事業を展開するための体系を確立することを目指してである。既に述べたように、1980年代前半から中国は社会の関心をうながし、障害

者の社会的地位の向上を図ることを推し進めようとしていた。しかし、現状の2組織では、組織基盤の未整備や事業展開の方策を打ち出すことができないなどの理由から、社会への働きかけが十分できていないことが表にでてきた。そこで、政府と社会、障害者の三者を有機的に結びつけ、障害者事業の展開を進める新たな組織として、連合会の設置構想が浮上したのであった。このようなことから、連合会の設置は着々と進められ、1987年12月には国務院が承認し、翌年1988年に成立するに至った。

2) 障害者連合会の特徴

障害のある当事者や社会と有機的な連携を図って、障害者事業を展開していくことが期待された障害者連合会の最も大きな特徴は、組織の性質にあった。障害者連合会は、一般の群集組織、また共益や公益を目的とした組織（中国語で社会团体）とは異なり、半官半民の全国規模の組織として位置づけられている²¹⁾。連合会創設の準備会議などにおいて、障害者事業は「主に社会の力量を動員して、社会的に管理することを推し進めていく」と強調している。この社会化とは、国や行政機関による事業展開ではなく、市民や民間を呼び込むことを指している²²⁾。この説明から、半官半民の民の部分への期待を窺うことができる。しかし、実際には民間の力や民間の組織との連携は慎重であったことを次の鄧僕方の発言から読み取ることができる。鄧は、連合会設立の準備会議の席で、「(連合会)行政機関としてはどうだろうか？純粋な行政機関ではこのような多様な業務をこなすことが難しい。一民間団体としてはどうだろう

か？単純な民間団体であれば、この任務を遂行するだけの必要な手段を持ち合わせていない。」²³⁾と、自ら連合会の性質について問題を提起し、行政機関や民間団体では、障害者事業の展開が困難であるとの見解を示している。この鄧僕方の発言からも分かるように、当時はまだ障害者福祉に関する事業を民間に委ねる、また民間の組織を育成し活用しようといった考え方はなかったといえる。後に述べるが、ちょうどこの1980年代、中国では民間による障害者支援組織が一部の都市で立ちあげられていた。この民間組織の活動は、限定された地域での取り組みであったため、規模は大きくなかったものの、その後の障害者福祉の展開に一定の影響力があったと考えられる。

3) 障害者連合会の役割

障害者連合会は、先に成立した障害者福祉基金会と同様、すべての障害を対象とした全国規模の障害者組織として活躍が期待されていた。この障害者連合会は組織の役目として、①代表 ②サービス ③管理の三つを挙げている。①の代表は、障害者連合会が、障害者の共同利益を代表し、障害者の合法權益を保障することを指している。②のサービスは、障害者への福祉サービスとして、障害者連合会が結束して教育や就業、リハビリに取り組みことや、障害者の積極的な社会参加を促すために、環境整備などにも力を入れることを示している。それのみならず、障害者と政府や社会との間を取り持ち、障害者事業への理解を促すことや、社会を動員して障害者への関心を高めていくことができるよう、宣伝活動にも積極的に取り組む姿勢を示している。③

の管理は、政府から与えられた役割を發揮し、障害者事業を管理し発展させることである。

代表、サービス、管理のこれら三つの役割を果たすために、障害者連合会は主要な業務として、a. 障害者事業計画の展開 b. 法や社会保障制度の整備への貢献 c. 障害のある当事者の把握 に取り組んでいる。

a. の障害者事業計画とは1988年に策定され、5年を一区切りとする中国の障害者福祉事業計画のことである。この事業計画は、中国で初めての障害者福祉に関する長期計画で、教育や就業、リハビリ、貧困支援など多くの方面において取り組んでいる。第2期目の事業計画（1991-1995年）からは、5年間のうちに成し遂げる数値目標も盛り込まれるようになってきている。今日では、第5期目（2006-2010年）の事業計画が展開されている。

b. の法や社会保障制度の整備に関する業務としては、障害者保障法（1990）の成立に大きくかかわってきたことを挙げることができる。特に、障害者保障法の成立に関しては、基金会在北京大学の法律学部の教授や専門家らと共に、1985年から草案（名称：障害者社会保障法）を作成し、制定に向けて尽力していた。障害者連合会が成立した後、国家法制部門と民政部が、立法部門と障害者連合会が参加する共同起草グループを立ち上げ、これまでの草案を障害者保障法に改め法制化を加速させた。今日では後に述べるが、2008年に障害者保障法は改正され、新たな効力を発している。障害者保障法以外にも、政府に協力して研究を行ない、全国の障害者を代表して、彼らの

合法的な権利を保障するために必要な法規や政策、計画などの制定に貢献することも主要な業務として含まれている。

c. の障害のある当事者の把握は、障害者連合会の組織の性質である半官半民の民の部分の強調する意味でも、重要である。具体的には、3つの役割を果たすために、障害のある当事者と緊密に連携を図り、障害者から意見を聞き、障害者のニーズを政策等に反映させていくことを重視している。これには障害者からの苦情や権利侵害などの相談への対応を含み、オンブズマン²⁴⁾的機能も持ち合わせていることが窺える。障害者連合会は11の部門から構成されているが、この障害者からの苦情や権利侵害についての対応は、権利保障部が担当している。さらに、障害者の意見や要望をダイレクトに吸い上げるために、障害者連合会は内部に専門協会を設置している。この専門協会とは、障害別の組織を指す。協会は5種類あり、今日では、中国盲人協会、中国聾人協会、中国肢体障害者協会、中国知的障害者親族友の会、精神障害者親族友の会、のそれぞれ障害別の組織から構成している。この専門協会は、各協会において直接障害者らの意見やニーズをくみ取ることを役割の一つとして挙げている。彼らの要望に耳を傾け、生活の実態を調査研究することも含まれている。ここで集約された意見や要望を障害者連合会が関わる政策や計画の策定に反映させることを主なねらいとしている。

このように1980年代以降、政府は公的責任における権利擁護の一環として先ず、政府とともに障害者福祉に従事する組織の組成から取りかかった。これは、障害者福祉

の枠組みづくりと捉えることができるだろう。それ以前の中国では、障害者は救済対象の一部と見なされていたため、公的責任においてサービスを提供する枠組みをつくるといった視点は乏しかったと考えられる。また、障害者自身も一部を除き、大半が身を寄せる支援組織もなく、教育の機会も限定的であったため、自らの権利を自覚することも少なかったといえるだろう。1982年憲法の改正や権利意識の芽生えなどから、障害者の置かれている状況の改善が不可欠であるとの認識を持つようになり、政府は障害者の権利擁護に向けた活動の基盤づくりに精力を傾け、脆弱な障害者福祉分野の挺入れを図ったと見ることができる。この二つの障害者組織、中でも障害者連合会は、その後の中国における障害者福祉の展開に強烈な存在感を示し、常に政府とともに主導的に障害者事業を牽引してきた。しかし、後に述べるが、今日では障害者連合会に一極集中して事業展開を行なうやり方を、改めようとする考えが示されている。

2-4 中国における権利擁護への取り組み ～法的小および市民参画の視点から見～

次に、先に述べた四つのアドボカシーのうち、法的な権利擁護、および市民参画による権利擁護に関する取り組みについて取りあげる。

1) 法的側面から見る権利擁護

中国には、障害者の合法的な権益を守るための代表的な法として「障害者保障法」がある。この法は、中国で初めての障害者を対象にした保障法で、1990年に成立し、翌年から施行されている。この「障害者保

障法」には、障害者の福祉を進めていく上で、指針になり得る重要な条文が54条にわたり示されていた。実際に、この法律に依拠して、「障害者教育条例」(1994)や就業に関する通達が出されてきた。しかし、2003年頃から、この「障害者保障法」の見直しを求める声が関係者から出ははじめ、各地において保障法の改正について検討会が開かれるようになった。なぜこの時期に「障害者保障法」の見直しを求める声が上がったのか。その理由について、障害者連合会の權益保障部で当時主任を務めていた相自成は、社会経済の進化に伴い、障害者事業の発展や障害者の權益保障の面で新たな状況や問題が生じてきたから、と指摘している²⁵⁾。しかし理由はこれだけではない。中国国内で、保障法を改正する動きに拍車をかけたのは、国連での「障害者の権利条約」の制定に向けた活発な動きである。実際に、中国では既に2003年から、この権利条約の採択を視野に入れて障害者保障法の改正に取り組んでいたことを、会議や交流会などで障害者連合会の副理事長が明確に述べている²⁶⁾。また、同じく連合会の理事長である湯小泉は、この「障害者保障法」の改正が、今後の障害者事業の発展に備え、大きな意義を有することも指摘していた²⁷⁾。

このように、中国ではすでに2003年から、国際条約である「障害者の権利条約」を視野に入れ、関係する機関や地方の障害者連合会との意見交換の場をもちながら、法改正に向けて模索していたことが分かる。改正された「障害者保障法」(以下、改正「障害者保障法」と記す)は、2008年の4月に第11回全国人民代表大会第2回会議において通過し、同年7月1日から施行された。

表1 改正前と改正後の「中国障害者保障法」比較

		改正前	改正後
構成		全9章	全9章
条項の数		54条	68条
内 訳	第1章	総則 12* (第1～12条)	総則 14 (第1～14条)
	第2章	リハビリ 5 (第13～17条)	リハビリ 6 (第15～20条)
	第3章	教育 9 (第18～26条)	教育 9 (第21～29条)
	第4章	労働就業 9 (第27～35条)	労働就業 11 (第30～40条)
	第5章	文化生活 4 (第36～39条)	文化生活 5 (第41～45条)
	第6章	福祉 5 (第40～44条)	社会保障 6 (第46～51条)
	第7章	環境 4 (第45～48条)	バリアフリー環境 6 (第52～57条)
	第8章	法律責任 4 (第49～52条)	法律責任 9 (第58～67条)
	第9章	付則 2 (第53～54条)	付則 1 (第68条)

註) *この数字は、条項の数を指す。

出典：筆者作成。

改正前との比較をしてみると、条項の数が14項も増えていることが分かる。特に、法律の責任を明確にした第8章では、改正前に比べて2倍以上の数の条項が盛り込まれている。内容を見てみると、改正「障害者保障法」では、障害者が権益を侵害された際の障害者組織の役割が明確に記されている(第59条)ことや、メディアなどにおいて障害者の人格を傷つける内容を違法行為とみなすこと(第62条)、また教育機関における障害のある学生の受け入れ拒絶などの行為を厳しく罰する(第63条)こと、さらには、就業の際に障害者を差別することを本法の違反行為とみなす(第64条)などが新たに加えられている(表1)。

加えて、この改正「障害者保障法」の最も大きな特徴を挙げるとすれば、他の関係する法律や法規と相互に連携を図って、障害者の権益を保障する姿勢を示したことにあるといえる。それは、改正保障法の第8章の最後の条項である第67条において規定

している²⁸⁾。このように、今回の改正では、その他の法律や法規と関係性を持ちながら、障害者の合法的な権益を保障するという、いわば、障害者の権益を保障する総合性の法律として機能させるねらいをもって、改正されたことが分かる。

法的な権利擁護をさらに強化するために、2008年から障害者への法律相談サービスや援助、また司法救済事業を強化して取り組むよう指示が出されている。実際に、障害者に対して権利の侵害等が行われた場合、相談や対応をするステーションを新たに設置しそれを運営していくために、「障害者法律救助事業ステーション管理規定(試行)」を制定している。ステーションの運営は、国家の最高裁判機関である最高人民法院や最高人民検察院をはじめ、日本の法務省にあたる法務局などを含む8の政府機関と、障害者連合会からの指導や監督によって行われることが第2条において定められている。

2) 市民参画による権利擁護活動

～1980年代から今日まで～

次に、中国の市民参画による障害者の権利擁護活動について、まずは権利擁護活動の萌芽期にあたる1980年代から順に見ていこう。

①民間人による障害者支援

中国において、一部の一般の人々が障害者分野で、当事者の立場に立って選択や決定、自己実現を図ることを尊重し、より良い環境を求めて擁護する活動を少しずつ意識するようになったのは1980年代頃からはないだろうか。それ以前は、障害者への対応は救済という観点が主であり、当事者の立場や自己実現の尊重といった視点は乏しかったといえる。80年代に入り、障害者への対応が少しずつ変化し始めた。それは、1982年に行なわれた憲法の改正や、人権問題への批判²⁹⁾が影響していると考えられる。その結果、障害者も共に社会に平等に参加する権利を有し、社会の物質文化の成果を享受する対象と捉えられるようになる。つまり、救済の対象から、一般の人々と同等の権利を有し、その権利を保障するためという視点に移り変わったことから、障害者の権利擁護や保障に向けての動きが始められるようになったと考えられる。また同時に、この80年代頃から、障害者の問題は人類社会固有の問題³⁰⁾、として必要な支援や協力を行うことは社会の責任である、と社会の障害者への積極的な対応を求めるようになる。

このような考え方をもとに、実際に一部の地域で障害のある当事者たちと市民の参画による活動が見られるようになった。そ

れは、1983年全国に先駆けて大連で障害のある青年たち自身の組織、大連市障害青年協会が設立されたことに始まる。この組織は、大連市の障害のある青年たちの組織として、特に35歳以下の障害のある青年を取り込んで、障害に対する消極的、悲観的な捉え方を改めて、生活を楽しみ、積極的に向上していくことを目指していた。協会の成立には、市の青年連合会や市政府など、多くの関係機関が関心を寄せていたことから、これらの機関の協力を得て立ち上げられたことが分かる。しかし、当初、この障害者青年の会を発案したのは、障害をもつ当事者たちであったという。青年障害者たちは、自分たちの考えを当時の師範学院で書道教育に従事していた植元に話し、障害青年協会の立ち上げに協力を求めた。これが、大連における障害青年協会の設立につながったという。協会の成立後、於ては協会の顧問職を引き受け、障害のある当事者と共に、協会の活動を盛り立てていった。中でも於ては、活動資金の不足を補うために、自らの収入を協会の活動資金に充当したり、また時には大連市の名高い書家、絵描きを集め“書画チャリティーバザー”を開き、売上金を協会の活動資金として提供したりするなどし、協会を支え続けてきた³¹⁾。

このように、障害者に活動の場を提供するなどの支援を行なう民間組織の成立は、大連のみならず広州においても見られた。広州では、1986年に民間の組織として、肢体障害青年協会と自ら努力し励む障害者友の家が成立した。これら二つの組織は成立後、社会や障害のある当事者自らの力をよりどころとしながら、さまざまな困難を克服し、障害者の資質と知識水準をより高め

るなど、著しい活動の成果を挙げたという。特に、肢体障害青年協会は、“健常者と共に白雲山に登る”活動や“90年代を迎えるに際して一肢体障害のある青年の養成計画”など多くの活動を手掛け、肢体障害青年の自らの能力を引き出すことに努めた。これらの活動を通して育成された障害者らは、社会活動家として、その後成立する障害者連合会において重要な役割を担うことになった。この民間団体による障害者を支援する活動は、当時中国にあった盲聾啞人協会や障害者福祉基金会の活動の空白部分を補う効果を発揮していたと考えられている。同時に、このように民間の組織が障害者福祉の分野で活動することは、社会や民間による活動を模索する上で、効果的なモデルになり得るのではとも目されていた³²⁾。後に、これら二つの組織は社会団体の登録を行ない、組織を強化し、会の規模を発展させ、それぞれ会員が2,000名近く達するまでになった。2000年にはこの二つの組織は合併し、新たに広州市肢体障害者士連誼会として社団登録をして活動を展開している³³⁾。

以上のことから、一部の限られた地域ではあるが、中国では80年代に民間による障害者支援組織が誕生し、障害者の活動を後押ししていたことが分かる。支援活動の中で、権利擁護という表現は用いられていないものの、障害者を鼓舞し、彼らの社会での活動を支えていこうとしたこの考え方はまさに障害者の権利擁護に向けた活動であったといえるだろう。80年代に見られたこの動きは、その後の中国における民間組織による障害者権利擁護活動の基盤を成していると考えられる。

②今日の市民参画による障害者の権利擁護 ～NGOへの期待～

1990年代に入り、民間組織への注目は高まりを見せ始める。そもそも、この民間組織とは何を指すのか。中国では民間組織はNGOと同じような意味で使われている。なぜ、NGOという表現を用いないのか。それは、NGOを反政府組織だと誤解し、NGOの文字を避け、プラス面を評価しようとしてこなかった³⁴⁾過去があるからだという。実際に、民間組織と表現することで、非政府組織という概念を表に出さないことから、政府をはじめ政府関係者らが好んで用いる³⁵⁾といわれている。また、NGOを意味する表現として、論文等で散見される社団、という用語もある。この社団とは、社会団法人を指している。社会団法人は社会団体、基金会、民弁非企業単位の3種の法人からなり、これらはいずれも条例において位置づけが明確にされている。一例として、社会団体は「社会団体登記管理条例」（1989年公布、1998年改正）の第2条において、中国公民が自ら進んで組成し、会員の共同の意思を実現するための団体であり、その規約に基づいて非営利性の活動を展開する社会組織である、と定めている³⁶⁾。また、同条例の第5条においては、国家が社会団体の活動を保護する、ともある。このように、条例において位置づけが明らかな組織を法定NGOとし、一方、法人格のない組織を草の根NGOと称し区分が設けられている。では、このNGO概念はいつ頃中国に導入されたのか。それは1990年代初めではなかったかと考えられる。ちょうどこの時期、中国は国際会議とオリンピック招致の準備で追われていた。国際

会議とは、1995年に北京で開かれた第4回世界女性会議のことである。この会議を北京で開くことはすでに1992年に国連によって決定されていた。北京での世界女性会議の開催と同時に、NGOフォーラムを開くことも決まっていた。中国側の組織委員会は、この会議やフォーラムを開催するにあたって、先ず「NGOやNGOフォーラムとは何か」という問題を明らかにする必要があるという³⁷⁾。この世界女性会議の開催を機に、中国国内においてNGOへ少しずつ関心が寄せられるようになったと考えられる。

一方の、オリンピック招致とNGOへの関心の結びつきはどこに見られるのだろうか。中国は1991年、2000年のオリンピック招致を目指し、北京での開催に名乗りを上げた。前年に北京で開かれた初の総合大会である第11回アジア競技大会を成功裏に終えたことから、オリンピックの開催に自信をもち、2000年のオリンピック候補地として名乗りをあげたといわれている³⁸⁾。その後1993年に、国際オリンピック委員会（IOC）の委員が候補地の北京を視察に訪れた。その際に、委員が中国側の関係者に「中国には民間の環境NGOがあるのか」と尋ねた。この質問に、中国側の関係者は返答に窮したという³⁹⁾。先にも述べたように、この時期の中国はちょうどNGOをどのように理解すべきか模索していた。その後、中国はNGOの組成に向けて本格的に動き始めることになる。候補地視察の翌年1994年3月には、中国で初となる民間による環境NGO「緑色文化分院」（通称：自然の友）が立ちあげられた。この環境NGOは、中国文化書院の梁从誠、楊東平、梁曉

燕、王力雄らによって設立された。この組織は、中国で民政部への登録が最も早かった民間環境NGO組織でもある⁴⁰⁾。その後も環境NGOの組成は増え続け、2001年に2回目の招致活動に乗り出した際には、環境NGOがもつ緑化に関する知識や技術を活用して、北京市内のコミュニティ緑化を推進する計画が策定されるまでに至った。

これらのことから、国際会議の開催やオリンピック招致活動を機にNGOが中国の社会に少しずつではあるが根付きはじめた様子が窺える。

今日、そのNGOに熱い視線が注がれている。2007年の統計によると、中国には38.6万以上のNGOがある⁴¹⁾。その中で、障害者を支援する組織がどれほどあるのかは明らかではないといわれている⁴²⁾。国際協力機構中国事務所がNPO情報諮問センターに委託して行なった統計では、官主導型および民間の障害者支援組織は1,700団体以上あることが分かっている。しかし、この1,700以上の組織のうち、どの程度がNGOにあたるのかは明らかでない。また、社会団体としての登録の複雑さから、大半が草の根NPOであるとの指摘もなされている⁴³⁾。この草の根のNPOを含め、障害者を支援するNGOの今後の活動や方向性について話し合うため、2008年福建省の福州においてシンポジウムが開催された。このシンポジウムは2002年から2年に一度開かれてきた「同人シンポジウム」である。この「同人シンポジウム」は、障害者連合会の組織連絡部や研究室、また福建省障害者連合会が主催し、福建省肢体障害者協会と福州市のあるNGOなどが協力して開かれた。この福州市のNGOについて少し触れ

ておこう。この福州市のNGOは1989年に福州市の13人の障害者仲間が自発的に組成し「同人」という名称で発足した。2005年12月に新時代の障害者事業発展のためのニーズに応じるために、「福建省同人障害者支援ボランティアサービスセンター」に名称を変更し、福建省民政庁に民間団体としての登録を行なった。このボランティアサービスセンターは、“一助一”（一人のボランティアが一人の障害者を支援する）のボランティアサービスを150組実施してきただけでなく、数千人規模の障害者にサービスを展開し、その中で直接支援を行なった障害者は千人以上に上っている⁴⁴⁾。2008年の第4回「同人シンポジウム」は、“中国の障害者民間組織能力の構築”をテーマに掲げ、二日間にわたり行なわれた。このシンポジウムには、先に述べた障害者連合会から副主席や理事が、専門協会からは主席や副主席が参加するなどそうそうたる顔ぶれが並んだ。一方、民間組織からは27の障害者を支える組織が参加した。シンポジウムの席上、障害者連合会の研究室で主任を務めた張宝林は、「障害者サービス業務を完全に障害者連合会に頼って行なうことは現実的でない」、と述べ障害者連合会が一手に障害者事業を引き受けている現状を改善する必要があることを指摘した。また、草の根NPOの活動について「彼らは障害者の気持ちを深く理解している、サービス対象者のニーズをよく捉えている。障害者連合会は草の根NPOを支持するだけでなく、彼らを支えるべきだ」とも述べ、そうすることで政府は多くの助けを得ることができる、と改善で得られる効果を指摘した。さらに障害者連合会発展部の前主任の丁

啓文からも発言があった。丁は民間組織について、政府のパートナーとして、助手として、共に障害者福祉を支えていくことが求められているとし、民間組織への大きな期待を表明した。また丁は障害者連合会の内部に設置されている専門協会についても言及し、民間の組織として方向転換する必要がある、と述べた。

両者はともに障害者連合会の中核で仕事をしてきた人物である。このような立場にあった人達からの発言ということで、注目を集めた。彼らが指摘していることは、障害者事業の展開をこれまでのように政府や障害者連合会にのみ委ねて行なうものではない、ということである。設立当初から指摘されているように、民間や市民の力を活用して、多くのニーズに柔軟に対応していくよう、方針を改める必要があると明確に意思表示をしたのであった。

これらのことから、今日、中国ではNGOやNPO概念の普及により、市民参画による障害者支援への関心が高まりつつあることが分かる。この民間による障害者支援組織の動向は、今後の中国の障害者福祉を考える上で非常に重要になってくるだろう。これまでの障害者福祉の在り方を問い直し、本格的に民間組織を活用した障害者福祉をどのように構築していくのか。いま模索がはじまったと言えるだろう。

3 考察

—権利擁護システムの構築を求めて

果たして、中国には国連の「障害者の権利条約」を受け入れる土壌が培われていたのだろうか。上述の内容から、中国では1980

年代から次第に公的側面、市民参画による権利擁護へむけた環境づくりが、少しずつではあるが進められていたことが分かる。また、1990年に制定された障害者保障法の改正に取り掛かる際に、国連の「障害者の権利条約」を強く意識して作業が進められていたことも明らかになった。これらのことから、「障害者の権利条約」を受け入れ、権利擁護に向けた活動を推進していくための、基礎的な基盤を整えている途上であったと見ることができるのではないだろうか。しかしその一方で、これまでの取り組みから、障害者自身による行動や意思の表明について、十分に配慮されてこなかった様子も見えてきた。先にも指摘したように、権利擁護は他者による擁護のみを指すのではない。障害者自身が自らの有する権利を認識し、行動することによる擁護活動も含まれている。

中国では、2008年に改正された「障害者保障法」において、障害者と連携を図り、彼らの意見に耳を傾けて障害者事業を展開していくことが盛り込まれている。このように政策の策定段階において障害者の積極的な関与をうながすことは、国連の「障害者の権利条約」の前文においても明記されている。積極的に政策や計画の過程に関わることで、障害者自身による意見表明の機会へとつながり、セルフ・アドボカシーの推進へむけて拍車がかかることも期待できるだろう。この障害者自身による権利擁護活動セルフ・アドボカシーは、自らの権利への認識を深めるにとどまらない。その他の領域における権利擁護と連携し、それぞれを有機的に結びつけ、重層的な権利擁護システムを構築していく上でも重要な要素

になる。中国は「障害者の権利条約」の受け入れを機に、これまでの権利擁護のあり方を見直し、国内における権利擁護システムの構築へと踏み出していくことがいま求められているといえるだろう。

4 おわりに

国連の「障害者の権利条約」は、前文、及び全50の条項から構成され、権利擁護のために合理的な配慮をすることや適切な措置をとることを、細部にわたり求めている。この条約の内容から、障害者の権利擁護を推進していくには、特定の分野への取り組みに終始するのではなく、社会を挙げて障害者が尊厳をもって生きることができるよう、あらゆる面において環境を整え、社会システムそのものを見直していくことが必要なのではないかと考えられる。「障害者の権利条約」を批准した中国には今、それが求められている。

中国はこの状況を現時点でどのように受け止めているのだろうか。この疑問を、2009年3月(2009.2.21-3.5)に、ある地方の障害者連合会の関係者に尋ねてみた。すると、「中国はこれまでに既に環境整備を実施してきた。何ら新しいことではない。」との回答であった。従来の取り組みにおいて、権利擁護システムはまだ十分に形成されていない現実を、この機会に改めて見直し、権利擁護に向けた環境づくりを真摯に進めていくことを期待したい。

注

- 1) 本稿で用いている「障害者の権利条約」の訳文は、日本政府による仮訳文である。

- 2) MSN 産経ニュース 2008年5月4日。
<http://sankei.jp.msn.com/world/europe/erp0805040108000-n1.htm>, visited2008/06/23.
- 3) 伊藤亜紀子「障害者の権利条約—その意義、条約策定過程、今後の課題」
http://www.dinfne.jp/doc/japanese/rights/ri_ito.html, visited2007/11/27.
- 4) 伊藤亜紀子「障害者の権利条約」—その意識、条約策定過程、今後の課題
http://www.dinfne.jp/doc/japanese/rights/ri_ito.html, visited2007/11/27.
- 5) UNITED NATIONS enable Rights and Dignity of Persons with Disabilities
<http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=257>, visited2009/08/25.
- 6) 日本政府が条約に署名したのは、2007年9月である。
- 7) 中国では2006年に第2回目の「全国障害者サンプリング調査」が実施された。その結果、国内には8,296万人の障害者が暮らしていることが明らかになっている。この数は、中国の総人口の6.39%にあたる。この調査では、次の6種類の障害及び重複障害で統計をとっている。①視覚障害 ②聴覚障害 ③言語障害 ④肢体障害 ⑤知的障害 ⑥精神障害。
- 8) 『しんぶん赤旗』オンライン 2008年5月8日。
http://www.jcp.or.jp/akahata/aik07/2008-05-08/2008050802_01_0.html, visited2009/08/27.
- 9) 中園は、ポール・ウィリアムズらによるアメリカでのアドボカシー研究を翻訳している。中園康夫監訳『セルフ・アドボカシーの起源とその本質』西日本法規出版、1999、高山直樹「権利擁護システム構築の推進主体は誰なのか」—福祉オンブズマン制度を中心に—『日本キリスト教社会福祉学会』Vol. 30、1997；pp. 4-11、高山直樹「社会福祉における権利擁護の現状と課題」『国民生活研究』Vol. 45（3）、2005；pp. 22-34、曾和信一「障害者の権利条約についての一考察」『四条畷学園短期大学紀要』Vol. 41、2008；pp. 63-72 など。
- 10) 小林昌之「社会主義法部会 中国における障害者の人権と法」『比較法学会』Vol. 64、2002；pp. 163-169、小林昌之「中国における障害者の権利擁護—障害者法律扶助制度」『アジア研ワールド・トレンド』Vol. 12（12）、2006；pp. 24-26、富窪高志「中国の障害者保障法について」『国立国会図書館調査及び立法考査局』（237）、2008；pp. 71-77、金文華「中国における障害者福祉の動向」『長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要』Vol. 6（1）、2008；pp. 13-19 など。
- 11) 今回の人民代表大会常務委員会での決定は、国内的な合意を示したものであった。
<http://www.un.org/disabilities/default>, visited2008/07/21.
- 12) 中村尚子「障害者権利条約批准に向けた国内課題—政府との意見交換会から—」『Society for All』4月、2007；pp. 8-9.
- 13) 中園康夫監訳『セルフ・アドボカシーの起源とその本質』西日本法規出版、1999；p. 125.
- 14) 高山直樹・川村隆彦・大石剛一郎『権利擁護』中央法規、2003；p. 87.

- 15) 竹村節子「看護におけるアドボカシー」『人間看護学研究』Vol. 4、2006；pp. 1-11.
- 16) 曾和信一「障害者の権利条約についての一考察」『四条畷学園短期大学紀要』Vol. 41、2008；pp. 63-72.
- 17) 高山は重層的なアドボカシーの仕組みを構築していく必要がある、と述べている。高山直樹・川村隆彦・大石剛一郎前掲書；p. 89.
- 18) 曾和信一 前掲論文。アドボカシーはその他に、インディビジュアルアドボカシーやシステムアドボカシーなどもある。奥野英子・結城俊哉編著『生活支援の障害者福祉学』明石書店、2007；pp. 284-285.
- 19) 鄧僕方「為残疾人福利事業贡献我们的一切力量」『三月風』総第2期、1985；p. 3.
- 20) 1988年1月に開かれた障害者联合会第1回全国代表大会準備業務会議の席上、鄧僕方は民政部が国务院に提出した報告を引き合いに出しながら、現状の2組織では、①組織の体制が整備されていない、機構が重なり合っている、力が分散している ②組織が完全でなく、機能が不健全、障害者を代表する組織が一部に限られている、などと指摘し、このような状況では、障害者事業の改革と発展が難しいことを指摘した。中国残疾人联合会編『中国残疾人事业年鉴1949-1993』华夏出版社、1996；p. 18.
- 21) 中国残疾人联合会編 前掲書、1996；p. 343.
- 22) 王はこの社会化を、パブリックセクターの縮小と民間投資の奨励と説明している。王文亮「福祉国家か福祉社会か」『福祉社会学会第5回大会 報告予稿集』2007；pp. 21-22.
- 23) 中国残疾人联合会編 前掲書、1996；p. 19.
- 24) オンブズマンの概念は多様である。園部逸夫によると、3つの概念があるという。①議会型オンブズマン：行政監察を主とする。②行政救済型オンブズマン：行政に対する内部的統制、外部的統制という法的要求にこたえること。③苦情処理型オンブズマン：身近な問題に対する苦情への対応。高山直樹「権利擁護システム構築の推進主体は誰なのか—福祉オンブズマン制度を中心に—」『キリスト教社会福祉学研究』Vol. 30、1997；pp. 4-11.
- 25) 中国障害者連合会ホームページ「中国残聯領導拜会全国人大内司委会議紀要」2004；http://temp.cdpi.cn/bzfxg/2004-02/15/content_3938.htm, visited2007/02/22.
- 26) 中国障害者連合会ホームページ「全国部分省《残疾人保障法》修改工作座談会在大連召開」2006；http://temp.cdpi.cn/bzfxg/2006-07/17/content_6979.htm, visited2007/02/22.
- 27) 中国障害者連合会ホームページ「中国残聯召開專題會議部署《残疾人保障法》修改工作」2004；http://temp.cdpi.cn/bzfxg/2004-11/12/content_3822.htm, visited2007/02/22.
- 28) 改正「障害者保障法」第67条では、本法のすべての規定に照らし合わせて具体的な法律責任がない場合、その他の法律や法規と連携させて、その他の法律、法規に定めている法律責任に照らし合わせ

- て、民事や刑事責任を問うことを定めてある。『中華人民共和国残疾人保障法注釈本』法律出版社、2008。
- 29) 1989年の天安門事件を機に、中国の人権意識は国際的な関心を強く集めるようになった。特にアメリカでは、1989年以降、毎年のように議会で中国の人権に関する法案が出されていた。この人権問題に関する国際的な批判に対して中国は、障害者問題への取り組みをアピールし、批判を避けるねらいがあったのではないかと筆者は考えている。江沢民の発言にも「障害者問題は人権問題の一つである」と障害者問題を人権問題として位置づけ、取り組み姿勢を示す表現がある。『人民日報』1991年5月10日。中国残疾人联合会編 前掲書；p. 4.
- 30) 鄧僕方『人道主義的呼喚』華夏出版社、1999；p. 9.
- 31) 『大連日報』オンライン
http://www.daliandaily.com.cn/gb/daliandaily/2003-05/20/content_152169.htm,
 visited2009/05/21.
- 32) 張宝林主編『中国残疾人事業理論与实践研究』華夏出版社、2007；p. 34.
- 33) 張宝林主編 前掲書；p. 40.
- 34) 劉伯紅「中国女性NGOの発展 抄訳」『国立女性教育会館研究ジャーナル』Vol. 11、2007；pp. 113-117.
- 35) 李妍焱編著『台頭する中国の草の根NGO—市民社会への道を探る』恒星社厚生閣、2008；p. 10.
- 36) 「社会团体登記管理条例」では、非営利性の社会組織であると記しているが、中国NGOの性質は、共益型と公益型に区分できるといふ。李妍焱編著 前掲書、2008；p. 11.
- 37) 劉伯紅 前掲論文。
- 38) 『人民網日本語版』オンライン http://j.people.com.cn/2008/08/04/jp20080804_92208.html, visited2009/02/03.
- 39) 李妍焱編著 前掲書；pp. 3-4.
- 40) 1994年3月、中国文化書院の梁从誠、楊東平、梁曉燕、王力雄氏らが「綠色文化分院」(通称：自然の友)を立ち上げた。民政部への登録が最も早かった民間環境NGO組織。
<http://www.fon.org.cn>, visited2009/02/10.
<http://www.cfnngo.org.cn>, visited2009/02/10.
- 41) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑—2008』中国統計出版社、2008；p. 892.
- 42) 「殘疾人民間組織期待走向主流」
http://www.zxd.org.cn/news_view.asp?newsid=1319, visited2009/05/13.
- 43) 中国助殘服務領域非營利機構現狀与需求信息調查報告」
<http://www.disabledpeople.cn/report.php?language=chinese>, visited2009/07/22.
- 44) 「福建省同人助殘志願者服務中心簡介」
http://www.1205.org/sub_Info.asp?Catlog_ID=Ad_2006691225073499&Group_id=0&id=16, visited2009/07/03.
- (まどの ひとみ 九州看護福祉大学 社会福祉学科)

音楽療法におけるケア概念と その課題

堀 清和

要 旨

目 的

近年、音楽療法は、医療だけでなく社会福祉の領域においてもその有用性が認められ、幅広く活用されつつある。しかし、活動の領域が広がるにつれて音楽療法の目的や方法は多様化し、音楽療法士の専門性も曖昧となり、その結果、身体的ケアの手法がQOLの向上を目的とするケアにおいて使われるなど、研究や実践において混乱が生じるという弊害も見受けられるようになった。本論文では、これらの混乱を解消すべく、他職種と比較して音楽療法士が行うケアにどのような固有性を有しているのかについて検証し、わが国の音楽療法におけるケアの位置づけを明確にすることを目的としている。さらに、音楽療法におけるケアの特性によって生じる実践上の種々の問題について考察し、課題の克服に向けた提言を試みた。

研究の方法

医療、心理療法、ソーシャルワーク等、隣接領域におけるケアの位置づけを先行研究から概観し、音楽療法におけるケアとの比較検討を行った。また、文献研究を通して音楽療法におけるケアの特性がも

たらす弊害を明らかにするとともに、課題の克服についても検討を行った。

結 語

音楽療法の隣接領域では、それぞれのケアの概念が明確になされているのに対し、音楽療法においてはケアの位置づけは曖昧であり、ケアの目的や方法も多岐にわたっている。先行研究の検討により、音楽療法におけるケアの概念はソーシャルケアの考え方に近いことが判明した。ソーシャルケアの特徴として、専門家とボランティアの境界が不明確であること、そして、含まれる仕事内容の曖昧性、労働領域の不確実性が挙げられる。音楽療法のケアが有するこれらの特徴により、職業の役割や仕事内容が明確な他の専門職では補いきれない部分に柔軟にケアを提供できる反面、その不明確性により専門家としての意識が欠落し、パターンリズムに陥りやすいという傾向がある。このようなケアの性質が引き起こしうる課題を克服するためには、「何を提供するか」だけではなく、どのようなプロセスを経てどのようにケアを提供するかという点に留意する必要がある。

キーワード

音楽療法、ケア、ソーシャルケア、専門性

1 はじめに

1-1 研究の背景と目的

近年、音楽療法の数多くの実践および研究によってその有用性が実証され、活動の領域を広げており、行政による支援サービスが提供されるなど、社会的な需要も高まりつつある。近代的な音楽療法の、海外においても日本においても精神疾患を抱える患者を対象とした心理療法として研究の端緒を開いたが¹⁾、現在では心理療法の領域のみにとどまることなく、健康増進やリハビリテーション、QOLの向上など、多様な人々を対象として様々な場面で幅広く活用されている。だが、活動領域の拡大と果たす役割の多様化に伴い、音楽療法の専門性や実践の場におけるケアの位置づけは曖昧となり、種々の問題も散見されるようになった。その一例として、生理的な効果を検証した研究成果をQOLの向上を目的としたケアの科学的根拠として適用し、本来、QOLの向上において不可欠な対象者の生活の視点や嗜好性を軽視した結果、かえってQOLを低下させてしまうという問題などが挙げられる。この種の問題は、偏に音楽療法の扱う内容や方法論が茫漠としていることにより混乱が生じ、ケアの目的に適った方法を見失ってしまうことに端を発している。

高橋多喜子(2004)は、現在の音楽療法が抱える課題として、①量的、質的研究による効果、②疾患別の適切な方法、③セラピストの違いによる効果の差異、④(日本独自の)音楽療法の技法の開発、これら4点についてそれぞれ積極的に検討していく

必要があると指摘している²⁾。高橋の指摘は至極的を射たものであり、音楽療法の発展において改善すべき喫緊の課題ではあるが、筆者はこれに加えて、これら4つの課題の前提となる「音楽療法におけるケア概念」についても検討し、その固有性を明確にする必要があることを指摘しておきたい。筆者はこれまで、生理的効果を検証するための客観的な指標^{3),4)}、用いる音・音楽の分類法⁵⁾、高齢者支援における支援方法の改善⁶⁾、実践の場における生理的指標の活用方法⁷⁾についてそれぞれ検証および提言をしてきたが、本稿では、前述した音楽療法の多様性が引き起こす問題を改善するために、音楽療法のケア概念について取り上げ、その固有性と課題を明らかにしていきたいと思う。

尚、筆者は前稿において、病理モデルのニュアンスを含む音楽「療法」という用語を避け、音楽を用いた「ケア」と表現してきたが、本稿では「音楽療法」という研究領域におけるケア概念を研究対象としているため、敢えて、「音楽療法」という表記を使用している。

1-2 研究の方法

文献研究により、医療、心理療法、ソーシャルワーク等、音楽療法に関連する隣接領域との比較検討を行い、音楽療法におけるケアの特徴について考察した。また、音楽療法におけるケア概念の固有性が引き起こす課題とその克服への道筋についても、検討を行った。

2 結果—音楽療法におけるケア概念

2-1 隣接領域におけるケアとの比較

音楽療法におけるケア概念の固有性を明らかにするために、まず、隣接領域におけるケアが何を対象としたケアであるのか、どのような位置づけをされているのかについて整理しておきたい。表1は、音楽療法およびその隣接領域のケアについて整理したものである^{8),9)}。医学、看護では(主として身体的な)「健康」、介護では「障害」、作業療法では身体的精神的な「機能」、理学療法では「身体機能」、心理療法では「心の問題」、ソーシャルワークでは「生活課題」をそれぞれ対象としており、各領域が焦点を当てる対象の予防、維持、回復(改善)を目的としてケアが提供されている。すなわち、隣接領域におけるケアでは何に焦点を当てるかが明確になっているわけだが、これに対して、音楽療法におけるケア

(日本音楽療法学会の定義¹⁰⁾)では、前述した隣接領域がそれぞれ対象としている身体的および精神的健康、心身機能、心の問題、生活課題それぞれを扱っており、ケアの位置づけは曖昧なものとなっている。それ故、例えば音楽療法によって心のケアを行おうとする場合、音楽療法士は心理療法の一環としてのケアに補助的に参加するのか、或いは、専門知識を有した専門家として、心理療法と一線を画した音楽療法固有のケアを提供するのかという点が不明確になってしまう。音楽療法が心理療法の一部であるのか否かという点については議論が分かれるところではあるが、この種の議論が巻き起こるのもケアの目的や対象が漠然としているからに他ならない。しかし、混乱を引き起こす遠因となっているこの曖昧性、不確定性であるが、筆者は必ずしも否定的な側面ばかりであるとは考えておらず、むしろ音楽療法におけるケアを特徴付ける注目すべき性質ではないかと考える。

表1 「音楽療法」およびその隣接領域におけるケアの位置づけ

領域	ケアの目的
医学(*1)	疾病の予防、回復、「健康」維持。
看護(*2)	人々の「健康」および「健康的な生活」への支援。
介護(*2)	身体的な「障害」を対象とした支援。
作業療法(*1)	身体・精神に障害がある人の「機能」回復・維持。
理学療法(*1)	機能障害や形態障害のある人に対して物理療法による「身体機能」の回復。
心理療法(*1)	「心の問題」から心身、社会生活に生じる様々な問題や症状の改善。
ソーシャルワーク(*1)	人と環境の交互作用の中で「生活課題」を把握し、緩和、解決を目指す。
音楽療法 日本音楽療法学会 (2001)の定義 ¹⁰⁾	音楽のもつ生理的・心理的・社会的働きを用いて心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動変容などに向けて音楽を意図的、計画的に使用すること。

(出典)*1は「標準社会福祉用語辞典」⁸⁾、*2は「介護福祉サービスの基礎知識」⁹⁾を参照して作成

2-2 音楽療法におけるケアの 歴史的変遷

次に、音楽療法の歴史において、ケアの位置づけがどのように変化してきたかについて概観してみたい。音楽療法は、原始の時代から呪術の儀式の中でも用いられてきたとされるが、現在行われている科学的知見に基づく近代的な音楽療法は、第二次世界大戦後の米国において体系化された¹¹⁾。米国における音楽療法は、大きく分けて「音楽慰問活動期」、「病院音楽活動推進期」、「治療音楽期」の3つの時期に区分され¹²⁾、当初は精神病院の患者を対象とした心理療法として、人道的な見地から行われていた。わが国における近代的な音楽療法は、米国で出版されたEdward Podolsky (1945)¹³⁾とRobert W. Lundin (1953)¹⁴⁾の著書に感銘を受けた心理学者や精神科医によって、心理療法の一つとして米国における「音楽療法」の知識が紹介されたのがその出発点である¹⁵⁾。例えば、米国の音楽療法の紹介に尽力した櫻林仁(1978)は「音楽療法とは心理療法(もっと狭くは臨床心理学)である」と明確に定義しており¹⁶⁾、また、山松質文(1966)は、音楽療法を心理療法の一つとして捉え、「ミュージックセラピー」におけるケアを「ロジャースの来談者中心療法の延長線上にある治療のための一技法」と位置づけている。このように、初期の音楽療法は、心理療法の一部としてケアが位置づけられていたことが窺える¹⁷⁾。しかし、音楽療法の発展とともにケアの目的は対象者、活動領域は拡大の一途をたどり、心理療法の枠組みだけで捉えることは困難になっている。例えば、松井紀和(1980)は、音楽療法を「音楽の持ってい

る様々な心理的、身体的、情緒的、社会的な働きを利用して行われる治療、リハビリテーション活動、保育活動、教育活動などを総括的に表した言葉」と定義しており¹⁸⁾、心理療法以外の側面にも光を当てようと腐心していることが見て取れる。松井の定義では対象を限定せず、その目的や活動領域は櫻林の定義よりも幅広く設定している。このような目的や活動領域の拡大の傾向は欧米においても同様である。例えば、Bruscia (2001)は音楽療法のケアを整理するために、ケアの目的別に「教育的」「医療的」「癒しの」「心理療法的」「レクリエーション的」「生態学的」の6領域に分け、それぞれの実践のレベルを必要とされる専門性や対象者に与える影響力の大きさに応じて「補助的」「増大的」「集中的」「主要的」の4段階に分け、活動の境界線や定義が曖昧な音楽療法という活動を幅広く捉えようと試みている¹⁹⁾。

2-3 活動領域による差異

以上のように、様々な領域で多様に用いられる音楽療法であるが、次に、活動が実践される領域の違いによってどのような差異があるのか検証していきたい。本稿では、代表的な音楽療法の活動領域として、医療現場におけるケアと社会福祉施設におけるケアについて取り上げる。

医療現場における音楽療法は、相補(補完)・代替医療(complementary and alternative medicine: CAM)の一種として認識されており²⁰⁾、ヘルスケアもしくはメンタルヘルスケアとしての色彩が強く、全人的医療の一翼を担う一技法として期待されている。では、医療においてCAMが果たす

役割とはどのようなものであるだろうか？竹林直紀らは、がん医療におけるCAMが果たす役割について、CAMを積極的に併用することで、患者や家族のQOLを向上させることが可能であるとした上で、医療現場における医学的根拠（evidence-based-medicine:EBM）とは、単に治療の有効性を客観的に示すだけではなく、病気を乗り越えていくプロセスに結びつかなければならないとしている。そして医療におけるCAMの意義は単に治療的側面だけではなく、全人的なケアを進める上で重要な役割を担っていると述べている。近年、音楽療法の研究領域でもEBMの重要性は声高に主張されているが、それは単にケアの正当性を主張する自己弁護のための根拠であってはならない。CAMとしての音楽療法のEBM 或いはEBP（evidence-based-practice）においては、効果の検証だけでは不十分であり、困難を乗り越えようとする人々（ターミナルケアでは精神の安寧を求める人々）を支えていくプロセスにおいて、科学的根拠をいかに活用していくか、その方法も併せて考えるべきであろう。

医療現場における音楽療法是医療や心理療法と密接に関連しており、それ故、幾分ケアの位置づけや性格も明確である。これに対し、社会福祉施設で行われる音楽療法のケアでは、心身へのケアに加えて、教育、リハビリテーション、レクリエーション、社会的活動の促進、認知機能やADL、QOLの維持・向上など^{21),22)}、目的は多岐にわたっており、その位置づけや性格も曖昧なものとなっている。そして、これらのケアの目的は作業療法や理学療法など、他の専門職種と重複する部分も多く、専門領域とし

ての境界線は不明瞭である。さらに、社会福祉を目的とする音楽療法是必ずしも社会福祉施設において行われるとは限らず、地域活動の一環として行われることもある。その上、レクリエーションを目的とするケアでは、専門知識を持った音楽療法士ではなくボランティアによって実践されることも多い。社会福祉の臨床現場でのこのような状況も、音楽療法におけるケアの位置づけや性格をより一層不明確なものにする一因となっている。

3 考察

—音楽療法におけるケアの固有性

3-1 音楽療法の専門性

以上のように、音楽療法におけるケアは、医療領域では主にCAMの一環としてヘルスケアやメンタルケアの役割を果たしているのに対し、社会福祉施設では、さらに多様な目的で対象者の抱える生活上の様々な課題を解決する手段として用いられており、実践において専門家とボランティアの境界線も曖昧になっていることが特徴として挙げられる。前節では、文献研究を通して音楽療法の曖昧性を指摘してきた。これらの曖昧性は言い換えれば専門性の希薄さでもあり専門領域としての弱さでもある。坂下正幸（2007）は音楽療法の専門性を深く掘り下げた研究が数少ないことを指摘した上で、その理由として、専門性の問題をあまり掘り下げると、音楽療法士の立場が脆弱なものになってしまうからではないかと述べている²³⁾。しかし、他の専門職種と重複する部分を持つという点は必ずしも負の側面ばかりではないと筆者は考えており、音

楽療法について考える際に避けては通れない論点であると考え。現在行われている音楽療法全般を俯瞰すると、それぞれの活動領域において、医師や作業療法士、理学療法士、ソーシャルワーカーなど、他の専門職と協働して、各領域における支援で不足する部分を補完的に支えていることが窺える。このような現状を鑑みると、音楽療法のこの曖昧性こそが、ケアの位置づけや目的が明確な他の職種では行えない支援を柔軟に提供することを可能にしているという点も指摘できる。そこで本節では、曖昧で境界線も不明瞭な音楽療法のケアはどのように位置づけることが可能なのかという点について考察を深めていきたい。

3-2 ソーシャルケアについて

すでに述べたように、音楽療法の活動の場は幅広く目的も多様であり、社会福祉に関わるケアを視野に入れた場合、「心身の疾病の予防・回復、健康の維持・向上」を目的とするヘルスケア、メンタルヘルスケアの概念だけで全てを捉えようとするのは困難である。また、ヘルスケアを行う他の専門職種は各専門性領域の区分が明確であるが、音楽療法における区分は不明瞭であ

るといふ点も考慮に入れておくべきであろう。このような音楽療法の特徴を踏まえると、ヘルスケアとして捉えるよりもソーシャルケアとして捉える方が音楽療法固有のケアに馴染むのではないかと筆者は考える。

ソーシャルケアとは、これ自体多面的な概念であるが、様々な場面で行われるケアワークにおけるケアを指し、専門知識を持たないボランティアによるケアも含まれる。したがって、システムが確立され専門家によって行われるヘルスケアとは異なり、ソーシャルケアには一部目に見える部分とボランティアによって行われる表からは見えづらい活動が含まれており、社会福祉を下支えする役割を担っている。特に、英国ではコミュニティケアにおけるソーシャルケアの役割が注目されており、2003年に医療およびソーシャルケア法が制定されソーシャルケアの質の向上が図られていることから重要視されていることが窺える²⁴⁾。ソーシャルケアの定義については、Anttonen (2003) らによって様々な定義が紹介されているが²⁵⁾、Owe Anbacken (2007) は、Anttonen らの研究を踏まえて、ヘルスケアとソーシャルケアの違いについて、表2で示した①、②のようにまとめている²⁶⁾。

表2 Anbacken によるヘルスケア、ソーシャルケアの定義と音楽療法の特徴

①ヘルスケア	専門性が確立されている。 職業領域が組織化されている。医療分野を基礎とする研究で科学的評価を通じて専門性が発展してきた国家機関による法的根拠のもと、きちんと規制されている。
②ソーシャルケア	日常生活において支援を必要とする全ての人にインフォーマル、あるいは、専門的配慮を行うことを意味する。ソーシャルケアの中心は高齢者と障害者を対象とするものである。
③音楽療法	支援の目的や方法が多岐にわたる。 専門性の希薄さ。領域の柔軟性、曖昧性。 高齢者や障害者の支援で幅広く活用される。

Anbackenによるこれらの定義と前節で整理した音楽療法の特徴を比較すると、音楽療法におけるケアには数多くの点においてソーシャルケアと共通する部分があることが理解できる。このことから、社会福祉の領域での支援活動を視野に入れた場合、音楽療法におけるケアは、ソーシャルケアとして幅広く捉えた方がよいのではないかと筆者は考える。

3-3 ソーシャルケアとしての 音楽療法の現状と課題

次に、ソーシャルケアとしての音楽療法が、実際にどのように実践されているかについて目を向けたい。日本音楽療法学会は現在、音楽療法士の雇用を推進しており、社会福祉施設における音楽療法においても専門知識を有する音楽療法士によって支援が行われることを推奨している。しかし、現実問題として高齢者福祉施設や精神保健福祉施設で行われる支援活動に目を向けると、専門知識の乏しいボランティアによるケアが重要な役割を担っていることも見逃すことはできない。地域住民による積極的な参加および施設との交流は、誤解や偏見を解き、コミュニティケアの一環として利用者の社会的活動を促進させ、提供可能なケアの選択肢を拡大しうるなど、専門家による支援では得ることが難しい様々な効果をもたらしうるからである。

このような現実を踏まえると、音楽療法におけるケアについて考える場合、「音楽療法士」による「専門的配慮を伴うケア」と「ボランティア」による「インフォーマルなケア」の双方を考慮に入れておくべきであろう。近年の音楽療法の学術研究の動

向をみると、前者の音楽療法士による専門的ケアに焦点が当てられ、中でも医学的な枠組みの下にケア効果の科学的な立証を試みる研究が主流となっている²³⁾。もちろん、ケアの科学的根拠の立証は重要な研究課題ではあるが、実際に行われている音楽療法全体を見渡してその質的向上を図ろうとする場合、表面には現れづらいインフォーマルなケアの課題についても真摯に取り組まなければ、臨床の場でのケアの質的向上に結びつけることは困難である。そして、その検証はインフォーマルなケアの否定に結びつけるものではなく、ボランティアの積極的な活用と音楽療法士が有する専門性の両立によるケアの質的向上に繋げるべきであろう。

しかしながら、ボランティアによるインフォーマルなケアが数々の問題を孕んでいることもまた事実であり、専門性の欠如の問題をどう克服していくかという点は大きな課題である。その一例として、ボランティアは必ずしも施設の実情を熟知しておらず、長期的な観点や他の専門職との連携を考慮に入れてケアを実践することが難しいことが指摘できる。ボランティアに対する施設関係者の本音として、「施設利用者の身体状態を考慮せずに音楽療法を行った結果、あわや転倒事故が起こりかねない状況があった」、「別の仕事で手が離せないときにプログラムへの参加を要求され、善意で来てくださっているのに断るわけにもいかずに困った」などという声を耳にすることも筆者の周辺ではしばしばある。

4 結論—課題の克服に向けて

4-1 研究領域における課題

これまで音楽療法におけるケアについて考察し、他領域との共通部分を持つという固有性と希薄な専門性という課題について検証してきたが、最後に前述した課題の克服に向けて提言を行いたい。現在の音楽療法研究では有用性や効果の立証が急務であるとされているが²⁾、ヘルスケアだけではなくソーシャルケアとしての音楽療法の質的向上を視野に入れた場合、いかにして他の専門職種と効果的に共同してケアにあたるかという観点も必要となってくる。そのための克服すべき課題として、①生活者の視点に立脚した長期的な視野からの検証、②多職種との連携方法の検証、③希薄な専門性の捉え方の3点が挙げられる。まず、現在の音楽療法研究では、短期的なケア効果の検証は多くなされているが、長期的な観点からの科学的検証は不十分である。次に、音楽療法士が行うケアの評価だけではなく、他の職種と協働して行う支援において、音楽療法のケアがどのような位置づけであるか（他職種と一線を画した専門家としてケアにあたるのか、他職種と重複する部分を共有しつつ不足している部分をサポートするのか）という点についても多角的に議論、研究がなされるべきであろう。専門性が希薄でありケアの性質も曖昧である音楽療法のケアを捉えようとするとき、漠然とケアの内容や事例をそのまま羅列して検証するだけでは、その曖昧性にからめとられてしまい、「同じ方法でも支援者によって効果は異なる」、「支援のよしあしは

勘と経験に左右され一般論では語れない」という類の曖昧な結論に終始してしまいかねない。近年、EBM、EBPの重要性が指摘されているが、これもただ単に支援を行った前後において対象者の状態がよくなったか否かだけを検証するだけでは不十分である。ある特定の支援方法における「ケア効果」の有無だけに焦点を当ててしまえば、どのような対象者に、どの過程で、どのようにケアを提供すれば高い支援効果が得られるのかが見えてこず、やはり、「どうやら音楽療法は効果があるらしいが、得られる効果はケースバイケースである」といった曖昧な結論しか得られないだろう。この点については、ソーシャルワーク研究に学ぶことが多いと筆者は考える。ソーシャルワーク研究では、利用者の生活を科学的に把握しようとするエコシステム構想の研究が進められており（太田義弘ら：2005）、生活を構造・機能という分析的な理解方法に、生態学的な個人と環境が織りなす相互関係や時間の経過の発想を組み合わせる生活を捉えようと試みられている²⁷⁾。音楽療法研究においても、対象となる人の生活をどのように捉えるのか、生活のどの部分に焦点をあてどのようなケアを行うのか、支援の過程においてどのように変容していくのかという、時間的、空間的な広がり視野に入れた研究が進められるべきではないだろうか。さらに、長期的なケアでは、支援の過程で現れる対象者の変化に合わせて支援の目的や技法が変わるケースもあり、それぞれの局面に応じた対応が必要となる。例えば、ある局面においては、身体的側面に対するケアが重要であっても、別の局面では、精神的ケアに重きを置く必要がある

ケース、ある局面では、グループワーク、コミュニティケアを行う必要性があったとしても、違う局面において個別支援を行う必要が出てくるケースがあるが、このような支援においてもソーシャルワークの視野と発想は音楽療法においても有用であると考えられる。

4-2 実践における課題

次に、実践における課題の克服についても言及したい。課題として、①支援の科学性、②対象となる人の生活の理解に基づく支援計画、③他職種との連携、の3点が挙げられる。支援の科学性と生活への理解については、前項で述べた研究領域における課題と重複する点であるので更なる詳述は控える。他職種との連携については、音楽療法士が行うケアにおける連携と、その他の人が行うケアにおける連携に分けて考えるべきであろう。前者では、単純で効果的な解決方法としてケースカンファレンスを行い、他職種との交流を密にして情報交換や実情の把握に努めるという方法がある（残念ながら現実問題として、ケースカンファレンスに参加しない音楽療法士、効果のみに関心があり利用者の置かれている状況に興味を示さない音楽療法士はしばしば散見される）。後者の場合、地域ボランティアの人に高い専門性、倫理観を要求するのは現実的ではなく、音楽療法が提供される場に参加する他の専門家（医師、看護師、理学療法士、作業療法士など）との協働によって、ボランティアに欠如する専門性を補う必要がある。しかし、どのような場で誰がどのように連携していけばよいのかという点についてはまだ十分な研究がなされ

ておらず、今後、この点について更なる検証が行われるべきであると考ええる。

4-3 結語として

本稿では、これまであまり語られてこなかった音楽療法におけるケアの固有性に焦点を当て、音楽療法に携わる人々が取り扱うことをためらう専門性の希薄さの問題についても敢えて踏み込んだ言及をしつつ、音楽療法のソーシャルケアとしての側面について検証してきた。そして、インフォーマルなケアの重要性および課題を明らかにした。だが、指摘したこれらの課題を克服する具体的な方法については、筆者自身研究の端緒についたばかりであり、本稿でとり扱うにはあまりに大きな課題であるため、十分検証を深めるにはいたらなかった。この点については、筆者自身の課題として今後とも引き続き研究を進めていきたい。最後に、ソーシャルケアとしての音楽療法が抱える様々な問題を検証することの必要性を改めて主張するとともに、本研究の成果が、現在行われている音楽を用いたケアの質的改善にわずかでも貢献することを祈念し、筆を置くこととする。

参考文献

- 1) 村井靖児『音楽療法の基礎』音楽之友社、1995；pp. 35-46.
- 2) 高橋多喜子「音楽療法概説」『日本補完代替医療学会誌』Vol.1（1）、2004；pp. 77-84.
- 3) Hori, K., Senga, Y., Minami et al 「Effects of listening to sounds on heart rate variability」『Jpn.J.Biometeor』Vol. 41（4）、2004；pp. 131-140.

- 4) Hori, K., Yamakawa, M., Tanaka, et al
「Influence of sound and light on heart rate variability」『J.Human Ergology』 Vol. 34 (1,2), 2005 ; pp. 25-34.
 - 5) 堀清和・南哲・杉本敏夫「音を用いたケアの理論—分類と評価の手法—」『日本看護福祉学会誌』Vol. 13 (2)、2008 ; pp. 53-62.
 - 6) 堀清和「音、音楽を用いたケア—その課題と実践に向けた理論の構築—」『福祉文化研究』 Vol. 17、2008 ; pp. 40-50.
 - 7) 堀清和「医療施設における音楽を用いた高齢者へのケア—ケアの科学性と実感の両立を目指して—」『福祉文化研究』 Vol. 18、2009 ; pp. 100-107.
 - 8) 中村馨男・池弘子・牛津信忠・他編『標準社会福祉用語辞典』秀和システム、2006.
 - 9) 三浦文男・竹内孝仁編『介護福祉サービスの基礎知識・上』自由国民社、2001 ; pp. 52-53.
 - 10) 山根寛・編『ひとと音・音楽—療法として音楽を使う』青海社、2007 ; p. 6.
 - 11) 貫行子『高齢者の音楽療法』音楽之友社、1996 ; pp. 17-24.
 - 12) 櫻林仁・監修「音楽療法入門」芸術現代社、1978 ; pp. 61-69.
 - 13) Edward Podolsky『Music Therapy』 Philosophical Library, N.Y. 1945.
 - 14) Robert W. Lundin『An Objective Psychology of Music』Roland Press, New York. 1953.
 - 15) 櫻林仁・監修 前掲書12) pp. 82-84.
 - 16) 櫻林仁・監修 前掲書12) p. 31.
 - 17) 山松質文『ミュージックセラピー—音楽による心理療法』岩崎学術出版社、1966 ; pp. 3-10.
 - 18) 松井紀和『音楽療法の手引—音楽療法家のために』牧野出版、1980 ; p. 39.
 - 19) Kenneth E. Bruscia 著・生野里花訳『音楽療法を定義する』東海大学出版会、2001 ; pp. 170-184.
 - 20) 板東浩「音楽療法の現状」『日本補完代替医療学会誌』Vol. 5 (1)、2008 ; pp. 27-36.
 - 21) Donald E. Michel, Joseph Pinson 著・清野美佐緒・瀬尾史穂・訳『音楽療法の原理と実践』音楽之友社、2007 ; pp. 21-24.
 - 22) 貫行子『高齢者の音楽療法』音楽之友社、1996 ; pp. 25-26.
 - 23) 坂下正幸「音楽療法における専門性と資格化をめぐる言説：音楽療法界において何が語られてきたのか」『Core ethics』 Vol. 3、2007 ; pp. 165-181.
 - 24) Johnson Norman 著・山本隆監訳「イングランドにおけるコミュニティケアの新展開」『社会科学』Vol. 79、2007 ; pp. 205-218.
 - 25) Anttonen, A. & Baldock, J. & Sipila, J.『The Young, the Old and the State. Social Care Systems in Five Industrial Nations』Edward Elgar, 2003 ; pp. 3-7.
 - 26) Owe Anbacken「コミュニティケアにおける専門職連携アプローチに関するスウェーデン・日本比較について」『神戸学院総合リハビリテーション研究』 Vol. 2 (2)、2007 ; pp. 79-93.
 - 27) 太田義弘・中村佐織・石倉宏和・編著『ソーシャルワークと生活支援方法のトレーニング／利用者参加へのコンピュータ支援』中央法規出版、2005 ; pp. 11-12.
- (ほり きよかず 兵庫医科大学)

中途障害を負った児童・生徒の生活支援

長谷川 ちゆ子・堀 清和

要 旨

目 的

不慮の事故や疾病によって不幸にして身体に障害を負った子どもは、身体だけではなく心にも大きな傷を負っており、その支援にはきめ細かな配慮と手厚い対応が求められる。中途障害を負った子どもの生活支援では、支援者の精神的・肉体的・経済的負担も大きい。それ故、家族だけでその生活を支援することには限界があり、社会全体で支えていく必要がある。しかしながら、学校の管理下で発生した事故の場合、管理責任の追及や訴訟に対する警戒から、事故発生後に学校側からの十分な対応や支援が得られないケースがしばしば見受けられる。本研究では、このような状況を改善するために、学童期、思春期に中途障害を負った児童・生徒の学校を中心とした生活支援における現状と課題を明らかにし、学校を中心とした生活の支援の質的向上に貢献する資料を提供しようと試みた。

研究の方法

中途障害の実態と保護者の要望を把握するべく、独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校の管理下で障害を負った児童・生徒への災害共済給付業

務および学校での安全・健康推進を行う）の職員に対し、アンケート調査を実施し、現状と課題を把握するとともに、同センターが刊行する事故事例集における事故の傾向と比較し検討を行った。

結 語

調査結果から、多くの保護者が経済的支援だけではなく、学校や医療機関からの十分な説明や精神的な支援を必要としていることが明らかになった。また、学校の管理下において発生した事故の場合、学校側は責任問題を問われることを危惧するために保護者に十分な情報提供を行いにくいという現状が浮き彫りとなった。これらの課題を克服するためには、1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターなど、学校以外の第三者機関の有効活用、2) スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの積極的活用、3) 関連機関との連携、これら三点をそれぞれ充実、改善していく必要があると考える。

キーワード

中途障害、関連機関の連携、学校安全

1 はじめに

1-1 研究の背景と目的

「子どもは次の世代を担う社会の宝」との言葉もあるように、子どもの健全な育成はよりよい社会の実現に不可欠である。そのために、社会全体ですべての子どもたちの健やかな成長を支えていくことが求められる。それは、不幸にして障害を負った子どもにおいても同様である。2008年の厚生労働省による「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」¹⁾によると、障害児支援では①将来に向けた発達支援、②ライフステージに応じた一貫した支援、③家族を含めたトータルな支援、④地域による支援が重要であるとされており、子どもが持つ可能性への着目、支援の一貫性、家族支援の重要性、コミュニティケアの活用が強調されている。しかしながら、学校の管理下で発生した事故によって子どもが障害を負ってしまった事案の場合、学校側が管理責任の追及や訴訟を警戒してしまうことで、本人および家族が必要な情報を得られず、報告書が指摘するような適切な支援が十分なされないケースが見受けられる。特に、ライフステージに応じた一貫した支援については、小学校在学中に事故に見舞われた場合、在学中はきめ細かな配慮がなされるものの、中学に進学したとたん、支援の質が低下してしまうことがある。これは、事故発生時の不手際が外部に漏洩することへの警戒やプライバシーの問題などが障壁となり、支援に必要な情報の受け渡しが学校間で十分なされないことに起因するものである。生活の多くの割合を学校で過ごす子どもにと

って、関連機関の連携不足によるこれらの問題は健やかな生活を送る上で大きな損失となる。本研究では、障害者福祉の先行研究を概観し、そこで指摘される障害者の視点に立脚した支援が、中途障害を負った子どもの学校を中心とした支援にも活かされることを目指して、その現状と課題を明らかにしようと試みた。

1-2 調査対象および方法

学校管理下の事故発生後のサポートの実態および、障害を負った子どもとその家族が望む支援内容を明らかにするために、2009年7月に独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、スポーツ振興センターと略す）某支所の職員に対して郵送による自由記述式のアンケート調査を実施し、19名から回答を得た（回収率100%）。質問項目は、①災害共済給付への相談内容、②業務以外の相談内容、③職員が考える学校や病院の課題、④ここ10年での変化、⑤本人や家族に必要な支援内容、⑥地域性の考慮、⑦具体的な説明や支援の事例、から構成されている。調査結果を筆者の先行研究の結果と比較し、考察を行った。

2 先行研究の検討

調査結果について検討する前に、先行研究からその前提となる障害の実態について抑えておきたい。まず、重度障害事例を発達段階別にみると、筆者の先行研究では、3～6歳の子どもでは、転落事故による損傷および溺水等による窒息が多く²⁾、死亡事故の主要因となっている³⁾。これに対し、小学生では、転落事故、体育、課外活動中

の事故が多く、中学生、高校生では、部活動での事故が多く発生している⁴⁾。特に、部活動中の事故では、学校側が安全配慮義務⁵⁾を怠ったとして訴訟に発展するケースも多く、家族との関係が険悪になってしまい、本人および家族に必要な情報提供や支援が十分に行えなくなる場合がある。次に、中途障害を負った児童の支援に必要な視点についても整理しておきたい。2001年にWHO総会で採択された「生活機能、障害、健康の国際分類」(International Classification of Functioning, Disability, and Health: ICF)では、マイナスの概念である「障害(Disability)」(「機能障害」「活動制限」「参加制約」からなる)を改め、より肯定的な概念である「生活機能(Functioning)」を機軸に据えて、障害を捉えている。「生活機能」は、「心身機能・構造(body function / structure)」「活動(activity)」「参加(participation)」の3つの側面から構成されており、障害の負の側面に焦点を当てた旧来の捉え方が改められている。上田敏(2001)は、ICFを踏まえた上で活動、参加、環境さらに主観的側面を含め対象者を包括的に把握し、その全体へ働きかけること、障害(マイナス)の減少よりも生活機能(プラス)の向上を重視すること、過去の生活への復帰ではなく新しい人生の創造が重要であると指摘している⁶⁾。障害受容については、主要な理論として、Wright(1960)の価値転換理論、障害受容の過程を五段階に分けて捉えるCohn(1961)とFink(1967)の段階理論があるが、現在、これらの理論には多くの批判がなされている。田垣正晋(2002)は、障害受容理論に対する批判について、価値転換理論については、「障害者本人の努力を強調し、社会の

変革を軽視している」「医療機関での治療中に価値転換に到達することを求める傾向がある」という批判があり、段階理論については「全ての人が適応段階に到達するわけではない」「仮の受容と真の受容があり、いったん受容しても困難に直面すると前の段階に戻ることがある」という批判を紹介している。その上で、田垣は「障害の受容とは不変的なものでなく、場面や時期が変われば改めて受容が必要となる」と指摘している。先行研究の指摘からも分かるように、障害を負った人々の支援では、長期的な視野で、ライフステージに応じた根気強い支援が必要であり、特に、心身が発達段階である子どもに対しては、生活の大半を占める学校生活での配慮、家族へのケアも含めた継続的できめ細かな支援が求められる。

3 結果

3-1 相談内容について

以上の先行研究を踏まえて、スポーツ振興センターの職員を対象とした本研究のアンケート調査結果を示したい。まず、災害共済給付業務に関する相談については(表1)、相談者は養護教諭、教育委員会、次いで保護者となっており、教育関係者では養護教諭と教育委員会が事故・疾病発生後の対応に大きく関わっていることが窺える。相談内容は、給付の対象となる範囲や学校管理の範囲、記載方法など、申請手続きに必要な事柄が多く挙げられているが、保護者との関係で見ると、情報の取扱いや関係性が悪化した後の対応など、管理責任と説明責任の間で揺れ動く教育関係者の様子が垣間見られる。

表1 給付業務に関する質問として多い相談内容

報告書に関して	治療に関して	法律関係	その他
記載方法	給付対象の範囲	第三者行為、損害賠償	申請手続き
学校管理の範囲	給付の期間	管理責任の範囲	保護者への情報開示
疾病等の扱い		時効について	
		不服申し立てへの対応	
		個人情報に関して	
		福祉・医療制度との関連	

誰からの質問が多いか

相談者	養護教諭	教育委員会	保護者	管理職	教諭	弁護士
数 (n=19 複数回答)	18	18	15	6	1	1

表2は、業務外の事柄で学校および家族からスポーツ振興センターに寄せられる要望をまとめたものである。スポーツ振興センターの性質上、経済的な支援の拡大や制度の改善についての要望が多く挙げられているが、保護者からの要望を見ると、学校関係者の対応への不満や事故の分析を求める声がよせられており、適切な対応や十分な情報提供がなされていないケースがあることが窺える。

3-2 現状の課題について

19人中13人の職員が「学校や病院の対応

に関して課題がある」と回答した。抱える課題の内容についてみると、①制度の理解不足に関する事柄（「学校側が制度の内容を知らず保護者に誤った内容を説明した」「保護者が制度の内容を熟知していない」「保険外診療で給付金が支払われずにトラブルになった」など）、②保護者が不満を持つような学校側の対応に関する事柄、③病院に対する学校の不適切な対応が挙げられており、全て学校に関する課題が挙げられていた。これらの課題改善に向けた提言として、学校関係者への給付制度の周知徹底、保護者への懇切丁寧な対応と十分な情

表2 業務に関係する内容以外の要望（学校、保護者から）

給付範囲の拡大について	保険外治療費の適用
	通院費や保護者の休業補償
	移送費給付制度復活
	障害見舞金給付基準の見直し
	軽微な障害でも給付できるよう対象範囲の見直し
学校に関して	管理職（校長等）専用の保険制度
	学校、教育委員会の対応改善
その他	給付業務の迅速化
	自動車損害賠償、補償事業について
	詳細な事故分析
	過剰診療の疑いがある医療機関への指導

報提供が必要であると回答されていた。

「10年間で変化してきたこと」については、①申請内容に関する事柄（「軽微な怪我での申請が増えた」「精神・神経障害や骨折件数、醜状障害件数の増加」など）、②保護者および保護者と学校の力関係に関する事柄（「保護者からの連絡が増えてきた」「保護者の権利意識が高まってきた」「学校の立場が弱くなった」など）が挙げられていた。

3-3 よりよい支援に関して

「本人や家族に今後どのような支援が必要だと考えますか」という質問に対しては、学校関係者が保護者に適切な情報提供が行えるように「制度の周知」を行うことが必要であるという意見があった。また、「対応の改善」「保護者への正確な情報の伝達」が必要であるという意見、ICFで主張される肯定的な障害の受容に必要な「子どものエンパワメント」を各種機関と連携して行う必要があるという意見が寄せられた。「地域性を考慮する業務を行う必要がありますか」という質問に対しては、19人中9人があると回答し、言葉遣いに留意する、

地域を熟知した担当者が担当する、地域による制度の扱いの違いの考慮、迅速な対応や丁寧な情報提供を行う上で重要との回答があった。「後遺症が残ると推測されるような負傷や疾病の場合の説明や支援の事例」については表3に示した内容が回答として挙げられていた。

4 考察

4-1 養護教諭の果たす役割

調査の結果、事故災害発生後の支援において、養護教諭が教育委員会と並び大きく関わっていることが判明した（表1）。子どもに対する事故後の養護教諭の関わりについては、文部科学省が刊行する『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育⁷⁾』の中でも、「負傷・疾病の発生に備えて養護教諭が課外活動に同行すること」を推奨するなど、事故災害後の対応、特に、応急手当において専門的能力を発揮することが求められているが、本調査結果により、給付金の申請過程のような経済的支援においても重要な役割を果たしていることが示された。養護教諭と医療機関の連携に関する先

表3 センター職員が実際に行った説明や支援の事例

- ・10年間の支給期間に充分治療をしたうえで、後遺症が残っていれば、その時点で障害見舞金の請求することを説明
- ・医療費の請求時、傷病名から障害が予測できる場合は学校へ連絡
- ・歯の負傷の障害見舞金の説明
- ・眼の負傷で、障害が残る可能性があるとの相談を受け、制度について説明
- ・障害見舞金の手続きの時期について相談に応じる
- ・様々な後遺症、障害に対しての質問について、状況に応じて説明、対応
- ・脊髄損傷で寝たきりの生徒の家庭に、障害者医療の手続きをアドバイス
- ・トラブルにならないように、順を追って説明
- ・高額療養の際の給付金の計算方法を説明

行研究では、例えば、高宮静男らの研究（2002）で、学校と医療機関が連携するチーム医療において、養護教諭が学校での直接的支援だけではなく、地域でのネットワーク作りにおいても重要な役割を果たしていることを報告している⁸⁾。以上のことから、養護教諭は、事故後の緊急対応だけではなく、その後の医療的ケア、経済的支援、地域での支援でも、大きな役割を担っていることが理解できる。しかし、筆者はこのような養護教諭の現状について、次の問題点を指摘しておきたい。第一に、多様な職務を一人で対応しており、日常業務以外の責任の重い支援活動を養護教諭だけに任せることには限界があるという点。第二に、養護教諭が自己研鑽によってスキルを磨く機会は限られており、事故発生後の対応の研究や養護教諭同士の情報共有を、個人の努力だけに頼ることには限界があるという点である（上記二点については、徳田修司らの研究（2004）でも、養護教諭の声として、「事務量が多すぎる」「保護者や他機関との連携がとれない」ことが困難さを感じる点であると報告されている⁹⁾）。第三に、事故や災害の発生後には、学校の管理責任が問われるため、立場上、学校の不利益になる情報を提供することはできず、支援にも限界があるという点である。

これら、三点の課題を克服するには、①養護教諭の個人的努力に頼った事後対応ではなく、関連機関との連携をサポートするシステム整備が必要であること、②養護教諭以外の専門知識を有する支援者が必要であること、③第三者的な立場から支援を行うことの出来る支援者が必要であること、④ライフステージに応じた支援を可能とす

る連携体制（小中高での継続可能な支援体制と情報共有のシステム）が必要であると筆者は考える。

4-2 学校が抱える支援の課題

次に、前項で指摘したサポートシステムを充実させる上で障壁となりうる学校の課題について、事故後の対応の実態から検証していきたい。調査の結果、19人中13人のセンター職員が、学校の対応、制度の理解度について課題があると回答しており、半数以上の職員が学校の対応に改善の余地があると考えていることが判明した。センターに寄せられる業務外の要望（表2）からも、学校の対応に不満をもつ保護者からの声がセンターに寄せられるという実態が垣間見られ、センター職員の提言として、「保護者への懇切丁寧な対応、十分な情報提供を（学校は）心がけるべきである」という声も寄せられている。問題点をさらに整理すると、教職員の知識不足と対応の問題に要約できる。知識不足に関しては、スポーツ振興センターの努力によって改善される事柄であると考えられるが、学校側の対応については課題があり、改善には困難が伴うであろう。その理由として、学校側が法的責任を問われることを怖れるあまり、事故・災害により障害を負った子供と保護者に必要な情報を伝達できない、関係が悪化することによって十分な支援が提供されないという問題が潜んでいることが指摘できる。もちろん、事故・災害後の保護者対応については、様々な文献で言及されており、保護者を心理的側面から理解して対応するように推奨するもの¹⁰⁾や、保護者への情報の提供とプライバシーの保護に留意するよ

う促すもの¹¹⁾など、使いやすいようにマニュアル形式で書かれている書籍が多い。しかし、実際には、本研究の調査結果からも窺えるように、保護者が必要とする情報であっても責任を問われかねない情報については伝えない、訴訟を警戒するために対応が疎かになる傾向にあり、特に、転校や進学の際に大きな問題となり、情報の引継ぎが十分なされないことで担任や養護教諭からの支援の質が低下するなど、子どもとその保護者に不利益をもたらしている。

4-3 スクールソーシャルワーカーの活用

この種の問題は、当事者である学校が同じく当事者である保護者に対応してしまうことにより発生するものであり、直接的な利害関係のない第三者による介入、例えば専門知識を有するスクールソーシャルワーカーが仲介することによって、幾分、解消されるものと考えられる。学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用については、平成20年度に「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施しており¹²⁾、本格的な導入を試みているが、日本における歴史はまだ浅く、社会的認知度も低いという難点もあるが、筆者は、活用の方向性を模索するこの時期であるからこそ、中途障害を負った子どもの支援におけるスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を提言したい。

次に、先行研究および調査結果の検討を踏まえて、ライフステージに応じた一貫性と継続性のある支援のあり方について考察していきたい。事故や疾病により、中途障害を負った子どもの支援で大きな障壁となる問題の一つに、進学や転校によって新し

い学校に移った際に、情報の引継ぎがうまくなされないという点がある。学校間の情報の引継ぎの問題については、先天的な障害を抱える子どもの場合でも複雑であり、成田信尊らの研究（2000）によると多くの場合、文書や面接によって引継ぎがなされるが、プライバシーが障壁となり引継ぎがなされないケース、十分な情報が新しい学校に伝わらないケースもあると報告されている¹³⁾。中途障害を負った子どもの場合、引継ぎの問題はさらに深刻であり、特に、学校側に過失がある事故の場合、「身内で起こった事」を第三者に知られることを恐れるために、必要な情報が伝達されない傾向にある。このような進学・転校における情報の引継ぎにおいても、問題の根底に専門的知識の欠如と責任追及への恐れがあると考えられる。そのため、この問題においても専門的知識を有する中立的なスクールソーシャルワーカーが適切に介入することで、学校側の防衛的傾向が和らげられ、円滑な情報の伝達が可能になるのではないかと考える。しかし、この問題は、ただ単にソーシャルワーカーを活用して引継ぎ作業を一任すれば全てが解決するような単純な問題ではなく、前節で述べた子ども・保護者への対応も含めた運用システム全体についても検討する必要がある。一貫性、継続性のある支援を可能とする新たなシステムについては、現在、地域医療の領域でその有用性が期待されており各地で導入が進められている「地域連携パス（地域連携クリティカルパス）」の仕組みが参考になる。

4-4 地域連携による子どもの支援

地域連携パスとは、急性期から回復期、

退院後のリハビリまで、治療を受ける全ての医療機関および社会福祉施設が連携して必要な情報を共有し、継続的な治療、支援を可能にしようと試みるものであり、治療、支援に関わる多職種がそれぞれの専門性を活かしたアセスメントの視点を共有できるという利点を有するツールである。パスの共有だけでなく医療・介護に関わる多職種（医師・看護師・医療ソーシャルワーカー・ケアマネージャー・理学療法士など）がケースカンファレンスを実施することで、より有効な治療、支援が提供可能となる。しかし、現在の地域連携パスでは、医療施設と社会福祉施設の連携が中心となっており、養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーといった、学校に関わる職種の参加には至っていないのが現状である。中途障害を負った子どもの学校生活を継続的に支援していく上で、学校に関

わる職種の情報共有は重要であり、進学、転校後の円滑な引継ぎを可能にするためにも、学校が地域連携パスの取り組みに参加していく必要があるのではないかと考える。

図1は、地域連携パスの取り組みを参考にして筆者が作成した、負傷・疾病発生からリハビリまでの連携の構想である。本研究の調査結果でも示されたように、①事故・災害発生後の一連の対応において、現状では養護教諭の負担が大きいこと、②学校関係者が十分な知識を有していないことから、保護者に不適切な対応をしてしまうケースがあることがある。もちろん、養護教諭が自己研鑽を積んでスキルの向上を試みることや、学校関係者が事故・災害後の対応や給付金制度について事前に学ぶことは重要であるが、日常的に多忙な業務を抱える学校関係者の努力だけに責任を

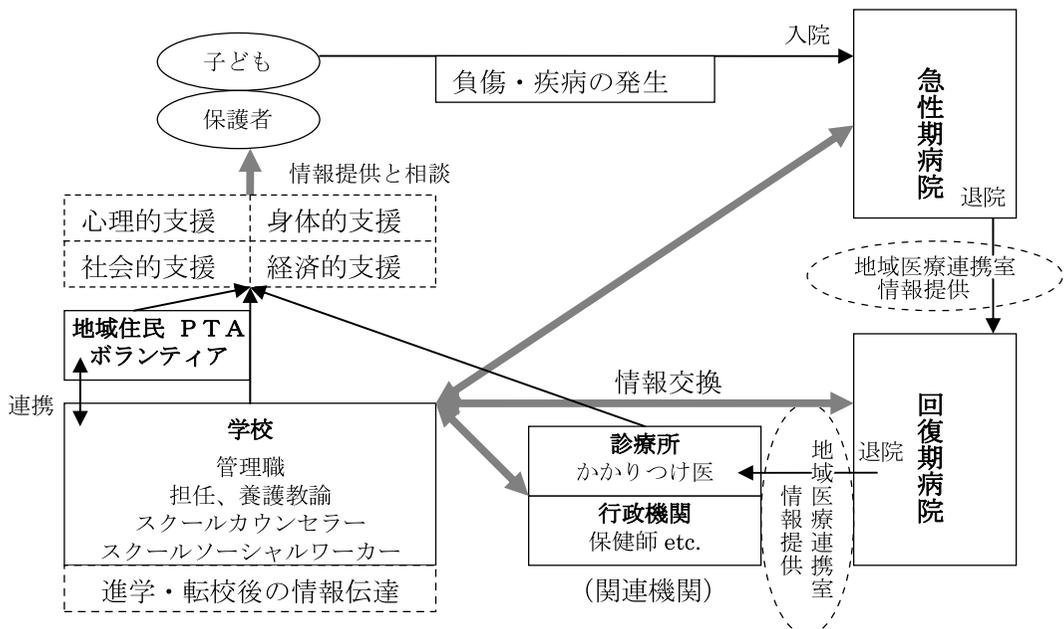


図1 中途障害を負った子どもの支援における連携構想

負わせることには限界がある。そこで、図で示したような、他の専門知識を持った職種と連携し、緊急の事態が発生した際にも協働して適切な対応が取れるように体制（急性期、回復期、リハビリ期、それぞれに対応可能な体制）を構築しておくことが肝要である。また、現在地域連携パスで共有されているような情報を進学後、転校後の学校と共有し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが介入していくことで、継続的な学校生活の支援も可能となるであろう。障害を持つ子どもや家族だけに努力を強いる社会ではなく、障害を持った子どもや家族を受け止め、共に生きていくことのできる地域文化を育てていかねばならない。

5 結語として

以上のように、医療・保健・福祉と学校が連携した情報共有と連携体制の構築によって中途障害を負った子どもの支援における多くの課題が改善されると考えられるが、筆者の提言するこの構想にもいくつかの障壁があることを自覚しており、その課題と限界について最後に述べておきたい。第一に、学校間の情報の引継ぎでも課題として指摘されているプライバシーの問題があり、保護者の十分な理解を得る必要があり、どこまで情報を提供すべきなのかについては議論の余地がある。第二に、どのように情報共有を行うかという方法の問題がある。現在の地域医療連携システムでは電子データを用いた情報共有が多く活用されているが¹⁴⁾、真に有益な情報交換をするには、ケースカンファレンスを行い、直接的な意見

交換をすることが望ましい。多忙な業務を抱える学校関係者が、このような機会に頻繁に参加することは現実的には困難である。スクールソーシャルワーカーが学校関係者として意見交換に参加するなどいくつかの方法は考えられるが、スクールソーシャルワーカーの活用の歴史は浅く、実質的な運用においてはまだ課題が山積している。第三に、情報を公にすることについて学校関係者、とりわけ管理職者の理解を得ることが、本論文で提唱する支援構想の前提となる点である。学校関係者の理解と協力が得られなければ、いくら理想的な支援構想を示してもそれは絵に描いた餅に過ぎない。中途障害を負った子どもの継続的な支援を行う上でも、本論文で取り上げたスポーツ振興センターなど第三者機関の活用、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用、そして関連機関や関連職種との連携強化に加え、教育関係者の理解と協力が不可欠である。筆者の提唱する構想には課題が山積していることは自認するところではあるが、教育関係者には本論文で取り上げた視点については是非とも検討していただきたい。また、不幸にして事故に遭った子ども達が、障害を負い目として背負うのではなく、固有の特性を持った一つの命として、自信を持って生きられるような、暖かい福祉文化が地域の中で育まれることを心から祈りたい。本研究が契機となって、少しでも中途障害を負った子どもの支援が改善されることを願い、本稿を終えることとする。

参考文献

- 1) 厚生労働省『障害児支援の見直しに関

- する検討会報告書』厚生労働省、2008。
- 2) 長谷川ちゆ子「幼稚園・保育所管理下における障害事例の実態」『湊川短期大学紀要』Vol. 42、2005；pp. 25-33.
- 3) 長谷川ちゆ子・堀清和・杉本敏夫、他「保育所・幼稚園管理下における死亡事例と保護者への支援」『日本看護福祉学会誌』Vol. 14（1）、2008；pp. 71-80.
- 4) 長谷川ちゆ子・堀清和・南哲「学校管理下における障害事例の分析」『安全教育学研究』Vol. 8（1）、2008；pp. 21-29.
- 5) 日野一男監修・児玉悦子・鈴木世津子著『学校事故から子どもを守る—判例に学ぶ教師の実践マニュアル—』農山漁村文化協会、2006；pp. 100-106.
- 6) 上田敏「新しい障害概念と21世紀のリハビリテーション医学—ICIDHからICFへ—」『リハビリテーション医学』Vol. 39、2001；pp. 123-127.
- 7) 文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育—安全教育参考資料』日本体育・学校健康センター、2001；pp. 75-76.
- 8) 高宮静男・山本欣哉・佐藤倫明、他「心身医学における教育機関との連携（思春期・青年期における心身医学と教育の関わり）」『心身医学』Vol. 42（1）、2002；pp. 47-54.
- 9) 徳田修司・長岡良治・飯干明、他「養護教諭の健康教育への積極的参加について：現状と課題」『鹿児島大学教育学部研究紀要。教育科学編』Vol. 56、2005；pp. 25-42.
- 10) 上地安昭、編著『教師のための学校危機対応実践マニュアル』金子書房、2003；pp. 88-91.
- 11) 松本美代子・田中早苗、編著『Q&A 学校事故対策マニュアル—法的対応から危機管理・安全対策まで』明石書店、2005；pp. 118-121.
- 12) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課、編集『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』文部科学省、2008；pp. 2-7.
- 13) 成田信尊・古川宇一「障害児のライフステージ間の引継ぎに関する予備的考察：幼・小・中・卒後の引継ぎの事例から」『情緒障害教育研究紀要』Vol. 19、2000；pp. 233-238.
- 14) 吉原博幸「Dolphin Project 地域医療連携システムの現状」『治療』Vol. 90（2）、2008；pp. 359-364.
- (はせがわ ちゆこ 湊川短期大学・ほりきよかず 兵庫医科大学)

精神障害者クラブハウスモデルの 仕事を媒介にした相互支援の考察

～その仕組みと発想～

三野 宏治

要 旨

目 的

精神障害者のリハビリテーションプログラムとして、クラブハウスモデルが存在する。クラブハウスモデルは、アメリカ・ニューヨークで始まった精神障害者の自助活動による相互支援を基盤にした活動である。利用者はメンバーと呼ばれ、スタッフに指示されたり管理されたりする立場ではなく、パートナーシップの関係を保ち、様々な「仕事」に携わる。その「仕事」には福祉的就労という意味合いはなく、工賃も発生しない。スタッフのマネジメントによりメンバーが主体的に「仕事」に参加することで自助の力を養い、相互支援活動を培う。

本稿ではクラブハウスで行われている「仕事」に注目し、クラブハウスの持つ当事者とスタッフ、あるいは当事者同士の相互支援について述べる。そして相互支援の媒介物である「仕事」がどのような機能を持っているのかを論じることで、クラブハウスの持つ当事者同士、あるいは当事者とスタッフの間にある支援観について考察する。

研究の方法

日本でクラブハウスモデルがどのようにとらえら

れてきたのかを、先行研究から整理する。その上で、クラブハウスモデルの誕生と発展の経緯をアメリカの精神保健福祉史を概観することで明らかにする。その後、クラブハウスモデル実践を筆者の参与観察に基づき考察する。

結 語

クラブハウスが重視する価値の一つに、「参加する人がだれに対して責任をもつか」ということがある。クラブハウスの「仕事」はメンバー一人ひとりが必要とされ、一人では完結しない。そこで交わされたやりとり、学びや刺激など多くの過程を含み、個人ではなくクラブハウスという連帯をもったコミュニティのための動きとなる。

もちろんクラブハウスの連帯は個人にも帰属され、より広域で深度のある議論が可能となり、クラブハウスに所属する個の連帯が、その場限りではない継続されたものとなるのである。

この継続性は、いつか自分がしてもらった、あるいは行った、または今後携わることになるかもしれない営みであり、メンバー間の支援の具体策であり、この点においてクラブハウスでの支援は相互型というより循環型といえる。

また、クラブハウスモデルで強調されるものとしてメンバーとスタッフのパートナーシップがある。

これは、スタッフ、メンバーの区別なく「仕事」に参加することによって自信を取り戻し、社会復帰を促すことを狙いとする。そのため、クラブハウスでは意図的にスタッフあるいはメンバーだけの部屋を設けず、専門家としてスタッフが相談を受けることがない。

実際の活動の場面で、本当に「対等」は可能であり、実現されているだろうか。また、それは常に望ましいものだろうかという疑問がうかぶ。クラブハウスの流儀は、「スタッフとメンバーの対等性」についての解を導きうるのだろうか。

仮に対等であるスタッフとメンバーが、あるいはメンバーとメンバーが対立したとき双方がその主張を曲げない場合どうするのか。対等であるがゆえの平行線をたどる議論が第三者の指示や指導といった「力」が加えられることによって交差する可能性がある。そして多くの施設でその「力」がスタッフによってもたらされることがある。それを専門家の仕事ではないと言下にいうことはできないと考える。

これらの問題はさまざまなクラブハウスで検討され考えられ続けている。そして今後、模索を続けるであろうクラブハウスの活動に寄り添い、その困難について、対処について、そこに起こるできごとを記述することは、今後の筆者の課題であり、また、支援観や支援者と当事者の関係について新たな広がりを持つものであると考える。

キーワード

精神障害者・クラブハウスモデル・相互支援・対等性

はじめに

現在、クラブハウスモデルは、世界27カ国300か所以上のクラブハウスが国際基準¹⁾に従って活動を行っている。クラブハウス

での支援の価値は他の人たちと「仕事」をすることを通じて自分を自律に向かわせるという全生活的なものといってよい。

これまで日本におけるクラブハウスの研究や紹介でも、様々な点が取り上げられてきた。例えば、就労支援という側面について、そして、福祉サービスの一例として取り上げられた。あるいはセルフヘルプグループへの専門職の関わりといった支援者からの視点から、つまり、援助技術の一方法としての記述として記されることも多かったが、これらの様な見方は一面的である。

しかし、クラブハウスモデルの成り立ちと実践を詳しくみていくと、その本質は「仕事」を媒介とした人間関係にある。

本稿では、日本でクラブハウスモデルがどのようにとらえられてきたのかを先行研究から整理する。その上で、クラブハウスモデルがいかに生まれ発展してきたのかを、アメリカの精神保健福祉史を概観することで明らかにする。その後、クラブハウスモデル実践を筆者の参与観察に基づき考察する。

1 日本におけるクラブハウスの研究

1-1 精神保健福祉実践報告の一部として

寺谷隆子は、自身が代表を勤めるJHC板橋²⁾の実践報告の中で、クラブハウスモデルの成り立ちや理念、基本原則（4つの権利）そしてJHC板橋が持つクラブハウス「サン・マリーナ」³⁾の成り立ちと活動の紹介をしている。

寺谷はクラブハウスを次のように表現する。「社会生活技能の獲得とピア（peer）サポートの基盤作りを経て、職員のマネジ

メントサービスによるメンバー（利用者）の相互支援機能を促進させ総合する支援センター（中略）自助による相互支援活動を基盤としたマネジメントサービスのことである。」⁴⁾

寺谷は精神障害者の生活支援という軸から派生した様々な支援方法の実践の中にクラブハウスが位置し、その存在はJHCという大きな文脈のなかで必要であり、機能していることを述べている。

1-2 当事者グループ支援という視点から

半澤節子や岩田泰夫はセルフヘルプと専門職の支援の関係という文脈でクラブハウスを紹介する。

半澤はクラブハウスの活動について、「パートナーシップと共同作業をサービスモデルの重要な要素」ととらえ⁵⁾、精神障害ゆえに社会において孤立しやすい現状を指摘する。そしてそれらの問題の解消のためには、物理的空間だけでなく「その人が所属する社会的な場所」の提供を重視するのがクラブハウスの人間観であると紹介している。そのうえで、

- ①クラブハウスでのメンバーとスタッフの関係性
- ②関係性がもたらすクラブハウスのプログラム
- ③自発的な「参加」が重要である

と述べたうえで、作業所との違いもまた自発性にあるとする。

一方岩田は、専門職による新しい援助の方法の開発としてクラブハウスモデルを取り上げている。クラブハウスの成り立ちや、メンバーとスタッフの関係性とその効果などの紹介は半澤のそれと同じであるが、援

助の原理と方法を「当事者グループ」という視点からデイケア、教室活動、作業所などでのグループワーク、セルフヘルプグループと比較している⁶⁾。そこで岩田はクラブハウスモデルを「依存とスティグマ、孤立の克服」をその機能とし、専門家による管理ではなく自治を通して、メンバーとスタッフの双方が援助の主体であると述べている。

1-3 就労支援の視点から

職業リハビリテーションや就労支援という観点からクラブハウスを紹介する文献も少なくない。蜂谷英彦、村田信夫は、アメリカの職業リハビリテーション活動の特徴として、次の三つを挙げている。

- ①ほとんどすべてが非営利の民間組織の活動
- ②多様なニーズに柔軟に対応ができる多様なコミュニティケアの整備と、それを保障するマンパワーの厚さ
- ③合衆国政府の一貫した障害者政策

その上で、「非営利・任意団体のリハビリテーション施設」としてクラブハウスを紹介している。クラブハウス内での仕事である「デイプログラム」に主体的に参加することで、できる仕事や役割が決められ、それらをやり遂げていく経験の中で、「自分が何かの役に立った。自分の存在価値が認められている」などの形で自己評価が高まり、心構えがおのずと変わり、次の段階へ進む自信や自覚ができる。そして次の段階として「過渡的就労プログラム」⁷⁾が用意されるとする。

過渡的就労（過渡的雇用）とは、クラブハウスモデルを紹介する際に大きく取り上

げられる特徴的なプログラムである。通常の雇用関係においては、個人と事業主が契約し、労働とその対価である賃金が支払われる。また、職場体験などでは、雇用契約そのものが結ばれず、賃金も支払われない場合もある。それに対し過渡的雇用では、クラブハウスと事業所が契約を結ぶ。まず、スタッフが事業所に赴き、仕事を実際に行い、覚える。そしてすべてのメンバーができるような工夫を施し、メンバーと共に実際に仕事を行い、仕事のやり方などを伝え、また分かり良いように工夫をし、マニュアルを作成する。

多くの場合、複数のメンバーで過渡的雇用が始まる。メンバーが欠勤した場合、クラブハウスがその穴を埋める。人選はメンバーの中からなされ、メンバーが誰もいないときはスタッフが行う。こうすることで、事業所には欠勤というデメリットをもたせさせない。過渡的雇用は基本的にパートタイムであり、通常週15～20時間、雇用期間は6～9ヶ月としている。そして、雇用である以上、メンバーは最低賃金以上で、一般事業所並の賃金を労働の対価として事業主から直接受け取る。職歴として履歴書等にも書くことができる。メンバーの権利として、メンバーが会社や工場で働ける機会を提供するために、クラブハウスは独自の過渡的雇用を準備するという国際基準による原則である。

その「過渡的雇用」プログラムを経て、企業との提携プログラム（PWI）へ進むと蜂谷・村田は紹介している。PWIは過渡的雇用を経てメンバーを正式に雇うリハビリテーション法に基づく制度的保障である。蜂谷・村田はこれら一連の流れを「障害者

を競争的雇用の場に進出させることを保障する反面、企業側にも公共性のイメージアップや、税金やその他の財政的上有利な措置を受けるメリットがある」と評価している。また、寺谷も同様に、「デイプログラムを自己発揮の実感によって自身の回復と自己評価の向上を得て期待される役割を果たすことは、就業前の職能レベルのキャリアアップの機会であり、過渡的雇用を実際の職場では自信回復や職歴の獲得を狙いとする」とその就業へ向けてのプログラムの流れに注目をしている。

これらの、クラブハウス研究をみると、専門家による支援の方法の一つとしてのクラブハウスの記述に終始しているのがわかる。クラブハウスの本質の一つがスタッフとメンバーの協働にあるのならば、メンバーの具体的な活動や思いなどを紹介し、そこからメンバーと支援者の新たな関係を示す必要がある。

2 クラブハウスモデルの始まり

ここで、アメリカにおけるクラブハウスモデルの歴史的経緯を述べ、クラブハウス誕生の時代背景と、精神医療・福祉を追い、クラブハウスが誕生し発達した要因を考察する。

2-1 ファウンテンハウスの誕生

1944年にニューヨーク市で4名の精神疾患を持つ人たちによって「私たちは一人ではない」「WANA」(We Are Not Alone)という集まりができる。彼らの最初の会合が1944年3月15日にニューヨーク市で行われた。このミーティングに参加した10人のう

ち8人のメンバーは、州立ロックランド病院において1943年に精神科医ハイラム・ジョンソン博士によって形成された自助グループの出身者であった。この自助グループでは、グループディスカッションを通して「病院内の人たちは、バラバラの個人というよりも社会が自分自身を破滅に導いたという葛藤と同種の困難を抱えている」と認識した。そこで彼らは困難に直面しているという面においても、「自分たちは一人ではない」と考えた。この困難や葛藤という危機は自分たちをバラバラの個人として、自分以外の他者と自分自身を分けてしまうのではなく、より近い存在として統合するために役に立つと感じたのである。

黎明期の「WANA」は独自の場を持たず、マンハッタンのYMCAの会議室に毎週集まり、ミーティングなどを行っていた。彼らは会報を作り、病院を訪れ「WANA」のメンバー以外の患者の退院を手伝った。それらの活動も含めて「WANA」は定期的集まる必要があった。1946年には、100人を超す組織に発展する。その後、1948年に彼らは、2人のボランティアの協力によりマンハッタンにビルを見つけて購入することになる。そのビルの中庭にある泉から「ファウンテンハウス」とした。

2-2 クラブハウスモデルの発展

ファウンテンハウスは、1955年、ソーシャルワーカーのジョン・ピアード⁹⁾を責任者として迎える。彼は1950年代にデトロイトのウェイン郡ジェネラル病院のソーシャルワーカーであった。彼が病院に勤務していた1950年代、精神疾患を持った人たちは完全な病者として扱われてきた。しかし彼

は患者とピクニックや野球観戦などを共にするうちに、彼らが健康な部分を保持していることに気付く。そしてピアードは、「公園や野球観戦だけでなく、仕事を一緒にする場で共に働いた時どんなことが起きるか」と考えるようになり、「そこにいる他の人々と直接関わる活動」を始めることを具現化する方法として「仕事」に焦点を当てるようになる。ピアードは、メンバーとスタッフがともに、クラブハウスとクラブハウスメンバーにとって益となるようなプログラムに参加をすることによって、メンバーたちに自分自身がクラブハウスというコミュニティにおいて価値のある貢献者であるという経験させることができると彼は構想し、具体化した。

この1955年の時点で、公立の精神科病院の入院者数は55万人に達し、「人間倉庫」と呼ばれるようになる。その後も入院する患者は増え続け、財政難と職員不足から治療の場ではなくなり「収容所化」するに至ったとされている。この劣悪な環境を打破すべく1963年、当時大統領であったケネディは「精神病及び精神薄弱に関する大統領教書」において、州立精神科病院での入院治療から地域保健センターを基盤にした「地域ケア」に政策転換することを宣言する。結果、1965年をピークに新たに入院する患者は減少し、地域生活を送る精神障害者が増加した。しかし、政策としての脱入院化は、精神障害の地域生活支援という考え方の欠落や、財政難からくる地域の受け入れ態勢の遅れとあいまって、多くの精神障害者が「ホームレス化」する事態を招いたのである。

現在のアメリカで地域生活を送る精神障

害者のための具体的な支援システムは、脱入院化の結果として発展したものが多く事も事実であり、クラブハウスモデルもその例外ではない。またこの脱入院政策の結果は精神障害者、あるいは精神病障害そのものに対する概念を変えたといわれる。施設症であると考えた無気力や自発性の欠如という症状は、多くの精神障害者にとって地域生活を営む上での困難であることがわかった。そしてそれには治療的なものと並行してリハビリテーションや社会福祉が必要であるという認識に至る。

その後、精神医療の専門家や新聞、世論などから政府の無策に対して非難があがり、1977年に国立精神衛生研究所は地域保健センターが取り組むべき課題として、慢性精神障害者に対する地域支援システムの開発奨励であるとし、資金援助を始める。その際、資金援助の対象となったものにファウンテンハウスがあった。

ファウンテンハウスは国立精神衛生研究所から得た助成金で、1976年から1981年に全国から精神保健のワーカーをファウンテンハウスに集め、3週間の体験学習を行う。この研修では、総数386名の精神保健のワーカーがファウンテンハウスにて体験学習を受けている。その結果、1981年国際障害者年のノーマライゼーションの思潮と共に、クラブハウスが全米に急速に広まった。

1985年、広がるクラブハウスモデルの理念や原則を共有するネットワークの必要から、ニューヨークにおいて最初のクラブハウス会議が開催され、「基準」(現在の「国際基準」)が作られた。その後、欧米を中心に発展を見せたクラブハウスだが、アジア圏では1987年韓国ソウルにテファ・ファウン

テンハウスが、1992年には日本初のクラブハウス「サン・マリーナ」が誕生している。

これまでクラブハウスの発展期に重要な出来事として脱入院政策があったことをみてきた。しかし、それは普及するきっかけにすぎない。なぜなら、クラブハウスは脱入院政策の基点となった1963年以前とその活動を変えていない。それはクラブハウスが、脱入院政策以前から精神障害者たちの地域生活のしづらさに対する支援策を持っていたからであり、それがゆえに、ほかのさまざまな国でも、受け入れやすい特性をもっていたと考えられる。

3 クラブハウスでの「仕事」の位置づけと内容について

実際のクラブハウスモデルの「仕事」とはいかなるものか。筆者はこれまで、国内のクラブハウスでのべ4週間の参与観察を行った。筆者は修士論文において小規模作業所の作業について論じたとき、クラブハウスの「仕事」について述べ、その性質の違いを指摘した。しかし実際の「仕事」がクラブハウスに集う人たちにとってどのように理解され利用されているのか知る機会を得なかった。それらを参与観察から知りたい旨をクラブハウスに打診し、活動に参加し気がついたことを記録し活動終了後、疑問点としてスタッフやメンバーに尋ねた。その中で見えた作業所の作業の持つ意味とクラブハウスの「仕事」と「仕事」を介した支援の仕組みを述べる。

3-1 クラブハウスでの「仕事」の位置づけ クラブハウス内の「仕事」はデイブログ

ラムと呼ばれる。その「仕事」はクラブハウスを運営維持するために必要な活動で、メンバーとスタッフがともに携わる。そこには従来の福祉施設に見られるメンバーの仕事とスタッフの仕事の区別はない。

多くの障害者授産施設での主な利用者の仕事は、施設が用意した「授産活動」と呼ばれるものである。これらの施設のスタッフは、それら授産活動をともにすることも多いが、主な仕事は授産活動の準備や総括、運営費の会計や会議の準備あるいは支援計画の作成等、専門家あるいは支援者としての仕事をおこなう。対してクラブハウスでの仕事は、利用者の授産活動とスタッフの施設の仕事との区別や役割分担がない。また、スタッフの仕事として、特定のメンバーの相談を相談室で聞くこともない。

メンバーとメンバーやスタッフとメンバー、ある時は見学者や実習生とメンバーなどクラブハウスに集い、「仕事」に参加する者がある一つのことをなすためにともに働く。そしてデイプログラムでの「仕事」の起点には必ずミーティングがあり、クラブハウスの重要なことを話しあう時もハウスミーティングというメンバー、スタッフが参加した話し合いがもたれる。このミーティングに関しても「仕事」がクラブハウスにおいて果たす役割と同種の仕組みがみられる。つまり、ミーティングの司会なども、メンバーもスタッフも誰もがその役割を交代で担い、その仕事の役割は固定されていない。

3-2 クラブハウスでの「仕事」の実際

クラブハウスでの「仕事」はどのように進むのか。

クラブハウスでは朝のミーティングで「気分調べ」が行われる。クラブハウスまでの道すがら見た花のことや、テレビの話題など、最近感じていることや考えていることを一人30秒くらいで発言し、今の自身の調子を伝え合う。その後ミーティングの司会、ノートへの記録、ホワイトボードへの記載の係が決まる。これらの係は、誰かに決められるのではなく自ら、あるいは話し合いで決まる。このときスタッフは参加しているが、特に役割を促すこともない。

そこでは今日予定されていることの確認や、この間に話し合われている事柄の確認、新たにクラブハウスとして考えた方が良いと思われることが議題として挙げられ、どの場面で話されるべきかが議論される。司会者は参加者に等しく意見を求める。ただし、意見は強要されるものではなく、発言の機会が与えられるという意味合いが強い。実際に具合が優れない人は、「気分調べ」の段階で気分の優れない旨を伝え、エピソードの発表をしないことも認められる。その後、国内外のクラブハウスや市内の施設やボランティア、大学からの実習受け入れや講演依頼の手紙やメールなどが読み上げられ、活動への参加が中断しているメンバーの情報共有や、その人へのクラブハウスとしての働きかけなどが話される。話が終わるとユニットに分かれるのだが、これも希望者が希望するユニットに参加をする。ユニットには昼食をつくる「キッチンユニット」や参加者の確認と郵便物の仕分けや掲示を行う「受付ユニット」、ニュースレターの作成や発送作業、海外からのメールや郵便物の翻訳などを行う「事務ユニット」などがある。

一つのユニットに集中してしまう場合もあるが、その場合話し合いがもたれ、ユニットが機能する程度の人数に分かれる。ユニットごとに参加者がホワイトボードに記され、自発的にリーダーが決められる。リーダーはユニットの開始時刻を告げ、ミーティングは終わる。ユニットに分かれた後もリーダーを中心に、前回の当該ユニット参加者からの引き継ぎや作業締め切り、進捗状況が書かれてあるノートを見て、「仕事」の優先順位と担当者を決める。そして「仕事」の最後には、各人の作業の進み具合などが引き継ぎノートに記入される。また、ノートには作業や記入者の名前が記されているので、不明な部分は前任者に質問をすることもある。これらの一連の流れはクラブハウスにとって、またメンバーにとって等しく必要であり、メンバー全員が必要とされる「仕事」を受け持つのである。

3-3 クラブハウスの4つの権利と「仕事」の関係

クラブハウスが掲げる4つの権利に「来る場所への権利」「帰る場所への権利」「意味ある仕事への権利」「意味ある人間関係への権利」がある。

「意味ある仕事」と「意味ある人間関係」はクラブハウスにとって必要であり、尚且つメンバーが主体的、自主的に関わる「仕事」であり、その「仕事」のやり方であると考えられる。クラブハウスの「仕事」ではメンバー一人ひとりが実際に必要とされ、一人で完結しない「仕事」としての工夫がみられる。この一人では完結し得ないということは「あなたが必要だ」というメッセージであるとクラブハウスでは考える。そ

こにはスタッフや自分以外の誰か、あるいはクラブハウスによる管理は行わない。

クラブハウス開発国際センターは、これら「仕事」を通した人間関係の構築の仕方は、企業のそれと同じであり就職するためのトレーニングでありひいては喪失した自尊心を取り戻す営みであると謳う。

4 「クラブハウス」 —福祉の概念とは少し違うもの

世界クラブハウス連盟は、クラブハウスの活動の目的は「孤立」「スティグマ」「偏見」をなくすことであるとする。そしてその目的の達成のために、「仕事」を協力して行うことは「孤立」から脱する方法と位置付け、必要とされている自分を再発見することで「自尊心」を奪還し、自分自身が刻印した「スティグマ」や「偏見」を消し去ることを目的に活動している。

この活動の目的から、日本における福祉施設の活動の目的との違いが伺える。では、クラブハウスの「仕事」がどのように「孤立」や「スティグマ」や「偏見」の除去につながるのかを検証していきたい。

4-1 支援の循環

メンバー同士やメンバーとスタッフの相互支援はセルフヘルプグループにもみられる。しかしその支援はその場にいる者に限定される。一方で専門家による支援は専門家が常に支援を行う体制を整えることで一定の継続性を持つ。しかし、それでは当事者は支援の受け手以上の役割を得にくい。この受け手であるばかりではない当事者の役割の継続性と連続性が、「仕事」を通し

て担保されるところに、セルフヘルプグループや専門家による支援の違いがある。

このクラブハウスの支援は、セルフヘルプグループに見られる支援の受け手が、あるときには支援の送り手になるという点と、専門家による支援に見られる継続性を両立させたものであり、クラブハウスは、参加する人の中で支援の循環を生じさせているといえる。

クラブハウスのユニット活動は授産施設などの作業とは違い、外からの仕事を受けない。またクラブハウス運営のための「仕事」なので金銭も発生しない。そして賃金が払われることはない。これには次に述べる二つの理由があると考える。第一には「金」を仕事に絡ませないことによって、過程や結果を個人に帰属させないようにする。クラブハウスのための「仕事」とは、そこに集う自分を含めたメンバーのためであり、これから集うかもしれない潜在的なメンバーのためのものであるべきだという継続性を必要とする。さらに、世界中にいるクラブハウスを介した仲間たちのために「仕事」をすることで、何らかの「やりとり」が生まれる。この「やりとり」の中に支援の循環は生まれる。「仕事」を共に行うことで様々なことが「伝えられ」、それを「伝える」ことによって支援の受け手であったその人が発信する側に回る。

第二に、仕事を外から得ないことによって前述の循環の主体をクラブハウスで行うことが可能である。ある企業や個人の外注として仕事を受けた場合、主体は外注を出した企業であり個人である。その仕事に関してクラブハウスの主体性はない。よって循環がクラブハウスを主体として行われな

い。授産施設などの場合、「売れる商品」や「割りの良い内職」などを追及する必要がある。そうしているうちに緩やかではあるが、確実に作業内容が変わり、伴ってやり方が変化する。行う仕事のやり方への工夫によっても変化はするが、新しい仕事が入ってきた場合、古い仕事、この場合割りのよくない仕事はなくなる可能性は高い。

一方クラブハウスの場合、「仕事」の起点となるミーティングやクラブハウスの運営のための「仕事」という性格から変化は見られない。また、「仕事」の終点を個人に配分する「金」にしないことは、その「仕事」を個人に帰結させないことになる。

4-2 過渡的雇用の機能

クラブハウス内の「仕事」に賃金が払われることはないが、一般就労などへのトレーニングとしての仕組みもクラブハウスは持つ。クラブハウスについて言及される時、この過渡的雇用を中心に説明される事が多い特徴的なプログラムである。

過渡的雇用はその成功率の高さゆえ、クラブハウス以外での就労支援の方法として注目を集めた。しかし、クラブハウス以外での成功例は多くない。あるクラブハウスで「過渡的雇用は花。デイプログラムは根」という話をきいた。そのスタッフは、「過渡的雇用は一見、効果的なプログラムに見えるがデイプログラムと連動してこそ有用な方法だ」という。

では、過渡的雇用とデイプログラムにはどのような関係があるのだろうか。以下の引用はファウンテンハウスにおける過渡的雇用の位置づけを示している。

「ファウンテンハウスの夜間開館のうち、

月曜、火曜の晩は、フルタイムの職についてた人達が晚餐に集まって、自分の成功したことや、困った問題などを話し合い、他の仲間に支持と励ましを与えるのである。

(中略)我々のメンバーの大部分は、夜間と週末にはきまってファウンテンハウスにやってきて、スナック食堂や玄関の案内係やコートルームを手伝ったり、メンバーの学習を指導したり、また地域で孤独に暮らしている仲間の所へ出向いてその指導役を務めるなど、活発な活動を続けている。ファウンテンハウスに来て、スタッフや仲間のメンバー達から早速、援助や力添えをもらえるので、夜間、週末プログラムはこういう意味でメンバーにとって常にファウンテンハウスとの接点になっている」⁹⁾

この記述から過渡的雇用が支援の循環から独立したものではないことが見て取れる。過渡的雇用はクラブハウス全体に影響を及ぼし、実際に携わっている人は、これから行こうとしている人に刺激を与え、自らの経験を話す。これは専門家による就労支援ではない。換言すれば、クラブハウスの活動やそこから生まれる関係性、価値観などが基盤になって上手くいくのであり、過渡的雇用という方法だけを取り出し専門家と援助者の関係だけで進めるやり方では上手くいかない。

ここにもスタッフがマネジメントしたプログラムを多くのメンバーがスタッフと共に進めるというクラブハウスのやり方が表れている。ただ、支援の循環という切り口だけで過渡的雇用を語ることは、少し偏りが出る。過渡的雇用先では、その仕事を行うメンバーは一個人として扱われる。その仕事に対してクラブハウスの仲間やスタッ

フたちと話し合い考えることはできても、実際の場面では責任ややり方は、仕事を行うその人に帰属する。そのために報酬が個人に支払われるのである。それは過渡的雇用先での仕事を選定する際にも考慮される要素である。ただし、その遂行を助けるためのマニュアルや支援の循環は、個人の職業的な成功体験へその人を導くという仕方がかかわっている。

さらに、過渡的雇用は雇用という側面と職業訓練の側面を持つ。上手くいかなかったこと、あるいは工夫をして上手くいったことなどをクラブハウスで報告する。それに対して様々な意見や評価をもらい、今後どのようにするかが検討される。これは、その後の過渡的雇用利用者のための工夫でもあるが、第一義的には、今、問題に直面しているメンバーへの助言であり評価である。助言や評価が問題となった時に時間を空けず具体的に行われることは、過渡的雇用を利用している個人への支援である。ただ、過渡的雇用利用者への支援は、専門家によるものだけではなく、クラブハウス全体として行う。そして助言や支援を行うクラブハウスの他のメンバーにも過渡的雇用に対する意識が芽生えることになる。

5 考察

クラブハウスが重視する価値の一つに、「参加する人がだれに対して責任をもつべきか」ということがある。セルフヘルプグループの場合、参加や発言や行動の責任は自分自身にある。また、授産施設などの場合、支援と管理の整理がつかぬまま、本人の必要や行動に伴う責任が、支援という代

行の下にはく奪されている場合が少なくない。

一方、クラブハウスにおいては、自分の責任と同等、あるいはそれ以上にクラブハウスに対する責任が大きい。ここでのクラブハウスというのはある行動を起こすまでの他のメンバーおよびスタッフのミーティング、そこで交わされたやりとり、学びや刺激など多くの過程を含む。故にその行動は、個人ではなくクラブハウスという連帯をもったコミュニティのための動きとなる。もちろんクラブハウスの連帯は個人にも帰属され、より広域で深度のある議論が可能となる。クラブハウスの「仕事」はメンバー一人ひとりが実際に必要とされ、一人で完結しない。だから「あなたが必要だ」というメッセージをこめることができる。それは、クラブハウスに所属する人自身からの発信でもあるため、その人自身が尊厳を取り戻すことに通じる。「We Are Not Alone」ということは、単に「集っている・話している」状態というだけではない。クラブハウスでの「仕事」に携わることによって、つまり「その行動はクラブハウスとしてどうか」あるいは「クラブハウスのメンバー、スタッフである自分としてどうか」と考えることによって、クラブハウスに所属する個の連帯が、その場限りではない継続されたものとなるのである。

また、クラブハウスの継続性にはもう一つの意味がある。それは、将来への保障であり、潜在的メンバー（いつかメンバーになる誰か）についても思いをはせる営みである。これは「いつでも帰ることができる場所」というクラブハウスの4つの権利のひとつに関わる。クラブハウス内の「仕事」

（ユニット活動）に参加しないメンバーがいる。具合が悪くてクラブハウスに来られない人たちであり、過渡的雇用を利用して人たちや、かつてクラブハウスを利用し現在は一般就労している人たちである。具合が悪くクラブハウスに来られない人達に対して、クラブハウスは友愛活動を行う。これは、いつか自分がしてもらった、あるいは行った、または今後携わることになるかもしれない営みであり、メンバー間の相互支援の具体策である。

過渡的雇用や一般就労に就いているメンバーに対しても同様である。彼らがクラブハウスのプログラムに参加しようという意思がある限り、クラブハウスの支援の循環に入ることができる権利を有している。しかし、そこに参加し有機的な個の連帯を生み出すには「自律した個人」という要素をはずすことはない。人によって自律のとらえ方が違い、また濃淡もある。しかし、その違いをミーティングなどによって、クラブハウスとしてどうするかをともに考え、多様性を認めるのもクラブハウスの特徴の一つではないだろうか。

クラブハウス内での「仕事」は金を生まない。むしろそれを意識的に排除している。金を生まない「仕事」にこそ支援を循環させる媒体としての要素が含まれている。それは工賃の多寡や行った仕事量などでの能力への評価ではない。

4つの権利に記されている「いつ来ていつ帰っても良い」という姿勢は、一見自由で縛りのないものに映る。しかし、金儲けという動機がない条件で「仕事」に参加し、金儲けではない価値をクラブハウスに見出しやってくることは個人の自律を必要とす

る。クラブハウスという共通の価値を持つ者の中に置くことで一人ではないと感じること、誰かの役に立っていると感じることは自律を促し更に参加を促すことにつながる。

ただ、クラブハウスそのものが金と無縁であるとは決して言えない。クラブハウスでは「仕事」を金と切り離して相互循環の媒体として仕組み支援の循環に成功しているが、クラブハウスが活動している日本の社会や、根拠となっている社会福祉は既存のものである。故に運営費などは助成金によって賄われている。その運営費によって建物を借りスタッフが雇われている。制度上スタッフは、支援者であり、専門家である。これはクラブハウスの理念や活動となじまない。また、メンバーとスタッフのパートナーシップがクラブハウスモデルでは強調される。

ここで、実際の活動の場面で、本当に「対等」は可能であり、実現されているだろうか。またそれは常に望ましいものだろうかという疑問がうかぶ。例えば自他に対して加害的な行為がなされる場合がある。また、実際には対等でないのに、対等な関係の下でなされているゆえに、ある対応が正しいとされるなら、その対応は本人に対する加害ともなりうる。こうした場面で、クラブハウスモデルはどんな対応をしているのか。また、その対応をどのように解釈しているのか。

筆者は数か所のクラブハウスでの参与観察中に、加害的な行いをしたメンバーの利用についてのミーティングに参加する機会を得た。そのミーティングには本人は参加していなかった。約3時間に及んだミーテ

ィングでは結論は出なかったが、その後数回のミーティングと本人を交えての話し合いの結果、利用の再開が認められたという。

無論、このようなクラブハウスのやり方がメンバーとスタッフの対等性を担保することにじかにつながるとはいえない。しかし、多くの福祉施設などの場合、利用の停止・再開などは職員が決定するケースが多いことを考えると、専門家と当事者の既存の役割を意識的になくそうというクラブハウスの流儀になかったエピソードである。そして、これらの話し合いという流儀は、「スタッフとメンバーの対等性」についての解を導きうるのだろうか。

専門家の仕事は制度上、支援を指し、支援に対して助成金や活動資金が支払われる。行政の監査の時に支援の記録や相談件数などの書類が必要となる。また、対等であるスタッフとメンバーが、あるいはメンバーとメンバーが対立したとき双方がその主張を曲げない場合どうするのか。対等であるが故の平行線をたどる議論が第三者の「力」が加えられることによって交差する可能性がある。そして多くの施設でその「力」がスタッフによってもたらされることがある。それを専門家の仕事ではないと言下にいうことはできないと考える。

精神保健福祉の分野において、当事者と専門家が対等を目指そうとする活動の意義は認められる。しかし、授産活動や相談援助の関係の中でそれらの活動を中心にする実践は多くはない。また研究においては既に実践されている個々の実践を例にあげレビューするにとどまり、検証が行われることは少ない。

本稿で紹介したクラブハウスモデルの活

動は固定したものではない。誰かが決めた取り組みであれば、そこに自発性や対等性が生まれる可能性はない。故にクラブハウスモデルにおいての支援ではさまざまな方法でパートナーシップを模索すると考える。しかし同時にその対等という関係が固定的ではない点から生まれるならば、常に「対等性」についての模索が必要であろう。そして今後、模索を続けるであろうクラブハウスの活動に寄り添い、その困難について、対処について、そこに起こるできごとを記述することは、今後の筆者の課題であり、また、支援観や支援者と当事者の関係について新たな広がりを持つものであると期待している。

注・引用文献

1) 国際基準は36条からなり、世界の「クラブハウスモデル」を定義し、2年ごとに世界的規模で「基準」を再検討し、必要ならば修正する。

詳細に関しては、The International Center for Clubhouse Development ホームページ (<http://www.iccd.org/ClubhouseStandards.asp>) を参照。(2009/8/3 アクセス)

また、和訳に関しては以下のクラブハウスはばたきのホームページを参照のこと。(<http://www.h2.dion.ne.jp/~habataki/What%20is%20the%20Standards.htm>) (2009/8/3 アクセス)

国際基準ののちってクラブハウスを運営しているのは全世界で321箇所になる(2009年現在)。分布は以下のURLを参照のこと。

<http://www.iccd.org/ClubhouseDirecto>

[ry.aspx](#) (2009/8/3 アクセス)

- 2) 東京都板橋区にある社会福祉法人。事業内容は、作業所、夜間ケア、クラブハウス、グループホーム、ピアサポート・ネットワークセンター、地域生活支援センター、障害者就業・生活事業センターなど多岐にわたる。
- 3) 日本初のクラブハウス。1992年活動開始。板橋区独自の支援施策よっての補助金で運営されている。この行政からのクラブハウス単独補助金は日本で唯一のものである。
- 4) 寺谷隆子「自立生活支援と実践課題」『社会福祉研究』第84号、2002；p41
- 5) 半澤節子『当事者に学ぶ 精神障害者のセルフヘルプグループと専門職の支援』やどかり出版、2001；p105
- 6) 援助の主体者は、デイケアでは専門職、教室活動では専門職、作業所などのグループワークでは専門職、クラブハウスでは専門職とメンバー、セルフヘルプグループではメンバーとしている。また、専門職からみたメンバーとの関係では、デイケアでは to、教室活動では for、作業所などのグループワークでは with 的、クラブハウスでは with、セルフヘルプグループでは by と分類している。
- 7) 過渡的就労(現在、過渡的雇用という語が多く使われているので、本稿では過渡的雇用を用いる)はファウンテンハウスにおいて1957年に考え出された。クラブハウスでは過渡的就労の位置づけを、「段階的なものである」とはしていない。それは国際基準の第22条に明記されている。
- 8) ジョン・ビアードは1955～1982年の間、

ファウンテンハウスの所長であった。

- 9) 財団法人日本精神衛生会『アメリカにおける精神障害者のコミュニティケア』1990；pp47-8

参考文献

- (1) 秋元波留夫「精神障害者の社会参加を促進するために」財団法人日本精神衛生会 監修『心と社会のメンタルヘルス13巻』大空社、2001；pp253-270
- (2) クラブハウスはばたき『クラブハウスはばたき10周年記念誌』2008
- (3) 蜂谷英彦・村田信男 編『精神障害者の地域リハビリテーション』医学書院、1989
- (4) 蜂谷英彦・岡上和雄 監修『精神障害者リハビリテーション学』金剛出版、2000
- (5) 石川信義『心病める人たち』岩波新書、1990
- (6) 一番ヶ瀬康子『アメリカ社会福祉発達史』光生館、1963
- (7) 岩田泰夫『セルフヘルプ運動とソーシャルワークの実戦』やどかり出版、1994
- (8) 柿谷正期「精神疾患へのアプローチ再考」『立正大学大学院紀要』vol20、2004；pp71-93
- (9) 国立法律家委員会 編『精神障害者の人権』明石書店、1996
- (10) 日本社会事業大学 社会事情研究所『当事者参加と協働の地域生活支援システム』、2001
- (11) 高木美子『Fountain house方式のクラブハウスモデルと過渡的雇用プログラム』障害者職業センター、1992
- (12) 寺谷隆子「社会就労センター 通所授産施設・過渡的雇用」村田信男・川関和俊 編『精神障害者の自立と社会参加』創造出版、1999
- (みの こうじ 立命館大学大学院先端総合学術研究科)

視覚障害者に対する差別用語と表現、意識

～当事者の意識と学生の意識～

平井 利明

要 旨

目 的

ノーマライゼーションの浸透とともに、新聞や放送などメディア関連をはじめ出版物等においても障害者に対する差別的な言葉や表現に配慮がなされるようになった。また厚生労働省が「合理的配慮」を法律等に盛り込むことで障害者に対するハードウェア的な障害は徐々に減少しつつある。しかしながら差別用語や差別表現は、配慮がなされつつも依然としてなくなるのが現実である。差別用語を使用されることで不快と思う人がいる以上、差別用語を使用したり差別表現をしたりしないよう配慮する気持ちが大切である。本論は、視覚障害者に対する差別用語や差別表現に焦点をあて、視覚障害当事者や晴眼者である学生を対象に差別用語や差別表現に対する認知度やその使用の是非、用語や表現の使用に対しての受け止め方等についての調査報告をするものである。

方 法

静岡県内在住の視覚障害者37名を対象に、2009年6月～8月にかけて面接による聞き取り調査を行った。聞き取り調査における質問内容は、差別用語と

差別表現、視覚障害者を表現する言葉、差別的な用語や表現の使用に対する感じ方・意識である。また静岡福祉大学の晴眼¹学生を対象に差別用語と差別表現の認知度とその使用の是非についてアンケート調査を行った。

結 語

差別用語や差別表現の認知度は、言葉によっては視覚障害当事者であるか晴眼学生であるかにより異なる。例えば「あきめくら」は視覚障害者の91%が知っているのに対し晴眼学生では8%にすぎない。また用語や表現によっては、失明時期によりその認知度や使用の是非の考え方が異なる。学生も同様に学年層によってその認知度や使用の是非の考え方が異なる。

差別用語や差別表現の拒否意識は認知度により異なるが、今回の調査対象となった差別用語や差別表現の中で50%以上の視覚障害当事者が「使ってよい」としたのは「盲人」「盲目的」だけである。また視覚障害者を表現する言葉は多々存在するが、それが職業名として使用されるのか、視覚障害当事者を指す言葉として使用されるのかによりその言葉に対する拒否意識は大きく異なる。

映画や小説等メディアにおける差別的な表現の是非や障害者の「害」の文字の使用の是非は、視覚障

害当事者により意見が分かれる。メディアでは時代背景や歴史的背景、視覚障害者への配慮の度合いが問題視されるが、差別表現は、言葉の問題ではなくその言葉を使用する人の心の問題としてとらえる人たちも多い。

キーワード

視覚障害 視覚障害者 差別用語 差別表現 不快語

1 はじめに

近年、障害者に対する差別的な言葉や表現に配慮がなされるようになった。差別用語に関連しては平成7年12月、内閣府の施策⁽¹⁾「共生社会」の中の障害者施策「障害者プランの内容—ノーマライゼーション7か年戦略」の第6項「バリアを取り除くために」の中で、「障害者に対する差別や偏見を助長させるような用語、資格制度における欠格条項の扱いの見直しを行う。」としている。しかし施策公示から14年経過した現在でも差別用語や差別表現が取りざたされることが多い。差別用語や差別表現について、堀田⁽²⁾は身体障害者にかからんだもので、「めくら、どめくら、めっかち、あきめくら」について「いずれも視覚障害者に対する侮辱性が強い差別語であり、現代では使用をさけるべきである。時代小説における表現や古い資料の引用に関しても、必ず注釈、断り書きを入れる配慮が必要。…たとえば『盲編』『盲格子』『盲長屋』等は歴史的産物であり、いずれも『モノ』に対して『盲』がつけられた言葉である。したがって使用する場合は脚注なり注釈を付ければ使用してもよいと考える。…」と

述べている。また人間の行為の比喩として作り出された「盲判（めくらばん）」や「めくら蛇におじず」などの言葉は避けるべきだとしている。平成7年の施策公示以降の出版物「盲人の歴史」⁽³⁾の中でも「盲人」、「盲愛」など視覚障害者の歴史を語る上での言葉が使用されている。さらに高木⁽⁴⁾は差別用語の基礎知識'99の中で差別用語は「自主規制から自己判断の時代へ」と述べている。また視覚障害当事者の言葉として「差別語も不快語も人類の歴史、人の感情、人間の特性などを考慮したとき、今後なくなるとは思いません。ただ粘り強く人の意識を変えるような努力は必要、そのことによっていくらかでも差別用語が少なくなってくれば」⁽⁵⁾などがある。このように差別用語や差別表現について多々論じられている。ここでは、視覚障害者に対する差別用語や差別表現に焦点をあて、視覚障害当事者および学生を対象に差別用語や差別表現とされる言葉の認知度や使用の是非、意識について調査を行ったその調査分析結果を報告するものである。

2 調査方法、質問の内容と趣旨

視覚障害者に対しては面接による聞き取り調査、学生に対してはアンケート調査を実施した。視覚障害者に対しては下記(1)～(3)、学生に対しては(1)の調査を行った。

- (1)視覚障害者に対する差別用語と差別表現
- (2)「視覚障害者」を表現する言葉
- (3)差別的な用語や表現の使用に対する感じ方・意識

調査にあたり差別用語や差別表現の言葉の選択は、視覚障害当事者との話し合い、遠藤⁽⁵⁾による「視覚障害者と差別語」、調査分析報道・資料倉庫⁽⁶⁾「差別表現・不快語・注意語要覧」から抜粋選定した。

(1)については「知っている」「知らない」「聞いたことがある」により言葉に関する認知度を調査し、その意識として「使ってよい」「使ってはいけない」「絶対に言わない」「わからない」で回答を得た。質問の趣旨は、差別用語や差別表現に関する認知度とその言葉の使用についての意識を知るためである。

(2)に関しては「さしつかえない」「避けたい」「絶対に言わない」「わからない」で回答を得た。質問の趣旨は、社会の中で視覚障害者をどのような言葉で表現するのが適切であるかを知るためである。

(3)に関しては、差別用語や差別表現の使用に関する意識、障害の「害」の文字の考え方等について回答を得た。質問の趣旨は、日常の会話や出版物における差別用語や差別表現に対する感じ方や意識を知るためである。

3 調査対象者の属性

3-1 視覚障害者

1) 視覚障害等級²⁾と人数

1級31名 2級6名

2) 性別と人数

男性18名 女性19名 合計37名

3) 年齢構成

20代3名 30代2名 40代4名
50代7名 60代21名

4) 視覚障害発症時期

0～10歳 18名
11～20歳 2名
21～30歳 6名
31～40歳 7名
41～50歳 2名
51歳～ 2名

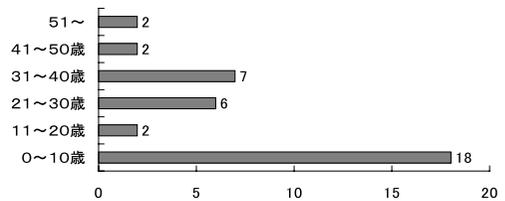


図1 視覚障害発症の年齢

3-2 学生

1) 性別と人数

男性88名 女性116名 合計204名

2) 学年

1年生55名 2年生73名 3年生35名
4年生39名 その他(聴講生)2名

4 調査結果

ここでは代表的な差別用語と差別表現と思われる言葉についての調査結果を示す。なお本論では視覚障害者の20代～40代の回答者9名を「若年層」、0歳～10歳までの失明者を「10歳前失明層」、11歳以降の失明者を「11歳後失明層」、また学生の1・2年生を「1・2年学生層」、聴講生を含む3・4年生を「3・4年学生層」、両学生層を「学生」と表現する。

4-1 視覚障害者に対する差別用語と差別表現

1) めくら

【視覚障害者】この言葉の認知度は100%

である。この言葉の使用に関し全員(100%)が「使ってはいけない」「絶対に言わない」としている。

【学生】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は66%である。1・2年学生層では59%、3・4年学生層は76%である。言葉の使用に関し「知っている」「聞いたことがある」と回答した者の66%が「使ってはいけない」「絶対に言わない」としている。同回答では1・2年学生層は60%、3・4年学生層は72%である。

【考察】視覚障害者の認知度が100%に対し、学生の認知度は66%と差がある。この言葉の認知度は3・4年学生層の方が1・2年学生層に比べ高い。言葉の使用に関しては、視覚障害者、学生ともに使用拒否意識が強い。

この言葉の使用について、「視覚障害者をすごく差別している言葉だと思う。絶対に言って欲しくない。」「このような言葉は使わなければなくなる、使わないことが大切である。」

「若い人から聞くことはないが、高齢者で使う人がある。障害者である自分を特別視しているか、差別していると感じる。」などの意見がある。

2) あきめくら³⁾

【視覚障害者】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は91%である。10歳前失明層は89%、11歳後失明層は100%、若年層は67%である。言葉の使用に関し「知っている」「聞いたことがある」と回答した者の88%が「使ってはいけない」「絶対に言わない」と回答している。同回答は10歳前失明層が81%、11歳後失明層は94%、

若年層は86%である。

【学生】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は8%である。1・2年学生層は9%、3・4年学生層は8%である。

【考察】視覚障害者の認知度が91%に対し、学生の認知度が8%と認知度に83%の差がある。また若年層の認知度は、全体の比率と比較し低い。学生においては学年層による認知度に差はない。この言葉は「めくら」と同様、視覚障害者にとって使用拒否意識が強い。

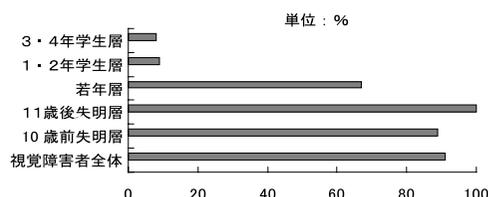


図2 「あきめくら」の認知度

3) 文盲⁴⁾

【視覚障害者】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は54%、「知らない」「聞いたことがある」と回答した者は46%である。「知っている」「聞いたことがある」の10歳前失明層は50%、11歳後失明層は58%、若年層は11%である。言葉の使用に関し「知っている」「聞いたことがある」と回答した者の20%が「使ってよい」、40%が「使ってはいけない」、また40%が「わからない」と回答している。10歳前失明層で「使ってはいけない」と回答したのは33%であり、11歳後失明層では45%である。

【学生】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は24%である。1・2年学生層は23%、3・4年学生層は26%である。

【考察】視覚障害者全体の認知度と比較し、若年層で「知っている」と回答した者は1名だけで認知度に差がある。学生の76%は「知らない」とし、学生層による認知度に差はない。この言葉の視覚障害者と学生の認知度の差は30%である。学生の中には「文盲率」について学習した経験をもつ。Google⁹⁾による検索結果では「文盲」で2,210,000件、「文盲率」で626,000件のヒット数¹⁰⁾であり、現在もこの言葉が検索されたりしていることが伺える。

4) 視覚障害者を表現する言葉としての

「あんま」、職業名としての「あんま」

【視覚障害者】言葉の認知度は100%である。視覚障害者を表現する言葉として「使ってよい」の回答者は30%である。これに対し「使ってはいけない」「絶対に言わない」が70%である。職業名としての「あんま」という言葉を使用することに対して73%は「使ってよい」、14%が「使ってはいけない」、14%が「わからない」としている。同様に職業名として「あんま」という言葉を使用することに対し、10歳前失明層では83%が、11歳後失明層では58%が「使ってよい」としている。

【学生】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は49%、「知らない」は51%である。

【考察】「あんま」という言葉は、視覚障害者を表現する言葉であるか、職業を指す言葉であるかにより「使ってよい」の比率は変わる。その比率の差は43%である。視覚障害者を表現する言葉としてこの言葉の使用拒否意識は強い。また10歳前失明層に比べ11歳後失明層の方が職業名としてのこの

言葉を使用されることに対する拒否意識は強い。学生の認知度が低い理由として、現在では「あんま」よりも「鍼灸マッサージ師」の呼び方が定着しているのではないかと考えられる。この言葉の使用について「鍼灸マッサージ治療院を開業しているため利用者さんから『あんまさん』と呼ばれることに抵抗はない。」「若い人で『あんま』という言葉を使う人は少ないのではないか。」「『あんま』という言葉から視覚障害者のほとんどの人が鍼灸マッサージ関連の仕事をしているという誤解がある。」などの意見がある。

5) めくら判⁶⁾

【視覚障害者】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は57%である。同回答では、10歳前失明層は56%、11歳後失明層は58%、若年層は22%である。この言葉の使用に関し「知っている」「聞いたことがある」と回答した者の24%が「使ってよい」、33%が「使ってはいけない」「絶対に言わない」としている。

【学生】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は11%である。

【考察】視覚障害者の認知度57%に対し、若年層は22%で9名中7名が「知らない」と回答している。学生や若年層にこの言葉の認知度は低い。この言葉の視覚障害者と学生との認知度の差は46%である。この言葉の使用について「『めくら』という言葉を使った言葉は使って欲しくない。」「全盲者は見えないため、文書の内容確認のため読み上げてもらい関係者に印を押してもらうのが現実で正に『めくら判』である。」「説明を受けた後、言われるままに指示さ

れた箇所や突起した部分に印を押す。こうした見えないままの動作から『めくら判』という表現になるのではないか。」などの意見がある。

6) めくら減法⁷⁾

【視覚障害者】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は86%である。同回答では10歳前失明層は89%、11歳後失明層は84%、若年層は78%である。この言葉の使用に関し「知っている」「聞いたことがある」と回答した者の31%が「使ってよい」、38%が「使ってはいけない」「絶対に言わない」としている。「わからない」の回答は、10歳前失明層が25%に対し11歳後失明層では37%とその比率が高い。

【学生】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は11%である。1・2年学生層は9%、3・4年学生層は17%である。この言葉の使用に関し「知っている」「聞いたことがある」と回答した者の17%が「使ってよい」、21%が「使ってはいけない」「絶対に言わない」とし、67%が「わからない」としている。

【考察】視覚障害者の「めくら判」の認知度と比較すると「めくら減法」の認知度の方が29%高い。認知度は10歳前失明層、11歳後失明層、若年層ともに大きな差はない。この言葉の使用についての是非は、「使ってよい」「使ってはいけない」「わからない」がいずれも30%台で分かれる。視覚障害者と学生との認知度の差は77%と大きい。また学生はこの言葉の使用の是非について「わからない」としている者が多い。

7) 盲人

【視覚障害者】認知度は100%であり、この言葉の使用に関し62%が「使ってよい」、30%が「使ってはいけない」「絶対に言わない」、8%が「わからない」としている。

【学生】「知っている」「聞いたことがある」の全体の比率は83%である。1・2年学生層は91%、3・4年学生層は97%である。これらの学生のうち52%は「使ってはいけない」「絶対に言わない」としている。

【考察】視覚障害者の62%が「使ってよい」としている一方、学生の50%以上が「使ってはいけない」等の意見をもつ。視覚障害者の「使ってよい」の比率から推察すると、視覚障害者の中では「盲人」という言葉を容認する者が多い。

8) その他の差別用語と差別的表現

「寄り目」については視覚障害者、学生ともに認知度は高く、ともに80%以上である。

「やぶにらみ」は視覚障害者の84%が「知っている」「聞いたことがある」に対し、学生は18%であり、両者の認知度の差は大きい。「盲目的」は視覚障害者の73%が「知っている」「聞いたことがある」に対し、学生は43%である。

表1にこれまで述べた差別用語と差別表現を含め、「差別用語と差別表現の認知度とその使用の是非、視覚障害者と学生との認知度の比較」を示す。

また表2に「差別用語と差別表現の層別による認知度」、表3に「差別用語と差別表現の層別による使用の是非」を示す。

4-2 「視覚障害者」を表現する言葉

「視覚障害者」を表現する言葉に、すでに

表1 差別用語と差別表現の認知度とその使用の是非、視覚障害者と学生との比較

項目	視覚障害者					学生					認知度	
	回答者数(人)	知っている	知らない	聞いたことがある		回答者数(人)	知っている	知らない	聞いたことがある		認知度差	学生認知度
	認知人数(人)	使ってよい	使ってはいけない	絶対言わない	わからない	認知人数(人)	使ってよい	使ってはいけない	絶対言わない	わからない	言葉の拒否率	使用不可と使用可の差
めくら	37	100	0	0		204	45	35	21		55	○45
	37	0	73	27	0	133	5	20	46	30	100	100
あきめくら	37	86	8	5		204	4	92	4		82	●4
	34	0	59	29	12	17	0	18	53	29	88	88
文盲	37	51	46	3		204	10	76	14		41	●10
	20	20	40	0	40	49	18	20	14	47	40	20
あんま	37	100	0	0		204	37	51	12		63	△37
	37	30	54	16	0	100	52	14	7	27	70	40
めくら判	37	54	43	3		204	5	89	6		49	●5
	21	24	33	10	33	22	9	23	18	50	43	19
めくら減法	37	81	14	5		204	4	88	7		77	●4
	32	31	22	16	31	24	17	4	13	67	38	7
盲人	37	100	0	0		204	61	17	22		39	◎61
	37	62	22	8	8	169	14	37	15	34	30	-32
寄り目	37	84	8	8		204	70	16	14		14	◎70
	34	38	38	6	18	172	38	22	8	31	44	6
やぶにらみ	37	73	16	11		204	9	82	9		64	●9
	31	29	48	3	19	37	22	24	14	41	51	22
盲目的	37	57	27	16		204	29	57	14		28	△29
	27	67	4	0	30	37	39	11	3	47	4	-63

注: 上段: 「知っている」「知らない」「聞いたことがある」の全回答者数に対する比率
 下段: 「知っている」「聞いたことがある」の回答者数に対する「使ってよい」「使ってはいけない」等の項目の比率
 認知人数: 「知っている」「聞いたことがある」の人数の和
 認知度差: 視覚障害者「知っている」回答者数-学生「知っている」回答者数
 言葉の拒否率: 視覚障害者の「使ってはいけない」「絶対言わない」の比率の和
 学生認知度: 「知っている」の回答率 ◎60%以上 ○40~59% △20~39% ●19%以下
 「使用不可」と「使用可」の差は「使ってよい」-「使ってはいけない」「絶対言わない」の比率
 数値の四捨五入処理上100%でない項目もある

述べた「あんま」「盲人」がある。ここでは「あんま」「盲人」を除く「視覚障害者」を表現する言葉についての調査結果を示す。

1) 「視覚障害者」と表現されることに対して
 回答者の97%が「さしつかえない」としている。「避けたい」という回答者は1名だけである。この言葉の使用について、「『障害』という言葉があり、障害があることを意識してしまう。」という意見がある。

2) 「目の不自由な人」と表現されることに対して
 全回答者が「さしつかえない」としてい

る。「目の不自由な人」という言葉は、厚生労働省のHPや配布物等、福祉関係施設での案内や民間企業における広告等でも広く使用されている。たとえばライオン(株)では「『目の不自由な人に“音で読む”メールマガジン』⁽⁸⁾を提供」などと情報提供広報で使用している。

3) 「盲の人」と表現されることに対して

「さしつかえない」は全体の比率の38%である。10歳前失明層では22%、11歳後失明層は47%である。「避けたい」「絶対言わない」は全体の比率の46%である。10歳前失明層は61%、11歳後失明層は32%で、10

表2 差別用語と差別表現の層別による認知度

単位：%

		めくら		あきめくら		文盲		あんま(職業)		めくら判	
		知っている	知らない	知っている	知らない	知っている	知らない	知っている	知らない	知っている	知らない
視覚障害者	全体	100	0	91	8	54	46	100	0	57	43
	10歳前失明者層	100	0	89	11	50	50	100	0	56	44
	11歳後失明者層	100	0	100	0	58	42	100	0	58	42
	若年層	100	0	67	33	11	89	100	0	22	78
学生	全体	66	35	8	92	24	76	49	51	11	89
	1・2年学生層	59	41	9	91	23	77	41	59	15	85
	3・4年学生層	76	24	8	92	26	74	63	37	7	93

		めくら減法		盲人		寄り目		やぶにらみ		盲目的	
		知っている	知らない								
視覚障害者	全体	86	14	100	0	92	8	84	16	72	27
	10歳前失明者層	89	11	100	0	89	11	83	17	72	28
	11歳後失明者層	84	16	100	0	95	5	84	16	74	26
	若年層	78	22	100	0	89	11	44	56	56	44
学生	全体	11	88	83	17	84	16	18	82	43	57
	1・2年学生層	9	91	75	25	79	21	20	80	40	60
	3・4年学生層	17	83	97	3	93	7	16	84	49	51

注:「知っている」は「聞いたことがある」を含む
数値の四捨五入処理上100%でない項目もある

表3 差別用語と差別表現の層別による使用の是非

単位：%

		めくら		あきめくら		文盲		あんま(職業)		めくら判	
		使ってよい	使ってはいけない	使ってよい	使ってはいけない	使ってよい	使ってはいけない	使ってよい	使ってはいけない	使ってよい	使ってはいけない
視覚障害者	全体	0	100	0	88	20	40	73	27	24	43
	10歳前失明者層	0	100	0	81	11	33	83	11	18	36
	11歳後失明者層	0	100	0	94	27	45	58	16	30	50
	若年層	0	100	0	86	0	100	89	0	0	100
学生	全体	5	66	0	71	18	34	52	21	9	41
	1・2年学生層	5	59	0	82	16	34	45	18	11	39
	3・4年学生層	4	74	0	50	24	35	60	0	0	50

		めくら減法		盲人		寄り目		やぶにらみ		盲目的	
		使ってよい	使ってはいけない								
視覚障害者	全体	31	38	62	30	38	44	29	51	67	4
	10歳前失明者層	25	50	69	25	35	41	33	47	69	0
	11歳後失明者層	38	25	58	37	33	50	25	56	64	7
	若年層	13	38	67	22	50	13	0	50	75	0
学生	全体	17	17	14	52	38	30	22	38	39	14
	1・2年学生層	23	23	14	50	43	32	17	42	12	31
	3・4年学生層	9	9	15	53	37	33	31	31	8	27

注:「使ってはいけない」は「使ってはいけない」「絶対言わない」の和
「使ってよい」「使ってはいけない」の合計が100%でないのは「わからない」の比率を除いているため
本表の回答率は、該当項目を「知っている」「聞いたことがある」者を対象としている

表4 視覚障害者を表現する言葉に対する視覚障害者の意識

表現法	回答者数(人)	単位:%			
		さしつかえない	避けたい	絶対言わない	わからない
視覚障害者	37	97	3	0	0
目の不自由な人	37	100	0	0	0
盲の人	37	38	38	8	16
盲人	37	62	22	8	8
あんま	37	30	54	16	0
あんま(職業名として)	37	73	14	0	14

歳前失明層の方が11歳後失明層に比べこの言葉の使用拒否意識は強い。また「盲の人」という表現は、「視覚障害者」「目の不自由な人」と比べると使用拒否意識は強い。

表4に「視覚障害者を表現する言葉に対する視覚障害者の意識」について示す。

4-3 差別用語や表現の使用に対する感じ方・意識

1) 日常会話の中での差別的な言葉を使用されることに対する意識

回答者の43%が「不快である」、32%が「どちらとも言えない」、25%が「使うことに反対」としている。「不快である」「使うことに反対」の両者を含めると68%が差別用語や表現の使用に拒否意識をもつ。これについて「差別的な言葉を言われると障害者と蔑視されているように感じてしまう。」「差別表現と知らないで話をしている無神経者も多い。」「その時その場の雰囲気や差別表現だと思わないこともあり、差別用語や表現について改めて考えさせられる。」などの意見がある。

2) 映画や小説などで差別的な言葉が使用されることに対する意識

回答者の35%が「使うことはよくない」、35%が「使ってもよい」、30%が「どちら

とも言えない」とし、一概に言葉の使用の是非の判断をすることが難しいと推察できる。なお「使うことはよくない」、「使ってもよい」、「どちらとも言えない」は、10歳前失明層は44%、33%、22%、11歳後失明層は26%、37%、37%である。10歳前失明層では「使うことはよくない」の比率が11歳後失明層より11%高く、11歳後失明層では「わからない」の比率が10歳前失明層よりも15%高い。このことについて「時代背景をもつ小説や映画で差別的な表現が必要な場合はしかたがない。」「内容によって言葉の使用の判断は異なるが、言い換えができるならば言い換えた方がよい。」「映画や小説は社会的責任もあり、障害者を守る立場にある。差別的な表現や言葉には気をつかうべきだ。」などの意見がある。

3) 新聞や雑誌などの出版物等において、差別的な言葉を使わないことや言葉の言い換えを行うなど配慮に対する意識

回答者全体の54%が「配慮を感じている」、21%が「どちらとも言えない」、29%が「まだまだ配慮が不足」としている。このことについて「テレビやラジオ、人とのコミュニケーション、ガイド(手引き)で配慮を感じる。」「配慮のしすぎで視覚障害者と晴眼者との溝を大きくするような気がす

る。」などの意見がある。

4) 「障害者」と記述する際の「害」

「がい」「碍」の文字の使用について

回答者の54%が「害」のままでよい、24%がひらがなの「がい」、22%が「どのような表現でも構わない」としている。「碍」の使用については0%であった。このことについて「音声パソコンを使用して『害』を使用している。今さら『害』の文字の表現法を問わないで欲しい。ただ文字が見えないからこのようなことが言えるのかもしれない。」「これまでずっと『害』を使用してきた。どのような表現方法でもかまわない。」「視覚障害者、晴眼者で他の障害をもっている人（聴覚障害者や肢体不自由者など）、晴眼者でも『見える』『見えない』で『害』の使用に対する考え方は違うように思う。」「漢字の文字をどのように変えても障害者に対する社会や人の心が変わらなければ意味はない。」などの意見がある。

5 考察

5-1 差別用語と差別表現の使用の是非について

近年、差別用語や差別表現への配慮が新聞・放送各社でなされている。以下は、調査分析報道・資料倉庫⁽⁶⁾の読売新聞『差別表現・不快語・注意語要覧』から「言い換え用語」とそのランクと使用に対する注意事項の一部を抜粋したものである。この抜粋から今回調査した差別用語・差別表現の考察を行う。

【Aランク】使用しない：めくら あき

めくら 文盲

【Bランク】特別な場合以外は使わない方がよい：あんま めくら判 めくら減法 寄り目 やぶにらみ

【Cランク】文脈によっては使わない方がよい。：盲人 盲目的

調査分析結果から視覚障害者が「使ってはいけない」としている言葉にAランクの「めくら」「あきめくら」、Bランクの「あんま」（5-2参照）がある。「使ってはいけない」「使ってよい」の比率の差（「使ってはいけない」-「使ってよい」の比率：以降比率の差と記述）が20%以内の言葉としてAランクの「文盲」、Bランクの「めくら判」「やぶにらみ」がある。比率の差が10%以内で「使ってよい」「使ってはいけない」の判断が分かれる言葉としてBランクの「めくら減法」「寄り目」がある。比率の差が20%以上で差別用語とされているが「使ってもよい」言葉としてCランクの「盲人」「盲目的」がある。

また若年層で「知らない」と回答した言葉に「文盲」（89%）、「めくら判」（78%）、「やぶにらみ」「盲目的」（67%）がある。学生で「知らない」と回答した言葉に「あきめくら」（92%）、「文盲」（76%）、「めくら判」（89%）、「めくら減法」（88%）、「やぶにらみ」（82%）がある。これらの言葉は若年層や学生たちが「知らない」ことで使われなくなり、差別的な表現が徐々に少なくなっていくのではないかと推測される。

5-2 視覚障害者を表現する言葉

視覚障害者を表現する言葉として「視覚

障害者」「目の不自由な人」「盲人」「盲の人」「あんま」などがある。調査分析の結果から「視覚障害者」「目の不自由な人」の使用は差し支えないとしている。Googleによる検索では「視覚障害者」で1,240,000件、「目の不自由な人」で9,070,000件のヒット数⁷⁾であり、このヒット数から「視覚障害者」という言葉よりも「目の不自由な人」という言葉の方が多用されていると推察できる。

視覚障害者を表現する言葉としての「あんま」は拒否意識が強い。職業名としての「あんま」と視覚障害者を表現する言葉としての「あんま」には表現の許容度に大きな差がある。また「盲人」という表現は62%が「さしつかえない」としているのに対し、「盲の人」となると38%となり、類似した言葉でも相手を不快にさせない言葉の選択が必要になる。

5-4 差別的な用語や表現の使用に対する 感じ方・意識

回答者の68%が差別的な用語や表現の使用を不快としている。映画や小説などで差別的な言葉を使用することに対して「使うことはよくない」、「使ってもよい」、「どちらとも言えない」がともに30%台であり、言葉の使用に対し判断が分かれる。これは、映画や小説等のストーリー性、歴史的背景や認識などにより言葉の受け止め方が人それぞれ違うからである。これにより何が差別的であり、何が差別的でないのかの判断が分かれるところである。

近年、メディア業界の差別的な言葉の使用や表現に配慮が伺える。このような背景から回答者の半数以上が「配慮を感じる」

としている。しかし「配慮に鈍感では困るが神経質すぎるのもまた問題」としている。まだまだ配慮が不足という回答もある。人それぞれで配慮の受け止め方が異なり、すべての人が満足する配慮は難しいと思われる。

「障害」の漢字表現である「害」の文字の使用について多々議論がある。花田¹⁰⁾は「障害でも、障碍でも、五十歩百歩で大差無いよう思えて…」、杉野¹¹⁾は、「表記を『障害』から『障碍』に変えればよいという問題ではなく…」と述べ、両者ともに言葉の視点や障害学の視点から「障害」という文字の使用に問題提起をしている。本論の対象となった視覚障害者の76%は「『害』のままでもよい」、「どのような表現でも構わない」であり、「害」の文字の使用にこだわりのない。むしろこの言葉を使用する人の心に問題を投げかけている。

6 おわりに

視覚障害者と行動をとにもする中で、差別用語や差別表現が飛び交う場面に多々ぶつかる。無意識的に使用されていても、蔑視であることに変わりはなく、当事者が傷つくことは確かである。不快と思う言葉は使わない、当事者が傷つかない言葉への言い換えなどに配慮が必要である。しかし配慮が神経質すぎることで障害のない人に障害を意識させてしまう可能性もある。差別用語や差別表現において大切なことは、なぜその言葉が相手に不快感を与えるのか、なぜ差別的と感じさせるのかなど障害をもたない者が当事者の気持ち受け止めることである。たとえば本論で言えば視覚障害者

を表現する言葉や呼び方である。また言葉の言い換えや漢字表記を変えたりしても、言葉を使う人の意識が変わらない限り差別用語や差別表現は残り続ける。このような意味では言葉の表現を含めます「心のバリアフリー」が大切となる。

注

- 1) 視覚障害をもたない学生
- 2) 1級は両眼の視力（「万国式視力表」によって測ったものをいい、屈折異常のあるものについては、矯正視力について測ったものをいう。）の和が0.01以下の者。2級は両眼の視力の和が0.02以上0.04以下の者、両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失が95%以上の者
- 3) 目はあいているが物が見えない人や文盲を意味する言葉
- 4) 文字の読み書きができない人を表現する言葉で、現在では「非識字者」という。各国の非識字者の割合を「非識字率」と言うが「文盲率」という言葉も使用されている
- 5) インターネットの検索エンジンのこと
- 6) 文書の内容を確認することなくいい加減に印を押すこと
- 7) 何の見当もつけないままにむやみに事を行うこと

参考・引用参考文献

- (1) 障害者施策 <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html> 2009/8/8
- (2) 堀田貢得「改訂版 事例・差別表現」ソフトバンククリエイティブ(株)2008；pp107-108
- (3) 谷合侑「盲人の歴史」明石書店1998
- (4) 高木正幸「差別用語の基礎知識'99」土曜美術社出版販売1999；pp-14
- (5) 遠藤織江「視覚障害者と差別語」明石書店2003；pp-140
- (6) 調査分析報道・資料倉庫BYオフィス・マツナガ松永「差別表現・不快語・注意語要覧」
<http://officematsunaga2.livedoor.biz/archives/50511743.html> 2009/8/10
- (7) 「文盲」「文盲率」<http://www.google.co.jp/search> 2009/8/13
- (8) <http://www.fukushi.com/news/2003/11/031128-a.html> 2009/8/13
- (9) 「視覚障害者」「目の不自由な人」<http://www.google.co.jp/search> 2009/08/17
- (10) 花田春兆「はじめに言葉ありき」「ノーマライゼーション」2006；pp-45
- (11) 杉野昭博「障害学の視点から『障害』を考える」「ノーマライゼーション」2006；pp-47
- (12) 江上成「差別用語を見直す」花伝社2007

(ひらい としあき 静岡福祉大学社会福祉学部)

日本における知的障害のある人の アート活動の潮流

～「混沌」から「多様」への整理を試みる～

柳澤 章博

要 旨

目 的

本研究の目的は、日本における知的障害のある人のアート活動の潮流を明らかにすることである。今日、さまざまな形で展開されているこの活動についての先行研究は未だ乏しく、その位置づけを巡る議論も始まったばかりである。本稿が足掛りとなって研究や議論が進み、意義・可能性・課題の整理がなされ、活動に取り組む本人および関わる人々の一助となることを願うものである。

方 法

先行研究、書籍や新聞・雑誌記事、電子メディア等の資料や情報を収集し、知的障害のある人のアート活動の潮流を整理して示す。

結 語

日本における知的障害のある人のアート活動の潮流を、描画活動を中心にまとめた結果、(ア)教育、発達支援を目的とした創作活動や(イ)余暇支援、生活の質(QOL)の保障を目的とした創作活動として始まり、1990年前後からより本格的なアート活動を志向する流れが生まれ、(ウ)作家としての自己

実現をめざす取り組みが活発になっていることを確認した。また、日本の知的障害者福祉施設におけるアート活動は、美術界から正当に評価されにくい状況にあることも確認することができた。こうしたコンセンサスを持つことが今後の活動の発展のために重要である。

キーワード

知的障害、創作活動、アート活動、自己実現、社会参加、啓発広報

1 はじめに (研究の背景と目的)

近年、日本において、知的障害者福祉施設で取り組まれているアート活動が盛り上がりを見せている。特に絵画を中心とした造形芸術については、関東、関西、九州地区を中心に各地の美術館やギャラリー、あるいは地域の中で作品展が企画され、マスメディアに取り上げられることも少なくない。各地でシンポジウムも開催され、自由な芸術活動の推進について文化庁や厚生労働省も意欲的に関わった議論が始まっている。アート活動は障害のある個人の生活を豊かにするのみでなく、社会参加や啓発広報と

しても期待されているようである。しかしながら、そうした活動に関する国内の先行研究を探したところ、歴史を整理したものが1件、活動現場の調査を伴うものが2件見つかる程度で、非常に乏しい状況である。

そこで、筆者は、2008年から、アート活動に取り組む日本の知的障害者福祉施設を一箇所とり上げて探索的な調査を行い、創作過程モデルの生成を試みた(柳澤 2009)。たった一つの施設の調査からモデルを生成するには、その施設の歴史的な位置づけを確認する必要があったため、最初に日本における知的障害のある人のアート活動の潮流を整理した。本研究は、そのとき明らかにした潮流の精度を高めてまとめ直し、この領域の今後の調査・研究および知的障害のある人のアート活動の発展に役立てようとするものである。

2 研究方法

2-1 方法

知的障害のある人のアート活動に関する

文献に当たる中で、日本の知的障害のある人の創作活動は、主に社会福祉施設内のプログラムとして独自に展開されてきたことを知り、国内の先行研究を確認することにした。国立国会図書館の文献検索データベース(NDL-OPAC)を中心に検索したところ、歴史を整理したものが1件(安藤 2001)、活動現場の調査を伴うものが2件(岸中 2004、吉永 2004)見つかる程度で、非常に乏しい状況である。そこで、書籍や新聞・雑誌記事、電子メディア等の資料や情報を収集し、日本における知的障害のある人のアート活動の潮流をまとめることにした。

2-2 用語について

本研究で取り上げる「アート活動」の範囲について言及しておく。『障害者白書平成21年版』(内閣府 2009)において、生活安定のための施策の一つとして「スポーツ・文化芸術活動の推進」が挙げられ、大きく「スポーツの振興」と「文化活動の振興」に分けて記されている。一方で、全日本精神薄弱者育成会(現、全日本手をつ

表1 文化的活動の分類

1	自然・社会探訪	ハイキング・ピクニック・遠足・散歩・旅行歴史探訪・文化遺跡探訪・野鳥観察・天体観察・自然観察・工場見学
2	施設・地域活動	誕生日・クリスマス会・ダンスパーティー・バザー・作品展示・模擬店・お遊戯会・運動会・盆踊り・地域の行事に参加・奉仕活動・地域の活動に参加
3	学習・自治活動	一般教養講座・料理・メイクアップ・買い物・食事会・読書・ワープロ・文通・新聞発行・俳句・マンガ教室・交流会・環境整備・放送・図書管理・講演会・宗教活動・意見発表会・法話
4	スポーツ	陸上・水泳・球技・スキー・登山・体操・相撲・剣道・空手・柔道・レスリング・エアロビクス・キャンプ・サイクリング・バドミントン・ソリ遊び・なわ跳び
5	音楽・美術・芸能	音楽鑑賞・楽器演奏・合唱・和太鼓 演劇・舞踊・社交ダンス・日本舞踊・フォークダンス・ジャズダンス 絵画・書道・造形・工作・竹細工・彫刻・写真・木工・陶芸・版画
6	趣味・娯楽	手芸・刺繍・織物・編物・裁縫・染色・茶道・華道・芸・草花・盆栽・映画鑑賞・ビデオ・観劇・釣り・ボウリング・ゲートボール・カラオケ・ファミコン・ドライブ・小動物の飼育・無線

出所：「精神薄弱児(者)の芸術祭の開催の可能性と展開」

全日本精神薄弱者育成会 1991年 53頁より

なく育成会)は、表1のように文化的活動を広く捉え、スポーツもその範疇に位置付けている。このように、枠組みの認識には若干の違いが見られることを確認した上で、本稿では、アート活動、とりわけ絵画を中心とした造形芸術に焦点化して調査を進める。

3 研究結果

3-1 知的障害者福祉施設に萌芽した アート活動

日本における知的障害のある人の今日のアート活動の萌芽は、主に社会福祉施設にあった。知的障害のある人の活動の場が主に社会福祉施設に限られていたことを思えば当然とも言える。古くから、知的障害者福祉施設内ではプログラムを持つことが重視され、その中で本人の表現に注目した創作活動が少しずつなされて来っていたのである。

こうした日本の知的障害者福祉施設におけるアート活動について、先行研究と呼べるものは、文献等でその歴史を整理し、リハビリテーションやソーシャルワークの立場からの位置付けを整理した安藤(2001)の研究や、実際の陶芸活動現場を観察したものとして、創作過程における作家と援助者のかかわりを積極的に捉えた岸中(2004)の研究、自発性の醸成をはかる長年の実践を振り返って教育的視点で描き出した吉永(2004)の研究があるものの、数としては非常に少ない。そうした研究の少なさの背景に、知的障害のある人の創作活動を語る上で欠かすことの出来ない山下清¹⁾の「物語」が見え隠れする。

兵庫県立近代美術館学芸員服部正は、軽度の知的障害のある貼り絵画家山下清をめぐる1950年代の出来事について述べている。当時、山下のプロモーションを行ったのが、以前からゴッホ研究に情熱を注いでいた精神科医式場隆三郎(1898-1965)であった。服部は、「式場は、山下をゴッホと比類しうる天才として賞賛することによって、知的障害者全体に対する福祉の向上を願っていた」のであり、「山下を批判することは、障害者の福祉向上に水を差すことになりかねない」状況であったとする。美術批評家たちにとっては困難な状況であり、これ以降、美術批評家たちの間で障害に関するテーマを不可侵のものとする暗黙の了解が生まれてしまったことを指摘している(服部 2000:130-131)。「山下を批判すること」とは、正確に言えば山下自身を批判することではなく、式場のジャーナリストイックなプロモーションによって作り上げられた山下清の「物語」を批判するということであつたらう。それでも、社会福祉の向上に水を差すことを懸念した美術批評家たちは、山下清の「物語」に立ち入らない立場を取り、その結果、山下清その人の力は正当に評価される機会を逸した。結局、山下清の「物語」は、世間にブームを巻き起こした反面、その後の知的障害のある人のアート活動が正当に評価されることを難しくしたのであった。そうした状況が、先行研究の乏しさの一因になっていると考えられるのである。

そこで、改めて書籍や新聞・雑誌記事、電子メディア等の資料や情報を参考文献として加え、日本における知的障害のある人のアート活動がどのように知的障害者福祉

施設内で萌芽したのかを、描画活動を中心に整理してみることにする。

(ア)教育、発達支援を目的とした創作活動

最初に挙げる取り組みは、教育、発達支援を目的とした創作活動である。具体的にいつから見られるようになったのかを特定することは難しいが、障害のある個人の能力・機能の改善や心理的效果を狙った創作活動が最も早くから始まり、多くの知的障害者福祉施設で取り組まれて来たのは確かなようである。前出の服部は、知的障害者福祉施設におけるアート活動の多くが「教育」を目的に行われてきたことを指摘している(服部 2003:102-131)。また、山下清(1922-1971)は、1934年に八幡学園(千葉県)に入所してすぐに貼り絵と出会っているが、それもまた障害児教育の一環であった(式場 1993:18)。八幡学園は現在でも療育教室を中心にしながら、造形教室として一人ひとりの興味や能力に応じて描画や粘土・木工などの造形活動を行い、個性や才能の発見、開発、伸長に努めている(社会福祉法人春壽会八幡学園ホームページ)。社会福祉法人嬉泉が運営するアトリエAUTOS(千葉県)では、「作品を『療育援助』の成果と考える」としている(社会福祉法人嬉泉ホームページ)。先行研究として触れた吉永の調査対象施設社会福祉法人一麦寮も1961年から教育的視点で創作活動を行ってきた。20世紀前半から今日に至るまで、教育、発達支援を目的として創作活動に取り組んできた知的障害者福祉施設は多い。

(イ)余暇支援、生活の質(QOL)の保障を目的とした創作活動

もう一つ、比較的早くから始まった取り

組みを挙げるならば、余暇支援、生活の質(QOL)の保障を目的とした創作活動であろう。エイブル・アート・ジャパン²⁾事務局長太田好泰は「障害のある人たちの芸術(創作)活動は、長い間施設や作業所を中心に、作業や仕事の合間の余暇活動のひとつとして取り組まれてきました」と述べている(太田 2000:8)。余暇活動という場合、趣味レベルのものを意味しており、レクリエーションや運動と並ぶプログラムとして取り組まれてきた。関は「社会的欲求階層・生活分野・QOLの評価と評価項目」(図1)をまとめ、文化活動を、自己実現(生きがいのニーズ)を構成する分野として、最上位にランクしている。それを受けて安藤は、「障害のある人の文化・芸術的活動の意味は、その個人の機能や能力の改善や心理的效果を狙う、障害を乗り越えるための手段としてのみでなく、社会生活に不可欠な、人としての基本的権利・欲求として位置づけられ、見直されている」と述べている(安藤 2001:6)。いわゆる、生活の質(QOL)の保障として捉えられたのであった。余暇活動支援として古くから始まっていた創作活動が、生活の質(QOL)の保障という形で再認識されて広まったものと考えられる。今日でも非常に多くの知的障害者福祉施設で見られる取り組みである。

このように、知的障害者福祉施設に萌芽したアート活動は、(ア)と(イ)が時に混在する形で進められてきたと言える。しかしながら、知的障害者福祉施設という枠の中で、果たしてどこまでアート活動として本格化し得るのかという不安を拭い切れず、多くの知的障害者福祉施設が消極的に

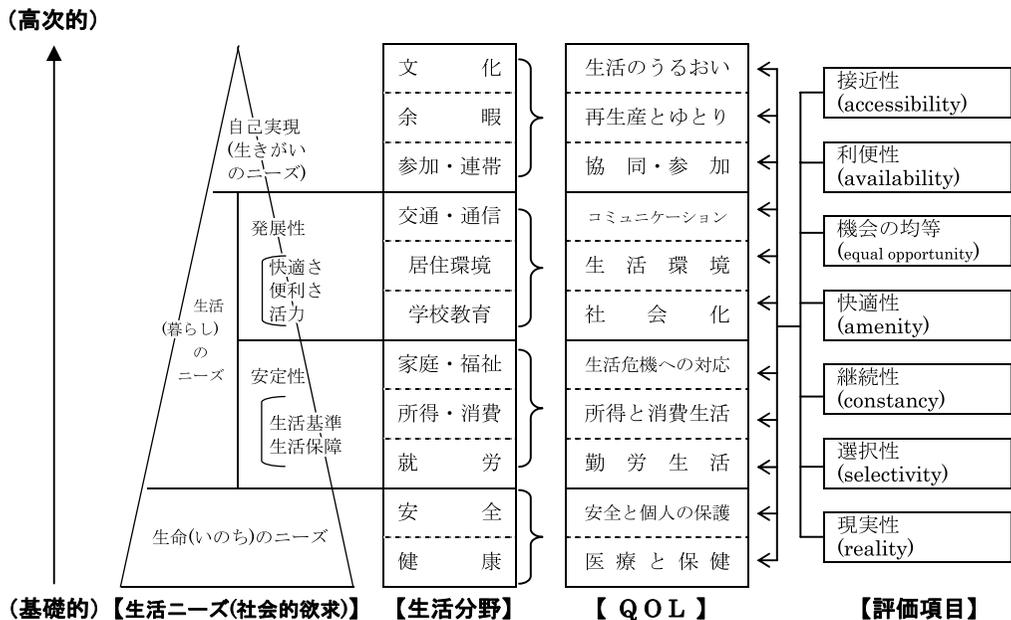


図1 社会的欲求階層・生活分野、QOLの評価と評価項目

(関 宏之「障害者のケアマネジメントの評価に関する研究」p47 平成9年度厚生科学研究)

取り組んで来たというのが実状であろう。少なくとも、アート活動を仕事にしたり、著作権の管理をしたりするような知的障害者福祉施設はほとんど無かった。制作された作品の多くは、そのまま施設内に埋もれるか、「社会福祉」の名を冠するバザーや作品展で並べられ、アート作品として評価されるための土俵にも上がっていない状況がそこかしこにあった。ギャラリーや美術館で展示会を企画し、より本格的にアート活動を志向する知的障害者福祉施設が出てくるのは1990年前後からのことである。

3-2 1990年前後からの本格的な アート活動を志向する動き

1990年前後から、より本格的なアート活動を志向する知的障害者福祉施設が出てく

る。それらが登場して来た背景について確認しておく。1988年、第16回リハビリテーション・インターナショナル世界会議が東京で開かれ、芸術活動支援への取り組み拡大が提言されている。翌1989年に開催されたVSA (Very Special Arts)³⁾の国際部門では、「障害を持つ人々の芸術的活動を、一般の人々との交流の架け橋に」がスローガンとなった。1992年3月に大阪で開催された「とっておきの芸術祭」は、「障害を持つ人々の芸術活動は、社会におけるコミュニケーションメディアである」をコンセプトに、年齢や障害の種類や芸術のジャンルを問わぬ形で行われ、従来のこうした企画の概念を越えた画期的な催しであった。そうした流れを受けて、1993年、その後の日本の知的障害者福祉施設におけるアート活

動を強力に後押しすると同時に混乱をもたらす美術展が開催される。それが東京・世田谷美術館で開催された「パラレル・ヴィジョン—20世紀美術とアウトサイダー・アート⁴⁾」展である。この美術展は、1992年10月にロサンゼルスのカウンティ・ミュージアムで企画され、スペインのマドリード、スイスのバーゼルを巡回した後、1993年9～12月に日本へやって来たのであった。その内容は、パウル・クレー (Paul Klee 1879-1940)⁵⁾やマックス・エルンスト (Max Ernst 1891-1976)⁶⁾らの20世紀の前衛美術と、それに影響を与えたアウトサイダー・アートを対比的に紹介するものであり、これによってアウトサイダー・アートが広く知られるようになった。しかし、日本においてはそれとは別に特筆すべき影響が生じていた。それは、日本開催において世田谷美術館が独自の小企画展「日本のアウトサイダー・アート」を併設していたことによる。そこに展示された作品には、山下清や草間彌生⁷⁾のほか、知的障害者更生施設松花苑みずのき寮 (京都府)⁸⁾の3人のものも含まれていた。このことが、それまで細々と取り組まれていた全国の知的障害者福祉施設内のアート活動を強力に後押しした。1993年のこの展覧会以降、日本各地で知的障害者福祉施設内のアート活動が俄かに盛り上がりを見せ、1995年頃からのエイブル・アート・ムーブメント等を中心に精力的な活動が展開されていく。

そうした盛り上がりの中で、「アウトサイダー・アート」の名を冠した世田谷美術館独自の小企画展に知的障害のある人の作品が多く取り上げられたことにより、「アウトサイダー・アート＝障害のある人

のアート」という誤解が生じてしまったのも事実であった。その後の知的障害者福祉施設におけるアート活動や企画される美術展は、「アウトサイダー・アート」の名を冠するものが増えていくことになる⁹⁾わけだが、創作過程に支援者が関わることの多い知的障害者福祉施設の取り組みはアウトサイダー・アート本来の定義から外れるという理由で、必ずしも美術批評家たちに評価されていない。概念上の混乱は、知的障害者福祉施設におけるアート活動の美術教育的部分に対する風当たりを強め、作品が正当に評価される機会を狭めていると言える。

このように、「パラレル・ヴィジョン」展によって日本に上陸した「アウトサイダー・アート」は、盛況と混乱という表裏の影響をもたらしたと言えるものの、当時の知的障害者福祉施設におけるアート活動がより本格化していくターニングポイントとして重要であったことは間違いない。

こうしたことを背景に、より本格的なアート活動を志向する知的障害者福祉施設が出てくる。神奈川県にある社会福祉法人かれんが、2002年4月、アート活動をする作業所 (現、小規模通所授産施設)「アートかれん」を立ち上げた理由の一つとして、「忙しい仕事のリズムにのりきれないでいる人、自分らしさを発揮できないままの人がスタッフの心を占めるように」なったことを挙げている (パンフレット『小規模通所授産施設アートかれん』) ように、障害のある人が自分らしく生きていくことを志向して始まった活動が以下の (ウ) のような取り組みになっていったケースが多いようである。

(ウ)作家としての自己実現をめざす取り組み

1990年前後以降に立ち上げられた知的障害者福祉施設におけるアート活動の多くは、作家としての自己実現を目指す取り組みであり、アートを仕事にすることを標榜する団体も多い。大阪府のアトリエインカーブ¹⁰⁾はその最たるものであろう。この取り組みは、アート活動によって収入を得るといった経済的な自立のみならず、アート活動を通じて社会あるいは人と繋がっていくことを目指す取り組みでもある。その意味では、個々人のアート活動を支援する動きだけでなく、アート集団として様々なイベントに参加したり、地域のアーティストとコラボレートしたりといった動きにも注目する必要があるだろう。こうしたアート活動は、障害のある人の生活を豊かにするとともに、社会参加の促進や、国民の障害への理解と認識を深める啓発広報に寄与することを期待され、奨励されているのである（内閣府 2009、福祉士養成講座編 2007：281）。以下に、いくつかの活動や企画展を挙げておく。

1995年から始まったエイブル・アート・ムーブメントは「可能性の芸術運動」を意味する造語であり、1994年、東京に設立されたNPO（民間非営利組織）「日本障害者芸術文化協会（現、エイブル・アート・ジャパン）」が提唱する運動である。①自己実現（最善の自己になる）②交流（コミュニティ・共生）③癒し（生命の回復）をキーコンセプトに、障害のある人たちのアートを通じた「社会の芸術化、芸術の社会化」を目指している。エイブル・アート・ムーブメントは、財団法人たんぼの家（奈良

県）と共同で進められ、全国的な広まりを見せている。また、福岡県の知的障害者通所授産施設JOY倶楽部プラザが運営するアトリエブラヴォのウォールアート（壁画）活動はマスメディアにも取り上げられ、現代アートの本場ニューヨークで壁画を制作するという夢を実現している。

また、かつては、そのまま施設内に埋もれるか、「社会福祉」の名を冠するバザーや作品展で並べられてしまうことがほとんどであった作品は、美術館やギャラリーに発表の場を得て、アート作品として正当に評価され始めている。1986年、世田谷美術館開館当初に企画された「芸術と素朴」展の第4部として知的障害のある人と子供の美術が取り上げられた。人はなぜモノを作るのかという根源的なことに遡るのがこの企画展のテーマであった（高橋 2003：52）。1988年、絵本作家田島征三が関わった信楽青年寮（滋賀県）の作品による展覧会「しがらきから吹いてくる風」が東京の画廊で企画された。2003年、世田谷美術館では障害のある人のアートを「素朴性」ではなく新たな視点で捉えた展覧会「カレイドスコープ—6人の個性と表現—」展を企画する。学芸員の高橋は「それ（1986年の『芸術と素朴』展—引用者）から20年近くが経って、障害を持った人たちを取り巻く社会的状況も変わってきた。そんな中で、今回のカレイドスコープ展というのは、…（中略）…障害のあるなしにかかわらず、才能がある優秀な人たちは、きちんと平等に評価しなくてはならないというのがテーマなんです」と述べている（高橋 2003：53）。また、最近では、2008年、「アール・ブリュット¹¹⁾／交差する魂—ローザンヌ アー

ル・ブリュット・コレクションと日本のアウトサイダー・アート」展が開催され、スイスのコレクションと日本の知的障害者福祉施設に所属する作家を中心とした作品をコラボレートしている。この企画展は、アール・ブリュット・コレクション（スイス ローザンヌ市）とボーダレス・アートミュージアム NO-MA（滋賀県近江八幡）¹²⁾の3ヵ年に渡る連携事業が結実したものであり、ほぼ同時期、スイス ローザンヌ市では「Japon」展が開催されている。企画展と併せて、文化庁・厚生労働省共催によるシンポジウム「障害者アート推進のための懇談会」も開かれ、障害のある人たちによる自由な芸術活動の推進について、前年から懇談会を設置して議論を重ねてきた成果が発表された。アート活動への期待の大きさが感じられる。2009年5月21日付けの読売新聞は、「障害者アート今や最先端」と題して、一流ブランドも作品の独創性に注目していると報じ、作品をインターネット上でデータベース化してビジネス展開する動きを紹介している。

盛り上がりを見せる一方で、難しい状況も生じている。2006年に施行された障害者自立支援法に定める事業に移行するにあたり、賃金作業、就労重視になることは否めず、利用期限のない事業を選択するにしても単価の低さからこれまでのような職員体制をとることが困難なのだ。比較的、知的障害のある人のアート活動が盛んな長野県では、毎年「夢・アートフェスタ」を開催して、県内の知的障害者福祉施設から作品を募っているが、2006年以降、出品数は減少している（信濃毎日新聞 [信毎web] 2008）。こうした変化は全国で起こってい

ると考えられる。

4 考察

日本の知的障害者福祉施設におけるアート活動は、必ずしも（ア）教育、発達支援を目的とした創作活動、（イ）余暇支援、生活の質（QOL）の保障を目的とした創作活動、さらには（ウ）作家としての自己実現をめざす取り組み、の順で変遷したわけではない。今日でも（ア）（イ）の取り組みを残しつつ、（ウ）を中心に進められている状況といえよう。これまで手さぐりで進められてきた「知的障害のある人のアート活動」について、その多様さを確認しながら三つに分類できた意味は大きい。なぜなら、アート活動に取り組む障害のある人や支援者らにとって、自分たちの活動の方向性や支援のあり方を明確に意識しながら進めやすくなるからである。また、分類についてコンセンサスを持つことで、より建設的に議論が重ねられ、調査研究も進めやすくなるであろう。

また、課題についても明らかになった。1950年代の山下清の「物語」と、1993年の「パラレル・ヴィジョン」展は、知的障害のある人のアート活動を盛り上げた反面、混乱をもたらし、美術界からの正当な評価を得にくい状況にあることが見えてきた。そうした状況を乗り越えていくためには、少なくとも、どのような過程を経て作品が生まれてくるのかを明らかにしておくことが必要であろう。福祉施設におけるアート活動であれば、本人と支援者がどのような契約のもとに取り組んでいるのかを示し、その関係性を明らかにしておくことも重要

になってくると思われる。

最後に、障害者自立支援法に定める新事業体系への移行に伴い、知的障害者福祉施設におけるアート活動の後退が懸念される状況にあることも確認した。活動の意義を主張できなければ、政策的に削られていくことは避けられない。早急に取り組むべき課題である。

5 おわりに

小林（2000：29）が示した知的障害のある人の自己決定の構造とその阻害要因によれば、自己決定には「判断→表示→実現」という3つの過程がある。各段階においてなんらかの阻害要因があれば自己決定は成立しないことになる。一方、アート活動においては、自分の中にある欲求や衝動を確認し、それを何らかの手段で表明し、人や社会に働きかけていくという過程があり、自己決定のそれとよく似ている。自分を表現していく行為であるアート活動は、自己決定による活動そのものとも言える。小林（2000：35）は、施設制度が持つ弊害を自己決定の阻害要因に挙げている。「集団性の維持」、「時間的制限」、「社会規範」、「危険回避」がそれであり、パターンリズムを正当化する理由にされてしまうことが多いという。しかし、知的障害のある人たちの表現を広くアート活動として捉えたとき、あるいは本人たちが自覚的にアート活動として表現し始めたとき、その表現はパターンリズムを押し返す強い力を帯びてくるであろう。つまり、アート活動は自己決定を推し進める一つの手段となる可能性があり、知的障害のある当事者の活動によって社会

参加し、啓発広報を進め、自己実現を目指すことが十分に考えられるのである。

アートの牽引力に期待を寄せるとともに、アート活動やシンポジウム、調査研究などが知的障害のある本人の声を十分に反映させながら進んでいくことを願っている。

注

1) 山下清（1922-1971）は、軽度の知的障害をもって東京に生まれ、1934年に知的障害児の養護施設「八幡学園」（千葉県）に入所して貼り絵と出合う。山下にとって、描くことへの衝動があったのか、それとも一番楽な作業であっただけか、今となっては推測の域を出ない。1937年、早稲田大学大隅講堂において、山下を中心とした学園の子供たちの小展覧会「特異児童作品展」が開催された。この展覧会は評判となったが、その後の山下は度々放浪を繰り返しながら平穩に暮らしていた。ところが、1953年に「ゴッホ生誕百年祭」を仕掛けた精神科医式場隆三郎（1898-1965）が、その翌年、新聞に「日本のゴッホいまいずこ？」という記事を載せ、放浪中の山下を捜索するキャンペーンを展開したことにより、山下は時の人となる。1956年の「山下清作品展」には、80万人が足を運んだという。いかなれば、式場が仕掛けたゴッホ・ブームに乗せられる形で山下清の「物語」が生まれたのであった。

山下清については、池田満寿夫・式場俊三（1993）『裸の放浪画家・山下清の世界—貼り絵と日記でたどった人生』講談社カルチャーブックスに詳しい。

2) 1994年、東京に設立されたNPO（民

間非営利組織)「日本障害者芸術文化協会」が、2000年に改称したもの。財団法人たんぼの家(奈良県)と共同で「社会の芸術化、芸術の社会化」をキーワードに活動し、「エイブル・アート・ムーブメント(可能性の芸術運動)」と呼ばれる。

3) 本部はワシントン.D.C.スペシャル・ニーズを持つ、すべての人々を対象に、芸術プログラムの品質向上と、そのための情報提供を行う。1974年の発足以来、活発に活動を展開し、1984年には国際部門を設け、2001年現在、アメリカ合衆国全州と国外90カ国・地域に支部と、約350万人の会員を持つ。

4) 「アウトサイダー・アート(Outsider Art)」という言葉は、フランスの画家ジャン・デュビュッフェ(Jean Dubuffet: 1901-1985)が1945年につくったフランス語「アール・ブリュット(Art Brut)」(直訳:「生(き)の芸術」)を、イギリスの美術史家ロジャー・カーディナル(Roger Cardinal)が1972年の自著の題名として英語に訳し替えたものである。

アウトサイダー・アートやアール・ブリュットの定義について、様々な人が様々な捉え直そうとする中で一貫して言われているのは、「正規の美術教育を受けていない人が制作した作品」ということである。少なくとも、「障害のある人のアート」とは同義ではないということを確認しておきたい。

欧州のアウトサイダー・アートの歴史については、服部 正(2003)『アウトサイダー・アート—現代美術が忘れた「芸

術』] 光文社、pp.13-77に詳しい。

米国のアウトサイダー・アートの歴史については、小出由紀子(1993)「アウトサイダー・アートの系譜」『芸術新潮』新潮社、44(12)、pp.63-68に詳しい。

5) パウル・クレー(Paul Klee 1879-1940)。

ドイツ表現主義を代表する芸術家。20世紀初頭、最初に精神病患者の作品に注目した前衛芸術家は、パウル・クレーを始めとするドイツ表現主義の芸術家たちであった。

6) マックス・エルンスト(Max Ernst

1891-1976)。シュルレアリスム(超現実主義)を代表する芸術家。ドイツで心理学や精神医学を学んだ後、パリに出てシュルレアリスムの理論展開に大きな役割を果たした。パウル・クレーらに続いて精神病患者の作品に熱狂的な視線を送ったのは、1920年代のフランスでシュルレアリスムを展開していたマックス・エルンストを始めとする芸術家たちであった。

7) 草間彌生(くさまやよい、1929年-)

長野県松本市生まれの彫刻家、画家、小説家。少女時代より統合失調症を病み、繰り返し襲う幻覚や幻聴から逃れるために、それら幻覚や幻聴を描きとめる絵を描き始める。

8) 1959年、生活保護法・救護施設亀岡松

花苑として京都に発足。現在「みずのき」に名称変更されている。日本画家西垣籌一(1912-2000)が1964年から関わり、30年以上の長きに渡って絵画教室を続けた。

9) まず、兵庫県立近代美術館にて開催さ

れた「アート・ナウ'98ほとばしる表現力『アウトサイダー・アート』の断面」

- 展(1998)や、社会福祉法人太陽会 菖蒲学園 工房しょうぶによる「アウトサイダーアート展」(1999)などが挙げられる。以降も多くみられ、近年のものである。NPO法人LapoLapoLaによる「北海道のアウトサイダー・アート」展(2008)や、社会福祉法人さざんかの会による「アウトサイダー・アート展『変容—メタモルフォーゼ』」(2009)などがある。
- 10) 社会福祉法人素王会(そおうかい)が運営する指定生活介護事業所。2003年から芸術的才能を持つ知的障害のある人を集めて活動し、2005年にニューヨークのギャラリーで高い評価を得て話題となった。
- 11) アウトサイダー・アートとほぼ同義と考えてよい。詳細は注4)を参照。
- 12) 古くから陶芸活動が盛んな滋賀県では、知的障害者福祉施設におけるアート活動も早くから取り組まれていた。生み出される作品のギャラリーを設営しようという気運が高まり、2004年、主として障害者の創作作品や現代アート作品を展示し、福祉と美術とが交差するボーダレスな場所を提供するミュージアムとして誕生する。滋賀県社会福祉事業団が運営する、全国でも例の無い公的ミュージアムである。
- (2) 安藤 忠(2001)「障害のある人の生活と文化・芸術活動—社会参加の視点から」教育と医学の会編『教育と医学』49(12)(通号582)、pp.4-13.
- (3) 岸中聡子(2004)「『障害者アート』と『共同性』—ある知的障害者施設の創作現場から」『現代文明学研究』第6号、372-387.
- (4) 吉永太市(2004)「土と教育—自発性の醸成と、止めず流してやる行為の重要性—」『芸術教授学』(7)、pp.1-19.
- (5) 内閣府(2009)『障害者白書 平成21年版』第4章 第1節 5.
- (6) 全日本精神薄弱者育成会(1991)『精神薄弱児(者)の芸術祭の開催の可能性と展開』53.
- (7) 服部 正(2000)「日本におけるアール・ブリュット」サヴィーヌ・フォパン[ほか]編『突き上げる創造力：アール・ブリュット=生の芸術展：アラシン・コレクション リール・メトロポール現代美術館』メルシャン軽井沢美術館、pp.129-132.
- (8) 服部 正(2003)『アウトサイダー・アート—現代美術が忘れた「芸術」』光文社.
- (9) 式場俊三(1993)「八幡学園時代：貼り絵との出会い」池田満寿夫・式場俊三『裸の放浪画家・山下清の世界—貼り絵と日記でたどった人生』講談社、pp.11-32.
- (10) 社会福祉法人春壽会八幡学園ホームページ
<http://www.yawatagakuen.or.jp/index.html>
- (11) 社会福祉法人嬉泉ホームページ
<http://www.kisenfukushi.com/index.html>

参考文献

- (1) 柳澤章博(2009)「日本の知的障害者福祉施設におけるアート活動の探索的研究—利用者の思いと職員の援助観を捉えた創作過程モデルを生成する試み—」上智大学大学院総合人間科学研究科社会福祉学専攻2008年度修士学位論文.

- (12) 太田好泰 (2000) 「障害者アートをめぐる著作権問題の現状と考察」 障害者芸術著作権等整備委員会編『人権の視点から考える障害者アートと著作権』日本障害者芸術文化協会、pp. 8-12.
- (13) 関 宏之 (1997) 「障害者のケアマネジメントの評価に関する研究」厚生科学研究、p. 47.
- (14) 小規模通所授産施設アートかれんパンフレット『小規模通所授産施設アートかれん』.
- (15) 福祉士養成講座編 (2007) 『新版 社会福祉士養成講座 3 障害者福祉論 第5版』 p. 281.
- (16) 高橋直裕 (2003) 「障害者のアートは素朴なのか？—世田谷美術館学芸員 高橋直裕氏に聞く」『月刊美術』(サン・アート) 29 (10)、pp. 52-54.
- (17) 信濃毎日新聞 [信毎 web] (2008/09/06) 「障害者の創作活動が後退? 『自立支援法』で変化」 <http://www.shinmai.co.jp/>.
- (18) 小林 博 (2000) 「第1章 知的障害者の自己決定～その根源と実践～」『権利としての自己決定 そのしくみと支援』「施設変革と自己決定」編集委員会編、エンパワメント研究所 pp. 21-42.
- (19) 池田満寿夫・式場俊三 (1993) 『裸の放浪画家・山下清の世界—貼り絵と日記でたどった人生』講談社カルチャーブックス.
- (20) 小出由紀子 (1993) 「アウトサイダー・アートの系譜」『芸術新潮』新潮社、p. 44 (12)、pp. 63-68.
- (やなぎさわ あきひろ 日本福祉文化学会会員)

「新たな支え合い」をめぐる 伝統的価値観に関する一考察

～〈空間性〉の活用の可能性～

板井 正斉

要 旨

目 的

筆者の関心は、宗教学（宗教社会学あるいは宗教民俗学）の立場から、伝統的な価値観が現代的な地域課題に対してどのように適応できるのか、その過程を明らかにすることにある。個人的な研究関心から今回の「地域における『新たな支え合い』を求めて―住民と行政の協働による新しい福祉―」（以下、新たな支え合い報告書）を概観すると、時を同じくして国土交通省「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業（以下、新たな公事業）が始まるなど、我われの日常生活に直結する社会問題に対して、地域を基盤とした「新たな支え合い」モデルの構築が喫緊の課題であることをあらためて理解できる。その一方で、伝統的な価値観を捉えてきた宗教学の領域においては、近年、宗教の枠にとらわれない「思いやり」や「おかげさま」といった普遍的利他的な行動動機に関する研究が注目されている。本稿では、以上の関心と動向を踏まえつつ、筆者が調査した事例から「新たな支え合い」に見る伝統的価値観の可能性を福祉文化に引き付けて考えたい。

方 法

伝統的な価値観と地域福祉との接点として、広井良典の「鎮守の森・お寺・福祉環境ネットワーク（WESネット：Welfare, Environment (Ecology) and Spirituality Network）」と「個人－コミュニティー－自然－スピリチュアリティ」概念モデルを検証する。なお、前者は広井の提唱する新たなケアモデルである。特にスピリチュアリティの解釈については宗教学における利他主義研究とのつながりを指摘する。その上で「新たな支え合い」の形として、静岡県浜松市における事例（国土交通省「新たな公」事業）と、鎮守の森をフィールドにした三重県鈴鹿市における森林ボランティアの事例を考察する。

結 語

2つの事例からそれぞれの支え合いの形を見ると、「新たな」と付された意味を時間的な断絶と見ずに、「思いやり」や「おかげさま」といった伝統的な価値観が現代的な地域課題に対して脈絡をかえて適応していると解釈することができよう。これは広井が指摘するように、これまで、脇に追いやられがちだった存在や価値観を社会的資源としてあらためて照射することであり、地域における「新たな支え合い」を考えるにあたって、その射程を広げることの可能性を示唆している。加えて、伝統的な価値観を〈意

識性)と〈空間性〉に分けることで、〈意識性〉にこだわらない〈空間性〉の活用に現実的な有効性を見出せる。

キーワード

新たな支え合い 新たな公 伝統的価値観 鎮守の森・お寺・福祉環境ネットワーク(WESネット: Welfare, Environment (Ecology) and Spirituality Network)

はじめに (研究の目的)

これまで、伝統的な価値観と現代的な地域課題とのかかわりはどのように見られてきたのだろうか。宗教文化と福祉文化との関係に言い換えて捉えるならば、第二次世界大戦以降、それぞれの領域において必ずしも議論の中心では扱われてこなかったといえる。それでも両者の歴史的なつながりは深く、周縁的ではあるものの興味深い研究蓄積がある。その意味では、「遠くて近い」テーマであり、丁寧に先行研究を振り返りつつ議論を試みることで「古くて新しい」示唆を得られると考える。

そこで本稿の出発点として河畠修の「宗教と福祉文化」を抑えておく¹⁾。河畠は「救いの文化」と「宗教心」という観点から、宗教文化の役割を次のように述べている。貧・病・争の悩みに対する精神的な「救いの文化」は、宗教の独自領域としての必要性があると指摘した上で、具体的に仏教とキリスト教の歴史的な福祉活動を取り上げている。また、特定の宗教は信じないが、「『宗教心』は大切」とする意識を「日本人の国民性調査」(統計数理研究所)の結果をあげながら、その意識の中にボランタ

リーな精神への期待が含まれているという。ここで河畠は、「宗教心」の明確な定義付けをしているわけではないが、

恐らく現実の教団・宗派の彼方にあるものを想定しているにちがいない。現世的利益と関係の薄い崇高な志、卑俗な人間を超えたより高い次元での深い救いなどといったようなものを「宗教心」という言葉によってイメージしているのではあるまいか²⁾

とする。阪神大震災での活動動機にもこれらが含まれていることに触れながら、最後に人間としての根源的存在への希求に宗教と福祉文化の新たな接点があると述べている。比較的短い内容だが、宗教文化と福祉文化の関わりを端的にまとめられている。

その一方で、伝統的な価値観を捉えてきた宗教学の領域においては、近年、宗教の枠にとらわれない「思いやり」や「おかげさま」といった普遍的利他的な行動動機に関する研究が注目されており、その延長線上には「社会貢献する宗教」という現代的視点も提示されている。このような流れは河畠の指摘する「宗教心」とも符合するように思われるし、「救いの文化」の再構築とも捉えることができる。

あらためて我われの日常生活に直結する地域課題の現状に目を向けると、地域関係基盤の強化が喫緊の課題となっており、「新たな支え合い」や「新たな公」という表現が登場した。個人的な研究関心に基づけば、「思いやり」も「おかげさま」も「支え合い」も、従来の日本文化の中で位置づけられてきた伝統的な価値観といえる。それならば、「新たな」と付された「支え合

い」の概念には、伝統的な価値観との脈絡をどのように捉えられるのだろうか。

本稿では、「1『新たな支え合い』をめぐる動向」「2 伝統的な価値観と地域福祉との接点」で以上の関心と研究動向をあらためて整理し、「遠くて近い」テーマの再接近を試みる。そして「3『新たな支え合い』の形」では、筆者が最近調査した事例から、伝統的価値観の可能性を提示してみたい。

1 「新たな支え合い」をめぐる動向

1-1 新たな支え合い報告書

「地域における『新たな支え合い』を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—」（以下、新たな支え合い報告書）は、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（以下、研究会）」（厚生労働省）によって2008年3月にまとめられた。その内容は「現状認識と課題設定」「地域福祉の意義と役割」「地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策」「既存施策の見直し」に大きく分類されている。

本稿の関心項目を報告書から抜粋すると、研究会の目的は「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」を検討するために設置したとある。その上で「地域における「新たな支え合い」（共助）を確立」することの意義と担い手の役割を次のようにまとめている。

基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における多様なニーズへの

的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の拡大、強化が求められている。

ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題を解決したり、地域福祉計画策定に参加したりすることは、地域に「新たな公」を創出するもの。

市場、行政、非営利セクターがそれぞれの弱点を補い合い、住民の生活課題に対応することが必要。

市町村は、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的な福祉サービスを適切に運営。

また、市町村は、住民との協働の相手方として、以下の役割。

- ・住民の地域福祉活動のための基盤を整備
- ・専門的な支援を必要とする困難な事例に対応
- ・住民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりを改善³⁾

次に『月刊福祉』(91-9)で特集された「地域における“新たな支え合い”を求めて」を概観し、同じく関心項目を抜粋する。まず研究会で中心的な役割を担った大橋謙策は「“新たな支え合い”への期待」と題したインタビュー記事において「支え合い」に「新たな」と付した意図を次のように説明する。

報告書をお読みにになり、「昔から言っていることだ」と言う方もいらっしゃいますが、昔はできていた地域住民に

よる支えが、産業構造の変化等でなくなっています。だからこそ、そこにもう一度メスを入れて、「新たな支え合い」をつくらなければいけないのです。(筆者中略)メインタイトルの「新たな支え合い」は、「同じ地域に住んでいることで自然発生的にできた人間関係による支え合いはすでになく、新たにつくらざるを得ない」ということです⁴⁾

また、京極高宣は「これからの地域福祉のあり方を探る」と題した同じ特集への寄稿の中で、新たな支え合いを多面的に捉えることの重要性を指摘している。

既存施策見直しの観点として、「地域福祉は従来の福祉の枠を大きく超えるものであり、防犯・防災、教育・文化、住宅・街づくり等の幅広い分野との連携が必要」という指摘は、私が最も注目するところである。そのために、従来の福祉サイドからの視点だけであった発想を大胆に転換し、住民の目線に立った施策の展開を図らなければならないだろう⁵⁾

さらに平野隆之も、京極の指摘と呼応するように「実は『共助の空間』の形成は多様であって、規則正しい重層的な『圏域』として整理し、計画化することはできないと考えるべきかもしれない」ことを言及している。本報告書を「2000年報告が、制度上の課題も含めて、問題が解決に至らないメカニズムの究明に力点がおかれ、本報告書は制度的な福祉との役割分担に力点がおかれているのである」と整理していることとあわせて注視したい⁶⁾。

以上からは、報告書の「新たな支え合い(共助)」の強化・拡大が、多様なセクターによって新たに再構築もしくは創出されなければならないとする共通の概念が伺える。その一方で、「新たな」と付された意図には、それ以前のいわば「古い共助」の崩壊を前提とすることで、歴史的時間的な一線を強調しているようにも感じる。もちろん、報告書の主旨が再構築もしくは創出といった未来志向に力点をおいているのだから、そのコントラストとして、それ以前の共助との区別が必要なことは理解できる。大橋の「『昔から言っていることだ』と言われるのなら、どこが昔からなのか」という一点のみをことさらにここであげつらいたいのではない。しかしながら、筆者の関心に基づけば、新たな共助の創出の必要性を認めつつ、京極や平野の指摘するいわば「共助の多様性・多層性」について、とくに地域が脈々と培ってきた伝統的な価値観の連続性から考えてみることは、一考に値するのではないか、という議論の射程拡大を提起したい。

1-2 新たな公事業

新たな支え合い報告書と時を同じくして、2008年度より国土交通省においても「『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業(以下、新たな公事業)」が展開されている。地域に関わる支援事業として同じように「新たな」と付されていることに興味を覚えつつ、事業の目的と概要を国土交通省HPから以下の通り引用する。

全国で拡大する人口減少・高齢化の著しい地域等において、住民、地域団体、NPO、企業、自治体等の官民の多様

な主体が協働し、地域の伝統・文化等の埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動をモデル的に実施し、新たな国土形成計画が掲げる「新たな公」による地域づくりの全国展開を通じ、地域活性化や国土管理上の諸課題への対応を図る。

(1) モデル事業のテーマ 本モデル事業のテーマは、地方公共団体のみでの対応が困難であり、かつ、営利活動としての取組が困難な課題であり、地域の実情に応じた地域づくりに関わる課題を幅広く設定できます。

「新たな公」によるコミュニティ創生活動のテーマの事例は、以下に示すとおりです。

- ①「集落機能広域再編等将来を見据えた集落整備」集落の維持に必要な社会サービスや交通の確保等広域的な共助の仕組みの構築を目指す活動等。
- ②「美しく安全な国土の管理・継承」地域住民、都市住民、NPO等による耕作放棄地等の共同管理、利活用の推進を図る活動等。
- ③「二地域居住・定住促進環境整備」二地域居住・定住希望者のニーズを踏まえた古民家等を活用した受け入れ環境の整備を推進する活動等。
- ④「文化伝統等地域資源を活用した持続可能な地域の形成」地域固有の伝統・文化等の地域資源の再発見を通じた活性化活動や担い手の育成を図る活動等（傍線筆者）⁷⁾

モデル事業の提案は、公募（2008年度は4 / 1～5 / 23、2009年度は3 / 27～4 /

8)の上、審査委員会において選定される。国土交通省選定結果概要によれば、2008年度は357件の応募に対して、97件を選定し、2009年度は、143件の応募に対して、121件を選定している。2009年度の選定地域の特徴として、以下のような活動が取り上げられている。

基礎的条件の厳しい過疎集落等における、高齢者の見守り等の過疎集落等における社会サービスの維持・強化に関する活動、都市部等と連携した水源地、森林等の適切な管理に関する活動、地域の自然・伝統文化資源を活用したりピーター型の都市と農村の交流等の地域間交流を行う活動それらの活動を行う人材の育成、マッチング、専門知識によるアドバイス等により地域づくり活動を中間的に支援する活動など⁸⁾

新たな公事業は、新たな支え合い報告書と課題とする社会背景は共通しながらも、活用する社会資本・資源には違いが見られる。新たな公事業において選定された全事業を分析する必要があるものの、特に④「文化伝統等地域資源を活用」においては、神社や寺院と直接関連する事業が採択されていることは注目できる⁹⁾。

もちろん、上記に引用した新たな公事業の目的や対象に比べて、新たな支え合い報告書の対象は地域の福祉課題全般であることからすれば、両者の単純な比較はできない。しかしながら、両者の目的を越境して考えてみると、活用されるべき社会資源の共有化ははかれるのではないだろうか。

1-3 NHK難問解決！ご近所の底力

近年の地域課題に関する社会的関心の動向は、テレビ番組にも影響が見られる。ここでは、恣意的な解釈だが代表例として、NHKの「難問解決！ご近所の底力」を取り上げる。同番組の概要はHPに次のように記載されている。

『難問解決！ご近所の底力』は、放置自転車・落書きなど、身近なお困りごとに悩む町が、全国から寄せられた住民たちの妙案を参考にしながら解決策を探る、視聴者参加番組です。これまで、全国各地で様々な難問を解決し、大きなムーブメントを起こしてきました¹⁰⁾

主には町内会・自治会単位での取り組みに焦点をあてられている。「ムーブメント」と表現する根拠の一つには、番組放映期間の長さがある。2003年12月に第1回目が放映されてから、放送時間やコーナー、司会者などは変りながらも現在まで続いている人気番組である。

これまで取り上げられた難問をHPに掲載されている放送一覧から数えると、171件(2009年6月現在)である。それらは「防犯」「悪徳商法」「迷惑行為」「災害・自然」「暮らし」「生き物」「健康」「高齢化」「その他」のカテゴリに分けられている。さらにタイトルのテキストから単純に構成要素数の出現頻度(3以上)を見てみると、表1となり視聴者の地域課題に対する関心の

表1 過去の番組タイトルの構成要素数(傍線筆者)

構成要素	構成要素数	構成要素	構成要素数
1 大	11	25 生活	4
2 マンション	10	26 認知症	4
3 迷惑	10	27 不安	4
4 防げ	8	28 よみがえれ	3
5 守れ	7	29 カラス	3
6 町	7	30 ハト	3
7 ご近所	6	31 バス	3
8 さらば	6	32 フン害	3
9 元気	6	33 介護	3
10 大作戦	6	34 解決	3
11 ゴミ	5	35 撃退	3
12 解消	5	36 犬	3
13 自転車	5	37 限界	3
14 大地震	5	38 行進	3
15 妙案	5	39 子ども	3
16 20大	4	40 子供	3
17 その後	4	41 事故	3
18 スーパー	4	42 集合	3
19 スペシャル	4	43 出没	3
20 夏	4	44 撤退	3
21 我慢	4	45 買い物	3
22 救え	4	46 犯罪	3
23 住宅街	4	47 防犯	3
24 住宅地	4	48 落書き	3

広さを理解できる¹¹⁾。放映時期を振り返ると、地域課題の多様化・難問化に加えて、その解決策に住民の主体性がより具体的に求められだしたことの一つの証左といえる。

テレビ番組というマスメディアの持つ特徴と、研究対象としての限界性を認識しつつ、本稿での問題意識を補完すると、「福祉」「公」といった特定の目的に限定した地域課題の見方は、ややもすると地域住民のニーズを見誤ってしまうのではないだろうか。例えば、表1の出現頻度からは「介護」に関する地域課題は、「フン害」と隣り合わせた課題でもある。

2 伝統的な価値観と地域福祉との接点

2-1 「鎮守の森・お寺・福祉環境ネットワーク (WESネット)」

前章で見てきたように地域課題の広範化複雑化にともなって、さまざまな社会資源の開発や活用が進められている。その中で、これまでどちらかと言えば周縁的な議論に留まっていた伝統的な価値観を「新たな」視覚から見直そうとする研究動向にも着目する¹²⁾。

例えば、社会保障の領域から広井良典は、全国に約8万6千ヶ寺あるお寺や、約8万1千社ある神社に注目し、中学校区の1万校区と比べて、これらの「宗教的空間」を「社会資源」として新たなケアモデルの構築を目指している。

そこで広井が、先駆的な事例として取り上げているのは、神社の境内にある自治会集会場での子育て支援（プレイセンター）や、神社境内でコンサートや民話の語り、

まちづくりのフォーラムを行うNPO、さらには環境教育に境内を開放する寺院等である。事例から神社やお寺の文化的空間性を、以下の3つにまとめている。

- ①神社やお寺が、ケアや環境学習、育児、イベント等の場として開放されることで、地域市民にとって豊かな自然環境や文化的・歴史的伝統に積極的にふれる機会となっている。
- ②高度経済成長期に脇に追いやられがちだった社会的資源が、ケアの活動を通じて新しい役割とともに再生している。
- ③空間の活用と維持管理には、多彩な人材と知恵が必要不可欠であり課題が少なくないが、この点が逆に、多様な背景をもつ多世代の人々の交流を促し、閉塞しがちなケアを打開する1つの糸口に、なり得る¹³⁾

これらは、神社やお寺の文化的空間性が、ケア活動を通じて新たな役割を獲得し、再生していると評価する。広井の視点は、「医療・福祉」—「環境・自然」—「スピリチュアリティ・宗教」と、これまで十分に関連性を意識されなかった領域を相互に結びつけることの可能性を検討する点にある。そのネットワークないし、組織の有効性を仮説として「鎮守の森・お寺・福祉環境ネットワーク (WESネット: Welfare, Environment (Ecology) and Spirituality Network)」と称して提示する。

このような仮説は、「人間の三世代モデル」という広井自身の問題意識から、個人（としての人間）の次元をベースに「コミ

ユニティ（共同体）」「自然」「スピリチュアリティ」という諸要素を階層化させている。「コミュニティ」を独立した概念と捉えるのではなく、それを成り立たせている価値観として「自然」や「スピリチュアリティ」に言及している点が興味深い¹⁴⁾。

2-2 宗教学におけるスピリチュアリティ・利他主義研究

前項で取り上げた広井のいう「スピリチュアリティ」とは、極めて普遍的な価値を指すと思われるが、従来、このキーワードを扱ってきた宗教学では、近年「利他主義」への注目が高まり、伝統的宗教を超えた普遍的な価値観としての可能性が研究されてきた。

スピリチュアリティは、20世紀における社会の世俗化の流れと、既存の組織宗教に対する否定的なイメージの増加に伴って、欧米社会を中心に使われだした。その源流はニューエイジに求められ、自己の内面や自然現象に見られるようなスピリチュアリティが、人生や社会課題を解決していく鍵になるという考え方をさす。例えば、AA（Alcoholics Anonymous）の活動に見られる共同性や、宮崎駿監督の一連のアニメ映画、さらにはサッカーワールドカップの熱狂等にもスピリチュアリティの内在することが先行研究で指摘されている¹⁵⁾。いわゆる書店の精神世界のコーナーで扱われる瞑想、ヒーリング、気孔、輪廻転生、臨死体験などに関するものにもスピリチュアリティがあふれているのが現状で、最近では、占いや心理学ブームなどにも散見される。

また、1998年の世界保健機関（WHO）による健康定義の見直し議論でも注目をさ

れたように、スピリチュアリティは医療・健康分野とも領域を重ねて研究されてきたキーワードでもある。スピリチュアリティの語句の使用状況を調査した鶴若麻理や葛西賢太によれば、宗教以外では医療、臨床心理、芸術などの分野が多いことが指摘されており、医学論文よりも心理学論文、看護論文などのケア理念を考える立場において用例が多いとされる^{16),17)}。このような使用状況を宗教学者の葛西は、次のように指摘している。

「スピリチュアリティ」は、宗教の本質、あるいは宗教において普遍的なるものを担っていると考えられているようだ。（筆者中略）特定宗教について差違や特徴を正確に論じようという立場よりは、むしろ特定宗教の立場からは距離をとりつつ、教育や看護やカウンセリングなど、ヒューマンケアに関わる専門職が、細かい差には目をつぶり宗教一般についておおざっぱに言及するような立場にとって有益と思われる¹⁸⁾

さらに宗教学におけるスピリチュアリティ研究では、ボランティア活動に注目をした利他主義研究や援助行動研究が進められている。その中心の一人である稲場圭信によれば「本質的にボランティア活動は公共性とその公共性の中に見え隠れする個人の内発性という両面をもっている」として、その活動の継続性を成り立たせているのは自己利益ではなく、他者への利他的な行動動機を指摘する。ここで利他主義とは「社会通念に照らして、困窮あるいは不利な状況にあると判断される他者の援助を目的と

し、自己の利益が主たる目的ではない行動」と定義されている¹⁹⁾。

稲場は、このような問題意識からボランティア活動動機と利他主義との関係性を、兵庫県にある高齢者をサポートする2団体のボランティアとスタッフに行ったインタビュー調査から分析している。阪神・淡路大震災を経験したボランティアの語りからは、活動目的として「公共性」「利他性」「福祉性」があげられ、活動形態として「連帯性」「継続性」、「相手の思いを確認するコミュニケーションの重要性」があげられている。その中で「おかげさまで」「一緒に活動する仲間たちがいるから」「待っていてくれる人がいるから」「喜んでくれる人がいるから」という表現に、日本人の精神的基層にある「和」「つながり」「思いやり」が見出せると考察する²⁰⁾。

稲場の研究関心は、ボランティア活動を通じた利他的精神の発達に日本の宗教団体の社会奉仕活動やNGOがその環境を提供でき、社会的役割を担えることを証明する点にある。その背景には、近年、欧米社会で盛んになってきたFaith-Based Charity、Faith-Based Social Serviceと呼ばれる信仰を基盤とした社会奉仕活動の動向がある。「現代社会が抱える様々な問題に既存の行政システムだけでは対応不可能で、法や制度とともに自発的な利他的精神に富む市民社会が必要²¹⁾」とする認識から、フランスの社会学者コントがエゴイズムの対語として造った「altruism」を分析概念として用いている。組織活動の動機付けであれば各宗教団体の信仰面をクローズアップすることで、その中に利他的精神が含まれることは見出しやすい。しかしながら、近年の日

本人の信仰形態を考える時、それは限定された人々のみが対象となる。そこで日本人の精神的基層にある宗教性との結びつきを「思いやり」「おかげさま」「スピリチュアリティ」または「Implicit Spirituality」といったキーワードから捉えようとしているのである²²⁾。

ここまでをまとめると、広井の「鎮守の森・お寺・福祉環境ネットワーク」と、宗教学を中心とした利他主義研究を「スピリチュアリティ」からつないでみることで、伝統的な価値観の現代的な適応可能性を大きく2つの側面に言い換えることができる。一つは広井が文化的空間性と指摘する〈空間性〉の活用であり、もう一つは、利他主義研究が対象とするボランティアを通じた〈意識性〉の涵養である。

「新たな支え合い」をめぐる社会資源・文化的資源・社会関係資本（ソーシャルキャピタル）の捉え方に伝統的価値観を接近させる場合、この2側面を考え分けることで、より現実的な適応をはかれるのではないだろうか。次に最近調査をした事例から考えてみたい。

3 「新たな支え合い」の形

3-1 間伐材を木札にした静岡県浜松市における森林環境啓発活動の事例

浜松市では、NPO法人魅惑的倶楽部と、住民グループが協働して「1つの浜松・もう1人の担い手『みさくほ大好き応援団』の仕組みづくり事業」に取り組んでいる。同事業は、2008年度・2009年度の国土交通省「新たな公事業」に採択された。同省のHPに掲載されている事業概要によれば、

市内を南北に横断する天竜川の上流地域である浜松市天竜区水窪町では、もともと行政と住民の協働で地域コミュニティの活性化と天竜川水源域の森林管理を行ってきた。しかしながら、過疎・高齢化によりこれを継承していく「担い手」の減少が問題化してきたため、「流域圏に着目し、下流域の都市住民の幅広い参加を得るための交流イベント等による新しいコミュニティ創生、環境学習プログラム試行等による自然環境保全の仕組みづくり」を同事業で展開している。事業内容は「①みさくぼ大好き応援団の人材発掘と仕組み研究」「②イロウ園地（市有林）の管理・活用を通じた交流の仕組みづくり」「③森林環境保全の啓発活動『竜水護森木札』の持続・展開策の試行」の大きく3つで構成されている。その中で③は、森林環境保全を訴える市民啓発活動として、行政が管理できなくなったイロウ園地（市有林）の間伐材を利用し、市内の障害者授産所に木札（一種の絵馬）を制作してもらい、1枚300円のチャリティを募り、天竜川の水を護る森に感謝して願い事を木札に書き、水源地の山住神社（神職数5名）に奉納する²³⁾。筆者が関係者へ行った聞き取り調査²⁴⁾によれば、水と緑の啓発活動「竜水護森木札」と名づけられた取り組みは、2001年からNPO法人魅惑的倶楽部の自主事業として実施されてきた経緯があり、多くの都市住民に訴えるための普及策として、浜松市内の商店の店頭や事業所で木札販売をチャリティとして扱う「取扱協力店」の開拓とネットワーク化が本事業で図られている。さらにチャリティの収益は、すべて浜松市環境基金と木札の制作費、神社への奉納費に充てられるカーボンオフ

セットの仕組みを構築している。

本事例で注目したいのは、地域文化資源としての神社の活用である。アイデアのプロセスを事業主体者へインタビューしたところ、廃材や破材、あるいは間伐材の利用から、浜松市内での冬のイベントに「七夕の短冊のような願い事を結び付けるイメージ」を持ち、地元団体と相談したところ、「親しみのある山住神社」の木札に至ったという。

神社側の反応は、「喜ばしいこと」と協力的ではあるが、積極的でもない。事業主体者側も「あえて宗教的な意味合いを強める気はない。それでも、雰囲気や気持ちを表現するのにぴったりだった」という。つまり木札は演出として、神社は空間や存在としての活用に意味を見出していると考えられる。

さらに、木札作りの工程では、浜松市内のキリスト教精神に沿革を持つ知的障害者施設が関わっており、関係者の「宗教を超えた貢献」であるという意識からは、広井の指摘する社会的資源としての神社の〈空間的〉活用が、宗教学におけるスピリチュアリティを共有する価値観としながら〈意識的〉にも連動していると推察できる。

3-2 鎮守の森をフィールドにした三重県鈴鹿市における森林ボランティアの事例

鈴鹿市では、加佐登神社の境内で、二つの森林ボランティア団体が鎮守の森をフィールドにした活動を行っている。ここでは、森林ボランティア団体が、神社組織と別に活動をしつつも三者がお互いを尊重しあう関係を構築している。

神社は神職数1名でありながら境内は約8ヘクタールほどある。筆者が関係者に行った聞き取り調査²⁵⁾によると、昭和30年代から燃料事情の変化等により、境内林は放置されていた。つまり、神職や氏子組織では管理が行き届かなくなっていた。

1996年より定年退職した地元有志三人が後の「みささぎの郷里山づくりの会」を立ち上げ、神社組織とは別に、もともと紫ツツジの名所だった境内の復活作業を始める。当時、「花咲か定年トリオ」としてメディアにも取り上げられた。現在、会員数15名（調査時）の里山づくりの会では、境内林の管理の他、地域の子どもサポート組織のフィールドとしても活用されている。その一方で、会の平均年齢は66歳になり、将来的な存続が課題となりつつある。

そこへ2002年に、30代男性が里山づくりの会の管理しきれていなかった境内林の一部で、独自の活動を始める。この男性は、大学院で森林ボランティア研究を修め、アメリカの国立公園レンジャーの調査を経て、理論の実践をはかるために活動場所を求めていたところ、「日本で最も森林環境が整っていないながら、地縁的で最も入りにくいフィールド」と認識していた神社境内林に行き着いた。男性が立ち上げた「ボランティアセンター・ラブリーフォレスト」のHPには、活動目的が次のように書かれてある。

ボランティアセンター・ラブリーフォレストは、鈴鹿市北西部に位置する「加佐登神社」の鎮守の森をフィールドに、車椅子の方でも森林浴を楽しむことができる「バリアフリー・トレイル（全長800メートル）」づくりと、そ

れに付随する間伐や林内清掃、景観の維持活動に取り組んでいます。また、近隣の里山保全団体や子育て支援団体などの森林作業体験にもフィールドを提供しています²⁶⁾

さらに、ラブリーフォレストでは近隣の特別支援学校の環境教育授業にも取り組んでおり、車椅子やストレッチャーに乗ったまま、児童に作業を体験してもらう等、鎮守の森のバリアフリーを最大限に活用している。

本事例の特色は、必ずしも神社（神職）が主体的に森林ボランティアを組織化してきたのではなく、「鎮守の森」を地域の社会資源として捉えつつ、それぞれが役割分担を尊重しながら過度の干渉をしないことで活動を成り立たせている点である。そこに、伝統的な「思いやり」「支え合い」が現代的な感覚の中で実践されているとみる。

以上、2つの事例は、先述した広井による神社やお寺の文化的空間性がケア活動を通じて新たな役割とともに再生するための3つの指摘にも合致している。またいずれも宗教者の意図的・主体的な関わりは見られない点に特色がある。つまり、伝統的価値観の〈意識性〉をことさら主張することなく、まず〈空間性〉に限定して活用することで、地域活動へのスムーズな役割を果たしている。ここに日本人の地域課題に対する伝統的価値観の活用可能性が見出せるのではないだろうか。

おわりに（今後の課題）

2つの事例からそれぞれの支え合いの形

を見ると、「新たな」と付された意味を時間的な断絶と見ずに、「思いやり」や「おかげさま」といった伝統的な価値観が現代的な地域課題に対して脈絡をかえて適応していると解釈することができよう。これは広井が指摘するように、これまで、脇に追いやられがちだった存在や価値観を社会的資源としてあらためて照射することであり、地域における「新たな支え合い」を考えるにあたって、その射程を広げることの必要性を示唆している。また先駆的な事例を通して、伝統的価値観の〈意識性〉よりも〈空間性〉の積極的開放・活用に現実的な有効性を見出せる。

新たな支え合い報告書の範囲を超えた領域からの的外れな意見なのかもしれないが、報告書の解釈で共通認識であった幅広い分野との連携や、「新たな支え合い（共助の空間）」の重層性・多様性を踏まえるならば、このぐらいの越境の勇氣は必要だと考える。

新たな支え合い報告書の取りまとめに中心的な役割を果たした大橋は「(全国で9万を超える社会福祉施設の役割として)社会福祉施設は地域住民の共同利用施設に転化していかなければならない」と指摘している。この問題意識は、公共性・公益性というレベルにおいて全国の宗教法人施設(寺院約8万6千ヶ寺、神社約8万1千社)の〈空間性〉もまたしかりと、できるのだろうか。アメリカのFaith-Based Organizationや、それに基づくチャリタブル・チョイスの施策等を里程標としながら、まずは冷めた頭で議論する土壌を整えなければならない。

注

- 1) 河島修「宗教と福祉文化」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博、他編『福祉文化論』有斐閣、1997；pp. 67-76.
- 2) 河島注1 同書；p. 69.
- 3) 全国社会福祉協議会編『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—』全国社会福祉協議会、2008；p. 25.
- 4) 大橋謙策「“新たな支え合い”への期待」全国社会福祉協議会編『月刊福祉』91-9、全国社会福祉協議会、2008；pp. 13-14.
- 5) 京極高宣「これからの地域福祉のあり方を探る」注4 同書；p. 17.
- 6) 平野隆之「ボトムアップの政策協議を期待する」注4 同書；pp. 18-19.
- 7) <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/index.html> (2009年8月30日閲覧)
- 8) <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/docs/090525shiryou01.pdf> (2009年8月30日閲覧)
- 9) 佐渡芸能伝承機構(新潟県)「伝承芸能の機能を活かした集落の賑わい創生」モデル事業、遠山郷神様王国運営委員会(長野県)「神仏と民俗芸能を中心とした歴史的文化的地域資源を継承・活用した山村地域活性化事業」、NPO法人魅惑的倶楽部・ここほれワンワン塾・NPO法人地域づくりサポートネット(静岡県)「1つの浜松・もう1人の担い手『みさくほ大好き応援団』の仕組みづくり事業」、くまもと教育プロジェクト(熊本県)「笑顔でつなぐ地域の『宝』継承事業(地域の伝統文化を生かした担い手育

- 成事業)」等。
- 10) <http://www.nhk.or.jp/gokinjo/index.html> (2009年8月30日閲覧)
 - 11) WordMinerの構成要素変数の検索結果。構成要素294件の内、出現頻度3以上を掲載。構成要素の編集は行っていないため「子ども」「子供」はタイトル表記のまま。なお、「大」の前後方には「迷惑」「解消」が一致する。「20大」の前後方には「妙案」「集合」「行進」が一致する。
 - 12) これまでも伝統的な価値観として、地域伝承や祭礼などの民俗行事、さらには神社や寺院を社会資源とした様々な福祉実践は存在してきた。例えば、新潟県川西町社協では寺院の一室を開放した宅老所「ひだまりの家」の運営など、個別事例として紹介されている(渡邊豊「豪雪過疎地における福祉文化活動の歩み(新潟県・川西町)」日本福祉文化学会編『地域社会と福祉文化』明石書店、2002; pp.101-111.)。しかしながら、神社や寺院、関係する地縁的・目的縁的組織などが具体的に地域福祉実践における社会資源として明確に位置づけられることは稀である。
 - 13) 広井良典・石井秀樹「鎮守の森・お寺・福祉環境ネットワーク」『月刊福祉』87-13、全国社会福祉協議会、2004; p.51.
 - 14) 広井良典「老人・子ども・コミュニティー『人間の三世代モデル』の視点から」幼老統合ケア研究会編『幼老統合ケア』黎明書房、2006; p.17.
 - 15) 樫尾直樹編『スピリチュアリティを生きる—新しい絆を求めて』せりか書房、2002.
 - 16) 鶴若麻理・岡安大仁「スピリチュアルケアに関する欧米文献の動向」『生命倫理』11(1)、日本生命倫理学会、2001; pp.91-96.
 - 17) 葛西賢太『『スピリチュアリティ』を使う人々—普及の試みと標準化の試みをめぐって』『スピリチュアリティの現在—宗教・倫理・心理の観点』人文書院、2003; pp.123-159.
 - 18) 葛西注17同書; pp.124-125.
 - 19) 稲場圭信「ボランティア、利他主義、絆の気づき」樫尾直樹編『アジアのスピリチュアリティ—精神的基層を求めて』勉誠出版、2006; pp.166-177.
 - 20) 稲場注19同書; pp.168-176.
 - 21) 稲場圭信「宗教の社会参加と利他主義—英米仏との比較から見る日本の宗教団体の社会奉仕活動のゆくえ—」『宗教と福祉』皇學館大学出版部、2006; pp.1-2.
 - 22) Keishin Inaba 2008, 'Altruism, Religion and Implicit Spirituality in Japan' Kobe University, pp.96-110. 宗教学における利他的行動動機に関する研究の延長線上には、「社会貢献する宗教」という現代的な研究枠組みの構築にもつながっている。これまで歴史的・個別的な側面に偏重して論じられてきた宗教と福祉、宗教と社会貢献を社会現象として捉え、その可能性と限界を明らかにすることが当面の目的である<http://keishin.way-nifty.com/scar/> (2009年8月30日閲覧)。日本における宗教の社会貢献活動研究の背景には、欧米における社会学を中心としたソーシャル・キャピタル論の隆盛に加えて、ブッシュ政権において進められ

た「信仰に基づく団体 (faith-based organization)」の役割の拡大、さらにFBOと連動する「チャリタブル・チョイス(宗教団体への福祉サービスの民間委託)」の拡大といったいわゆる「思いやりの保守主義」によるインパクトも少なからず影響している。詳細な影響関係について踏み込むことは避けるが、日本においても「公共性」をめぐる議論が盛んに行われる中で、今後注視されるのは、宗教法人への課税をめぐる動向である。新公益法人制度の施行によって、宗教法人への課税をめぐる公共性あるいは社会貢献の確立が喫緊の課題となってくることが予想されるからである。その背景に、日本版FBO、さらには日本版チャリタブル・チョイスを議論する土壌が宗教学、ある

いは社会福祉学の領域に構築できているのだろうか。いささか個人的関心を広げすぎてしまったかもしれないが、「新たな支え合い」をめぐる伝統的な価値観の制度的な可能性として踏まえておくべき研究視点と思われる。

- 23) <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/katudou/No47.html> (2009年8月30日閲覧)
- 24) 2009年2月5日～6日、筆者調査。
- 25) 2009年3月4日～5日、筆者調査。
- 26) <http://www.mecha.ne.jp/~graywolf/> (平成21年8月30日閲覧)

(いたい まさなり 皇學館大学社会福祉学部)

限界集落に生きる

～過疎地域のクリエイティビティ～

松本 竹生

要 旨

目 的

今、「限界集落」が注目されている¹⁾。これらの集落は、農山漁村の過疎地域を抱える中国地方や四国、東北地方に集中する。国による自治体間の均衡措置としての地方交付税・補助金の削減、税源移譲を柱とする三位一体改革の成果がみられないままに、都市と地方、都市と地方の内部においても格差が一段と進行しつつある。

また、限界集落を取り巻く環境は、定義がなされた時よりも一段と若年者と人口が減少し、福祉や医療がままならなくなって、やがては消滅してしまうと危惧が強まっている。

しかし、その一方で、こうした地域を支える仕事は、必然的に地域住民が担わざるを得ないことは明らかであり、豊かな自然と経験豊富な地域の高齢者たちがその主役である。これら集落の多くは、かつての山上の交通の要所でもあったし、往時を偲ぶ最後の証人の生活場所でもある。この地から、集落再生の可能性と潜在力を検討する。

研究の方法

事例は筆者がこれまでフィールドとしてきた四国

東部の徳島県の中山間地域を中心とした。これらの地域は過疎地域に指定され、人口の高齢化と減少が著しい林業地帯である。と同時に、水源地域でもあり文化の多様性と共に我が国の中山間地域に共通した課題を抱えている。調査方法は現地踏査と地域住民（高齢者）への聞き取りを基に考察した。

結 語

高齢化が進展する山間集落は、社会保障の負担を高め経済成長を抑制する阻害因子と目されがちであるが、調査過程からは、こうした地域は伝統芸能や基礎的技術や産業の宝庫でもあることが確認できる。また、クリエイティブな外来者やI・Uターンした人材と先端情報技術が融合することによって地域の新たな価値を発見・発信したり、交流資源となっていること、多様な形で地域とのつながりの強化が地域の福祉文化力を高め、過疎地域の再生に貢献していることが明らかになった。

キーワード

限界集落、天空の集落、クリエイティビティ、固有価値（固有資源）

1 はじめに

中山間地域、ことに山間地域は旧来から僻地、困窮地、後進地としてとらえられることが多かった。白水は、こうした原点には、都市部である平地を標準とすることで筋立てられ、海辺や山地はあくまで例外的な地域として扱われてきたことにあるとする。そのうえで、生活が不便であった前近代ではなく、科学技術が進展した時期になぜ山村が没落したのかを考察することで、中山間地域が持つ本来的な生活様式と都市部にはない諸資源との交換・交流を経て存続したこと、即ち山間部と都市（平野）部が相互依存する形で歴史を築いてきたことを指摘している²⁾。本稿は、行政の基準で過疎地域、衰退地域として認定されている中山間地域が有する資源や文化の多様性、他地域との新たな交流によって生活する

人々の生き甲斐や人生の充実感に着目してその再生を論じることにある。

2 徳島の限界集落

2-1 塩の道に沿って点在する天空の集落 —山越えの生活と文化交流

山村集落の成り立ちや存在については、狩猟、採取、焼き畑などと稲作文化（山地と平野）との比較や、落人などの新たな転入者の拠点化、政治的支配関係、林業史などの観点からの先行研究が多い³⁾。

祖谷地方や那賀川上流域など四国剣山系周辺の集落は、600～800m級に位置する傾斜地に存在する。狩猟や焼き畑などの食糧確保の時代から、葉たばこ、製炭などの換金作物栽培を経て、在来の生業を失った現在でもなお存在する理由には、適地の確保や財政問題、住居と地域への愛着など、住居移転が都会人が考えるほどに容易でない

図1 四国地方の塩の道（近世後期—明治初期）



出典：富岡・109頁。

ことを意味している。

塩の道に代表される他地域との交流ルートが、川舟や牛馬、徒歩による山越えが主流であったことに鑑みれば、これら集落は最短の地の利と景観を確保していたわけで、視点を変えれば河谷沿いの低地こそ僻地に位置することになるが、これを逆転させたのが稲作と車に代表される大量輸送と時間の短縮である。多くの峠越えルートは消失しつつあるが、一部は古道として見直されたり、林道や国・県・町村道として再開発されている例もある。

徳島県の場合も「塩の道」は、東部海浜における製塩と生活の必需品である塩を結びつけ、そのルートは吉野川の水運（高瀬舟：ひらた船）と峠越えの南北を結ぶ牛馬や徒歩の道であった。富岡儀八「塩の道を探る」によれば、祖谷の場合は、吉野川を遡り中継地点であった辻（井川町）から人馬の背による山越え（井内谷川—水ノ口峠—深淵川の河谷沿い—落合峠）で、木頭村の場合は、南部の海部から調達された（図1参照）。東祖谷や木頭村（北川）は搬送の移送限界地（最終点）であったようである。また、北川の場合は、峠越えで高知県からも馬の背で移送されている。「塩の道」は物資の輸送・物々交換のルートであるとともに、情報や文化が伝播する道でもあった⁴⁾。後述、個別集落の調査でも、1950年代半ばまでは下流域よりも山越えの交流ルートが活発であったことが確認できる。

2-2 徳島県の限界集落

2006年6月の国土交通省・総務省調査によれば、生活が成り立つ限界としての限界集落は13市町村433か所に及ぶ。このうち、

今後10年以内に消滅、いずれ消滅の恐れのあるものは9市町（合併前の旧町村単位では19町村）166集落に達する。97（平成9）年との対比では、16集落が消滅し19集落が隣接集落に編入されている。また新たに過疎地に指定されたものが249集落に達する。消滅が危惧される集落はいずれも剣山系周辺の山村集落である。平成の合併（徳島県の場合、50市町村→24市町村）は、限界集落を抱える町村を併合する形で進行したため、美馬市や三好市のように過疎市として発足した自治体も存在する。広域化が地域住民の安全・安心の確保に直結していないことが伺える。

今回の調査では、主たるフィールドである那賀町における消滅集落及びこれまでのフィールド調査で関わりのある三好市、上勝町の集落について調査した（表1・図2）。調査結果からは、山間集落が抱える共通する生活上の困難が読み取れる一方で、住民や参入者による地域資源を活用したポジティブな取り組みも看取できる。

以下では、代表的な集落の取り組みについて紹介する。

1) 今井集落—地域魅力の再発見による交歓

旧西祖谷山村と接する標高660～780mの集落である。1950年代までは20戸近く存在した家屋は4戸にまで減少し、うち2戸は最近になってUターンした⁵⁾。当地の人たちは進取の精神が強く60年代末頃までに相次いで都市部に転出した。祖谷地方には後継者が結婚すると別棟に移る「隠居制度」や、手間返しの「結い」制度が存在した。1992（平成4）年頃には、出身者が集い記念碑を建立し、氏神社殿など再建を誓った

図2 山地集落の調査の概要



がままならず現在に至っている。その一方で、急斜面を徒歩で通った山道も年間数百メートル単位の林道（釣井・中尾線）開削により隣村（旧西祖谷山村）にも通じることになった（図3）。Uターン組の中には、93年末に千葉県の郵便局を早期退職したI氏（61歳）や第7代徳島県知事（2002年4月～03年3月）のO氏（64歳）らがいる。I氏は高齢化と人口減少が進む故郷の惨状を知りUターンした。地域興しグループ

「てんごの会」と仮想村「活彩祖谷村」をツールとして他地域との交流をはかっている⁶⁾。

三好市となった旧町村は従前の町・村の名称を引き継いだ。東祖谷山村だけが村の呼称を外されたことから、どうしても存続したいとの思いに駆られて自らが村長となって村民も募集し、①空き家を活用した宿泊、②かやぶき屋根の保存、③野菜の特産品づくりに取り組んでいる。全国からの



図3 今井のトゴエ峠（2007年11月開通）
筆者撮影



図4 15戸102名が刻まれた「今井の碑」
筆者撮影

村民登録は150名を超える。この活動を支えるのが地元の72歳から86歳の5人組「ばあば連」である。I村長の地域に対する思い入れや、祖谷の魅力に惹かれて訪れる人々と接し他地域の取り組みを知ること、自分たちにも出来ると気づいた。自己主張が苦手だが、この地に愛着を持って、コツコツと行動を共にしてきた婦人達が行動するバー婆になったことで、小さいながらも地域に活気と輝きを取り戻しつつある。平家落人伝説にまつわる赤旗を軒先に掲げる安否確認の方策も考案されている。今や集落単位で繋がりを再生できる状況ではない。インターネットの活用や価値観を共有する人たちとの絆を強化することで交流の輪が広がっている。

O氏は当地と平野部との二重住民である。厳冬期は平地に住み、山作業に適した夏季を中心に帰省する。知事時代に提唱した間伐や森林管理を通じて、水源の保全や生活できる山間づくりに努め、厳しい労働の中に地域に生活することの意味と山を守ることの意義を発信している。二重住民には観光客や同好会のレポートなどと、ある程度の長期間にわたり生活の本拠とする者がある。地域を守りたい使命感のようなものと、その地の自然や人々との対話、生活に魅せられて訪れる違いはあるが、住民との交流や対話がないと地域には受け入れられない。他地域の調査でも若い人を歓迎する傾向にはあるが、訪問者、住民ともに意見の相違を受け入れる寛容性が不可欠である。

さらにこの地を紹介する場合、隣接する「釣井」集落の存在が欠かせない。生活道としての林道も釣井を経て開通した。釣井には世界基準としての祖谷の魅力を見いだ

し古い民家を購入して訪れる米国籍のC氏（55歳）が在住する。「山の上に点在する仙人の世界」の魅力在海外のガイドブックや著書で紹介し、99年からは宿泊客も受け入れている。築後300年を経た茅葺き屋根の葺き替えは、近隣住民の知恵を借りて同氏の友人や住民が支援しており、「外国人が守る茅葺きの伝統」として紹介されている⁷⁾。奥深い溪谷や岩肌、したたり落ちる水の清らかさ、上りたつ霧雲の景観や、ゆったりとした時間の流れとの共存など、ありふれた生活のリズムも、外部から見ると新鮮でかけがえのない価値と交流資源になっている⁸⁾。

2) 上勝町八重地、杉地集落

一固有価値（資源）を創る

上勝町は葉っぱビジネス（^{いろどり}彩）やゼロウェイスト（ゴミゼロ）宣言、ボランティア輸送など中山間地域における固有資源と人材を生かした活性化の先進地として全国的にも名を馳せている。こうした地域からの発信は集落の範囲を超えるが、そうかといって広域すぎない適度な地理的空間を前提として、指導者とそれに参画する住民、基礎的自治体の支援があって成功している。

その中で、八重地集落は勝浦川支流旭川



図5 「八重地」集落遠景 (2008. 12. 20)
筆者撮影

の最上流に位置する。標高500～640mの南東斜面には整備された棚田と人家が点在しており、世帯や年齢構成からは集落維持機能の低下も見られる。80年頃(昭和50年代)には41戸⁹⁾が存在した集落も35戸に減少した。それでも周辺集落では大集落に属する。彩のほか、豊かな谷水(勝浦川最上流)を利用して3戸がアメゴ養殖に取り組み、主に近畿地方に出荷している。2008年の夏は四国地方は渇水に、他県では集中豪雨に見舞われたが、当地では安定した水量が確保されている。町の民生委員を経験し、現在も審議会委員を兼ねるN氏(58歳)によれば、1960年代には55戸を数えた集落も高齢化の波は抑え難く、集落の共同事業への参画が困難な世帯が増加し、高齢者世帯は金銭的負担と引き替えに集落の維持に参画している。しかし、こうした困難を除けば、自由な時間の消費が比類ない地域の魅力になっている。

また、07(平成19)年の国民文化祭では、地域高齢者の集合した力が成功に導いた¹⁰⁾。09年1月には、「にほんの里100選」に選ばれている。流線型を生かした圃場整備の棚田の保全や、集落挙げての取り組みが評価された結果である。

上勝町で「やがて消滅」に分類されている集落が「杉地」である。杉地は勝浦川の支流杉地谷川沿いであって、幹線道路から5km、標高差400mの位地にあり、桃山時代(天正5:1577年)に伊予河上城から落ち延びた人々が定着したのが集落の始まりと言われる¹¹⁾。1960(昭和35)年当時の15戸81人が70年代の急減期を経て調査時(08年4月)には5戸8人になった。60年代半ばの木材を運搬する木馬道から林(車)道

への転換(林業構造改善事業)は、離村を一段と加速した。林道敷設当時は、200本の成木を出すと1年の生活費が賄われたと言われるが、木材価格の低迷が離村を加速した。その多くは町内に留まらず、勝浦川河口の小松島市や徳島市に移転した。念願であったはずの道路の開削や拡幅が、集落からの離散を早めたという話は各地で聞かされる。当地では、アメゴ養殖を始める者もいたが零細経営の域を出ず、残るのはS氏1戸だけになった。傾斜地に展開する同氏の養魚場では40万粒の卵から30万匹の成魚を得ており、同町の温泉宿泊施設にも出荷され、料理には彩「葉っぱビジネス」が活かされる。聞き取り調査からは、不便さを強調する一方で限界集落に代表される悲壮感はない。車が通る生活道が確保されていることや一定水準の健康を維持していること、光ファイバー通信の設置、隣(知)人との絆による情報が確保されていること、次第に廃れつつあるものの、山の神や地神さん、神社の例祭、金比羅祭りなどを通じて域内外との繋がりを維持していることや、地域貢献などの活動が評価されることが自己実現に繋がっていると思われる¹²⁾。

3) 平・白和田集落(旧木頭村)

—逆境に挑む結束と交流

旧木頭村は、那賀川への多目的ダム建設計画(細川内ダム:総貯水量6,800万³m³)を巡って、70年代初期から約30年間にわたり村を二分し、村と国・県との攻防が続いた。結果的には、財政的な逼迫や大規模公共事業への批判、水需要の見直しや環境保全の見地等から2000(平成12)年10月に中止に至ったが、長年の攻防は地域を疲弊さ

せ公共事業の配分にも影響を受けたといわれる。合併前から公共土木事業で支えられていた山間の事業者は、事業費の減少とともに、隣県から流入した安価な労働力に取って代われ、地元労働者と業者は一段と厳しい環境におかれることになった¹³⁾。ダム建設の見返り措置としての振興策に対抗した村独自の振興策は、特産品を販売する村のコンビニ「よいしょきとうむら」や伝統工芸会館（木頭創芸館「太布会館」）など一部は完成したのものもあるが経営的には厳しい。しかし、こうした長年の孤立とこれを支援する域外とのネットワークの絆は、山村留学や「きとうむら」のネット販売に生かされている。内向きには、旧村民の自立心、郷土愛の醸成にも貢献した。

木材の水運を復元した「丸太乗り」や炭焼き小屋の復活、山村留学の支援など、優れた景観と伝統を生かした特産品づくりの取り組みは、児童や学生たちとの交流ツールとなると共に地域の高齢者の知恵や技能を伝承する場になっている。これらの活動は、インターネットでも配信される¹⁴⁾。経済・財政環境では厳しいものがある反面、合併後は町の支援策もあって、旧村民の存在感を高めている。



図6 「平」集落（2008.11.22）筆者撮影

特産の柚は、販売額、生産量では隣接する高知県物部村には及ばないものの、素材の品質は優れている。同じ村内でも、西宇トンネル（標高390m）付近を境に寒暖差の大きい上流域産が優れており同業者が仕入れに来る。合併による広域化は地域ブランドを擬似的に広域化させる反面で、小地域の固有性を埋没させる。ここでは、グローバル化や広域化が、人々の意識や価値観を多様化・拡大化させるという主張の一方で、むしろ縮小、均一化させる作用も併せ持つことが確認できる。

同村で消滅が危惧されているのが、高知県境に接する「平」と「日和田」集落（標高550～600m）である。平集落は6戸ほどの小集落であったが、76（昭和51）年9月の死者5名を出す豪雨による大災害が契機になって転出が相次ぎ、調査時点では最後の1戸も中心集落である北川に移転した。同集落周辺は秋の紅葉時期には観光客でにぎわい、季節開業の施設「平の里」が整備されている。下記、日和田集落とは一体的な存在で氏神などを共有していたが人口の減少に伴い、維持が困難になり中心集落である北川集落との支援関係にある。最後の転居者となった1戸は、徳島市での定年を



図7 「日和田」集落（2009.1.11）筆者撮影

機会に8年前にUターンしたT氏で、特産の柚栽培のほか山菜作りや無農薬の特産品作りに意欲的に挑戦しており、周辺集落を取り込んで数年後には事業化したい意向だ。事業化には徳島再生塾の指導を得て販売先も確保されている¹⁵⁾。大学の地域貢献策と地元住民の前向きな意欲が年齢に支配されない地域力を生んでいる事例である。

もう一つの日和田集落は標高700m付近で高知県境に接する。かつての10戸を超えた集落も現存するのは2戸、うち1戸は5年前に兵庫県からの移住世帯である。高齢者夫婦で守ってきた神社の維持も困難になっている。冬季には40cmを超える積雪もある。中心集落「北川」への買い物、週3日開所される診療所通いには厳しいものがあるが、自由で気兼ねのない生活には代えられないと言う。移住者N氏は、山村留学と体験学習の新聞記事がきっかけになって移住した。子弟の小学生は地元の北川小学校へ、中学生は高知への越境入学で、教育のための経済的・肉体的負担も少なくない（本稿インタビュー後N氏は子弟教育の都合で、高知県に移転）。この集落は、隣県の高知からの転入者が多かったこともあって、離村が進んだ1960年代に多くは香美市などの高知に転出した。

以上、紹介した集落は、かつての山上の要衝の地であったが、基幹産業である林業の衰退や我が国経済の高度成長期に人材が流出し、集落の生活機能が著しく衰退した。ここでの地域再生の担い手は、この地を故郷とする者であったり、地域の魅力を発見して移住した者であったりするが、生活に根ざした基礎的技術や伝統に、新たな知見や技術を附加し地域住民とのコラボレーシ

ョンによる過疎地再生に挑んでいる。この試みは、将来展望に満ちた現実性には乏しいが、人的繋がりを重視した新たなコミュニティ造りの基礎になっている。

3 消滅集落へ帰る

さきの調査では、那賀町で3集落が消滅したと報告されている。旧上那賀町「徳ヶ谷」は、70年代の集落移転対象地区に指定されており80年には2世帯（2名）、88年には1世帯（1名）に減少している。林業、林産物の衰退が人口減少の原因となった。08年6月の調査時点では、荒廃した山道を登ること40分、杉林となった棚田跡と廃屋が残るのみであるが、9月上旬の八幡神社例祭には20名程が集う。かつては轟とどろや拝はいぎゆう宮と菖蒲・長安を結ぶ山上の徒歩街道に面していた。現況は、住人の居ない集落入り口まで林道が開削されている。

旧上那賀町日真字「出合」¹⁶⁾の場合は、1957（昭和32）年竣工の長安口ダム湖による国道193号の位地替えと拡幅工事が契機となった。旧住民6戸に対し、ダム建設時は15世帯余りが存在した。半世紀を経て現存する1戸U氏（73歳）夫妻も国道195号の出合橋の掛け替えのため移転する。出合集落上方250mには同じく日真に属する「横尾」と「そふえ」集落が存在した。ソーエと呼ばれた「そふえ」は、かつての4戸の住人は現存しない。横尾は6戸ほどの山上の集落で、坂州や長安との東西を結ぶ街道に面していたが集落再編成を契機に移転した。その内の一人I女史（84歳）は、移転先の二軒長屋の住宅で、壁一枚隔てた隣家への気遣いや、田畑もなく、好きな動物の

飼育もかなわない窮屈な生活に見切りを付けて10年程前に復帰した。国道から徒歩40分、垂直距離400mのモノレールも設置されている。自分の仕事（居場所）があることと、携帯電話と緊急時の防災無線、定期的に訪れる息子と郵便局職員がインフラストラクチャーとなっている。夫との思い出が詰まった地で犬と金魚との自由な生活を謳歌している。

旧木頭村「南川^{みながわ}（美那川）」の場合は、那賀川本流の「北川」に対する支流で、「畦ヶ野」「日早」「宇井ノ内」集落の総称である。南川は、本流に匹敵する水量を持ち、旧村内では比較的温暖で地質的にも優れ、隣接する高知県魚梁瀬とともに杉材の適地として発展してきた。「宇井ノ内」は、最奥部に位置し、戦後の農地解放時に周辺集

落からの移住者が多かった。国道195号の分岐点から8km、最盛期には8戸あったこの地も、木材価格の低迷とともに出身地域に帰ったり、1960年頃の集落再編時に移転するなどで消滅している。現在は2戸が移転先から耕作に通う。そのうちの一人M氏（73歳）は、家屋の補修も手がけ、柚や椎茸、山の手入れに従事しているが猿や鹿の被害が大きい。林業や耕地、居所としては優れていたようであるが、隣接する集落とは孤立化するような地理的配置のもとで、電気・電話の開通、林道開削（1960年頃）後10年を経ずして離村が進行した。

山村限界集落の多くが潜在的、顕在的に確実に消滅に向かっている。しかし、地域住民の多くは消滅に向かっている行程表を描いているわけでもない。むしろ、困難の中で

表2 那賀川上流（那賀町）の消滅集落

旧町村名	最盛期	現存戸数	消滅時期	幹線からの距離等	最盛期の特産品・産業
上那賀町徳ヶ谷	14～15戸	0戸	1988年頃	高低差350m徒歩40分	棚田、梶（和紙）、茶
木沢村出合	6戸	1戸（2人）	1957～2009年※	0 <small>キロ</small>	コウゾ、茶、柿、シュロ
木頭村宇井ノ内	8戸	0戸（3棟）	1960年代後半	8km	林業、ヒエ・粟等自給

離村・消滅のきっかけ	主な移転先
車道なし、人口減少、集落移転事業	徳島市ほか
長安口ダム建設・国道拡幅（公共事業）	旧木沢村沢谷、徳島市ほか
木材（価格）の衰退、師弟の教育	中核集落（旧木頭村出原）ほか

※ダム建設に伴う道路の付け替え時に大半が移転し、最後の1軒が09年3月に移転した。2008年6月～2009年2月に実施したの出身者への聞き取り調査に基づく。



図8 「徳ヶ谷」の廃屋
（2008. 11. 22）筆者撮影



図9 「出合」周辺
（2008. 12. 20）筆者撮影



図10 「南川・宇井ノ内」
（2009. 2. 22）筆者撮影

表3 地域存続の諸元

定住住民からの視点		基礎的自治体機能
不安定要素	ポジティブ要素	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療の確保 ・移動（交通）の確保 ・経済的自立の困難性 ・孤立（災害・降雪・社会的） ・リーダーの不在 ・後継者と産業の不在 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（土地）への愛着 ・身体的・精神的自由と豊かさ ・自然環境 ・人的ネットワーク力が強い ・安全性、防犯力が高い ・自給率（食・技術）が高い ・高齢者仕様のスローライフ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的インフラストラクチャー ・自治体の自律とリスクのマネジメント ・首長と職員のリーダーシップ（説明責任） ・住民との協働システムの開発（一体感・距離の近さ）

出典・著者作成。

生き甲斐を見だし、身内や近隣との連携を強め、自己の存在を高めている。高齢者対策としての施設整備が進んでいるが、利用者処遇にはこうした視点も必要であろう。

4 終わりに一過疎集落の挑戦

限界集落を含めた山間地域における産業の特質は、第一次産業に分類され地理的・自然的な制約に負うところが大きいことである。主要産業であった林業を見ても、整地、植林、下刈り、除伐・間伐、伐採と、投資から回収まで息の長いのが特徴である。育林の合間には多くの副業が生計を支えたものの、持続的な現金収入の道が確保されていたわけでもない。しかし、不安定で流動的な就業形態が多彩な技能と複合的な基礎的技術の習得に貢献し、生活用品や保存食の自給化などの創意工夫に生かされてきたといえるだろう。これを現代と対比すると、高度の専門性を求める反面で、単調でマニュアル的な分断化された能力別の労働力を要求するため、技術の統合・融合化が要求される総合的な技術や暗黙知の伝承が難しい。行政と地域住民が一体となった地域創造力創出の方向付けも必要である（表

3参照）。その際には、地域の固有価値（固有資源）に着目した、創造的で意欲的な取り組みが教訓となる。

山村の過疎対策には、鳥獣との共存策も必要である。有害鳥獣とされる猿や鹿、イノシシ、カモシカ等の食害被害が大きい。杉や檜の針葉樹林が生長し住処を失った鳥獣が田畑や幼木を荒らす。近年の温暖化が鹿の成長を早め、繁殖までの期間が短縮しているとの指摘もある。保護と駆除の狭間で耕作放棄が一段と進行している。

苦境と困難が支配すると目される過疎地域にあって、地域への愛着や困難への挑戦が、これを克服する原動力と希望、クリエイティブな存在につながっている。これを担うのは外部からの斬新な視点であったり、情報インフラストラクチャーの整備やIターンした者であったりするが、地域高齢者の知と技の集積が大きく貢献していることが確認できる。本稿では紹介しなかったが、域外からの支援を得て人形浄瑠璃による野（農村）舞台の復活も始まっている。今後とも地域のクリエイティブな、固有資源に基づいた生活のあり様と、その継続に着目し続けたい。

注、及び参考文献

- 1) 限界集落：大野晃・高知大学名誉教授（現：長野大学）が1991年に提唱した概念（『山村環境社会学 序説』農山漁村文化協会、2005；pp. 22-23）。65歳以上の高齢者が集落の50%以上を占めるようになると冠婚葬祭や生活道路の維持などの共同体機能が急速に衰え、やがて消滅に至るとの含意である。
- 2) 白水智『知られざる日本—山村の語る歴史世界—』日本放送出版協会、2005；pp256-257.
- 3) 米家泰作『中近世山村の景観と構造』校倉書房、2002年、第1章.
- 4) 富岡儀八『塩の道を探る』岩波新書、1983；p. 109. pp137-138.
- 5) 国土地理院発行（2.5万分の1：1986年3月31日発行）の地図からは21戸の家屋が読み取られる。『東祖谷山村誌』1978（昭和53）年時では6軒との記述がある。2008年6月現在で居住可能なのは4戸、うち定住家屋は3戸。年間を通じて定住するのは1戸（1名）。
- 6) 実在する村で「仮想村民」を募集しているのが、和歌山県北山村（奥田貢村長、人口530人）。2007年6月からインターネットで登録を始め、半年で6,600人を超えた。特産の柑橘類「じゃばら」の通信販売で結ばれたファンが応援団になった。光ファイバーで結ばれた村の各戸と全国の仮想村民がネットで交歓し村を訪れる（『日本経済新聞』2008.1.1）。
- 7) 『朝日新聞』2006.12.28.
- 8) アレックス・カー『美しき日本の残像』（2000年、朝日新聞社）は、コンクリートや鉄塔、看板、人工林などの構造物が古くからある日本の美を喪失させていること、これに日本人自身が気づかないことを憂慮している。
- 9) 徳島県勝浦郡上勝町誌編纂委員会編『上勝町誌』1975；p. 1272.
- 10) 上勝町では「アートプロジェクト～里山の彩生～」を企画し、5体のオブジェが創作された。創作にあたり、地域住民の労力とN氏らの杉材が大量に提供された。
- 11) 上勝町誌編纂委員会編『上勝町部落小史』1975年、224頁。同『上勝町誌』1975；p. 223.
- 12) 2008.4.27U氏(80歳)からの聞き取り。NPO法人ゼロウェイストアカデミー理事で、町史編纂委員を務めた同氏は、地元の石積み農業用水路「吉成の隧道」の保全・PRにも努めている。林道開設以前は山越えのルート（蟹ガ峠、内山越えなど）での交流が主流で相生町（現那賀町）との縁戚関係も多いこと、林業振興のあり方など多くの知見を請うた。自身も運転が出来なくなれば町外に住む息子に頼るほかないと考えている。
- 13) 当該地域は隣接する香美市（旧物部村）や南国市との交流が強い。医療や日常の買い物、高速道路や空港の利用など生活圏は隣県の高知県に属する。
- 14) http://yuyukan.net/news_bn.html。
<http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>ほか。
- 15) 徳島再生塾：2006年から徳島大学と那賀町が取り組んでいる地域指導者の養成講座。
- 16) 出合の呼称は、旧木沢村の坂州木頭川と木沢川が出会う地区に存在したが、こ

ちらは国道の拡幅により立ち退きになっ
ている。

(まつもと たけお 徳島ハイウェイサー
ビス(株))

幼児との交流による対人関係能力 向上の可能性に関する一考察

～専門学校生（介護福祉士養成校）と
幼稚園児の交流を通して～

天摩 雅和

要 旨

目 的

近年の日本社会は、人間関係が希薄な社会を形成し、社会性が育まれにくい環境にある。そして、対人関係能力の低下や社会性が欠如している背景には、人と関わろうとする意欲や他人への関心が低いことなどが考えられ、その一因としては、自己有用感や自己肯定感をもてないのではないかと推察する。

本研究の調査対象とした専門学校生（介護福祉士養成校2年生）は、介護実習やボランティア等で施設の利用者と接する機会が多いが、利用者とのコミュニケーションに困難性を感じている学生は少なくない。そこで、自己有用感や自己肯定感を実感できる方法を探究していたところ、乳幼児との交流体験が有効であることを知り、昨年度より実践を試みた。

本研究の目的は、将来、対人援助職に就く学生たちにとって、対人関係能力を高めることは大変重要なことであり、幼稚園児との継続的交流授業を経験することで、対人関係能力を高められるか、尚且つ、その能力は介護の現場において、高齢者を援助する際にも有効であるか、以上の2点について検討するものである。

方 法

調査対象は、青森県内の専門学校生（介護福祉士養成校2年生）で、調査方法は、授業開始前の2008年5月と、授業終了後の2009年3月に実施した「自己変化に関するアンケート調査」の結果と参与観察を併用して比較検討を行った。そして、介護実習終了直後の2008年12月と、授業終了後の2009年3月に実施した「交流授業の有用性に関するアンケート調査」の結果と参与観察を併用して考察した。

結 語

今回の研究結果から、幼児との継続的交流授業によって「基本的なマナー」「責任感」「自己有用感」「自己肯定感」「思いやりの心」「チームワーク」「コミュニケーション・スキル」等の面で効果が得られたが、これらの効果は、良好な人間関係を構築する上での基盤となることから、対人関係能力が向上したといえる。そして、この能力は、介護の現場において、高齢者を援助する際にも有効であることが示唆された。

キーワード

対人関係能力、継続的交流授業、自己有用感、自己肯定感、コミュニケーション・スキル

1 はじめに

1-1 研究の背景と目的

今日の日本は、少子化や核家族化、生活上の変化などにより人間関係の希薄な社会となり、人間関係が十分に育まれているとは言い難い。

かつての日本であれば、幼少期から地域や家庭のなかで社会体験や生活体験をすることによって、協調性や人への思いやり、ルール等を身につける機会があったが、近年では、集団で遊ぶことや近所づきあいも少なくなり、社会性が育まれにくい環境にある。

また、対人関係能力の低下や社会性が欠如している背景には、人と関わろうとする意欲や他人への関心が低下していると考えられる。そのため、相手の気持ちを理解できず、コミュニケーションを図ろうとも思わなくなるのではないだろうか。そして、その根底には、自己否定感に陥っていたり、自己有用感や自己肯定感、社会的存在感をもたない若者が増加しているのではないかと推察する。

自己有用感とは自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識することで、自分がどれだけその集団の役に立っている存在であるか、言わば、集団の中の自分の位置・価値を認めることであると北島（2003）は述べており¹⁾、自己肯定感とは、自分が自分であって大丈夫と感ずることであり、自分のダメなところや弱いところ、悪いところも含めて自分が存在していることはいいことなのだ、許されているのだと、自分を

まると肯定する存在レベルの自己肯定感であると高垣（2009）は述べている²⁾。要するに、自己有用感とは、「自分が人の役に立っている」「人から必要とされている」という感覚であり、自己肯定感とは、自分に対して誇りや自信をもつことである。しかしながら、これらの感覚をもたなければ、良い人間関係を築こうとしたり、集団と関わろうとする意欲や関心をもつことは困難である。

だからこそ、学生たちの対人関係能力を向上させるためには、知識や技術を教える以前に、人と関わることへの意欲や他人への関心、人に対する愛着や信頼感などを内発的に抱かせることが重要であり、その上に知識や技術を身につけることで、対人関係能力はより向上するものと考えている。

本研究の調査対象とした専門学校生（介護福祉士養成校2年生）は、介護実習やボランティア等で施設の利用者（主に高齢者）と接する機会が多いが、利用者とコミュニケーションを図ることに苦手意識をもつ学生は少なくない。そして、その主な理由としては「利用者と緊張して話ができない」「共通の話題がみつからず、会話が続かない」「言葉が聞きとりやすく理解できない」などであるが、これらの課題については、経験を積むことによって、現時点よりも、コミュニケーション・スキルは向上すると考えられる。

しかし、それ以前に大切なことは、学生たちに自己有用感や自己肯定感を実感させ、人と関わることへの意欲や他人への関心をもたせることである。そこで、その取り組みの一つとして、高塚が実践している乳幼児との継続的交流授業があることを知り、

その授業を参考に実践を試みた。高塚(2006)は乳幼児と継続的な関わり体験を経験することが、人間関係の基本を学ぶことをはじめ、ホスピタリティ・マインド(思いやりの心)への気づき、いのちの畏敬、親への感謝、役立ち感、自己肯定感、コミュニケーション力などを育むことにつながるとし³⁾、長宗ら(2008)は、乳幼児との交流で、頼られ、喜ばれる実体験から得られる「役立ち感」は「自己肯定感」を生み、相手に対する責任感も育まれると述べている⁴⁾。

これらの先行研究からも、乳幼児との交流を図ることで、「自分が頼られている」「必要とされている」と実感することで自己有用感が高められ、そこに楽しさや面白さを感じとることにより、人と対話しようとする意欲が湧いてくる。そして、その上にコミュニケーション・スキルが加わることにより、伝達能力が高まり、意思の疎通が図られ、お互いの人間理解も深められていくのではないかと考える。

将来、主に高齢者を対象に介護を行う学生たちにとって、対人関係能力を高めることは大変重要な課題であるが、これまで、介護福祉士養成校において、乳幼児との継続的交流授業の実践事例はない。

そこで、本研究の目的は、介護福祉士養成校の学生たちが、幼稚園児との継続的交流授業を経験することにより、対人関係能力を高められるのか、尚且つ、その能力は介護の現場において、高齢者を援助する際にも有効であるか検討するものである。

1-2 研究の方法

調査期間は、2008年5月から2009年2月

までの10ヶ月間で、幼稚園児との継続的交流授業を10回実施した。

調査対象は、青森県内の専門学校生(介護福祉士養成校2年生、男子11名、女子25名、計36名)で、協力者は青森県内の幼稚園児(年長組、男子21名、女子15名、計36名)である。

調査方法は、授業開始前の2008年5月と授業終了後の2009年3月に実施した「自己変化に関するアンケート調査」の結果と参与観察を併用して比較検討を行った。次に、介護実習終了直後の2008年12月と授業終了後の2009年3月に実施した「交流授業の有用性に関するアンケート調査」の結果と参与観察を併用して考察した。(回収率：100%)

1-3 倫理的配慮

調査対象者には、本研究の目的を理解していただいた上で調査の協力を得た。また、団体、個人が特定されないように配慮した。

2 交流授業の概要

2-1 授業計画

表1の授業計画を立案するにあたり、協力者の幼稚園で掲げている教育目標の1つに「新しいことにチャレンジする」という項目がある。そこで、学生たちが履修している科目のなかで、園児に提供でき、園児と共に活動できる内容を考えた場合に候補として挙げたのが、「レクリエーション活動援助法」と「情報」であった。

ただし、学生たちが学んでいる内容をそのまま活用することは不可能であり、学生と園児たちが共に楽しめるようにアレンジ

表1 授業計画

	月	時間	授 業 内 容	学 習 内 容
1	5月	30分	・パソコン学習①	導入
		30分	・レクリエーション①	自己紹介、フルーツバスケット等
2	5月	30分	・パソコン学習②	お絵かき
		30分	・レクリエーション②	はないちもんめ等
3	6月	60分	・サッカー教室	サッカーボールを使用したゲーム
4	7月	30分	・パソコン学習③	文字入力①
		30分	・レクリエーション③	風船を使用したゲーム等
5	7月	8時間	・遠足	陶芸、凧揚げ、昆虫採集、買い物等
6	7月	30分	・パソコン学習④	文字入力②
		30分	・レクリエーション④	じゃんけん列車等
7	9月	2時間	・収穫体験	野菜の収穫、昼食
8	9月	2時間	・幼稚園のお祭り	幼稚園のお祭りで園児と遊ぶ
9	11月	2時間	・幼稚園発表会	園児と手話をしながら合唱する
10	2月	3時間	・お別れ会	海苔巻作り、プレゼント交換等

を施した。プログラムを大きく分類すると、園児が興味を示しそうなパソコン学習、学生と園児と一緒に楽しめるレクリエーション活動、幼稚園の行事等である。そして、双方が合同で企画・運営を行い、レクリエーションやゲームの内容等に関しては学生たちが主体的に計画した。

また、学生と園児は1対1で特定のパートナーを組み、原則として、パートナーの変更は認めないこととした。

以上、授業計画の立案について述べてきたが、プログラムの目的の根底にあるものは、学生たちに自己有用感を実感させ、自己肯定感を育むことである。

2-2 授業の実際

表1の授業計画にみられるように、2008年5月から2009年2月までの10ヶ月間で合計10回の交流授業を実施してきたが、その授業の状況についてまとめてみると、交流授業はパソコン学習とレクリエーション活

動から始まり、パソコン学習は、最初に、園児にマウスおよび「かなキー」の使い方を覚えてもらい、OSに標準搭載されているペイント（描画）ソフトを用いての「お絵かき」と、かな入力による「自己紹介文」の制作を支援した。学生たちは伝達することの難しさを感じながらも、園児たちに理解してもらおうと必死に教えていた。パソコン学習は、コミュニケーション・スキルを高めるためには適したプログラムであった。

また、レクリエーション活動に関しては、導入時においては複数が親睦を深めるための「アイスブレイキング」のプログラムを用意し、その後は「世代を問わず楽しめるコミュニケーションゲーム」を行い、学生も園児も初めは緊張していたが、すぐに溶け込むことができた。

6月のサッカー教室では、幼稚園にサッカーの指導者が来園し、簡単なボール遊びや試合などを行いながら、サッカー及び球

技への興味や関心をもたせ、チームワークの大切さを学ばせることを目的として実施した。そこに学生たちが加わり、チームワークの大切さを園児たちと共有させようとしたが、試合開始と同時に、学生たちは自分のパートナーにゴールを決めさせようと一生懸命であった。

7月の遠足は、園児たちが一番楽しみにしている行事であり、移動中のバスの中ではレクリエーション活動を行い。目的地での陶芸、凧揚げ、昆虫採集、お買い物の際には、常に学生が園児の側に寄り添い、安全の確保及び想い出づくりの援助を行った。この遠足に関しては、場所の設定、活動内容とも学生と園児が共に活動するためには最適であり、長時間にわたって共に行動をすることによって、親睦を深めることができた。

9月の収穫体験では、園児たちとジャガイモや枝豆を収穫し、カレーライスにして一緒に昼食をとった。

また、幼稚園のお祭りでは、学生たちは園児や地域の子どものために様々なゲームを提供し、楽しませていた。

11月の幼稚園の発表会においては、学生と園児が保護者の前で手話を交えた合唱を披露した。学生たちは、保護者より拍手をいただき感激していた。

そして、2月のお別れ会では、全員で一つのものを作り上げることを目的に、16メートルの海苔巻作りに挑戦し、無事完成させ、一緒に昼食をとった。その他、レクリエーション、ドッジボール、プレゼント交換等を行ったが、学生たちは園児を喜ばせたい一心で、前日遅くまで準備を続けていた。

10ヶ月にわたり交流授業を進めてきたが、授業を進める上で重要なことは、当然のことながら授業の準備である。本授業に関しては学生たちが主体的に準備を行うことにより、初回から、園児たちと楽しく活動し、親睦を深めることができ、全10回の授業を予想以上に楽しく進めることができた。このことから、初回の授業の成果が後々の授業に大きな影響を与えるといえる。

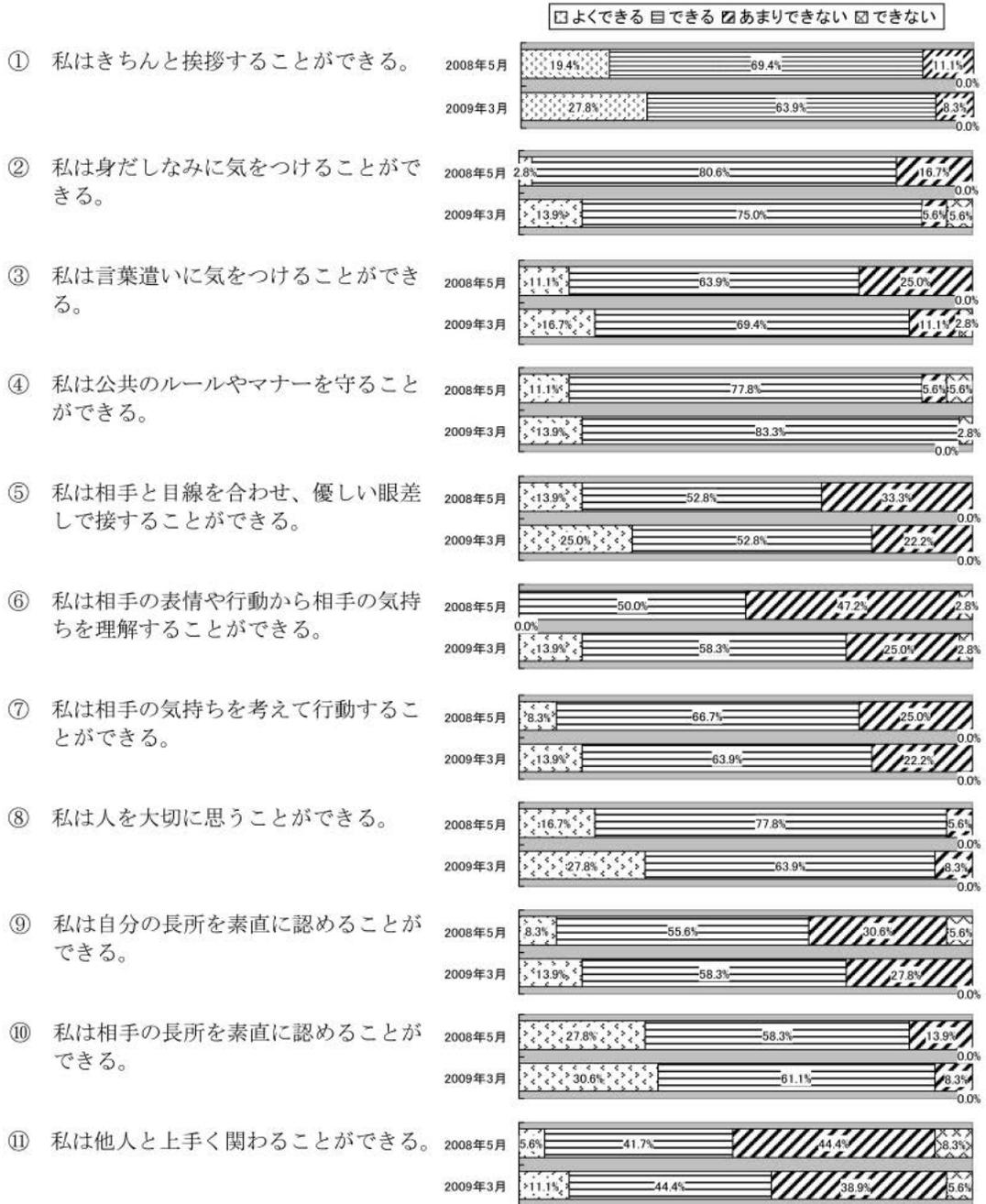
しかし、学生たちの服装や言葉遣いに関して言及すると、授業開始当初は、園児との交流の場に相応しくない服装の学生や言葉遣いの悪い学生が数名存在したのが実状である。授業開始前に本授業の意義や注意事項についてオリエンテーションを実施し、全学生が理解しているものと考えていたが、徹底できず、もう少し時間をかけて説明するべきであった。

また、園児と上手くコミュニケーションを図ることができない学生への対応については、専門学校と幼稚園の教員とで話し合い、学生が園児と接している際には、教員はできるだけ介入せず、本人に考えさせ、自分自身で解決させるようにと進めてきた。そして、授業終了後に専門学校の教員が学生と話し合うようにしていたが、幼稚園の教員も交えて三者で話す機会をつくるべきであったと痛感している。

3 アンケート結果と参与観察による考察

3-1 自己変化に関するアンケート調査の結果

図1の「自己変化に関するアンケート調査の結果」において、設問①から⑩までは、



数値の四捨五入処理上100%でない項目もある

図1 自己変化に関するアンケート調査の結果

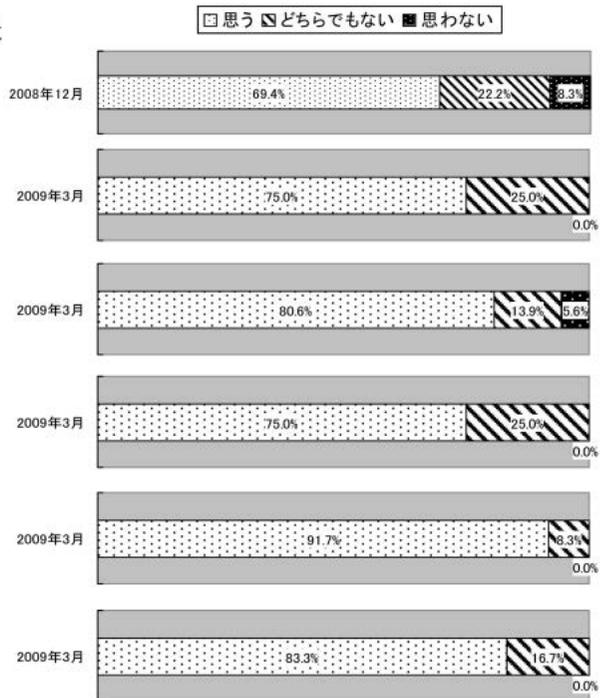
授業開始前の2008年5月と授業終了後の2009年3月のアンケート調査の結果と参与観察とを併用して比較検討を行っていく。

①から④までは「基本的なマナー」に関する設問であったが、全体的に2008年5月より2009年3月の方が「よくできる」との回答が増加している。しかしながら、②の「私は身だしなみに気をつけることができる」の設問には、授業開始前には「できない」との回答が0%であったが、授業終了後には5.6%と増加している。この結果から分析すると、授業開始当初は、園児と接する上で不適切な服装の学生が数人存在したが、専門学校の教員が指導し、その後は改善され、学生たちも気をつけていたと認識している。そこで考えられることは、学

生たちの身だしなみに対する意識が高まり、自分に対して厳しく評価したと理解している。また、普段の授業よりも欠席者や遅刻者は減少し、多少の体調不良ぐらいでは「園児が待っているから」と欠席する学生は少なく、責任感も強くなったと評価している。

次に、⑤から⑧は「思いやりの心」に関する設問であり、全ての項目において「よくできる」との回答が増加している。そのなかでも⑥の「私は相手の表情や行動から相手の気持ちを理解することができる」の設問においては、授業開始前は「よくできる」が0%で、「できる」が50%であったが、授業終了後は「よくできる」が13.9%、「できる」が58.3%と合わせて72.2%の増

- ⑫ 今回の3段階実習において、交流授業は活かされていると思いますか。
- ⑬ 幼児との交流授業を通してコミュニケーション・スキルを高めることができましたか。
- ⑭ 交流授業を通して「役立ち感」を実感しましたか。
- ⑮ 交流授業は、クラスの仲間づくりにも役立っていると思いますか。
- ⑯ あなたは、交流授業が必要だと思いますか。
- ⑰ 交流授業を通して経験したことは、介護の現場でも役に立つと思いますか。



数値の四捨五入処理上100%でない項目もある

図2 交流授業の有用性に関するアンケート調査の結果

加がみられた。しかしながら、「できない」と回答した学生も存在し、⑧の「私は人を大切に思うことができる」の設問では、「あまりできない」との回答者が2.8%増加している。

⑨から⑪は、「自己肯定感」に関する設問であるが、「よくできる」と「できる」の回答を合わせて1割程度の増加がみられた。また、⑨の「私は自分の長所を素直に認めることができる」の設問では「できない」との回答が5.6%から0%へと減少した。

3-2 交流授業の有用性に関するアンケート調査の結果

図2の「交流授業の有用性に関するアンケート調査の結果」において、設問⑫は介護実習終了直後の2009年12月、そして、設問⑬から⑰までは交流授業終了後の2009年3月にアンケート調査を実施した。その調査結果と参与観察とを併用して考察していく。

⑫の「今回の3段階実習において交流授業は活かされていると思いますか」の設問では、「思う」との回答が69.4%と比較的良好な結果が得られ、本授業が介護現場においても有用であることが示唆された。

また、この設問に関する学生たちの主な意見としては、「交流授業では園児と目線を合わせて話すことを心がけていたので、高齢者とも自然に目線を合わせる事ができた」「交流授業を通してコミュニケーションに自信がついた」「幼児も高齢者もコミュニケーションの基本は同じ」などであった。しかしながら、「思わない」との回答が8.6%存在し、その主な理由としては、「幼稚園児と高齢者では違うから」であった。

⑬の「幼児との交流授業を通してコミュニケーション・スキルを高めることができましたか」の設問では、75%の学生が「思う」と回答し、「思わない」は0%だった。教員側からの評価としては、コミュニケーション・スキルの向上もみられたが、何よりも、学生たちがコミュニケーションを図ることに自信をつけたことが大きな収穫であった。

⑭の「交流授業を通して役立ち感を実感しましたか」の設問では「思う」との回答が80.6%と、多くの学生が「役立ち感」を実感していた。その一例として、授業当日、園児が体調不良のため、保護者が欠席させようとしたが、園児が「お兄ちゃんと遊びたいから」と登園し、その話を聞いた学生は感激していた。このように、園児から必要とされ、頼られることで自己有用感を実感した学生は多い。しかしながら、「思わない」と回答した学生も5.6%存在する。

⑮の「交流授業は、クラスの仲間づくりにも役立っていると思いますか」の設問では75%が「思う」と回答した。比較的良好な結果となった要因としては、学生たちが園児に「楽しんでほしい」「喜んでほしい」との一心で、授業の企画・運営を進めてきたことで連帯感が強まったのではないかと。また、交流授業を通して、仲間たちが園児と必死に遊んでいる姿を見て、仲間への評価が高まったと分析する。

⑯の「あなたは、交流授業が必要だと思いますか」の設問では91.7%が「思う」と回答し、「思わない」は0%であった。学生たちは常に園児のことを考えて真剣に接していた。そして、素直で無邪気な園児たちと関わることで、学生自身も園児と一緒に

に無邪気に遊んでいる姿が多くみられた。園児が喜んでくれることで、学生たちは自己有用感を実感したと考える。

⑰の「交流授業を通して経験したことは、介護の現場でも役に立つと思いますか」の設問では83.3%が「思う」と回答しており、幼児との交流授業で経験したことや身につけた能力が、介護の現場で高齢者を援助する際にも有効であることが示唆された。

本授業において、学生たちは園児たちに「楽しんでほしい」「喜んでほしい」と真剣に向き合っていた。そして、園児の話を傾聴し、園児が理解しやすい言葉で話そうと努力している姿がみられた。

最後の介護実習終了後には、学生たちから「授業開始前よりコミュニケーションを図れるようになっていた」「以前よりも相手のことを考えて介護するようになった」などの意見があり、本授業での学びが介護の現場でも役に立っていると実感した。

また、純粋な園児たちと接することにより、学生たちは普段の学校生活においても、以前と比べて表情が豊かで、明るくなったと感じている。

約10ヶ月と短い期間ではあったが、学生たちは自己有用感を実感し、自己肯定感を育んだと確信している。さらに、園児を守ろうとする思いやりの心や責任感も高まり、チームワーク、基本的なマナー、コミュニケーション・スキル等の面においても向上がみられた。

4 結論

本授業の目的は、介護福祉士を目指す学生たちが幼稚園児との交流を通して、自己

有用感を実感し、自己肯定感を育むことにより、人と関わることへの意欲を高め、対人関係能力を向上させることであった。そして、学生たちの主な就職先となる介護の現場で、高齢者に対しても本授業で学んだことが活かされるものと期待をしながら進めてきた。

その結果、今回の調査結果からも明らかになったが、交流授業を通して高められた「基本的なマナー」「責任感」「自己有用感」「自己肯定感」「思いやりの心」「チームワーク」「コミュニケーション・スキル」等は、人間関係を築くための基盤となるものであり、学生たちは対人関係能力を高めることができたと確信している。そして、交流授業によって習得した能力は、介護の現場において、高齢者を援助する際にも有効であると考えられる。

今後の課題としては、今年度は10回の交流授業を実施してきたが、残念ながら、時間数不足だったと痛感している。双方のスケジュール上の問題もあったが、間隔が開き過ぎた時期もあり、もう少し定期的に交流することができれば、園児と上手く関われなかった学生も親睦を深めることができたのではないだろうか。

次年度は、スケジュール調整をし、時間数を増やしていき、園児との交流に悩みをもつ学生に対しては、双方の教員と学生とで話し合える機会を設けるなどのフォローアップ体制を構築していかなければならないと考えている。

注

- 1) 北島貞一『自己有用感』田研出版、2003；p. 3.

- 2) 高垣忠一郎『生きることと自己肯定感』新日本出版、2009；p. 171.
- 3) 高塚人志『いのちを慈しむヒューマン・コミュニケーション授業』大修館書店、2007；p. 183.
- 4) 長宗雅美、寺島吉保、小野加代子他「乳幼児との継続交流による体験型コミュニケーション授業実施報告と終了時の評価」『大学教育ジャーナル』第5号、2008；p. 114.

参考文献

- (1) 荘村多加志『介護福祉学』中央法規、2002；pp. 90-93.
- (2) 高塚人志『いのちにふれる授業』小学館、2005；p. 96.
- (3) 川延宗之『介護教育方法論』弘文堂、2008；pp. 31-36.

(てんま まさかず 日本福祉文化学会会員)

視覚障害者へのギターを用いた 音楽による支援

～対個人から複数、施設利用者全体・相互への支援へ～

佐伯 典彦

1 緒言

筆者は、平成18年5月より、社会福祉法人 K 会 障害福祉サービス事業所 S で視覚障害者へのギター伴奏の音楽療法を実施（本学会、福祉文化実践報告集 VOL2「中年期からの視覚障害者のギター伴奏の修得についての研究」参照）している。この時の研究対象者 M.I 氏に視覚障害者の Y.Y 氏が加わり、平成19年11月の施設コンサートではこの2名がそれぞれギターとピアノの伴奏で、筆者はリードギターで利用者全体合奏の参加に至った。本研究対象者は Y.Y 氏である。コンサート後 Y.Y 氏から「私達と佐伯さんが伴奏できる曲が増えれば、施設コンサートの内容も変わるはず。」と提案があった。また施設利用者 J.T 氏・職員からは、この音楽療法施行日と喫茶訓練行事等が重なった時に、施設利用者・喫茶に来ている利用者・ご家族に対してミニコンサートの的にギター伴奏をしてほしい旨の伴奏依頼があった。今回は、Y.Y 氏の音楽療法を中心に、施設利用者全体・相互に音楽療法をどう展開していくべきか考察を加えたい。

2 対象者の紹介・特性・現在の状況

氏名：Y.Y 氏

年齢：41歳

性別：女性

生活歴：母と2人暮らし

主な疾患、障害名：視覚障害（視束萎縮）
1種1級。

視力：殆ど見えないが、大きな文字、光は判断できる。

移動：要手引き歩行。音を聞き分け歩きたいが、危険回避不可。

性格：好奇心旺盛。社交的。

創作：パソコンの操作・マッサージ施術を習得中。

食事：メニューと食器の位置を説明。摂取行為はほぼ自立。

機能訓練：特にないが、ウォーキングを継続している。

支援までの経緯：市社協経由で同施設の M.I 氏の音楽療法を提供中に、本人希望で参加。

支援上の問題点：視覚障害のため、楽器・キーの位置等の説明がその都度必要。筆者の音楽療法施行の間隔が一定でないこと。

3 支援目標

長期目標：施設利用者、家族、地域の支援者に音楽療法を積極的に提供しながら、生き生きとした在宅生活を送ることができる。

短期目標：施設コンサートで、筆者・M.I氏とともに合奏曲2曲を演奏することができる。

4 具体的支援内容

平成20年1月より月1回13：00～14：00、11月22日の第6回施設音楽コンサートに向け筆者とギター伴奏練習のM.I氏と共に、Y.Y氏がピアノ伴奏練習を行う。また適宜、利用者J.T氏・他利用者・ご家族・地域利用者と共に、筆者のギター伴奏を聴き、楽しみがもてるようにする。

5 実施内容・経過



日時	参加者	実施内容	セッション中の様子・変化
1月10日 13：00～ 14：30	筆者・ Y.Y氏・ M.I氏・ 職員・ J.T氏	曲目仮決定・ 「お正月」練習・ 「千の風になっ て」伴奏	（初めに記載した目標に沿って）11月の音楽コンサートに向け、何の曲を練習するか検討する。コンサートの開催季節に合わせ「お正月」と「クリスマス」「もみじ」の最低2曲に仮決定する。当初は「お正月」をマスターする方向で3名が合意。筆者のギター伴奏にM.I氏がついていけるか。同様にY.Y氏のピアノがついていけるか、交互に練習をする。Y.Y氏は、大体の旋律は把握しているが、鍵盤の押し間違いやずれが何箇所もあった。筆者が「お正月」の音階の節「ド・レ・レ・ミ・ソ・ミ・ミ…」を歌いながらY.Y氏がピアノを弾けるか練習方法を変更する。そう

			<p>すれば、Y.Y氏は鍵盤の押し間違いに早く気付き修正しようとする。次に筆者がピアノを弾き、Y.Y氏が音階を記憶しながらM.I氏がギター伴奏する方法を試してみる。終了後、2名の希望で「千の風になって」を筆者が弾き語りすると、J.T氏と職員も笑顔で踊りながら歌を歌い楽しむ。</p>
<p>2月14日 13:00～ 14:30</p>	<p>筆者・ Y.Y氏・ M.I氏・ 他施設利 用者・ 職員全員</p>	<p>「お正月」練習・ 施設内ミニコ ンサート</p>	<p>以下のように「お正月」の練習を行う。①お正月の音階の節「ド。レ・ド・レ…」を筆者とY.Y氏で歌う。②筆者が音階の節を歌い、Y.Y氏がピアノを弾く。③筆者が音階の節を歌い、M.I氏がギターを弾く。④筆者が「お正月」の歌を歌い、M.I氏がギターを弾く。⑤筆者がギターを弾きながら「お正月」の音階の節を歌い、Y.Y氏がピアノを弾く。⑥筆者がピアノを弾き、M.I氏がギターを弾く。⑦筆者が歌を歌い、Y.Y氏がピアノを弾く。⑧筆者が「お正月」の歌を歌い、Y.Y氏はピアノを、M.I氏がギターを弾く。この後、ミニコンサート形式で施設利用者全員・職員の前で、3人で「お正月」の練習の成果（現状）を披露する。さらに利用者のリクエストに応じて「春よ来い」「千の風になって」「春が来た」「夕焼けこやけ」「ひなまつり」を筆者が弾き語りした。Y.Y氏は「先生（筆者）は、最近まじめに練習してるなあ。」と話ある（以前はかなり冗談を交えながら練習していた）。</p>
<p>3月27日 13:00～ 14:30</p>	<p>筆者・ Y.Y氏・ M.I氏</p>	<p>「お正月」「もみ じ」練習・「千の 風になって」伴 奏</p>	<p>まず「お正月」の復習をおこなった。Y.Y氏は音階で歌うことをすでにマスターしていた。しかしいざピアノとなると、緊張してしまい、1つ間違えるとテンポがばらばらになってしまう。「間違っても仕方がない。間違ったらギターの伴奏箇所早く合流してほしい。」と</p>

			<p>伝える。M.I氏はギター伴奏するもコード変更の場所を間違ってしまう。変更するところの歌詞をしっかりと把握し変更を促す。コードを言いながら歌うと間違えない。歌詞になると間違えるため。30分筆者とY.Y氏、筆者とM.I氏で交互に練習した後3人で合わせればほぼ完成の域に至る。このため2曲目の「もみじ」の練習に移行した。同様にM.I氏にはギターコード変更のタイミング。Y.Y氏はまず音階で歌えるよう指導した後、音階を筆者が歌いながらY.Y氏がピアノを弾く指導をした。最後に「千の風になって」を歌い終了する。</p>
<p>4月28日 13:00～ 14:30</p>	<p>筆者・ Y.Y氏・ M.I氏</p>	<p>「お正月」「もみじ」練習</p>	<p>まず3名で「お正月」を通して復習をおこなう。M.I氏はスムーズにギターを弾く。Y.Y氏は何ヶ所か間違ってしまうも、主旋律に追いつき修正しようとする。筆者とY.Y氏と階名で「お正月」を歌いながら復習すれば、殆ど正確に歌うことができる。次に筆者が音階で歌いながらY.Y氏はピアノを2回弾く。Y.Y氏は殆ど正確にピアノを弾くことが出来た。今度はこれにM.I氏のギターを加えると、M.I氏はギターコードの変更を、歌の歌詞で覚えていたため、コードの変更が半テンポ遅れる。今度は、筆者が音階で「お正月」を歌い、曲の流れに応じてコード変更できるようM.I氏がギターを弾いてみる。「お正月」が3名で通しである程度できるようになったのを見計らって、「もみじ」の練習を同様に施行した。練習間隔が開いてしまったせいかな。先回の練習のレベルの復習程度しか施行できなかった。</p>
<p>5月19日 13:00～</p>	<p>筆者・ Y.Y氏・</p>	<p>バンドリーダー決定・「お正月」</p>	<p>練習開始前、Y.Y氏より「このバンドのリーダーを決めていいですか。」「私がリーダー</p>

<p>14：30</p>	<p>M.I氏</p>	<p>「もみじ」練習・ 「マンダラ音頭： みんなみかた」 視聴</p>	<p>をしてもいいですか。」と発言ある。筆者・M.I氏共にこの件を承諾す。今回もまず「お正月」を3人通しで復習する。M.I氏はほぼついてくることができるも、Y.Y氏のピアノ演奏にミスが多い。階名で歌う・ピアノ演奏を筆者とY.Y氏で交代しながら復習すれば、Y.Y氏のピアノ演奏が正確に修正されてきた。これに併せてM.I氏がギター伴奏していたが、コード変更が半テンポずれる。M.I氏はコード変更のタイミングを歌の歌詞に併せておこなっているためと判断し、今度は、Y.Y氏と筆者が階名で「お正月」を歌いながら、M.I氏がギター伴奏する。4回施行し、コード変更がスムーズになる。このあと「もみじ」も同様の方法で練習する。最後に最近筆者宅に送られてきた、岡山の松原徹氏が作成したCD「マンダラ音頭：みんなみかた」を聴きながら、このCDができた経緯（岡山市南方、長泉寺の開山500年に併せて寺院のために作成された等）を話す。Y.Y氏からは「この曲は、11月のコンサートで『盆踊り』のような形で使えるのでは…」と意見が出る。</p>
<p>6月9日 13：00～ 14：00</p>	<p>筆者・ Y.Y氏・ M.I氏・ F看護師</p>	<p>バンド名決定・ 「お正月」「もみ じ」練習・演奏 曲目の仮決定</p>	<p>練習前に、Y.Y氏より「このバンドの名前を決めていいですか。」と話ある。M.I氏とともに「Yさんに任せます。」と回答すれば、3人の名字をとって「やさいバンド」と決定。これにからめて筆者の高校時代のバンド遍歴を話せば、笑顔多くある。Y.Y氏の希望により「お正月」を3人で通しで演奏してみれば、ほぼ演奏できた。最近、毎週水曜の利用日に、Y.Y氏とM.I氏の練習時間を確保するよう、施設管理者に要望したとのこと。「もみじ」の方が練習不足であると話あったため、3人通しで演奏し、問題のある箇所をチェッ</p>

			<p>クし、音階による歌・ピアノ・ギターを筆者と Y.Y 氏、筆者と M.I 氏でそれぞれ 3～4 回練習し、再度 3 人で通してみる。この後、職員の F 看護師より打ち合わせの希望があり施行。コンサートは 11 月 22 日に決まった事、利用者の出し物は全体 45 分であり、「やさいバンド」の持ち時間は 15 分、出し物は「お正月」「もみじ」の演奏と「マンダラ音頭：みんなみかた」の合唱（案）で仮決定す。</p>
<p>7 月 14 日 13：00～ 14：30</p>	<p>筆者・ Y.Y 氏・ M.I 氏・ 他施設利 用者・ 職員全員</p>	<p>「お正月」「もみ じ」練習</p>	<p>当日訪問すれば、Y.Y 氏が施設長に希望し、全利用者や出勤している職員向けにミニコンサートを開いて欲しい旨希望ある。日頃の練習は上達してきたが、「お正月」「もみじ」を多くの人々の前で緊張せずに弾きたいという。M.I 氏も承諾しているとのこと。本氏希望により「お正月」と「もみじ」を何回か披露してみる。施設長より「あなた方は、ボランティアの方に連れて行って頂き、コンサートで曲を聴いているでしょう。アーティストはどのようにバンドを紹介し、曲の間にどんな風にトークし、曲をどう弾いているの？」と投げかけある。Y.Y 氏が回答に詰まってしまう。筆者が一曲目を伴奏し、バンドを紹介し、2～3 曲目を弾いては、と模擬例を示してみる。他利用者から笑顔多くある。この後、利用者や職員から、11 月のコンサートはどう運営したいのか質問があり、「マンダラ音頭」を含めた内容で検討している旨、Y.Y 氏・M.I 氏と共に回答す。アドリブで施行したミニコンサートも無事終了できた。</p>
<p>8 月 11 日 13：00～ 14：30</p>	<p>筆者・ Y.Y 氏・ M.I 他 施</p>	<p>「お正月」「もみ じ」練習。「マン ダラ音頭」合唱</p>	<p>訪問すれば、施設職員から「マンダラ音頭」にリズム体操をつけてみた。筆者・Y.Y 氏・M.I 氏で歌を歌いながら、利用者全員で体操</p>

	<p>設利用者・職員全員</p>	<p>体操施行他</p>	<p>の練習をしてほしい。」と提案がある。両氏も同意しており、早速施行してみる。4回歌を歌いながら、リズム体操ができるADLが確保できている利用者は体操を、重度身体障害をもつ利用者は打楽器等で参加する。本日は養護学校教諭をしているボランティアも来所しており、一曲歌うごとに体操に修正を加えた。演奏会当日に全利用者参加で披露する方向で決定する。その後、両氏と筆者で「お正月」「もみじ」を2回ずつ練習する。Y.Y氏のピアノは練習の成果があり、かなり上達している。M.I氏のギターは、最近練習の機会が減っていたため、2回ほど単独で練習する。その他Y.Y氏の提案により、演奏会当日の服装をどのようにするか打ち合わせを行った。</p>
<p>9月17日 13:00～ 14:00</p>	<p>筆者・Y.Y氏・M.I氏</p>	<p>「お正月」「もみじ」練習。「マンダラ音頭」合唱 体操施行他</p>	<p>まず毎週月曜の2人の練習の状況を聞く。Y.Y氏は「もみじを練習すると、M.Iさんのギターが半テンポずれる箇所がある。」と話がある。Y.Y氏希望で、まず「お正月」を練習する。ほぼ正確に2人とも弾ける。次に「もみじ」を練習する。M.I氏のコード変換の間違う箇所が判明し、繰り返し練習する。Y.Y氏もピアノの弾き間違いが多いので、筆者が音階で歌いながらY.Y氏がピアノを弾いたり、筆者がピアノを弾き、Y.Y氏が音階をイメージする等の練習を行った。この日は、2名とも緊張しており、リラックスできる会話を織り交ぜながら練習を行った。この後、施設職員より「マンダラ音頭」のリズムダンスを練習したいと希望があったため、CDを演奏しながら、筆者・Y.Y氏・M.I氏で歌を歌い、利用者がこれに合わせ、リズムダンスを2回練習した。</p>

<p>10月14日 13：00～ 14：30</p>	<p>筆者・ Y.Y氏・ M.I氏</p>	<p>広報誌掲載打ち 合わせ・「お正 月」「もみじ」練 習。「マンダラ 音頭」合唱</p>	<p>市社会福祉協議会より、筆者の活動を、伊賀地区のボランティア・市民活動を紹介する小冊子「伊賀びーと」に記事掲載したいとの依頼があった。Y.Y氏・M.I氏に下記の意図について口頭承諾を得て、3名で写真を掲載し記事は筆者が作成することとした。意図は、11月の「交流コンサート」を伊賀地区全体に広報し、集客を促すことと、私たちのバンドが将来的には、他施設で演奏できるような素地を作る事にある。それは、2人が施設サービスの受け手＝利用者であると同時に、ボランティアとしてサービスを提供していく主体に成長し、ひいては2人のポジティブで生き生きとした生活を創造することにつながると考えたためである。この後、3曲の練習を行う。</p>
<p>11月10日 13：00～ 14：15</p>	<p>筆者・ Y.Y氏・ M.I氏・ 職員</p>	<p>「お正月」「もみ じ」練習。「マン ダラ音頭」合唱</p>	<p>到着後、すぐに両氏・施設職員より「伊賀びーと」取材記事掲載の謝辞を頂く。両氏には施設職員が読んで内容を伝えていただいたと話ある。施設音楽コンサートまで半月を切った。両氏希望で今月は練習を2回とする。本日は演奏時間を計りながら実戦形式（曲の間のトークも含め練習）で「お正月」「もみじ」「マンダラ音頭」を通して3回実践した。Y.Y氏は「ゆっくり入ります」といって演奏を始めたが、緊張して間違えたり、次第にペースが上がってしまった。M.I氏は、コード変換が半テンポずれる。この点を修正した。この後、トークなしで3回練習を施行すれば、ほぼミスなく練習を終えることができた。</p>
<p>11月19日 13：00～ 15：00</p>	<p>筆者・ Y.Y氏・ M.I氏・</p>	<p>「お正月」「もみ じ」練習。「マン ダラ音頭」合唱</p>	<p>前述のとおり、両氏希望で直前練習を施行した。この日はコンサート当日の利用者の出し物（50分）をシュミレーションするとのこと</p>

	他施設利用者・職員全員		で、ラスト15分でバンド演奏する都合上、まずバンド単独の練習3曲分を3回通して練習した。Y.Y氏の演奏ペースが序々に上がってしまったため、テンポの確認を2回施行。後、利用者全体の練習に合流した。殆どミスなく施行できた。3曲目の「マンダラ音頭」に合わせて、身体障害をもつ利用者によるリズム体操も加わり、両氏ともコンサート参加への士気が高まった。
11月22日 14:20～ 15:35	筆者・Y.Y氏・M.I氏・他施設利用者・職員全員・コンサート観客全員	「お正月」「もみじ」練習。「マンダラ音頭」合唱	コンサート当日。M.I氏はリラックスしていたが、Y.Y氏の表情が硬く緊張している様子が明らかであった。筆者がコミュニケーションをとり緊張をほぐす。時間となり、筆者が前フリのトークを始めたが、その際演奏曲の紹介順番を間違え「もみじ」を先に施行し、「お正月」「マンダラ音頭」を披露。これが結果的にY.Y氏の緊張を解くことに繋がった。演奏は、ゆったりしたペースでほぼ間違えることなく、間違った箇所も上手く修正し、コンサートを無事終えることができた。職員・観客から直接賞賛のことばを多く頂き、両氏とも笑顔が多く見られた。
12月15日 13:00～ 14:00	筆者・Y.Y氏・M.I氏	コンサートの反省・「パカタラ体操」視聴・「焚き火」練習	コンサート終了後の初練習。M.I氏のギター弦張替えを施行しながら、両氏より話を聞く。Y.Y氏からは「当日はミスも多少あったが何とかできた。3年先には、春夏秋冬にちなんだ各1曲ずつが弾ければと思う。来年に向けて先生はまた教えてくれますよね。」と話ある。Y.Y氏、M.I氏から、筆者より何か提案はないか、と話ある。丁度隣で他利用者が、全体レクで嚙下体操をしていたが、(財)福武教育文化財団(ベネッセコーポレーション)助成事業により、前述の松原氏が作詞・作曲、

			<p>(財)岡山ふれあい公社・岡山市地域包括支援センター職員が、体操を考案した「パカタラ体操（岡山版）」がDVD化され、筆者の手元に届いていたので、その曲を筆者がギター弾き語りをしながら両氏は体操を施行してみる。そうすると施設利用者の複数名が、筆者たちのセッションを聴きにきたり、笑顔で応える反応があった。早々両氏から「利用者全体でやってみたい。」と回答ある。また、Fコードが苦手なM.I氏の課題克服とY.Y氏がクリスマスピアノ伴奏を練習中で擬似的な曲であり、コンサートの季節柄に合った「焚き火」を提案すれば、両氏から前向きな回答ある。</p>
--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 結果

施設におけるY.Y氏の個別支援計画の長期目標に「自分の目標を理解しながら日々の活動に取り組む」とあり、具体的な課題及び支援計画等の中に「交流コンサートで発表する」が挙げられている。音楽療法を実施している先行研究では「音楽療法の実施者と施設職員との連携に問題が多い¹⁾」とあるが、当事業所では施設の個別支援計画として、職員と共にY.Y氏の音楽療法に取り組んでおり、目標管理も施行されていることで筆者の支援もサービス提供機関として挙げられている。このことから具体的援助は順調に推移した。

今回は「ピアノ演奏方法の習得」「交流コンサートでの発表」を通じて、自己の日々の生活目標をクリアしながら、自らが地域の人々との交流を前向きに仕掛け、生き生きとした日常生活を送る、という明確

な目標があり、各練習支援にその日毎の活気と張りがあった。

また市障害者生活支援センター作成の「本人いきいき支援計画書」のコミュニケーションの項目の本人の現状・希望・支援ニーズの領域に、「話してコミュニケーションができるが、多少気分が安定しないことがあり、他者からのことば（本氏が気にしていること）や騒がしさが原因で不安定になることがある（最近は少なくなってきた）。不安定な時は落ち着ける場所がほしい。」とあったため、このセッションを通じて、本氏が円滑にコミュニケーションでき、地域の人々との交流がさらに促進できるよう配慮した。

本氏個人の側からすれば、音楽によって集団との一体感もてるようになり、集団からみれば音楽が集団を統合するのに役立つように働けばベストであろう。集団化の機能は、皆で音楽を聴く場合でも、歌を歌う場合でも、音楽を演奏する場合でも等し

く現れる。しかも音楽には、音楽をすることの楽しみや喜びが、音楽に参加することへの大きな動機付けとなるため、音楽の演奏をマスターするという困難な練習が楽しみに変わったり、演奏ができるようになることで、音楽の楽しさがますます大きくなる。自分の演奏を聴いてもらい人から喝采されることも、音楽から受ける満足感の大事な要素である。普通なら尻込みしてしまう1人だけの演奏も、集団で楽しく演奏する雰囲気の中で可能になる²⁾。Y.Y氏には、このセッションを通じて集団意識の成長、社会性、努力の価値を理解する気持ちを醸成することを念頭においた。この点に関しては進歩が見られたと考える。

7 考察

形を変えながらであるが、このギター伴奏による音楽療法が開始し3年目になった。本年は目標が明確であるため、前年までは、途中筆者がギター伴奏を披露する「遊び」の部分も多かったが、本年度は、施設長・職員の協力のもと、練習・コンサート実施・目標達成に能動的に集中できている。

日本音楽療法学会による音楽療法の定義は「音楽の持つ生理的、心理的、社会的働きを用いて、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用すること³⁾。」とある。またK. ブルシアによれば「音楽療法の定義は、クライアントが健康を促進するのを、療法士が援助する体系的プロセスである。そこでは音楽を経験することと、音楽を経験することを通じての変化への力動的な作用として発展する関

係性とを用いる⁴⁾。」とある。このことを前提に、今回の援助を施行するにあたって、ルードの音楽療法の5つの理論（医学・精神分析・行動療法・人間主義的心理学・コミュニケーションの各モデル）から人間主義的心理学技法を用いることとした。人間を自ら考え、感じ、意志し、行動する主体と捉え、本人の生きる意志を最大限に、かつ適応的に実現できるよう援助する方法だからである⁵⁾。Y.Y氏の音楽療法の長期目標を「施設利用者、家族、地域の支援者に音楽療法を積極的に提供しながら、生き生きとした在宅生活を送ることができる。」としたが、筆者はこれらの方法・視点で支援を行った。

視覚障害者への音楽療法を施行する上で一番に留意することは、「時間の差」である。例えばホテルに泊まる時、晴眼者は、瞬時にテーブル・椅子・冷蔵庫・テレビ等の位置を把握できる。視覚障害者は、歩き、手で触れ頭の中に地図を描く。数秒と数分の差である。これを待つことが必須である。そして対象者が楽器演奏や合唱など、どの分野に優れたものを持ち、その素晴らしい面を引き出し、活かしていけるよう援助することが必要である⁶⁾。また、何を援助するのか尋ねてから援助する「人格の尊重」も必要である。Y.Y氏は、視覚障害を持ち楽譜が読めないが、ピアノ演奏を上達させたいという強い意志をもっていた。筆者はY.Y氏いっしょに階名を歌いながら、時間をかけて暗記していったのは、その理由からである。

音楽療法における演奏の意味は、再現即ち楽器で音を出し、声を出して歌うクライアントの自由な意志にもとづく行為であり、

音を出す当人にとっては、人前で表現を行う勇気が必要な行為であり、再現が十分にできれば、心理的満足感が得られる。他方、聞き知った音楽の再現は、再現する者に音楽を演奏する喜びを与える。さらに同一音楽を反復再現する事による技術的余裕の出現は、演奏を単なる模倣再現する段階から、次第に創造的自己表現へと変化させる要因になる⁷⁾。Y.Y氏は好奇心旺盛で社会的であるにもかかわらず、自分の意見やペースで他利用者と交流して、上手くいかなかった時、落ち込んだり塞ぎ込んだりすることがあると施設長から事前に聞いていたからである。この点を克服していくことは、施設の支援計画にも記載されていた。成功体験を積み、この点を克服してほしいと筆者は考えた。

また音楽には人々のコミュニケーションを円滑にする働きがある。気分を楽にし、よりリラックスさせたり高揚させたりする中で、普段は見られない表現や思いがけない会話が生まれたりする⁸⁾。筆者は、音楽だけに頼らず合間の会話によっても、より円滑なコミュニケーションが生まれるような配慮をしながら、Y.Y氏にその「即興」の意義が理解してもらえるように考えた。その理由は、言葉を用いる対話が楽しいように、音楽による即興的なやりとりは最終的には楽しいものでなければならない。ここでの対話の楽しさは、聴いてもらえる事の楽しさ、自分が表現することに対しての適切な評価が得られること、つまり相槌を打ってもらえる楽しさである。よく聴く事と相槌を打つことは、Y.Y氏が視覚障害者であっても、まわりの雰囲気から本氏に十分伝わるはずである。Y.Y氏が、この音楽

療法の実践を通じて、持ち前の社交的な側面を生かし、他者とのコミュニケーションがさらに向上し、日々の生活がより生き生きとしたものに成長していくと筆者は考える。

8 研究の限界

この研究の中間発表を本学会第19回大会で行った際、音楽療法に詳しい2名から「音楽療法を施行する場合、音楽を仕掛けるセラピストと受け手のクライアントの立場を明確にしてから実践するはずである。筆者の行う方法はその関係が逆転したり、相互であったり、意外性を持ち込んだりしており、果たして音楽療法といえるのか。」と指摘があった。この点に関しては、筆者が意識的にケアマネジメント的手法も採り入れながら、このセッションを実践していたため、そのような流れになったが、専門的に音楽療法を実践している人々からの指摘であるので、この点については、筆者の今後の課題であると考えた。

9 結語

音楽療法では、セラピストが音楽・音楽活動のいろいろな機能を意図的に使って、非音楽的な目標を達成することに主眼がおかれる。音楽をメディアにして、人間がよりよく生きられることにできることをファンクショナル・ミュージック (functional music)、働きの音楽という⁹⁾。Y.Y氏は、今回のセッションを通じてピアノ演奏ができるようになったが、それ以上に、目標をもって意欲的に取り組むなかで、施設行事

推進に積極的に関わられたことや他利用者全員の日々の施設生活に楽しみをもたらすことができるよう貢献できたこと。そして自身の日々の生き生きとした生活が創造できたことと、この支援計画の実践は、個人から複数、そして施設全体の利用者へと広がりをもたらすことができたことから、ある程度の成果を修めることができたことと筆者は考える。

注

- 1) 「音楽療法に学ぶ音楽レクリエーション」(森田義昭他、大阪保健福祉専門学校論文集) 2006; pp129-130)
 - 2) 「音楽療法の基礎」(村井靖兄、音楽の友社 1995; pp86-87)
 - 3) 「音楽療法の実践に関わる研究活動」(吉田豊、伊賀音楽療法研究会音楽療法講座資料 2008.6.15)
 - 4) 同上
 - 5) 「音楽療法入門 理論編」(篠田知璋・加藤美知子、春秋社 1999; pp33-35)
 - 6) 「形態別介護技術」(荏原順子、日本通信教育連盟 2005; pp286-292)
 - 7) 「音楽療法入門 理論編」(篠田知璋・加藤美知子、春秋社 1999; pp38-40)
 - 8) 同上 (pp; 42-44)
 - 9) 「音楽の癒しのちから」(日野原重明、春秋社 1996; pp42)
- (さえきのりひこ 社会福祉法人 青山福祉会 居宅介護支援事業所あおやま 介護支援専門員・介護福祉士)

子どもの問題行動における 支援のあり方

～ソーシャルワークの視点から～

奥村 翠

要 旨

目 的

子どもが抱える多様なそして複雑な問題の対応には、子どもの生活を直視した総合的な支援が不可欠で、そのためには学校関係者と福祉関係者との連携が必要になってくる。子どもにより良い環境を提供するためには、家族も含めて各種の専門職者がチームとなり、お互いの専門を尊重し対等な協力関係で、多くの視点を取り入れた案を提示し、実行することが必要である。本研究は、子どもの問題行動の実践事例を検証し、ソーシャルワーク的支援が学校において必要であることを指摘する。

研究の方法

そこで前記内容を実証するために、事例を基にスクールソーシャルワーカーの仕事の必要性を見た。

問題行動の見られる子どもを把握するため、某中学校において2007年2学期、教員に調査を行った。それを基にケース会議で話し合われた暴力行為と不登校の事例を取り上げ、ソーシャルワークの視点から分析を行った。そこで分かった事は、複雑化した子どもの問題に対しては、学校のみでの一時的な支援では解決できず、ソーシャルワーカーによる多面

的な協働支援によって、問題が比較的早期に解決できるという事である。学校・家庭・関係機関との協働支援を図る調整役としてのソーシャルワーカーが、学校において欠かせない存在であると言える。

結 語

スクールソーシャルワーカーが、カウンセリング技術を身に付け、個人の内面をケアしながら、教員や保護者、専門機関、地域と連携を図り、子どもの生活行動環境を改善していくというようにすれば、子どもの問題行動の解決はスムーズに運ばれていくと考えられる。

キーワード

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、連携

1 はじめに

子どもの問題は非常に複雑で様々な要因が絡みあっており、容易に解決できるものではない。問題行動の見られる子どもたちにどのように接してゆけばよいのだろうか。彼らの心の声として現れる問題行動は、私たちに何かを訴えかけると同時に助けを求

めているのである。

筆者は、中学校のカウンセリングルーム、フリースクール、児童自立支援施設を通して、様々な子ども達と出会い、それぞれに抱えている悩み、不安を聴き、共に解決してきた。リストカットを止められない子、学校に行きたくても行けない子、タバコがやめられない子、死にたいと言い続ける子ども達などである。彼らに共通していたものは、本当に信頼を持って、接する大人や仲間達は、いないということである。一緒にいる友達は多くいても、相互に心から信頼してはいないために安心して、自分をさらけだせない。話を聴いてもらうという経験が少ないことが理由の1つとして考えられる。筆者が話を数分聞いただけでも、「聞いてくれて有難う。」と言って、彼らの表情が和らぐ。彼らには居場所が必要なのである。本来であれば家庭が一番の居場所と考えられてきたが、近年家庭のあり方も変わりつつある。問題は複雑に絡み合っているため、学校だけで解決することは難しい。環境を、家庭や地域を含めた包括的なものとして捉える必要がある。

子ども達の行動環境を守るためには、環境と個人に焦点を当てているソーシャルワークの視点から考察していくことが求められる。

2 研究方法

2-1 概況説明

子どもの問題の実態を知るため、2007年4月から、中学校のカウンセリングルームやフリールームにてケース研究をおこなった。

研究対象の中学校（以下「学校」とする）では、2006年9月からケース会議を立ち上げていた。ケース会議の目的は、子どもの生活背景を知ることにある。生活背景を知る事によって、子どもの現在の行動について理解する事ができる。行動には理由があるということである。

学校の規模は、各学年は5クラスずつあり、全生徒数は、481名（2007年5月現在）である。

学校では、特別支援コーディネーターを中心に、学年に関わる教師全体、担任、学年主任、スクールカウンセラーのそれぞれが役割を担い、情報を共有できるようなシステム作りの構築を進めている。様々な面から問題行動が見られる生徒を捉える事により、多面的な気付きができるという事、全体で理解、把握する事によって、教師1人が過剰責任に追い込まれることを防ぐ意味がある。

ここで専門職の役割をまとめると以下のごとくになる。

表1 各専門職の役割

スクールソーシャルワーカー	・警察 ・関係機関との連携 ・情報収集（小学校時代の様子）
特別支援コーディネーター	発達障害の把握・支援方法
学年に関わる教師全体	本人の日常観察・指導
担任	本人との関係づくり
学年主任	学年内の指導体制
スクールカウンセラー	保護者との面談

特にスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーはお互いの専門性を明確にして、密に連携をとる必要があると取り決められた。

ケース会議を開く前に子どもたちの問題行動の実態を把握する必要がある。そこで、

年度初めに概況をつかむことで対応がスムーズになると考え、2006年1学期と2007年1学期に反社会的行動について、校内で調査がおこなわれた。調査結果は以下の表の通りである。

表2 2006年度1学期分 問題行動調査

反社会的行動	件数	問題行動に関わった延べ人数		
		男	女	計
①盗み(窃盗)	2	1	2	3
②脅し(恐喝、脅迫)				
③乱暴、喧嘩(傷害、暴力行為)				
④性的逸脱(強姦、わいせつ行為)				
⑤放火	2	1		1
⑥暴走族(暴走行為)				
⑦飲酒・喫煙、薬物乱用(シンナー、覚せい剤など)				
⑧校内暴力(対教師暴力・生徒間暴力、器物損壊など)	1	1		1
⑨授業妨害				
⑩怠学(怠休、遅刻・早退、授業抜け出し)・怠業		2		2
⑪規律無視				
⑫家庭内暴力				
⑬夜遊び、不健全娯楽	1		1	1
⑭その他	4	2		2
合計	10	7	3	10

表3 2007年度1学期分 問題行動調査

反社会的行動	件数	問題行動に関わった延べ人数		
		男	女	計
①盗み(窃盗)	6	12	4	16
②脅し(恐喝、脅迫)				
③乱暴、喧嘩(傷害、暴力行為)				
④性的逸脱(強姦、わいせつ行為)				
⑤放火	4	4		4
⑥暴走族(暴走行為)				
⑦飲酒・喫煙、薬物乱用(シンナー、覚せい剤など)				
⑧校内暴力(対教師暴力・生徒間暴力、器物損壊など)	1	1		1
⑨授業妨害				
⑩怠学(怠休、遅刻・早退、授業抜け出し)・怠業				
⑪規律無視				
⑫家庭内暴力				
⑬夜遊び、不健全娯楽				
⑭その他	1	1		1
合計	12	18	4	22

盗み（窃盗）をおこなった子どもの数は昨年度より5倍以上増えたことが分かる。また、反社会的問題行動の件数はさほど変わらないが、問題行動に関わった人数は2倍以上増えている。盗みや放火など警察が関わるケースが目立つが、それ以外の校内暴力や授業妨害などの問題行動は教師が自ら申し出ていないと考えられ、実際より少ない結果で出ている。

以上の調査に加えて、2007年2学期、非社会的行動も含んだ気になる生徒の数を把握するため、各学年の担任に、アンケート調査を実施し、以下のことが判明した。

いじめに関しては、いじめられたケースが4件、暴力行為に関しては人、物に当た

るケースが10件ずつであった。不登校に関しては、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力が大部分を占め、その他の不安等の情緒的混乱、意図的な拒否、複合などはほとんど見られなかった。

表2、3、4の調査に該当する生徒を理解するため、調査用紙に生徒の担任の教師に記入してもらい、結果から以下のことが判明した。（調査用紙は巻末に掲載）

暴力行為の見られる20名の生徒のうち、父子家庭が1名、母子家庭が10名であった。単親である割合が半数以上なのである。また、20名の中で虐待経験があったものが、8名いた。集められた調査用紙を元に、特に気になる非行生徒をピックアップし、担

表4 2007年度2学期 非社会的行動調査（教員向け）

いじめ	4件	いじめた	0件
		いじめられた	4件
暴力行為	20件	対教師	4件
		生徒間	6件
		器物破損	10件
不登校	22件	学校生活上の影響 嫌がらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校できない。	7件
		あそび・非行 遊ぶための非行グループに入るなどして登校しない。	5件
		無気力 無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感がない。	6件
		不安等の情緒的混乱 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的混乱によって登校しない、もしくはできない。	1件
		意図的な拒否 学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。	0件
		複合 不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していずれが主であるかを決めたい。	2件
		その他 上記のいずれにも該当しない。	1件

任、生徒指導主事、特別支援員、不登校対応教員、スクールカウンセラーによってケース会議が実施された。

1回目のケース会議では、課題をもつ児童生徒を指導・支援するにあたり、情報を収集するのみで終わった。2回目からは、情報収集を事前に行ったうえで、課題の見立て、目標、手だてについて、当該児童生徒にかかわる職員が互いの持つ情報を出し合い、広い視野のもとでおこなわれるようになった。カンファレンスシートを作成し、分かっている情報を項目毎にポイントを押さえて書き込んでいく。この用紙を見ながら、アセスメント、プランニングをおこなう。経験に基づくアセスメントには、行き詰まりが生じ、重大な事柄を見落とす危険性もある。アセスメントをおこなうには、虐待や発達に関する知識が不可欠である。

プランニングについては、短期と長期に分け、短期は2週間から学期毎となり、長期は1年以上、ケースによっては卒業までとなる。短期目標は長期目標を踏まえて設定する。

プランニングを考える際のポイントとして、次の6項目が示されていた。

- ①具体的な役割分担が出来る事
- ②担任任せにならない事
- ③担当者任せにならない事
- ④学校が担うべき事を明らかにする事
- ⑤学校以外の機関が担うべき事を明らかにする事
- ⑥具体的な動きを示す事

プランニングは、客観的な環境の整備と、主観的に本人をその気にさせることを並行して行うことが重要である。客観的な環境の整備は例えば、学校環境を整備すること、原因を整理すること、居場所を作ることが

挙げられる。主観的に本人をその気にさせることに関しては、子どもの内なる力を信じ（エンパワー）、親の協力とエンパワーも不可欠である。

プランニング時の注意点、理解しておくこととして、次の9項目が示されていた。

- ①学校で見せる子どもの姿と家庭で見せる子どもの姿は異なっている場合が多いということを意識する事
 - ②保護者への直接の原因追求は無理しない事
 - ③保護者も子どもの問題行動によって様々な影響を受けており、大きな不安や心配があることを理解する事
 - ④学校に対する非難や責任追及を変に弁解しない事
 - ⑤まず聴き、真のニーズを見抜こうと思いつつながら柔軟に対応する事
 - ⑥速やかにプラン等を作成する事
 - ⑦非難し、責めるのではなくしんどさへの理解と共感のプロセスが必要である事
 - ⑧保護者と連携する事
 - ⑨無理難題要求に対しては、早い段階で不可能であることを率直に伝える事
- ケース会議は継続して開く。だいたい3か月に1回程度、時間は2時間位である。アセスメント、プランニング後は、役割分担によって動きながら経過を観察する。（モニタリング）経過の報告を受けて、時には再アセスメント、プランニングをおこなうことが決められた。

ケース会議で主に取り上げられる内容として、不登校13件、発達の課題6件、非行8件、病気1件というように、不登校が最も多く、男女別に見ると、女子が14名、男子が10名であった。

以下にケース会議の必要性とスクールソーシャルワーカーの役割が学校現場にいか必要であるかを実践現場から述べていく。

2-2 ケース説明

2-2-1 ケース1（暴力行為の例）

・学校生活の状況

2年生女子Oさんは、中学1年の頃にいじめにあっていた。中学2年になってからは、喫煙、万引き、暴力行為などが見られるようになった。特に対教師暴力が多く見られる。教師と落ちついて話が出来ず、指導を進めると暴れだし、一度暴れ出すとなかなか収まらない。学業成績は、全教科とも30点未満である。友人は非行仲間のみで、Oさんのクラスでは非行生徒が他に1名いるために、クラスでは浮いた存在になっている。中学1年の頃は学校を欠席したのは、年間5回のみであった。2年になってからは、4月は0回だが、5月は2回、6月は6回、7月は0回、9月は3回欠席があった。

・担任や教頭、スクールカウンセラーから得た情報

家庭環境は、幼少時に実父から身体的虐待を受け、現在は母子家庭で祖母と三人で暮らしている。社会周辺環境（地域との関係）は、他中学の非行集団とのかかわりが密接にある。本人自身は、すぐにキレル。保護者との関わりについて、母親が指導しきれるか不安である。担任からは、対人関係が困難。精神的に不安定。自分をコントロールできないなどと言われる。

・生徒へのアプローチ

①生徒との出会い

生徒との出会いは、11時ごろ、職員室で担任の教師と言い合いをしている姿であった。何人もの教師が取り囲み、教室へ行くよう、生徒を促す。生徒は携帯電話を片手に持ち、髪は明るい茶色に染めており、スカートが極端に短い、どこから見ても校則違反の生徒であった。何人もの教師が、「教室に行きなさい。携帯をかばんに直しなさい。」と怒鳴るが、生徒は一向に言う事を聞かない。聞かないどころか、余計にいらして携帯電話から着信メロディを鳴らし始める。男の先生に対しては触れられる事にひどく抵抗し、暴力をふるう。生徒と初めて話したのは、生徒が職員室の前で教師に暴力を振るった後であった。「いらいらする。」と何回も連発していた。「なぜそんなにいらいらするの？」と問いかけると生徒は止まることなく思っていることを吐き出した。それ以来、生徒とは学校で顔を合わせると挨拶をしてくれるようになった。

②信頼関係の構築

Oさんと何度も顔を合わせるにつれ、立ち止まって話をする機会が増えていった。その姿を見た教員と教頭から、カウンセリングルームを借りて、Oさんと話をしてほしいと頼まれた。授業に最後までいることのできないOさんは、時折抜け出して、カウンセリングルームに来ることもあった。教室にも職員室にも居場所のない彼女にとってカウンセリングルームは唯一自分を受け止めてもらえる場所であったと彼女は語る。

「先生に腹が立つ」

など、とにかく学校、教師に対して怒りを示す発言がほとんどであった。一度キレると、怒りがなかなか収まらず、自分でも

訳が分からなくなることは自覚している。Oさんの口からまれに、家族の話が出るようになってきた。幼い頃からの父親からの身体的暴力、母親は見て見ぬふりで、それが耐え切れなくなり、離婚に踏み切ったという。Oさんにとって、自分の事を理解して「聴いてもらえる」「受け止めてもらえる」経験の薄さが伺える。

Oさんは深い愛情を求めている。Oさんの小学校の卒業文集に綴られていた一文である。

「テスト頑張った。でも、お母さんに見せても、もっと頑張れと言われ褒めてもらえなかった。」というものであった。生徒の文集からは、褒められたという体験の薄さが伺われる。

Oさんは、自分ひとりで今まで抱え込んで頑張ってきたのである。その背景を知れば、何故いまこのような行動、態度をとるのか、容易に理解することができる。

③教員との話し合い

これは、Oさんに関わる教員とも話をした。

- 人は背景を知る前に、「今」の行動に目を向けすぎる。
 - 行動には必ず、それに至るまでの深い原因がある。問題行動が深ければ深いほどに。それを知らないのではなく、知ろうとしていないだけなのである。
 - 教師は、行った行動に対して怒るのではなく叱るべきである。Oさんのような深刻な背景を持っている場合は生徒を理解し、十分な信頼関係を築いた上で慎重に叱る必要がある。
- 以上の点を理解してもらった。

④関係者からの情報提供

Oさんの担任の教師や、Oさんと関わりのある教科の教師から情報をもらう。アンケート用紙を作成し、それに教師から見ての現時点での生徒の様子を記入してもらった。また、Oさんにどう対応していくべきかを、カウンセラーや教頭も含め、話し合った。

⑤Oさんの長所

Oさんは、クラスの女子と揉めたらしく、朝から機嫌が悪かった。どうやら、友達がいじめにあっていたようで、いじめていたと思われる生徒に対して、「謝れ」と殴っていた。Oさんの人一倍正義感の強い性格をその時、恥ずかしながら始めて知ることができた。大切なものを守り、悪いことには真っ向と立ち向かう性格は、彼女の素晴らしい長所であった。

そんな彼女を見て、中学3年のOさんの先輩ともいえるAさんは、「ちょっとやりすぎと違う??」と発言した。Oさんは、幼馴染みのAさんのことを心から慕っている。親同士も相当仲がいい。OさんにとってAさんは憧れともいえる存在である。Aさんにとって、Oさんはどのような存在なのか聞いてみた。Oさんは、Aさんに何でも真似されるといってあまり良く思っていない面もあったが、幼い頃からよく遊び、親同士も仲が良かったため、今さら離れられないのだという。兄弟のような関係になっていると話す。

Oさんに対して、教師は頭を悩ましており、問題生徒であるというレッテルを貼っていたのだが、Oさんの長所を担任教師に話すと、Oさんに対する見方が少し変わったというように話してくれた。

⑥Oさんと教員との関係

タバコを吸っている姿を、数学の教師が発見し、伝えられた。Oさんに話を聞くと、「先生は、注意しないで無視した。」と怒りながら話す。「先生は結局自分の立場しか考えていないのだ。」と言う。生徒は、怒られるのも嫌うが、無視をされることも嫌う。それでは、教師に対して何を求めているのか。どんな反応を期待しているのだろうか。

Oさんだけでなく、生徒たちは教師の表面的な態度を見ているのではなく、内面をじっくりと見ている。自分たちへの思いがどれくらいあるのか、自分のことを教師という立場を超えて、どこまで思っていてくれているのかということ、冷静に深く見ているのである。過去に傷ついた体験が深ければ深いほどに、彼らは人の感情に非常に敏感なのである。

⑦カウンセラーとの連携

カウンセラーとの話し合いをおこなった。カウンセラーがOさんの面接から聞き出せたことについて、お互いに情報交換をおこなった。カウンセラーからは、なんでも話せる先生はいなかったが、私の存在が唯一何でも話せると言ってくれた。Oさんは私がいることで、少しでも学校での自分の居場所を見出すことができているならば、カウンセラーも私をキーパーソンとして、問題解決に図れないかを共に話した。

⑧母親支援

カウンセラーが母親と面談をおこなった。

母親は学校での問題行動が信じられないくらい、家庭では穏やかで、いい子であることを話す。母親は、優しい一面も多くあ

るということ話す。

カウンセラーによると、母親自身が仕事などで疲れているようにも見え、母親にカウンセリングを十分に行なう必要があると判断した。カウンセラーからの情報を踏まえた上で、母親に児童相談所を紹介した。

⑨別室授業

ケース会議をおこなう。ただ意見や、Oさんの状況を話し合うだけの会議から踏み込み、プランニングをおこなった。Oさんの授業妨害が激しく、教師と1対1で冷静な会話が出来ないため、別室授業をおこなうことが決まった。

別室授業もほとんど成り立たなかった。休み時間になるとOさんの仲間たちが集まり、ゆくゆくは教室でタバコを吸うようになった。教師は元の教室に戻すように決めた。そんな中で、私はOさんとの信頼関係を徐々に築き上げていけているという実感があつた。Oさんは、私の言うことはなんでも聴いてくれるようになったのである。私の前では、強がることもせず、会うたびに素直に話してくれる。Oさんに対し受容・共感の態度で接すると同時に冗談を言い合うことで距離を縮めていった。

⑩ケース会議

ケース会議では、具体的なプランニングまでには至らなかったが、Oさん自身の過去のことを皆で分かち合い、理解することができた。今後のOさんの対応について話し合った。

⑪Oさんの変化

Oさんは、決まって11時頃に来ていたが、

徐々に1時間目が始まる9時頃から姿が見られるようになってきた。今までのような教師との激しい対立も少なくなり、表情が穏やかに見えた。周囲のOさんに対する態度も変わっていった。以前のようにただ怒鳴りつけるだけであった教師も、Oさんのよい部分を知り背景を理解してからは、穏やかに叱るようになった。Oさん自身もそうであるが、周りの環境を変えることで、結果的にOさん自身も変えることにつながった。居場所は、カウンセリングルームから次第に、教室、保健室、学校へと広がっていったのである。

また、徐々に不良グループから孤立していった。グループのメンバーは最近Oさんと合わなくなったと言い、クラスのまじめな生徒とも、付き合い出していく。

Aさんとの関わりは相変わらず深かったが、Aさん自身もOさんに影響されてか、学校には頻繁に通うようになり、「おもしろくなかった学校が、最近は楽しくなってきた。」と言ってきてくれた。OさんAさん共に共通することは、初めは、自身の「学校おもしろくない」「教師に腹が立つ」という自分自身の感情のみを話すことから始まり、徐々に、自分自身の状況を話し、筆者のことを聞いてくれるようになったことである。「先生は、休みの日は何しているの?」「先生の夢は何?」などである。「将来は、こういう人になりたい。」「就職はこういうことをしたい」というように、自身の将来の抱負について、話してくれるようになった。

いよいよ先輩のAさんが卒業式を迎えることになった。今まで迷惑をかけてきて、嫌っていた教師に「ありがとう」という言葉を送っていた姿を、Oさんはしっかりと

見ていた。

・ケース会議の決定プラン

①見立て

生徒…幼児期までの父親からの身体的虐待により、十分な愛着形成がなされてこなかったことから、自尊感情の低下が伺えるため、受容的な関わりが必要。生徒の話を十分に「聴く」必要がある。母親…離婚をしたこともあり、地域の方々に「出もどり」という目で冷たく見られていると本人は思っているため、地域も視野に入れた受容的な支援が必要である。

②手だて

校長、教頭…情報収集（記録）
担任…受容、本人・母親との関係づくり、生徒の学習支援
学年に関わる教師全体…本人の受容、指導、生徒の学習支援
学年主任…受容、学年内の指導体制
児童相談所…母親支援（相談）との連携のコーディネート。必要に応じて福祉サービスの提供
子ども家庭センター…母親からの相談から心理判定につなげ治療を行う準備と必要に応じた措置
スクールソーシャルワーカー…連携、情報収集、母親・生徒支援（受容的関わり、エンパワメント）
カウンセラー…母親、生徒のカウンセリング
特別支援コーディネーター…発達障害の有無の確認

2-2-2 ケース2（不登校の例）

・学校生活の状況

3年生女子Hさんは、2年生までは欠席が目立つ生徒ではなかった。しかし、3年生になってクラスでの人間関係が原因で徐々に学校に通えなくなってしまった。2年生の頃の欠席日数は、年間29日で、3年生になってからは、4月から6月までで31日欠席があった。

・担任や教頭、スクールカウンセラーから得た情報

母と父はHさんが幼少期に離婚しており、経済的な事情から弟と共に母方の祖父母の家に預けられた。幼い頃から、祖父母に育ててもらったため、彼女にとって祖父母は親のような存在である。社会周辺環境（地域との関係）は、比較的密接である。祖父母は信仰している宗教があるため、よくその集まりに出向かれ、地域の人々と触れ合っている。

中学1年、2年の時のHさんは、担任からの情報によると、クラスでは大人しくあまり目立たない存在であった。また、自分の思っていることをなかなか声に出して言えないタイプであったという。

スクールカウンセラーからは、Hさんは「自分のことが嫌い」と何度も言うようで、自尊心が非常に低いことが伝えられた。学校に通えなくなってからは、精神病院に通うようになり、薬を毎日5錠程飲んでいる。病名は、起立性調節障害、社会不安障害と診断された。

担任教員や特別支援コーディネーターが、月に1、2回家庭訪問に行くが、寝ていることが多く、家から出てきてくれないとの

ことだった。

・生徒へのアプローチ

①生徒との出会い

生徒と初めて会ったのがカウンセリングルームであった。中間テストの時期で、Hさんはテストを受けに学校に来ていた。クラスに入れなため、カウンセリングルームで、個別でテストを受けていた。Hさんは、話しかけてもほとんど下を向き、顔を上げることがなかった。質問をしても首を振るか、「うん。」「ううん。」という返事しか返ってこなかった。時折微笑んでくれているようにも見たが、生徒のほうから話をしてくれることはなかった。Hさんとじっくりと時間をかけて信頼関係を構築していくべきであると感じた。

②信頼関係の構築

Hさんと顔を合わす機会が増えてくると、好きなアイドルの話をしてくれるようになり、少しずつだが目を見て話してくれるようになった。「人と話をするのが怖く、祖父母以外の人と話をするのが久しぶりで、こうやって話を聞いてくれる人がいなかった。」と話す。なぜ、人と話をするのが怖くなったのかを徐々に彼女の口から話してくれるようになった。彼女は、荒れている学校を「おもしろくない」と感じてしまった。それから、学校を休むようになり、久しぶりに学校に行った際には、クラスの非行の生徒から、「来なくていいし。」と言われたようである。クラスには自分の居場所がないと彼女は感じてしまった。その日以来、学校に行こうと思って朝起きても、頭痛や体が重いという症状が出るようにな

った。また、日曜の夜は、明日の学校のことを考えると動機や息切れもしてしまう。精神病院にも通っているが、薬物治療やカウンセリングはあまり効果がないと言い張っていた。Hさんは、徐々に自分自身のことを赤裸々に話してくれるようになった。

「教師や同級生たちから見れば、ほとんど学校に来ていないと怠けているように見えるかもしれないけど、私は自分なりにがんばっているのです。」という。「よく来たね。がんばったね。」という言葉を彼女は待っている。まずはカウンセリングルームを彼女の居場所のひとつになってもらえるよう心がけた。

③ 1回目ケース会議

Hさんの抱える課題に取り組むうえで、学校としては関係機関の支援が必要であると判断し、ケース会議を校内で実施した。メンバーは、校長、教頭、担任教諭、特別支援コーディネーター、カウンセラー、教育委員会の主任であった。

第1回目のケース会議では、Hさんに次のようなケース計画を立てた。

- ①担任教員にHさんの病気をクラスの生徒に理解してもらうよう促す。
- ②Hさんが学校に来たときには、教員たちが「よく来たね。」と褒めてあげるようにする。
- ③Hさん学校に来ると、担任教員の空き時間を利用して、勉強を教える。教員がいない時は、会議室やカウンセリングルームにて受験勉強を一人でおこなう。
- ④適応指導教室（フリールーム）を紹介する
- ⑤特別支援コーディネーターが家庭訪問

に行く機会を増やす。

- ⑥カウンセラーが、Hさんへカウンセリングをおこなう。

以上の計画に従って、Hさんへの協働支援を実施していくことにした。

④ 親との関係

親のことについて聞くと、Hさんは何とも思わないし、あまり記憶がないという。育ててくれた祖父母がいてくれて、十分であるし、2人とも大好きなので、家では手伝いをし、祖父母を大切にしている様子である。

祖父母は、Hさんが学校を休みたいと行っても、病気だから仕方ないと言って叱らないようである。

⑤ 地域との関係

Hさんの祖父母が宗教を信仰していることもあり、その宗教が定期的に開いている、集まりに参加してはどうかと提案した。

彼女はさっそく一緒に参加するようになった。多くの年齢や性別の異なる人々が居る中で、始めは緊張していたが、徐々に溶け込めるようになってきた。ちょうど同じ年くらいの他中学の子とも仲良くなったため、彼女は徐々に皆の前で心を開いて話ができるようになった。

⑥ 2回目ケース会議

会議でのメンバーは、教頭、担任教諭、学年主任の教員、特別支援コーディネーター、カウンセラー、教育委員会の主任であった。

会議では、適応指導教室に見学に行ったが、本人は「それなら、学校のカウンセリングルームに行く方がいい。」と言い張っ

たとの報告があった。担任教員からは、クラスでHさんのことを悪く言う生徒はいなくなったという。担任教員の表情も少し和らいでいた。特別支援コーディネーターによると、家庭訪問に行っても初めは出てきてくれなかったことも多かったが、何度も足を運ぶうちに出てきてくれるようになったと話す。

以上の報告を踏まえ、ケース会議では、
①担任教員のみがHさんに勉強を教えるだけでなく、学年の教員全体で教えるようにする。②家庭訪問、地域との関係は継続する。などの取り組みを確認し合った。

⑦Hさんの変化

筆者の来る曜日は必ずHさんは顔を出すようになってくれ、彼女の表情や発言にも変化が見られた。Hさんは徐々に顔を上げ、目を見て話すようになり、「クラスに入れない。」という思いから、「本当はクラスに入り、皆と話がしたい。」という前向きな思いを話すように変わっていった。宗教が精神的な安定にもつながっていると彼女は話す。筆者は、Hさんを受容し、励まし続けた。

クラスに入れないのは、初めは環境のせいばかりしていたHさんが、自分自身の問題だと気づき、自分自身が変わりたいという思いに変化し、会話の幅も自分の家族のことや不安に思っていることから、自分の理想像や将来のビジョンまで広がっていった。Hさんは卒業後、福祉科のある高校へ進学することを決意した。

⑧エンパワメント

ついに卒業式1週間前となった。「つい

に卒業式…。最後だけは、出たい。」「でも、やっぱり皆の前に姿を出すのが怖い。」「高校に行ったら真面目に毎日学校に通うつもりだし、別に今はもう行かなくてもいいかな…」と言った。「大丈夫」「必ず、出ることができる」と励まし続けていたことに付け加えて、「もしここで、出ないという道を選んで逃げてしまったら、この先高校もズルズルと行けなくなってしまうんじゃないか。今勇気を出して、自分の課題を克服するチャンスだと思う。」と筆者は背中を押した。いつもは受容、傾聴のみであったのが、初めてHさんにアクションを起こした。Hさんは、「勇気を出してみる。」と言ってくれ、Hさんと2人で「必ず卒業式までに、クラスに入り、皆に姿を見せる」という目標を立てた。

⑨終結

ついに卒業式を迎えた。Hさんは、卒業式の日晴れやかに堂々と、皆の前に姿を見せた。「先生のおかげで卒業式に出ることができました。ありがとうございます。」という言葉を残し、彼女は卒業していった。卒業式の数日後、希望の高校に無事合格した。現在は休まず学校に通えており、友達もできて毎日楽しく過ごしているという連絡がHさんから入る。

・ケース会議の決定プラン

①見立て

生徒…ストレスから来る精神病で悩んでいるため、カウンセラーによる十分なカウンセリングが必要。

Hさんの居場所を作る。

②手立て

校長・教頭…Hさんの病気の理解、情報収集（記録）

担任…Hさんの病気の理解、他生徒へ理解を促す、本人の受容・励まし、生徒の学習支援

学年に関わる教師全体…本人の受容、指導、生徒の学習支援

学年主任…本人の受容、学年内の指導体制
適応指導教室（フリールーム）…生徒のカウンセリング、学習支援

スクールソーシャルワーカー…連携、情報収集、生徒支援（受容的関わり、エンパワメント）、地域活動の支援

カウンセラー…生徒へのカウンセリング

特別支援コーディネーター…家庭訪問

3 考察

一ソーシャルワーカーの視点からの支援のあり方

3-1 Oさんの事例考察

プランを立ててから、Oさんの学校に対する見方が少しずつ変わっていった。男性教師に関しては、拒否意識がまだ高かったが、女性教師には暴力や暴言が比較的減った。児童相談所に相談に行くことで、母親の心理的なストレスも緩和されていったために、Oさんの口から母親の悪口を聞くことは、ほとんどなくなった。母親のOさんに対する態度が優しくなっていったのである。

子どもの支援と母親の支援を同時進行させ、様々な専門職、教員、機関が一体となって、生徒を支援したことが良い結果をもたらした。十分なアセスメントと適切なプランを立て、生徒に関わるすべての人びとがプランを理解し、それに向かって生徒を支

援していくことで、それぞれの役割を發揮した良いチームが構築でき、問題解決に繋がったと考えられる。教師全員には、指導も大切であるがまず、生徒の良い部分を認め、受容してもらうよう促したことが良かった。

最も強調しておきたい点は、スクールソーシャルワーカーは子どもの話を十分に聴き、母親に児童相談所を紹介したこと、生徒に関わるすべての人に、プランの共通理解を図るという重要な役割を担っていたことである。しかし課題として残ったことは、地域も巻き込むことができなかったことである。今後は、地域の人々とも共同し、母親が地域活動などにも参加できるように積極的に支援していく必要がある。

3-2 Hさんの事例考察

彼女の居場所を、カウンセリングルーム以外の地域につないだことがよかった。また、クラスの生徒や教員全体にHさんのことを理解してもらい、Hさんを見て、「よく来たね。」という声かけをしたこともHさんの居場所作りにも有効であったと考えられる。カウンセラーや特別支援コーディネーター等、Hさんを気にかけている人が多いということをHさん自身が感じることで、大きな自信につながった。また、担任教員1人に任せきらず、全体でHさんを支援したことで、担任教員のバーンアウトも防ぐことができた。

スクールソーシャルワーカーは、Hさんは環境を変える力を必ず持っているということ信じ続け、本人のストレングスに着目した。環境を変えると同時に、Hさん自身を変えていけたことが早期の解決につながった。今後はHさんが自らの力で環境を

変えていけるのではないかと考えられる。乗り越えたという1つのきっかけが、今後のHさんの人生を大きく切り開いていくと信じている。

課題としては、Hさんのクラス環境への働きかけが不十分であったと思われる点である。

4 おわりに

本論文では学校が中心となって関係機関との協働支援を展開した2事例を掲げたが、以上のような状況より、学校・家庭・関係機関との協働支援を図る調整役としてのスクールソーシャルワーカーの視点が欠かせないということが詳細に説明できたと考える。

日本において、子どもたちの心の傷を治療するシステムが十分に整っているとは思えない。大きな問題に至るまでに何らかのチェックシステムがあれば、子どもたちや周りの人々が大きな傷を負うことはなくなるだろう。現在は学校がそのシステムをほぼ担っているため、1人1人の教員が担う責任が非常に重い。教員は子どもたちに集団としての規律を教えながらも、個別の受容をおこなっている。それも1人に対して、30人から40人もの数である。子どもたちが苦しいというサインを出していてもそれに気づくのが難しい。スクールソーシャルワーカーは、幅広い視点から客観的に子どもたちを捉えることができる。「環境が人をつくる」というように、人間は環境が変わることで大きく変化する。変化した人間は今後、「自らで環境を変えていく人」になるものである。子どもたちの明るい未来を築き上げていくにはまず、周囲の大人たちが環境を十分に整えるべき役割を担ってい

る。子どもたちは環境を選ぶことができない。環境を重点的に捉え、変化を起こしていくスクールソーシャルワークの今後さらなる発展が期待できる。

今後ソーシャルワーカーにふさわしい人材確保と学校現場への十分な配置を進めるためには、アメリカの教育のようにソーシャルワーカーに専門的なカウンセリングの講義を取り入れていく必要があると考えられる。スクールソーシャルワーカーが、個人の内面をケアしながら、教員や保護者、専門機関、地域と連携を図り、環境を改善していくという個人の内面と環境の同時の働きかけにより、問題は早期に解決できると考えられる。また、スクールソーシャルワーカーがカウンセリングも可能であれば、学校に2種の専門家を置けない現状から考えてとりあえずとり得る手段である。そうすれば、スクールソーシャルワーカーへの社会の理解も高まるのではないだろうか。

参考文献

- (1) 山下英三郎 全米ソーシャルワーカー協会編『スクールソーシャルワークとは何か』現代書館 1998
- (2) 山下英三郎 日本スクールソーシャルワーク協会編『スクールソーシャルワーク』学苑社 2003
- (3) NASW (<http://www.naswdc.org/>)
- (4) 山下英三郎 日本スクールソーシャルワーク協会編『スクールソーシャルワークの展開 20人の活動報告』学苑社 2005
- (5) 大塚美和子『学級崩壊とスクールソーシャルワーク』相川書房 2008

(おくむら みどり 医真会八尾総合病院)

調査用紙

生徒理解のため、アンケートのご協力をよろしくお願いいたします。

[] 年 [] 組 男・女 氏名 []

事項	1、非行 〔A、喫煙 B、万引き C、暴力行為 D、無資格運転 E、その他 ()〕 2、虐待 3、不登校 4、発達の課題 5、その他 ()
学校生活	1、いじめ 2、友人とのトラブル 3、先生とのトラブル、関係の悪さ 4、学校、クラスの荒れによる集団のしんどさ 5、授業が分からない等、学習上の問題 6、指導への不適応、反発 7、新しい環境への不適合 8、その他
家庭	1、ネグレクトによる愛着障害 2、身体的虐待による愛着障害 3、心理的虐待による愛着障害 4、その他 ()
親子関係	1、親からの過度の期待 2、心理的支配 3、プレッシャー 4、親からの分離不安 5、共依存関係 6、親による心理的囲い込み 7、親の気分変動の激しさ 8、生活リズムの乱れ 9、両親や家族の不和 10、DV 11、その他 ()
(地域との関係) 社会周辺環境	1、友人関係、グループからの影響がある 2、非行集団の関わりがある 3、ネット、ゲームにはまっている 4、学校に行かなくてもよい雰囲気がある 5、その他 ()
活動地域	1、野球 2、サッカー 3、体操、ダンス 4、その他 ()
本人自身	1、性格的なこと (A、親子関係 B、生育関係 C、友人関係 D、その他) 2、対人関係の不安 (A、信頼感の低下 B、自尊心の低下 C、その他) 3、規範意識の低下 4、うつ、抑うつ症状 5、発達の課題 6、その他 ()
進路 将来 や	1、進学を希望 2、就職を希望 3、その他 () 将来について【 】
関わり 関との	1、子育て支援センター 2、適応指導教室 (フリールーム) 3、子ども家庭センター 4、サポートセンター 5、警察 6、一時保護所 7、その他 ()
現在の生徒の様子	

ご協力ありがとうございました。

つながりと共生を求めて ～マイノリティの立場から～

須田 研一

マイノリティとしての「私」

三島由紀夫の『金閣寺』（新潮文庫）、遠藤周作の『彼の生きかた』（新潮文庫）、井上ひさしの『花石物語』（文春文庫）、重松清の『きよしこ』（新潮文庫）・『青い鳥』（新潮社）、佐藤多佳子の『しゃべれどもしゃべれども』（新潮文庫）、村上春樹の『ノルウェイの森（上）』（講談社）、諏訪哲史の『アサツテの人』（講談社）など、以上の作品に共通していることについて、おわかりであろうか。正解はどの作品にも吃音者が登場していることだ。

実は、私自身も吃音者である。吃音者はマイノリティ（社会的少数派）である。

ところで、読者のみなさんは、上記の小説のうちの、どれか一冊でも読んだことがあるだろうか。たとえば、三島由紀夫の『金閣寺』では、青年僧侶が吃音者として登場している。実話にもとづいた作品とされているが、そこに登場する吃音者は暗い性格の持ち主として描かれている。さらに、吃音僧侶を取り巻く人々も、吃音について、「こんな吃りが兵隊にとられたら、日本も

おしまいやな」（p.77）「何よ。へんな真似して。吃りのくせに」（p.16）などにみられるように、自分よりも劣った存在としてみている。

かくして吃音者に対して、他者が行う仕打ちに「からかい」や「笑い」、「馬鹿にする」などがある。以下は、福祉系専門学校を卒業し、現在、介護の仕事をしている女性吃音者の声だ。

「吃りながら全館放送すると、上司から『あなたが放送すると、マイクを通して変な息や音が入るから、マイクから遠ざかって喋って』と言われてたり、申し送りで吃ると、前で聞いている職員に吹き出して笑われたり、内線電話に出た際、自分の名前を名乗れないでいると、『いくらお前でも名前ぐらい名乗れ』と先輩に怒鳴られたり、毎日が吃音との戦いでした」。¹⁾

吃音のある人たちのNPO法人を主宰する伊藤伸二は、「吃音にとって共同体感覚が重要な意味をもつ。吃音は聞き手の存在によって成り立つものだからである。吃る子どもが、学校生活の中で、私はこの学校

の仲間の一員であり、仲間は私の味方だと感じる事ができれば、食べる自分を認め、吃りながら話すことができる。しかし、食べる私をみんなが笑い、からかう存在でしかないと考えれば、食べることを隠し、話すことを避けるようにするだろう。いくら『吃ってもいい』と言われても、吃れるものではない⁹⁾と言っている。伊藤の言う「共同体感覚」とは、すなわち、人と人とのつながり、支え合い、相互理解と言い換えることもできるであろう。

私たちは、「人を差別してはいけません」「偏見をもって見てはいけません」「一人ひとりの命はかけがえのないものです」「個人を尊重しましょう」などと、人権について学ぶ。ソーシャルワーカーやケアワーカーなど福祉士をめざす者は、「相手の立場に立って考える」必要性を現場実習や講義を通して養う。そして、誰しもが「そんなことは言われなくてもあたり前だ」と思っている。しかし、女性吃音者の声にあるように、ノーマライゼーションやインクルージョンを率先して実践していかなければならない福祉施設に働く職員でさえ、そうした人権感覚の麻痺に陥ることがあるのが実情だ。

つながりの揺らぐ社会

一番ヶ瀬康子は『福祉文化論』（有斐閣ブックス）において、編者を代表して「20世紀末の今、不透明、不確実の度合いはますます深刻さを増している。日本のこれからについての見通しは、概して明るくない。あらゆる面で暗く、破滅的ですからある。しかし、だからこそ私たちは、ここで思い切

って問題を投げかけたいとの思いがあった。混迷を恐れず、提案したいと考えた。そして、人間の温もりの中から、新しい福祉文化を創り出す仲間を、1人でも増やしたいと願った」と述べている。

しかしながら、この本が出版されて12年目を迎えた現在の状況はどうであろうか。さらに混迷を深めているのではないだろうか。

2008年の自殺者は3万2千人を超え、11年連続で3万人を超えた。15歳未満の子どもの人口は1,714万人で、こちらは28年連続で減少中だ。少子高齢化にともなう年金・医療問題は深刻化の一途だ。特に、年金の問題は世代間の助け合いで成り立っているが、雇用情勢の変化（非正規雇用者の拡大）もあってか破綻しつつある。劣悪な労働環境や給与待遇の低さが問題視された介護者の人材不足も深刻だ。老老介護や介護難民など、介護を巡る問題は今後一層大きくなりそうだ。母親の介護問題が背景にあったとされるタレントの清水由貴子さんの自殺（2009年4月）は、まだ記憶に新しいところだろう。

さらに、アメリカのサブプライムローン（低所得者向けローン）に端を発した「10年に一度」といわれる金融危機と世界的な同時不況のあおりから、雇用情勢は更に悪化し、派遣社員を中心としたリストラ、所謂「派遣切り」が相次いで起こった。さかのぼれば、2004年の労働者派遣法の改正—労働法制の規制緩和—によって、非正規雇用者が拡大し、今では3人に1人が非正規雇用者となっている。年収200万円以下の労働者は、1,032万人で1千万人を超えている（2007年「民間給与実態統計調査」調

べ)。そして、ネットカフェ難民の存在や生活保護受給者・ホームレス(路上生活者)の増加など「貧困」問題が顕在化してきた。

ほかにも、凶悪犯罪、非行・いじめの問題、子どもや高齢者・障害者に対する虐待、差別などさまざまな問題を社会は抱えている。このように社会を見渡すと、人の命や尊厳、人権は軽視され、さらに、人と人とのつながり—相互扶助の精神や連帯感—も薄らいでいるように思えるのである。そこに現在の社会の弱さがあり、それを克服していくことが求められているのではないか。すなわち、人と人がつながり支え合う社会、言い換えれば、共に生きる社会を創造していかなければならない。それは、福祉文化の目指すところでもあるだろう。

つながりと共生

一昔前の身体障害者といったら、外へ出ることさえままならなかった。なぜなら、身体障害者が外出することは、他人に迷惑をかけてしまうという考え方が支配的であったからだ。そうして障害者は自重を余儀なくされてきた。しかしそれでは社会は変わらないし、人々の理解も進まない。これではいけないと思って障害のある人たちは声をあげてきた。自立生活運動などがいい例である。

その結果、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)や「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)、「身体障害者補助犬法」などといった法律へとつながっていった。

このように物理的なバリアフリーは、確かに促進されてきた。それでは、心のバリアフリーはどうか。

車いすユーザーである乙武洋匡や樋口恵子、安積遊歩などが共通して言っていることがある。車いすに乗っていると、好奇心からなのか日本ではジロジロと見られることがあるが、アメリカでは人の目を意識することがなかったと言うのだ。このことの意味するところは、日本では障害のある人たちが障害のない人たちにとって、社会的にふれあう身近な存在ではないということの証であろう。

それでは、どうすれば障害者と非障害者が身近な存在としてふれあうことができるのであろうか。

中学教諭の三戸学は、障害者教員を採用することが、「子どもたち一人ひとりの豊かな人権意識を育てていくものと確信する」と言っている。三戸自身も生まれつきの脳性マヒで、手足と言語に障害をもつ。給食でパンの袋が開けられないときは、生徒に「開けてください」と頼む。そうしたやりとりが日常化すると、「お互いに助け合って生きていこう」と言わなくても、生徒はごく自然な形で助けてくれるようになる。こうして生徒たちは障害を持った先生を通して、人には「できること」と「できないことがある」という差異を理解することで、人を思いやる気持ちや自分を大切にすることが育つのではないかと述べている⁹⁾。

実際に障害者がいることで、クラスのみんなは助け合う場面を体験し、知らず知らずのうちに、その大切さを感じ取る。障害

をもった人と接する機会が増えれば自然と付き合い方もわかっていく。そうすれば「障害／非障害」という垣根も低くなっていくであろう。そして、障害のある人と接することによって、人々に正しい知識や情報をもたらし、如いては、それが偏見や差別をも排除していくことにつながるのではなかろうか。逆に、そういった人々と交わる機会がないと、誤った「障害者は何もできない」「障害者は大変だ」「障害者はかわいそうな人」といった一情報や経験に遭遇⁹⁾し、偏った見方をしてしまう恐れだっているのではないか。

また、杉並区（東京）の公立小学校の教員となった乙武洋匡は、教員採用が決まった記者会見で「一人ひとりの違いを認め合い、それぞれのよさを本人に気づかせていきたい」と抱負を語った。

それでは、障害をもつ生徒が障害のない生徒とともに学ぶ場合はどうであろうか。

安積遊歩は、「私がいることで、まわりの人間は、テストの点数以外の価値観を育てざるをえなかった。（中略）いくら道徳や掃除の時間に『お互いに助けあい思いやるのが大切です』なんて口で教えたって、点数で人を刻むのだから、そんなことばは子どものところに届きやしない。どういうことだかわかりっこない。でも、実際に目のまえに私がいることで、クラスみんなは助けあう場を体験し、知らず知らずのうちに、その大切さを感じとっていった⁹⁾と自身の経験を語っている。

三戸や乙武、安積の教育観は、福祉文化の礎となるであろう。すなわち「すべての人々が自分のもつ能力を最大限に発揮しながら、多様な価値観のもとで共生していく

社会（＝福祉社会）」を創造し、「一人一人が自らの発展のための選択肢を持ち、自ら自己実現のための生活のデザインができるような環境を創造し、多様な価値観を持った人々が共生しあえるような社会をつくらせていくことができる¹⁰⁾教育となるからだ。つまり、彼らは「生きた教材」として、他者（生徒）へ「多様な価値観」を提供していくことができるのである。小さいうちから、他者との違いを認め合える環境に子どもを置くことは、人間の理解を進める過程において、意義のあることであろう。まさに、生きた福祉教育の実践がそこにある。介護福祉士を養成する専門学校で「ソーシャルワーク」を教えている視覚に障害をもつ星野有史は、福祉教育について「福祉教育とは一人ひとりの違いを認め、共に生きる社会を実現するために、主に社会福祉の課題を取り上げて行う教育のこと¹¹⁾だと述べている。

私は水戸がいうように障害を持つ子どもたちに職業選択の一つとして「教員」を意識してもらい、「先生」を志す人を増やしていってもらいたいと願っている。しかし、そこで疑問をもった。

ところで、障害のある教員は、果たして、どのくらいいるのであろうか、と。

社会的障壁（バリア）

その疑問は、障害を持った人が教員を目指す過程において、非障害者と平等な条件の下にあるのだろうか、ということだった。たとえば、某大学の入試要綱を見ると、卒

線で「身体の機能に著しい障害のある方は、受験および就学が不可能な場合も有りますので、出願の前に相談してください」とあった。つまり、障害をもつ人は大学受験の段階ですでに制約が課せられているのである。実際に、某国立大学の後期博士課程に在籍している私の友人—身体障害者手帳1級を所持する電動車いすユーザー—は、大学院修士課程を受験する際に、いくつかの大学に断られている。

すなわち、自由に大学を選択（受験）することができない時点で、障害者が教員を目指す過程には高いハードルがあるのだ。

なお、杉並区の小学校教員となった乙武についていえば、彼は正規のルートで教員になったわけではない。杉並区の独自の採用枠で教員になったのだ⁸⁾。彼の実績を評価したからこそであろうが、それはあくまで例外といえるだろう。

また、神経難病者である鈴木隆雄は、質的研究における研究者のポジションについて「マジョリティ＝研究者・調査する側」「マイノリティ＝研究・調査対象（者）」という暗黙の前提があるのではないかと推察し、既存の学問体系に対する根本的な問いを立てて、ある文化やコミュニティの当事者、マイノリティの当事者自身が、研究者・調査者になって、学術的に自文化の情報を発信しても良いはずであると、一石を投じている⁹⁾。

次に企業や自治体で働く障害者の就労の実際はどうであろうか。

民間企業や国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率に相当する人数以上を雇用しなければならないこととされている。厚生労

働省の調査によれば、平成18年6月現在、民間企業（常用労働者数56人以上）における法定雇用率1.8%に対して1.52%となっており、基準を下回っている。しかも法定雇用率が制度化されてから、一般企業の障害者の雇用は一向に進んでいない。その理由をDPI（障害者インターナショナル）日本会議は、「法定雇用率が、雇用促進法に基づき、未達成企業も納付金という『お金さえ払えば、障害者を雇用しなくてもいい』という感覚から抜けきれていないからでしょう」と言っている（ホームページから引用）。

さらに言えば、利潤追求を目的とした資本主義社会では、生産性を生まないものには投資をしない。それだから非障害者に比べて、生産性の劣る障害者は企業にしてみれば、雇うよりも納付金を払ったほうが安くつくといった考えもあるのであろう。

また菊野一雄は、障害者雇用率の低迷の原因として、「日本社会の同質性」をあげている。「我が国は欧米の契約社会における『個人主義』に対比されるころの『集団主義』ないし『出る杭は打たれる』社会であり、『異質なものを』を排除・差別しがちな社会である」¹⁰⁾からだと述べている。

さらに、車いすのシンガーソングライター・朝霧裕は、障害者自立支援法のもつ問題点を指摘する。朝霧は障害者自立支援法では「就労時間は介助者をはじめをください。」「『就労や、通勤、通学には介助派遣を認められません』との行政からの指導を受け、「介助をはずさなければいけないのでは、勤務中、食事もできなければ、トイレにもいけない。なら、しかたがない」と、（中略）〈人間としての尊厳の上に成り立

つ一縷の希望)としての〈ようやく手にした職〉を辞し、生活保護に逆戻りする事例もある¹¹⁾と云って、障害者を働かせない法ではないかと批判する。

このように、冒頭で取り上げた吃音者もそうであるが、マイノリティは差別や偏見、スティグマにさらされ、社会の周縁に追いやられたり、排除の対象になりやすい存在だと言えるであろう。すなわち、障害者が「つながり」を求めて、社会へ出て行くためには、法の問題やマジョリティの意識など、さまざまなハードルを乗り越えていかなければならないのである。

つながりと共生をめざして

一番ヶ瀬は福祉文化について、「自己実現をめざしての普遍化された“福祉”の質(QOL)を問うなかで、文化的な在り方を実現する過程及びその成果であり、民衆のなかから生み出された文化¹²⁾と定義している。その「文化的な在り方を実現する過程及びその成果」というのは、石田のいう「現在の価値観でいえば、25条から13条への流れ、障害があろうと、高齢になろうと、経済的なことも含め、一人の人間としての尊厳が可能な限り尊重される社会」であって、「その多様な、人それぞれの活動や考え方を尊重する」文化のことを言うのであろう¹³⁾。そして、それには人と人との〈つながり〉を構築する必要がある。

福祉士を養成する学校では、平成21年度の入学生から、新しいカリキュラムに則った養成教育が始められた¹⁴⁾。たとえば、介護福祉士養成課程では、『人間の理解』や『障害の理解』について学ぶ。確かに、

人間や障害(者)を理解することは大切なことである。しかし、理解する前のプロセス(過程)として、まずはふれあう、知り合うことこそが必要であろう。人はふれあってこそ、人を理解することができるようになるのではなからうか。障害のある人の話を聴くことで、その人の気持ちもわかるようになる。そうして人と人とが繋がっていく。

そのためにも、障害者(さらに言えばマイノリティな人々すべて)とふれあい、知り合う機会を増やしていくことが必要である。そして、教育を受けたい、学びたい、働きたいというマイノリティな人々を社会へ押し上げていく、そういった支援も必要とされるであろう。換言すれば、つながりと共生のプロセスにおいて、「いま、ここで」しなければならないことは、マイノリティな人々を非障害者と同じ土俵にたたせるということである。

それが、これまで見てきたように、障害者と非障害者とのつながりを阻害する(社会的に不利益を被る)要因—障害者自立支援法や障害者の法定雇用率の問題、教育における排除など—がみられているところに今日の問題があると思うのである。それを問い直してしていくことが今こそ求められているのではなからうか。

本稿では、主に障害のある人たちの社会的不利について取り上げてきたが、最終的には、障害のあるなしにかかわらず、すべての人々がつながる社会を創造していかなければならないことは言うまでもないことである。

注

- 1) 吃音のある人のセルフヘルプ・グループ全言連ニュースNo82、2008年1・2月
- 2) 日本吃音臨床研究会会報『スタタリング・ナウ』No172、2008年12月
- 3) 「私の視点」朝日新聞朝刊、2007年2月1日
- 4) たとえば、障害理解について、「障害者はがんばっている存在だ」「障害者に同情してはいけない」「目隠し体験すれば目の見えない人の苦勞がわかる」といった単なる指導者の思い込みで、非科学的な内容が短時間の目隠し体験や車いす試乗、障害者の苦勞話講演などの間違った方法によって、学校や生涯教育の場で子どもたちや市民に非常に多く伝えられている（徳田克己・水野智美編集『障害理解』誠信書房、2005）。
- 5) 安積遊歩『癒しのセクシー・トリップ』太郎次郎社、1993；pp. 65-66.
- 6) 馬場清「教育と福祉文化」『福祉文化論』有斐閣、1997；pp. 83-84.
- 7) 星野有史『盲導犬キースのヒト観察記』相川書房、2008；p. 134.
- 8) 杉並区は、区職員の採用に関する条例を改正し、幅広く有能な人材を小中学校の教員として採用し、任期付きで配置している。
- 9) 鈴木隆雄「研究対象者としての研究者一方法論としての自己エスノグラフィー」日本オーラルヒストリー学会発表要旨、2008年10月12日
- 10) 菊野一雄『現代社会と労働』慶応義塾大学出版会、2003；p. 82

- 11) 朝霧裕「たったふたりの健常学」『障害学研究5』明石書店、2009；p. 194.
- 12) 一番ヶ瀬康子「福祉文化とは何か」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博、他編『福祉文化論』有斐閣、1997；pp. 3-4.
- 13) 石田易司「『福祉文化』を定義するために」『福祉文化研究』Vol. 18、2009；p. 7.
- 14) 認知症の者や医療ニーズの高い重度の者が増加するとともに、成年後見や障害者の就労支援など、国民の福祉・介護ニーズはより多様化・高度化してきている状況にあることや、平成19年11月の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正と併せて、より一層質の高い社会福祉士及び介護福祉士を養成していくことが求められたことによる（「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」厚生労働省ホームページ参照（2009年6月1日取得）。

参考文献

- (1) 一番ヶ瀬康子・河東田博編『障害者と福祉文化』明石書店、2001
 - (2) 大野智也『障害者は、いま』岩波新書、1988
 - (3) 乙武洋匡『五体不満足』講談社、1998
 - (4) 日本社会福祉士会『社会福祉援助の共通基盤 上 第2版』中央法規、2009
 - (5) 樋口恵子『エンジョイ自立生活』現代書館、1998
- (すだ けんいち 特定非営利活動法人市民サポートなかま)

資料編

2009年度日本福祉文化学会事業報告

1 大会

第20回 日本福祉文化学会全国大会 東京大会

福祉文化が創る共生と協働～20年の歩みとこれからの変革～

期 日：2010年2月27日(土)～2月28日(日)

場 所：早稲田大学国際会議場

2 各地方ブロック活動

●北海道ブロック

- ・9月19日(土) 公開シンポジウム

「地域を創る―医療と福祉は何ができるか―」参加者103名

●東北ブロック

- ・9月26日(土) 第10回宮城県富谷町地域福祉フォーラムの後援

- ・9月23日(水) 東北ブロック研修会・ブロック会議

講演テーマ：「地域福祉推進における住民の地域福祉の担い手意識の検証」

- ・11月14日(土) 第4回みやぎ在宅支援ドクターネット講演会の後援

●北陸ブロック

- ・2010年2月6日～7日 開催予定の福祉文化セミナー in 燕三条～地域における福祉文化実践を考える～の計画を進める。(実行委員会を5/23と8/8、1/30に開催)

●関東ブロック

- ・企画委員会と協力し東京大会に向けた実行委員会を4回開催

(5月15日、6月26日、7月16日、9月8日)

- ・東京大会では第4分科会を担当

●中部東海ブロック

- ・5月17日 公開型研修会「協働と福祉文化」(参加者30名)

- ・8月8日 公開型研修会「現場小セミナー／もうひとつの私の家・居場所づくり」

(参加者50名)

- ・9月6日 公開型研修会「調査分析の取り組み／協働による福祉社会再構築と福祉文化」

(参加者30名)

- ・10月18日 第8回福祉文化研究セミナー(参加者60名)

「パノラマ方式討論／長寿者とともに小地域をつなぐ仕組みづくり実現にむけて」

- ・12月20日 「ご近所福祉インこがわ」(参加者250名)

- ・1月24日 「ご近所福祉 in ぬまづ」(参加者350名)

- ・中部東海ブロック広報紙「OUR LIFE」(56号・57号・58号)発行

- ・調査研究活動『長寿社会に関する県民意識と実態調査』(1,341件回収)

●関西ブロック

- ・ 6月20日、21日 関西ブロック 現場セミナー開催『郡部高齢者の暮らしと文化』

●中国・四国ブロック

- ・ 12月6日(日) 中国・四国ブロック大会開催
「住民の手で作り上げる福祉文化」(参加者238名)

●九州ブロック

- ・ 2月18日(木) 2010年度全国大会打ち合わせ

●沖縄ブロック

3 各種委員会活動

●研究委員会

- ・ 7月25日(土)一番ヶ瀬康子先生の「福祉文化」論
- ・ 9月29日(火)「地域福祉のもとでの“福祉文化”論」

●企画委員会

- ・ 2010年2月開催の東京大会実行委員会8回開催
(5月15日、6月26日、7月16日、9月8日、10月14日、11月18日、12月14日、1月18日、2月22日)
東京大会では第3分科会、2日目の基礎講座第4セッションを委員会として運営。

●広報委員会

- ・ 学会ホームページ (<http://www.fukushibunka.net/>) の充実
(2009年1/1～2010年1/31現在 6,678人閲覧) 必要な情報を随時アップ
- ・ 委員会・ブロック活動報告のHP掲載について
- ・ 委員会報告
年3回(7月・11月・3月)各理事に活動状況を問い合わせ、内容をHPにアップする
- ・ ブロック活動報告
各ブロックの活動を把握し、チラシや報告原稿の催促をおこなう
- ・ メルマガの発行 1月現在64名が登録
随時、必要な情報を発信している

●『福祉文化研究』編集委員会

- ・ 『福祉文化研究』vol.19の原稿の募集と査読および研究誌の編集を行う。
特集テーマ「地域社会の再生と福祉文化」
投稿数 論文 10編 研究ノート 5編 その他 2編
掲載数 論文 4編 研究ノート 5編 その他 3編
- ・ 『福祉文化研究』vol.20の企画。
- ・ 委員会開催(5月9日、9月13日、11月14日、12月19日)
- ・ 他に委員会に関わる規約改正等の審議

●実践報告集委員会

●総務委員会

●将来構想委員会

4月11日 協議題①会員拡大について ②ブロック活動について

③実践と研究の融合について ④出版と著作権について ⑤その他

6月14日 協議題①「新・福祉文化シリーズ」の刊行について ②国際会議について

③会費未納者への対応について ④学会活性化イベントの開催について

●国際交流委員会

9月11日、12日 東アジア社会保障国際フォーラムへの参加（中国・北京 人民大学）

●事務局

事務局会議・作業等の実施

4月26日、5月16日、5月30日、7月18日、8月8日、8月30日、9月5日

11月7日、1月16日

4 理事会企画特別イベント

・11月10日(火)「アクティビティ・レクリエーション」セミナー

「高齢者と園芸療法」(登坂ユカ)「これからの福祉文化」(登坂ユカ・藺田碩哉・河東田博)

(東京・立教大学)(レクリエーション部会との共催)(参加者30名)

・12月12日(土)いきいきエイジング研究会シンポジウム「あなたの老後、どこで暮らしますか？」

(シンポジスト：松尾英人・山崎春人・上野健一・向平すすむ、コーディネーター：石田易司、

コメンテーター：蔭山力雄・岡村ヒロ子)(大阪・大阪市立いきいきエイジングセンター)(後援)

5 福祉文化通信

第63号 2009年1月発行に向けて準備をおこなう。

6 研究誌

『福祉文化研究』vol.19刊行予定(2010年3月)

7 出版・刊行

新・福祉文化シリーズ 第1巻『福祉文化とは何か』(日本福祉文化学会編集委員会 編集代

表：河東田博、2010年2月) 第2巻『アクティビティ実践とQOLの向上』(日本福祉文化学会編集委員会 編集代表：石田易司、2010年2月)

8 会議

理事会

第1回理事会

期 日：2009年10月3日(日)

場 所：立教大学 (東京都豊島区)

第2回理事会

期 日：2010年2月27日(土)

場 所：早稲田大学 (東京都新宿区)

日本福祉文化学会

これまで社会福祉はいわゆる救貧対策的なものとしてとらえられ、どちらかというとき暗いイメージがつきまとっていました。

急速に少子・高齢化が進展しつつある日本では、家族機能が変化し、福祉に対するニーズも多様化してきました。障害者の自立と社会参加も進み、健康で文化的な生活を求めて、自らが望むサービスを自己選択しようという動きも大きくなりつつあります。福祉は「だれもが、いつでも、どこでも、必要なサービスを受けられる」システムへと、大きく転換しなければならない時代になってきたのです。

本来福祉は「人間としての幸せを求める日常生活での努力」であり、障害の有無にかかわらず、人が人として自分の人生を精一杯生きるプロセスをサポートするものでなければなりません。

このような時代に福祉はどうあるべきか、また福祉への積極的な努力の實りとして、文化をはぐくむことができればという趣旨のもと、1989年に設立されたのが「日本福祉文化学会」です。本学会では会員一人ひとりが「福祉」を全ての人が生き生きと生きることをサポートするものにとらえ、福祉に文化の息吹を吹き込もう、という思いでこれまで多岐にわたる活動をしてきました。

現在日本各地の福祉の現場では、さまざまな文化活動が行われ、人々の生活に彩りを添えています。また、文化における成果を福祉の中に組み入れ、その地域をも豊かにしていく取り組みもあちこちに根付き始めています。

そんなひとつひとつの実践に学びながら、各地で思いを同じくする人々と「文化としての福祉」をともに織り紡ぎ、大きなネットワークを創っていきませんか。

活動の内容

・大会（年1回開催）

1年間の活動の総まとめです。記念講演、研究発表、分科会ごとの討論のほか、さまざまな文化活動の発表の場も設けます。会員相互の活動・研究の交流の場でもあり、その地域ならではの文化を味わいながら熱い議論を交わします。

・現場セミナー（年2回開催）

「現場から学ぶ」姿勢を大切にしてきた本学会の重要イベントのひとつです。ユニークな福祉文化活動を行っている施設や地域を訪れ、現場の空気に触れながら福祉文化について議論をします。泊まり込みで夜を徹して交流することもあります。

・国際交流

諸外国の福祉文化実践を学ぶとともに、日本の福祉文化の現状を紹介する国際交流の場です。韓国・中国との定期的な交流を通じ、国際会議・施設見学などを行っています。21世紀に入った2002年にはモンゴルも加わり、東アジアに福祉文化のネットワークを構築することをめざし

ています。

- ・研究部会

同じ関心を持った会員同士が集まり、福祉文化について自由に語り合います。介護における文化、福祉レクリエーション、福祉文化とは何か、高齢者のアウトドア活動、福祉文化教育など、テーマは多彩です。

- ・地方ブロック

福祉文化をキーワードとして、各地方ブロックごとにさまざまな活動を行います。地方で大会を開催する場合は、運営事務局機能も果たしています。

- ・シンポジウムの開催

タイムリーな福祉文化の話題についてシンポジウムを行っています。各種団体がシンポジウムなどのイベントを開催する場合、その活動を後援することもあります。

- ・研究誌、学会通信、図書の発行

研究誌『福祉文化研究』（年1回発行）

福祉文化についての学術研究を掲載する研究誌です。論文、研究ノート、現場実践論など福祉文化についての最新の研究が掲載されています。

実践報告『福祉文化実践報告集』

福祉文化の視点を踏まえた全国の実践活動報告集です。各地域で行われている実践活動が紹介されています。

年次報告

当学会の年間活動報告集です。各事業報告、活動報告のほか年度内に発行した「通信」、委員会・事務局便りなど1年間の活動が1冊に集約されています。

通信『福祉文化通信』（年4回）

「福祉文化人に聞く（インタビュー）」、「地方発福祉文化」、「事業報告」、「読書案内」、「インフォメーション（イベント情報）」など日本や諸外国の福祉文化についてのホットな情報を掲載しています。

福祉文化ライブラリー（既刊15冊）

おしゃれ、遊び、旅行、食事、ライフスタイルなど、人々の生活を豊かにする知恵と工夫が満載。福祉文化とは何かについて学ぶのに最適な書籍です。

実践・福祉文化シリーズ（全5冊）

日本福祉文化学会10年のあゆみを「高齢者」「障害者」「子ども」「地域」「遊びと余暇」の5つの視点からまとめたシリーズ。豊富な実践例の紹介とその理論化によって、21世紀の福祉のあり方が学べます。

学会の運営

総会を最高議決機関とし、そこで選出された役員が総会の決定事項を執行します。

〈役員〉

会長	河東田 博（立教大学）
副会長	石田 易司（桃山学院大学） 沈 潔（浦和大学）
顧問	藺田 碩哉（実践女子短期大学）
理事	相内 眞子（北翔大学） 五十嵐 真一（柏崎市役所） 磯部 幸子（浦和大学） 遠藤 美貴（立教大学大学院） 加登田 恵子（山口県立大学） 小池 和幸（仙台大学） 小坂 享子（神戸学院大学） 坂本 道子（聖隷クリストファー大学） 志賀 俊紀（長崎県ほかにわ共和国） 島田 治子（目白大学） 長渕 晃二（社会福祉法人村山苑） 永山 誠（昭和女子大学） 平田 厚（静岡福祉文化実践研究所） 本多 洋実（日本体育大学） 増子 正（東北学院大学） 松原 徹（NPO 法人音楽の砦） マーレー 寛子（社会福祉法人小羊会） 和田 佳名子（京都女子大学）
評議員	雨宮 洋子（総合ケアセンター泰生の里） 池 良弘（日本福祉医療専門学校） 池田 昌弘（NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター） 浮田 千枝子（群馬松嶺福祉短期大学） 大島 道子（静岡英和学院大学） 木村 たき子（日本子ども家庭総合研究所） 國光 登志子（立正大学）

小沼 肇（静岡英和学院大学）
千葉 和夫（社会事業大学）
津曲 裕次（長崎純心大学）
萩原 清子（関東学院大学）
事務局長 渡邊 豊（新潟県社会福祉協議会）
事務局次長 関矢 秀幸（柏崎市社会福祉協議会）
監 事 相羽 利子（新潟県行政書士会）
齋藤 孝夫（渋川市社会福祉協議会）

〈会 員〉

・個人会員・学生会員

本会の趣旨に賛同し、さらに研究実践活動に積極的に参加する意思を持ち、所定の会費を納入した者。

・団体会員

本会の趣旨に賛同した団体にして、所定の会費を納入し、評議員会において承認した者。

・賛助会員

本会の趣旨に賛同し、本会に経済的、その他の援助を与えるもので、評議員会で推薦した者。

◇特 典◇

学会の諸活動に参加し、学会通信・研究誌などの配布を受けられる。

〈年会費〉

個人会費	10,000円
学生会員	5,000円
団体会員	一口20,000円以上
賛助会員	一口50,000円以上

日本福祉文化学会規約

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

この会は日本福祉文化学会、英文では Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture という。

第 2 条 (事務所)

この会の事務所は、新潟県柏崎市中央町5-17におき、全国にブロックをおく。ブロックは、北海道ブロック、東北ブロック、北陸ブロック、関東ブロック、中部・東海ブロック、関西ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック、沖縄ブロックとし、ブロックに関する細目は、別にこれを定める。

第2章 目的および事業

第 3 条 (目 的)

この会は福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化学の研究・実践活動を進めることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 毎年1回大会を開く。なお、必要に応じ、臨時大会を開くことがある。
2. 福祉ならびに福祉文化学の共同研究を行う。
3. 研究会・国際会議を開催する。
4. 機関誌・研究紀要・図書を編集および発行する。
5. 福祉文化学の研究・実践活動を目指すグループなどとの連携・共同研究を行う。
6. その他の必要な事項に関する事業を行う。

第3章 会 員

第 5 条 (会員・会員の権利)

会員は、本会の趣旨に賛同し、会費納入など所定の手続きをし、入会にあたり、所属ブロックを申請した者とする。なお、会員は次の権利をもつ。

1. 会員は、総会における議決権、役員選挙権・被選挙権を行使する。
2. 会員は、大会において研究発表を行い、機関誌や研究紀要に投稿する。
3. 会員は、機関誌、研究紀要などの配布を受ける。
4. 会員は、この会が主催する事業に参加する。

第 6 条 (退会および除名)

会員は、本人の申し出により退会することができる。なお、会員が会費を3年以上にわたって滞納した時は、退会したものとみなす。また、会員が著しく本会の名誉を傷つけた時、理事会は審議のうえで、その会員を除名することができる。

第 7 条 (名誉会員・賛助会員)

会員のほかに、名誉会員、賛助会員をおく。

1. 名誉会員 本会に功労のあった者で、理事会において推薦し、総会において承認をえた者とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体で、理事会が承認したものとする。

第4章 機 関

第8条 (役員)

本会の事業を運営するために、次の役員をおく。役員任期は三ヵ年とし、二期六年を原則とする。

1. 会 長 一名 理事の互選によって選出し、この学会を代表する。
2. 副会長 二名 理事の中から会長が任命し、会長を補佐して事業の推進にあたる。
3. 理 事 十五名程度 評議員の互選によって選出し、総会の決議に基づく会務を運営、執行する。さらに事業の継続性を損なわないようにするため、すべての会員の中から若干名の理事会推薦理事を指名することができる。
4. 評議員 三十名程度 会員の直接選挙によって選出し、会長の諮問に応ずる。
5. 監 事 二名 評議員会が選出し、会計および会務運営、執行状況を監査する。

第9条 (顧問)

本会は、若干の顧問をおくことができる。

第10条 (運営)

本会は、次の運営組織をもつ。

1. 総 会 会員をもって構成し、学会の意志と方針を決定する総会は、少なくとも一年に一回開催する。
決議は、出席者の過半数の同意によるものとする。また、会長が必要と認める時、または会員の五分の一以上の請求がある時は、臨時総会を開く。
2. 理 事 会 理事をもって構成し、総会の決議に基づく会務の運営と執行の責任を負う。理事会は、全理事の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意によるものとする。
3. 評議員会 会長の召集によって開催する。
4. 委 員 会 理事会は各種の委員を委嘱し、会務の執行を補助させることができ

る。なお、その細目は、理事会において別にこれを定める。

第5章 会 計

第 11 条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第 12 条 (予算および決算)

本会の予算および決算は、理事会の決議をへ、総会の承認をえて、これを決定する。

なお、各種事業に関する予算および決算は、これを総会に報告することとする。

第 13 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から3月末日までとする。

第6章 事 務 局

第 14 条 (事務局)

本会に事務局をおく。事務局には、事務局長および事務局員をおき、会務を執行する。

なお、事務局に関する細目は、別にこれを定める。

第7章 規約変更および解散

第 15 条 (規約変更)

本規約を変更するには、会員の三分の一以上の、または理事の過半数の提案により、総会出席者の二分の一以上の同意をえなければならない。

第 16 条 (解 散)

本会を解散するには、会員の三分の二以上の、または理事の過半数の提案により、総会出席者の三分の二以上の同意をえなければならない。

付 則

本規約第8条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙（2005年度実施）に限り、第二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。

本規約は1998年11月28日より施行する。

本規約は2003年11月29日より、一部改正施行する。

本規約は2004年4月1日より、一部改正施行する。

本規約は2005年1月30日より、一部改正施行する。

本規約は2008年10月19日より、一部改正施行する。

日本福祉文化学会評議員選出規則

第 1 条 (総 則)

日本福祉文化学会規約第 8 条に基づく評議員の選出は、この規則の定めるところによる。

第 2 条 (選挙事務)

- 1) 評議員の選挙を実施するために、選挙管理委員会をおく。
- 2) 選挙管理委員は、理事会（第 1 回選挙については常任委員会）の指名する若干の委員（役員を除く）によって構成し、委員長を互選する。
- 3) 委員長は、選挙結果を文書で理事会に報告する。

第 3 条 (評議員の定数)

評議員の定数は、三十名程度とする。

第 4 条 (評議員の選出)

- 1) 評議員は、本会規約第 5 条に規定する資格を有する会員の中から 7 名連記の無記名投票により選出する。
- 2) 選出された評議員が特別の理由により辞退を申し出た時は、次点の者を繰り上げて当選とすることができる。

第 5 条 (選挙の方法)

選挙は、選挙管理委員会が発行する投票用紙により、遅くとも総会期日の 1 ヶ月以上前までに、郵送の方法によって行う。

第 6 条 (選挙権・被選挙権資格)

- 1) 評議員の選挙について、選挙権および被選挙権を有する者は、会費を納入し、選挙人名簿に記載されている者とする。ただし、すでに再選されている評議員は被選挙権を有しない。
- 2) 評議員の選挙は、前項に定める選挙権を有する者の名簿を有権者に配布することによって行う。
- 3) 前項の名簿は、選挙期日の 2 ヶ月前現在で作成するものとする。

第 7 条 (同数得票者の扱い)

選挙によって同数得票者が生じた場合、抽選によって当選者を決める。抽選は、選挙管理委員会において行う。

第 8 条 (実施要項)

この規則による選挙の実施要領は、別にこれを定める。

第 9 条 (規則変更)

本規則を変更するには、理事の過半数の提案による。

付 則

この規則は、1999年4月1日から施行する。

本規則第6条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙（2005年度実施）に限り、第二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。

この規則は2003年11月29日より、一部改正施行する。

この規則は2005年1月30日より、一部改正施行する。

『福祉文化研究』投稿規定

(平成12年3月25日制定)

1. 本誌への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。

2. 他誌に発表された原稿(予定も含む)の投稿は認めない。

3. 本誌は原則として依頼原稿、投稿原稿およびその他によって構成される。

(1) 投稿原稿の種類とその内容は以下のとおりとする。

①論文 (Original Article)

福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究論文および考察 400字×40枚以内(要約、図、表および写真も含む)

②研究ノート (Short Article)

福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文 400字×30~35枚以内(要約、図、表および写真も含む)

③その他 (Others)

- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ活動、政策、動向などについての提案・提言
- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ研究、調査論文の総括および解説
- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ調査研究

いずれも400字×30枚以内(要約、図、表および写真も含む)

④現場実践論 (Activity Report)

- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ現場実践から生まれた問題提起や提案、提言、方法論
- ・福祉文化活動に関する実践報告(活動の結果創り出された作品等の紹介、報告も含む)

いずれも400字×30枚以内(図、表および写真も含む)

⑤資料 (Information)

福祉文化を論じ、または実践する上で有益な資料 400字×25枚以内(図、表および写真も含む)

⑥会員の声 (Letter)

掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の報告など 400字×4枚以内(図、表および写真も含む)

⑦福祉文化評

福祉文化の視点や生活者の視点から執筆された著作についての書評 400字×4枚以内(図、表および写真も含む)

(2) 投稿原稿のうち①と②の構成は別表に準ずるものとする。

(3) 査読の対象となるものは①~③とする。

4. 投稿原稿の採否は、原則として査読者2名の審査を経て、編集委員会で審議し決定する。編集委員会の判定により、掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。

(別表) 論文と研究ノートの基本構成

項目	内容
抄録、要旨、まとめ	目的・方法・結語に分けて見出しを付けて記載すること(1000文字以内)
キーワード	6語以内
1 緒元(はじめに、まえがき)	研究の背景・目的
2 研究方法(方法と対象・材料)	研究・調査・分析に関する手法の記述および資料・材料の集め方
3 研究結果	研究等の結果等
4 考察	結果の考察・評価
5 結語(おわりに、あとがき)	結論(省略も可)
文献	文献の記載は6.(10)に従う

5. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿は、できるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヵ月以上経過しても連絡がない場合は、投稿取り下げとみなすことがある。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を、別に付記するものとする。

6. 投稿原稿の執筆要領

(1) 原則としてパソコン、ワープロを使用すること。A4判用紙に、横書きで40字×40行で印字する。数字(2桁以上)および英字は原則として半角とする。

手書きの場合はB5判またはA4判400字詰横書きの原稿用紙を使用する。数字(2桁以上)および英字は原則として1マスに2字とする。

(2) 番号のふりかたは以下のようにする。

1……………章番号

1-1……………小章番号

1)……………節番号(大きな区切り)

(1)……………次に大きな区切り

①……………細目番号(列挙して説明する時など)

(3) 原則として新かなづかいを用い、できるだけ簡潔に記述する。誤字やあて字が多く、日本文として理解が困難な場合は返却することがある。

(4) 投稿原稿は、原則として日本文とする。外国語の原稿を投稿する場合は事務局に問い合わせること。ただし、図、表、および写真の説明は欧文で記載してもよい。

(5) 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用いる。

(6) 特殊な、あるいは特定分野のみで用いられている単位、符号、略号ならびに表現には必ず簡単な説明を加える。

(7) 外来語は、片かなで書く。外国人名や適当な日本語訳のない述語などは、原綴を用いる。手書きの場合、ローマ字は活字体を用い、イタリック体で記述する場合は、アンダーラインで示す。

(8) 図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつける。本文とは別にまとめておき、原稿の欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。図、表、写真は原則としてそのまま掲載できる明瞭なものとする。図、表にはタイトル、写真にはキャプションをつけること。

(9) 原稿には投稿票を付し、所定欄にもれなく記入する。

異なる機関に属する共著である場合は、各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し、その番号を対応する著者の氏名の右肩に記す。

(10) 文献の記載様式

①引用文献は、本文尾引用箇所の肩に1)、2)などの番号で示し、本文の最後一括して引用番号順に記載する。参考文献は(1)、(2)などの番号で示し、本文の最後一括して番号順に記載する。文献の著者が3人までは全員、4人以上の場合は3人目までをあげ、4人目以降は省略して～、他とする。

②雑誌名は、原則として省略しないこととする。その雑誌が使用している略名がある場合は、使用してもよい。

③記載方法は下記の例に準ずる。

<雑誌の場合>

著者名「表題」『雑誌名』巻、発行年（西暦）；pp.-.

(例)

1) 太田貞司「高齢者ケアと福祉文化」『福祉文化研究』Vol.9、2000；p.5.（複数ページの場合はpp.5-6.）

<単行本の場合>

著者名「表題」編者名『書名』発行所、発行年（西暦）；pp.-.

(例)

2) 一番ヶ瀬康子「福祉文化とは何か」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博、他編『福祉文化論』有斐閣、1997；p.19.（複数ページの場合はpp.19-20.）

原則として、特殊な報告書、投稿中原稿、私信などで一般的に入手不可能な資料は、文献としての引用を差し控える。

7. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて正1部、副2部を送付する。副本は複写でもよい。パソコン、ワープロで作成した投稿原稿は、原文をワード又はテキスト形式に変換し、3.5インチフロッピーディスクにコピーして添付すること。

8. 原稿の提出期日は8月末日（当日消印有効）とし、刊行は年1回3月とする。

9. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。

10. 本誌に掲載された論文の原稿は、原則として返却しない。

11. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化研究原稿」と朱書きし、下記に郵送する。

〒336-0974 さいたま市緑区大崎3551 浦和大学3号館 磯部研究室

日本福祉文化学会 『福祉文化研究』編集委員会事務局

TEL 048-878-5032 FAX 048-878-5032

12. 掲載原稿の著作権は本学会に帰属する。ただし、本学会が必要と認めるとき、あるいは外部から引用の申請ならびに著作権使用の申請があった時は、編集委員会で審議の上、これを認めることがある。

13. 著者校正は1回とする。基本的に校正の際の加筆は認めない。

14. 本誌に掲載された著者に本誌を2部送付（贈呈）する。別刷りを希望する場合は有償となる。部数ごとの金額については、各年度の要項を参照すること。

15. その他、本規定に関する問い合わせは本部事務局へ。

『福祉文化研究』 投稿票

日本福祉文化学会

提出年月日	年 月 日
原稿の種類 (○で囲む)	論文 研究ノート その他 現場実践論 資料 会員の声
分類 (該当する分類を○で囲む。複数にわたってもよい)	(1)暮らしの中の福祉文化 (2)スポーツ・レクリエーションと福祉文化 (3)芸術と福祉文化 (4)宗教と福祉文化 (5)教育と福祉文化 (6)メディアと福祉文化 (7)企業活動と福祉文化 (8)科学技術と福祉文化 (9)建築と福祉文化 (10)法律(法制度)と福祉文化 (11)フィナーレ文化と福祉文化 (12)外国の福祉文化
(ふりがな) 氏名	
自宅住所	〒 TEL: E-mail: FAX:
所属機関名	〒 TEL: E-mail: FAX:
題目(日本語)	
題目(英語)	
キーワード	
枚数	本文(注含む)400字詰原稿用紙 枚 表 枚、 図 枚、 写真 枚
別刷り必要部数	部(有料)
二重投稿に関する署名	本稿は、他誌に発表しておらず投稿中でもありません。また、掲載の採否決定前に他誌へ投稿いたしません。 署名(自署):
備考	
編集委員会 記入欄	

ゲラ校正等、送付先(自宅または勤務先)に○印をつけてください。
投稿の際はコピーして使用してください。

『福祉文化実践報告集』投稿規定

2005年1月30日制定

1. 本報告集への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。ただし学会員の推薦がある場合にはその限りではない。

2. 他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。

3. 原稿を投稿の際、指定の「投稿票」に記入する。学会員の投稿は無料。学会員以外が投稿する場合は、事務手続き料として3,000円を徴収する。

4. 本報告書は、原則として依頼原稿、投稿原稿、およびその他によって構成される。

投稿原稿の種類とその内容は、以下の通りとする。

(1) 「報告 (Report、福祉文化実践報告)」

現場や地域における福祉文化の視点や生活者の視点にたつ日々の現場実践やボランティア活動の経験の中から生まれた取り組みの報告。原則としてA4判（1頁当たり40字×40行）4～5枚（タイトル、図、表及び写真も含む）。

(2) 「小論 (Short Activity Report、福祉文化実践雑感)」

現場や地域における福祉文化の視点や生活者の視点にたつ日々の現場実践やボランティア活動の経験の中から生まれた問題提起や提案、提言等。原則としてA4判（1頁当たり40字×40行）3～4枚（タイトル、図、表及び写真も含む）。

(3) 「資料 (Information、福祉文化実践資料)」

現場や地域での福祉文化的活動やボランティア活動の経験を通して得られた有益な資料。原則としてA4判（1頁当たり40字×40行）1～2枚（タイトル、図、表及び写真も含む）。

(4) 会員の声 (Letter)

掲載された論文や報告等に対する意見、実践報告、ボランティア活動の経験など。原則としてA4判（1頁当たり40字×40行）1枚以内（タイトル、図、表及び写真も含む）。

5. 福祉文化実践報告集編集委員会は、編集委員長の下に3～5名の委員を配置する。委員会委員は理事会の承認を得ることとする）での判定により、投稿者に対し、掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。

6. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿はできるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヶ月以上経過しても連絡がない場合は、投稿取り下げとみなすことがある。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を、別に付記するものとする。

7. 投稿原稿の執筆要領は、別途定める。

8. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて完全版下で2部を送付する。

9. 原稿の提出期日は10月末日とし、刊行は年1回3月とする。

10. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。

11. 本報告集に掲載された報告等の原稿は、原則として返却しない。

12. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化実践報告集原稿」と朱書きし、下記に郵送する。

〒165-0026 東京都中野区新井2-12-10 芸術教育研究所内 日本福祉文化学会事務局

TEL 03-3387-5461 FAX 03-3228-0699

付則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

改正 2010年2月27日

『福祉文化実践報告集』 投稿票

日本福祉文化学会

提出年月日	年 月 日
原稿の種類 (○で囲む)	報告 小論 資料 会員の声
分類 (該当する分類を○で囲む。複数にわたってもよい)	(1)暮らしの中の福祉文化 (2)スポーツ・レクリエーションと福祉文化 (3)芸術と福祉文化 (4)宗教と福祉文化 (5)教育と福祉文化 (6)メディアと福祉文化 (7)企業活動と福祉文化 (8)科学技術と福祉文化 (9)建築と福祉文化 (10)法律(法制度)と福祉文化 (11)フィナーレ文化と福祉文化 (12)外国の福祉文化 (13)ジェンダーと福祉文化 (14)その他(具体的に:)
(ふりがな) 氏名	
自宅住所	〒 TEL: FAX: E-mail:
所属機関名	〒 TEL: FAX: E-mail:
題目(日本語)	
キーワード	
枚数	本文400字詰原稿用紙 枚 表 枚、 図 枚、 写真 枚
備考	
編集委員会 記入欄	

福祉文化実践学会賞選考規定

2005年1月30日制定

1. 福祉文化実践学会賞は、前年度までに発行された『福祉文化実践報告集』及び学会誌『福祉文化研究』に掲載された「論文」「報告」「小論」「現場実践論」等、および、本学会の会員で当該年度までに行った福祉文化実践活動の中から最も優れた現場実践やボランティア活動等に対して与えられる。
2. 受賞者の人数は、原則として1年度に1名または1団体とする。
3. 受賞者の選考は、選考委員会が以下の要領で行い、理事会の承認を得て決定する。ただし、第1回目の受賞者の選考は別途定める。
 - (1) 受賞候補者の推薦は、選考委員会が行う。
 - (2) 選考委員会は、副会長1名、『福祉文化実践報告集』編集委員長、『福祉文化研究』編集委員長、研究企画委員会委員長、事務局長の5名によって構成される。ただし、役職を兼任している場合の委員補充は行わない。
 - (3) 選考委員会は、当該年度の4月30日までに、受賞候補者名と推薦文を会長宛に提出する。
 - (4) 会長は受賞候補者名と推薦文を理事会に提出し、理事会で受賞予定者を決定する。また、受賞予定者に通知する。
 - (5) 受賞候補者がなかった場合、あるいは、理事会の審議の結果、受賞候補者のいずれもが受賞者として適当ではないと判断された場合は、その年度の受賞者はないものとする。
4. 受賞者には、賞状および副賞として5万円の金品が授与される。
5. 授賞式は、総会の席上で行う。その際、1名分の交通費を支給する。
6. 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

付則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

日本福祉文化学会倫理規程

日本福祉文化学会は、人間としての幸せを求め、人々の権利を探求することを最も重要なテーマとする学会として、学会および学会の会員の実践や研究、発表などの活動において遵守すべき倫理について、倫理規程を定める。

(遵守すべき倫理)

- 1 学会および会員は、学会の現場セミナー、会員の実践活動、研究活動、実践報告、研究発表などにおいて、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」(2004年11月・厚生労働省)に抵触しないように配慮しなければならない。
- 2 学会および会員の実践活動や研究活動などの結果の整理や報告、公表にあたっては、対象者の名誉やプライバシーなどの権利を侵害したり、整理した内容や結果を捏造してはならない。
- 3 学会および会員の実践活動や研究活動などにおいては、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントにあたる行為によって他者の権利を侵害してはならない。
- 4 学会および会員の大会での口頭発表や『福祉文化研究』などへの投稿においては、他者の論文を盗用したり、重複投稿をしたり、出所を明示(必要に応じて承諾を得る)しないで他者の論文や文献、他説を引用したりしないようにしなければならない。
- 5 学会および会員は、実践や研究、報告、発表などの活動において差別的表現や不適切とされる用語などを使用してはならない。
- 6 『福祉文化研究』の編集や査読においては、投稿者の人格を傷つけたりすることなどがないように、他者の人格の尊重や権利に配慮をしなければならない。
- 7 学会および会員は、会員の名簿などの個人情報を学会活動に必要な目的以外に用いてはならない。

(倫理委員会の設置と運営)

- 1 学会は、倫理規程の目的を達成し、倫理に関するトラブルに対応するために、倫理委員会を設置する。
- 2 倫理委員会は、理事会において理事および評議員の中から選出された倫理委員5名をもって構成され、互選により委員長を決定する。
なお、委員の任期は次回評議員選挙によって新理事および評議員が決定して引き継がれるまでとする。
- 3 倫理委員会は学会および会員の倫理向上のための提言を行う。
また、学会および会員に関する遵守すべき倫理に抵触する旨の苦情や訴えがあった場合ならびに救済の訴えがあった場合には、裁定に関わる審議を行い、その結果を理事会に提案する。
- 4 倫理委員会の裁定の決定と通告については、委員会の提案に基づいて理事会が決定し、理事会が当事者に通告を行う。
その後の対応については、理事会が行う。
- 5 倫理委員会は、上記の訴えを受け止められるように、相談窓口を学会事務局に置く。

(改正ならびに廃止の手続き)

規程の改正・廃止は、理事会が行う。

(付則)

この規程は、2010年2月28日より施行する。

日本福祉文化学会著作権規程

日本福祉文化学会は、福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化の研究・実践活動を進めるために、研究論文等の印刷、配布又は Web 送信など、投稿者及び他の会員や社会の期待に応えるサービスを、日本福祉文化学会の名にふさわしい質を維持しながら提供する必要がある。しかも、このサービスは将来予想される新技術や会員／社会のニーズの変化に柔軟に対応しつつ、安全かつ継続して提供できなければならない。

そのためには、日本福祉文化学会が自己の名義の下で公表する著作物の著作権に関する取り扱いを明確にする必要がある。この規程ではかかる著作物の著作権を日本福祉文化学会に譲渡してもらうことを原則とするものの、それによって著者ができるだけ不便を被らないよう配慮する。

(この規程の目的)

第 1 条 この規程は、本学会に投稿される論文等（本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等及び本学会に投稿される研究報告、シンポジウム・全国大会・本学会が主催又は共催するセミナーなどの予稿等を含む。以下あわせて論文等という。）に関する著作者・投稿者（以下あわせて「著作者」という。）の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

(著作権の帰属)

第 2 条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利¹⁾を含む。以下同じ。）は本学会に最終原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属する。

2. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議の上措置する。
3. 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

(不行使特約)

第 3 条 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみ抽出して利用
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(第三者への利用許諾)

第 4 条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会は本学会理事会において審議し、

適当と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2. 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第5条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに對し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2. 著作者が著作物を利用しようとする場合、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に本学会の出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、元の論文等を25%以上変更した場合にはこの限りではない。また、3項、5項にかかわる利用に関しては事前に申し出ることなく利用できる。
3. 論文等のうち、本学会が査読の上論文誌(ジャーナル及びトランザクション。以下同じ。)への採録を決定して最終原稿を受領したもの及び会誌記事については、著作者は他の学会に投稿することはできない。なお、論文等のうち、研究報告、シンポジウム予稿、全国大会予稿、セミナーの予稿など(以下「研究報告等」という。)については、研究の途中成果とみなし、著作者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿する(以下「論文化投稿」という。)ことに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
4. 著作者が論文か投稿をするにあたり、著作権の返還を本学会に申請した場合、本学会は、当該著作者の申請が正当な理由によるものと認めるときは、当該研究報告等の著作権を著作者に返還する。ただし、当該著作者は、当該研究報告等に関し、本学会の運営上必要となる事項(第三者への複製許諾、学会が作成するWebサイト、CD-ROM等への論文掲載等)を本学会が継続して実施できるよう、本学会に対して当該研究報告等にかかる著作権の利用許諾を行うものとする。なお、当該利用許諾については投稿先の学会等に事前に通知するものとし、本学会へ利用許諾を行ったことにより投稿先の学会等との間に紛争が生じた場合は、本学会は当該著作者と協力して、解決を図るものとする。
5. 著作者は、投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず、いつでも著作者個人のWebサイト(著作者所属組織のサイトを含む。以下同じ。)において自ら創作した著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して「日本福祉文化学会倫理綱領」に則ること、ならびに本学会の出版物にかかる出典(当該出版物が発行された場合)及び利用上の注意事項²⁾を明記しなければならない。

(例外的取り扱い)

第6条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあると

きは、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第7条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

第8条 この規程は1989年5月1日に遡って有効とする。なお、1989年5月1日より前に投稿された論文及び小論文等の著作権についても、投稿者から別段の申し出があり本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

(付則)

本規程は、2010年2月28日より施行する。

注

- 1) 以下の権利を含む：複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、上映権(第22条の2)、公衆送信権等(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、頒布権(第26条)、譲渡権(第26条の2)、貸与権(第26条の3)、翻訳権、翻案権等(第27条)、二次的著作物の利用に関する原著作物の権利(第28条)。
- 2) 利用上の注意事項の例：ここに掲載した著作物の利用に関する注意本著作物の著作権は日本福祉文化学会に帰属する。本著作物は著作権者である日本福祉文化学会の許可のもとに掲載するものである。利用に当たっては「著作権法」ならびに「日本福祉文化学会倫理綱領」に従うこと。

編集後記

今回は、さまざまな分野からの投稿がありました。福祉文化を切り口にした場合、このように広範囲、かつ、多様な研究課題があることを改めて知ることができました。委員として十分な職責は果たせなかったものの、その意味で、楽しませていただきました。

(月田みづえ)

学会発足当時から、共感的支えを多くの会員の皆様からいただき、現在までローカルな一会員として福祉文化創造を実践的側面から日々地域活動に取り組んでいます。

このたびの理事の改選で、再びその大役を仰せつかりました。さらには、これまでまったく領域外のこの研究誌「編集委員会」の委員に推薦をいただきました。

地域事情等もあり、第19号の編集作業への関わりはほとんどできることなく関東周辺の委員の皆様にご依存した次第です。今、厳しい社会情勢にあって、地方にいる会員の立場から、改めて地域社会再構築への課題に立ち向かうとき、「福祉文化」をどう根付かせるかへの熱い思いがあり、さらに「理論」と「実践」を深めていくことを期待したい。(平田 厚)

今期も編集委員会の末席に楽しく座らせていただいています。薬の安全性確保が専門で、福祉の分野は障害者であることを除けば門外漢ですが、「福祉文化」の影響か最近「薬の文化」について考えています。患者・市民、医療従事者、施設（医療機関、薬局など）、研究者、医薬関連企業、行政の取り組みと法制度、及びそれらの間の相互作用の結果として生じる人々の薬に関する知識・態度・行動の総体が文化として表れると感じています。

(佐藤嗣道)

今回も、この「福祉文化研究」の編集の大詰めを迎えています。

だいぶ前から編集にかかわってきたものとして、毎年毎年、たくさんの方から論文などの応募をしていただけるようになったことに感慨を覚えています。また、査読者の方の丁寧で温かなアドバイス、編集委員の皆様のご献身的な努力に頭が下がります。自らが編集委員でありながらのコメントとしてはおかしいですが、それらの全てがこの研究誌に凝縮されています。皆さんに“感謝”です。

(小沼 肇)

研究の到達点と福祉現場の「いま」の凝縮である本誌の編集に関わらせていただき、委員会での議論や編集作業を通して、自分の福祉文化観がきびしく問われていることを痛感しました。書き手の伝えたいことが書かれ、それを受けとめた読み手が次の書き手になる…。そんな福祉文化の創造のプロセスをさらに感じとれる研究誌にしていく上での一委員の職責を感じつつ、多くを学ばせていただきました。

(岡 真澄)

編集委員長 本多 洋実 (日本体育大学)
編集委員 小沼 肇 (静岡英和学院大学)
月田みづえ (昭和女子大学)
平田 厚 (静岡福祉文化実践研究所)
佐藤 嗣道 (東京大学)
岡 真澄 (川越市)
磯部 幸子 (浦和大学)

福祉文化研究 2010 Vol.19 (学術刊行物)

2010年(平成22年)3月25日発行

編集・発行 日本福祉文化学会

〒336-0974 さいたま市緑区大崎3551
浦和大学・磯部研究室内 『福祉文化研究』編集事務局
TEL&FAX 048-878-5032
ホームページ <http://www.fukushibunka.gr.jp>

印刷 望月印刷株式会社

〒338-0007 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5-8-36
TEL 048-840-2111 FAX 048-840-2121